

明治三十七年 法令全書索引

凡例

- 一本編ハ明治三十七年中發布ニ係ル法令件名ノ語辭ニ就キ檢索ニ資スヘキモノヲ採擇シテ其項目所屬ノ法令件名ヲ列擧スルモノナリ
- 一件名中數多ノ項目ヲ包括スルモノハ皆之ヲ掲出ス然レトモ主ラ繁ヲ去リ甲部ノ項ニ繫ケテ乙部ノ項下ニ略スルトキハ其項下ニ某部某項ニ載スト記註ス
- 一貨幣ト銀貨租稅ト國稅下士卒ト兵卒トノ如キハ各別ニ其項目ヲ設クト雖モ亦前項ノ如ク記註シテ一方ニ登載ス
- 一イロハ四十七音中「非オエ」ハ「イヲエ」ニ濁音半濁音ハ清音ニ併載ス

2320.91
4

72-93

一稱謂ヲ分ツハ率ネ普通ノ慣例ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

一法令ノ名稱ハ略符ヲ用フ(詔ハ詔勅法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(臺府)ハ臺灣總督府令(訓)ハ訓令(達)ハ達告(告)ハ告示ナリ

索引總目

イノ部

〔英吉利〕	一	〔二時賜金〕	三	〔法人〕	二四
〔伊太利〕	一	〔二圓銀貨〕	三	〔砲兵〕	二四
〔醫官〕	一	〔印刷〕	三	〔報告〕	二四
〔醫師〕	一	〔印紙〕	三	〔榜示〕	二四
〔醫術〕	一	〔飲料、飲食〕	四	〔望樓〕	二五
〔醫藥〕	一	〔郵便〕	四	〔防禦〕	二五
〔委員〕	二	〔露西亞〕	三	〔防衛〕	二五
〔委任〕	二	〔露西亞〕	三	〔馬制〕	二五
〔委託〕	二	〔露西亞〕	三	〔馬匹〕	二五
〔遷族〕	二	〔露西亞〕	三	〔葉煙草〕	二五
〔移住〕	二	〔露西亞〕	三	〔葉書〕	二六
〔移出米〕	二	〔露西亞〕	三	〔配置〕	二六
〔遊覽罪〕	三	〔露西亞〕	三	〔配達〕	二六
〔育成〕	三	〔露西亞〕	三	〔背囊〕	二六
〔二年志願兵〕	三	〔露西亞〕	三	〔肺結核〕	二六
		〔露西亞〕	三	〔媒介〕	二六
		〔露西亞〕	三	〔賣藥〕	二六
		〔露西亞〕	三	〔賣却、賣買〕	二六
		〔露西亞〕	三	〔賣買、頒布〕	二七
		〔露西亞〕	三		
		〔露西亞〕	三	〔拔擢〕	二七
		〔露西亞〕	三	〔罰金〕	二七
		〔露西亞〕	三	〔犯則、犯罪〕	二七
		〔露西亞〕	三	〔排下〕	二七
		〔露西亞〕	三	〔排戻排受〕	二七
		〔露西亞〕	三	〔日誌〕	二八
		〔露西亞〕	三	〔日當〕	二八
		〔露西亞〕	三	〔任用〕	二八
		〔露西亞〕	三	〔認可、認定〕	二九
		〔露西亞〕	三	〔入學、入校〕	二九
		〔露西亞〕	三	〔ニクローニス水〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔管轄〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔北海道〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔崩御〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔俸給〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔補充〕	三〇
		〔露西亞〕	三	〔補闕〕	三〇

[賑災]	五三	[領事]	五九	[海運]	七一
[町村]	五四	[糧林]	六〇	[海面]	七一
[帳簿]	五四	[糧食]	六〇	[海技]	七一
[中尉]	五四	[離宮]	六〇	[開港]	七一
[中主計]	五四	[瑠事]	六〇	[戒嚴]	七二
[貸金]	五五	[賃賃]	六〇	[改名]	七二
[貯蓄]	五五	[里種]	六〇	[概算渡]	七二
[貯蓄]	五五	[利子、利息、利札]	六〇	[艦隊]	七二
[貯蓄]	五五	[罹災]	六二	[艦船、艦艇]	七二
[著作]	五五	[旅費]	六二	[鑑定]	七三
[除喪]	五五	[林區署]	六二	[感狀]	七三
[女監]	五五	[林野]	六二	[監督]	七三
[著色料]	五五	[林業]	六二	[監獄]	七三
[茶工券]	五六	[臨時]	六二	[看守]	七三
[築城]	五六	[留置]	六二	[看護]	七四
[畜牛]	五六	[立標]	六三	[間接稅]	七四
[陸軍]	五六	[略衣袴]	六四	[航海]	七四
[陸地]	五九			[航行]	七四

[補職]	三三	[兵籍]	四二	[富鐵]	四九
[補償]	三三	[兵器]	四二	[勅語]	四九
[補助]	三三	[兵備品]	四三	[鎮守府]	四九
[補習]	三三	[聘用]	四三	[鎮守府]	四九
[保護]	三三	[編修]	四三	[陳列館]	四九
[保存]	三三	[編纂]	四三	[地方]	四九
[保管]	三四	[編制]	四三	[地籍]	五〇
[保稅]	三四	[返納]	四三	[地價]	五〇
[保安]	三四	[標準]	四三	[地租]	五〇
[保險]	四一	[標識]	四三	[地金]	五〇
[保證]	四一	[表裏]	四四	[治安]	五〇
[捕獲]	四一	[東宮]	四四	[治療]	五〇
[捕魚]	四一	[燈籠、燈竿]	四四	[治罪]	五〇
[舞集]	四一			[管刑]	五〇
[舞臺]	四二	[燈籠]	四四	[徵兵]	五〇
[牧場]	四二	[登記]	四四	[徵集]	五〇
[翻刻]	四二	[等級]	四五	[徵馬、徵發]	五三
[兵卒]	四二	[等差]	四五	[懲治]	五三
		[特別]	四八		
		[特賣]	四八		
		[特許]	四八		
		[獨立]	四八		
		[黨志]	四八		
		[取引所]	四八		
		[取締]	四七		
		[噸稅]	四七		
		[屯田]	四七		
		[屠獸、屠畜]	四七		
		[度量衡]	四七		
		[徒弟]	四七		
		[都督]	四七		
		[土地]	四六		
		[銅]	四六		
		[勳員]	四六		
		[糖業]	四六		
		[糖本]	四六		
		[統計]	四五		

〔航路〕	七四	〔爲替〕	八八	〔退官、退役〕	九九	〔療養〕	一〇三
〔高等〕	七四	〔貸下、買上〕	九二	〔退隱〕	九九	〔總理〕	一〇三
〔考課〕	七五	〔免〕	九二	〔貸與〕	九九	〔總督〕	一〇三
〔耕地耕作〕	七五	ヨノ部		〔滯納〕	九九	〔委任〕	一〇三
〔交付金〕	七五	〔豫算〕	九二	〔體操〕	九九	〔相殺〕	一〇三
〔合祀〕	七五	〔豫備〕	九三	〔體刑〕	九九	〔僧侶〕	一〇三
〔學習院〕	七五	〔豫防〕	九四	〔待遇〕	九九	〔相殺〕	一〇三
〔學校〕	七六	〔豫科〕	九四	〔誕生〕	一〇〇	〔掃除〕	一〇三
〔學生〕	八四	〔預金〕	九四	〔探礦〕	一〇〇	〔爭訟、訴訟〕	一〇三
〔學科〕	八四	〔預託〕	九四	〔辰庫〕	一〇〇	〔増俸、増給〕	一〇三
〔學資〕	八五	〔タノ部〕		〔端舟〕	一〇〇	〔租稅〕	一〇四
〔樂譜〕	八五	〔臺灣〕	九四	〔建物〕	一〇〇	〔測候〕	一〇四
〔賀表〕	八五	〔臺帳〕	九七	〔種牛、種付〕	一〇〇	〔測量〕	一〇五
〔下士卒〕	八五	〔大木盤〕	九七	〔煙草〕	一〇〇	〔測器〕	一〇五
〔加俸〕	八七	〔大學〕	九七	〔駄馬〕	一〇〇	〔測圖手〕	一〇五
〔家扶〕	八七	〔大租〕	九八	〔拿捕〕	一〇二	〔測定儀〕	一〇五
〔家族〕	八七	〔代理〕	九八	レノ部		〔節決例〕	一〇五
〔河川〕	八七	〔代表〕	九八	〔聯隊〕	一〇二	〔圖書〕	一〇六
〔價格表記〕	八七	〔代金引換〕	九八	〔練習〕	一〇三		

〔圖誌〕	一〇六	〔霧笛、霧警號〕	一〇八	〔官制〕	一一四	〔軍艦〕	一一八
〔圖面〕	一〇七	ウノ部		〔官等〕	一一五	〔軍人、軍屬〕	一一八
〔通譯〕	一〇七	〔運輸〕	一〇八	〔官階〕	一一五	〔軍醫〕	一一〇
〔通商〕	一〇七	〔運送、運賃〕	一〇九	〔官吏〕	一一五	〔軍事〕	一一一
〔通信、通報〕	一〇七	〔賣下、賣捌〕	一〇九	〔官衙〕	一一六	〔軍資、軍需〕	一一一
〔通船〕	一〇七	〔請負〕	一〇九	〔官船〕	一一六	〔軍用〕	一一一
〔通漁〕	一〇八	ノノ部		〔官國幣社〕	一一六	〔軍役〕	一一一
〔追送〕	一〇八	〔農務〕	一〇九	〔關稅〕	一一六	〔軍樂〕	一一一
ネノ部		〔農事〕	一〇九	〔還送〕	一一六	〔軍馬〕	一一一
〔年俸〕	一〇八	〔農業〕	一一〇	〔觀測〕	一一七	〔訓導〕	一一二
ナノ部		〔乘組〕	一一〇	〔管區〕	一一七	〔區制〕	一一二
〔内大臣〕	一〇八	クノ部		〔管理〕	一一七	〔貨幣〕	一一二
〔内苑〕	一〇八	〔華頂宮〕	一一〇	〔管海〕	一一七	〔貨物〕	一一二
〔内國〕	一〇八	〔皇族〕	一一〇	〔管長〕	一一七	〔火藥〕	一一五
〔納稅〕	一〇八	〔皇學館〕	一一〇	〔忠者〕	一一七	〔火災〕	一一五
〔名寄帳〕	一〇八	〔宮内〕	一一〇	〔軍法〕	一一七	〔科目〕	一一六
ラノ部		〔外務〕	一一〇	〔軍機、軍略〕	一一七	〔會計〕	一一八
ムノ部		〔外交〕	一一〇	〔軍隊〕	一一八	〔會計〕	一一八
		〔外國〕	一一一	〔軍港〕	一一八	〔會議〕	一一九

〔會期〕	一三九	〔檢事〕	一三三	〔計理〕	一三九	〔文官〕	一四二
〔會葬〕	一三九	〔檢印〕	一三三	〔計算〕	一三九	〔文具〕	一四三
〔鐵山〕	一三九	〔檢査〕	一三三	〔契約〕	一三九	〔武官〕	一四三
〔鐵業、鐵區、鐵物〕	一三九	〔檢定〕	一三三	〔敬禮〕	一四〇	〔副官〕	一四四
〔組合〕	一三〇	〔檢疫〕	一三四	〔掛燈〕	一四〇	〔分遣〕	一四四
〔履備〕	一三〇	〔憲兵〕	一三四	〔携帶〕	一四〇	〔分工場〕	一四四
〔野戰〕	一三〇	〔獻納〕	一三五	〔刑事〕	一四〇	〔分監〕	一四四
〔發成〕	一三一	〔建築建設〕	一三五	〔教員〕	一四〇	〔服裝〕	一四四
〔約定〕	一三一	〔現役〕	一三五	〔教授、教諭〕	一四〇	〔服役〕	一四四
〔藥局方〕	一三一	〔現金〕	一三五	〔教師、教誨師〕	一四一	〔服務〕	一四五
〔藥劑、藥品〕	一三一	〔原野〕	一三五	〔教育〕	一四一	〔服業〕	一四五
〔役員〕	一三一	〔警視〕	一三五	〔教科〕	一四一	〔物品、物件〕	一四五
〔前金、前渡〕	一三一	〔警察〕	一三五	〔教令、教範、教程〕	一四一	〔不動產〕	一四六
〔肥料〕	一三一	〔警部〕	一三六	〔業主〕	一四二	〔扶助〕	一四六
〔埋葬〕	一三一	〔警守〕	一三六	〔結婚〕	一四二	〔赴任〕	一四七
ケノ部		〔警報〕	一三六	〔結婚〕	一四二	〔符號〕	一四七
		〔經理〕	一三八	〔核核〕	一四二	〔浮標〕	一四七
		〔經費〕	一三八	〔伏見宮〕	一四二	〔浮標〕	一四八

〔普濟院〕	一四八	〔公共〕	一五二	〔講習〕	一五七	〔營內營外〕	一六一
〔封鎖〕	一四八	〔公試〕	一五二	〔講座〕	一五七	〔營業〕	一六一
ケノ部		〔公納〕	一五二	〔購買〕	一五七	〔演習〕	一六一
〔御料〕	一四八	〔公債〕	一五二	〔古社寺〕	一五七	〔鹽田、鹽務〕	一六一
〔御沙汰〕	一四九	〔功績〕	一五三	〔顧問〕	一五八	〔遺洋〕	一六一
〔御救恤〕	一四九	〔工廠〕	一五三	〔雇員〕	一五八	〔延納〕	一六一
〔國庫〕	一四九	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一五八	〔延期〕	一六一
〔國寶〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一五八	〔鉛筆〕	一六一
〔國有〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一五九	〔繪葉書〕	一六一
〔國道〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一六〇	テノ部	
〔國民兵〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一六〇	〔鐵道〕	一六二
〔國防〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一六〇	〔電信〕	一六四
〔國債〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一六〇	〔電報〕	一七一
〔國稅〕	一五〇	〔工場〕	一五四	〔雇員〕	一六〇	〔電話〕	一七四
〔婚姻〕	一五一	〔工場〕	一五五	〔雇員〕	一六〇	〔傳習〕	一七七
〔公使〕	一五一	〔工場〕	一五五	〔雇員〕	一六〇	〔傳馬船〕	一七七
〔公布式〕	一五二	〔工場〕	一五五	〔雇員〕	一六〇	〔天孫〕	一七七
〔公告〕	一五二	〔工場〕	一五五	〔雇員〕	一六〇	〔典獄〕	一七七
〔公證〕	一五二	〔工場〕	一五五	〔雇員〕	一六〇	〔釋地〕	一七七

〔條約〕	一七七	〔造修〕	一八二	〔國事〕	一九二	〔金品〕	一九六
〔調査〕	一七八	〔藏置所〕	一八三	〔釀決〕	一九二	〔銀行〕	一九六
〔測停〕	一七九	〔倉庫〕	一八三	〔技師、技手〕	一九二	〔銀貨〕	一九六
〔定員〕	一七九	〔裝具〕	一八三	〔技能〕	一九二	〔銀塊〕	一九六
〔定額〕	一七九	〔裁判〕	一八三	〔偽造〕	一九二	〔勸功、勸勉〕	一九六
〔停年〕	一八〇	〔歲入、歲出〕	一八五	〔機關〕	一九二	〔禁制品〕	一九六
〔歸鐵〕	一八〇	〔債券〕	一八八	〔旗章〕	一九三	〔休職〕	一九六
〔手當〕	一八〇	〔採用〕	一八九	〔徽章〕	一九三	〔休暇〕	一九七
〔手數料〕	一八一	〔採定〕	一九〇	〔氣象〕	一九三	〔給與〕	一九七
〔手荷物〕	一八一	〔在郷〕	一九〇	〔紀念〕	一九三	〔給料〕	一九九
アノ部		〔材料〕	一九〇	〔歸嫁〕	一九三	〔給養〕	一九九
〔亞米利加〕	一八一	〔砂糖〕	一九〇	〔歸化〕	一九三	〔救助、救恤〕	一九九
〔阿片〕	一八二	〔作業〕	一九〇	〔歸郷、歸休〕	一九四	〔俱託〕	二〇〇
サノ部		〔下戻〕	一九一	〔寄留〕	一九四	〔俱用〕	二〇〇
〔參議〕	一八二	キノ部		〔生絲〕	一九四	〔俱給〕	二〇〇
〔參謀〕	一八二	〔宮中〕	一九一	〔生皮〕	一九四	〔競争〕	二〇〇
〔產物〕	一八二	〔貴族院〕	一九一	〔金庫〕	一九四	〔行狀〕	二〇〇
〔造船〕	一八二	〔議會〕	一九一	〔金鑛〕	一九四	〔漁業〕	二〇〇
〔遊兵〕	一八二	〔議員〕	一九二	〔金銀〕	一九四	〔住宅、排〕	二〇〇

〔去勢〕	二〇〇	〔師團、司令〕	二〇二	〔什排〕	二〇八	〔樹裁〕	二二二
〔切手、切符〕	二〇〇	〔司獄〕	二〇二	〔支出〕	二〇八	〔砂防〕	二二三
〔脚夫〕	二〇〇	〔將校〕	二〇三	〔私書函〕	二〇八	〔砂鏝〕	二二三
〔半渡〕	二〇〇	〔上長官、士官、准士官〕	二〇三	〔私用品〕	二〇八	〔書記〕	二二三
ユノ部		〔上等兵〕	二〇四	〔神宮〕	二〇八	〔處務〕	二二三
〔猶豫〕	二〇一	〔乘馬、飼養〕	二〇五	〔神社、社寺、神官、神職〕	二〇九	〔處遇、處罰〕	二二三
ノ部		〔乘艇、乘車〕	二〇五	〔親補〕	二〇九	〔所得稅〕	二二三
〔名簿〕	二〇一	〔乘艇〕	二〇五	〔審査〕	二〇九	〔署名〕	二二三
〔命名〕	二〇一	〔情報〕	二〇五	〔審査〕	二〇九	〔主理〕	二二三
〔命令〕	二〇一	〔釀造〕	二〇五	〔進級〕	二〇九	〔主計〕	二二三
〔免許〕	二〇一	〔志願兵〕	二〇五	〔信號〕	二〇九	〔守衛〕	二二三
ミノ部		〔輸重、輸卒〕	二〇六	〔新聞〕	二一〇	〔輸出、輸入〕	二二三
〔民法〕	二〇一	〔市町村〕	二〇六	〔身體〕	二二三	〔輸送〕	二二三
〔民事〕	二〇二	〔試補〕	二〇六	〔人事〕	二二三	〔酒精、酒類〕	二二三
〔身分〕	二〇二	〔試験〕	二〇六	〔人口〕	二二三	〔酒保〕	二二三
〔見習〕	二〇二	〔紙幣〕	二〇八	〔仁濟院、慈惠院〕	二二三	〔種畜〕	二二三
〔見本〕	二〇二	〔賑恤金、賜與〕	二〇八	〔森林〕	二二三	〔獸醫〕	二二三
〔水先〕	二〇三	〔賑恤金〕	二〇八			〔從軍〕	二二五
シノ部						〔從量稅〕	二二六

〔戎器〕	二二六	〔證明〕	二二八	〔職工〕	二二二	〔日附〕	二二五
〔銃砲〕	二二六	〔商標〕	二二八	〔執務〕	二二二	〔費用〕	二二五
〔銃獵〕	二二六	〔商業〕	二二九	〔執達〕	二二二	〔塙圳〕	二二五
〔巡查〕	二二六	〔商品〕	二二九	〔出港〕	二二二	〔非訟〕	二二六
〔巡回〕	二二六	〔商船〕	二二九	〔出張〕	二二二	〔非常〕	二二六
〔準備〕	二二六	〔賞典〕	二二九	〔出版〕	二二二	〔美術〕	二二六
〔修理〕	二二六	〔獎勵〕	二二九	〔出典地〕	二二二	〔病院〕	二二六
〔修技〕	二二六	〔唱歌〕	二二九	〔質權〕	二二三	〔支那〕	二二六
〔修學〕	二二六	〔樟腦〕	二二九	〔恤兵〕	二二三	〔安部〕	二二六
〔就職〕	二二七	〔醬油〕	二三〇	〔囑託〕	二二三	〔木杯〕	二二六
〔收用〕	二二七	〔傷痕、疾病〕	二三〇	〔食卓、食器、食品〕	二二三	〔木材〕	二二六
〔收容〕	二二七	〔死歿、死亡、死者〕	二三〇	〔需品〕	二三四	〔模範〕	二二六
〔收入、收納〕	二二七	〔死刑〕	二三〇	〔敷料〕	二三四	〔眞稅〕	二二七
〔集配人〕	二二七	〔失職〕	二三〇	〔宿料〕	二三四	〔喪服〕	二二七
〔集治監〕	二二七	〔職制〕	二三〇	〔祕書官〕	二三四	〔清國〕	二二七
〔囚人、囚徒〕	二二七	〔職員〕	二三〇	〔被服〕	二三四	〔政府〕	二二八
〔證券〕	二二七	〔職務〕	二三〇	〔警章〕	二三五	〔生徒〕	二二八
〔證券、證券狀〕	二二八	〔職服〕	二三二			〔生死不明〕	二二九
〔證票〕	二二八						

〔製鐵〕	二二九	〔專賣〕	二二七	〔田納〕	二四二
〔製紙〕	二二九	〔善行〕	二二八		
〔製腦〕	二二九	〔少尉〕	二二九		
〔制度〕	二二九	〔少軍醫〕	二二九		
〔制限〕	二二九	〔少主計〕	二二九		
〔整理〕	二二九	〔召集〕	二二九		
〔稅關〕	二二九	〔召集〕	二四〇		
〔稅務〕	二三〇	〔召喚〕	二四一		
〔稅印〕	二三一	〔消毒〕	二四一		
〔船舶〕	二三一	〔消毒〕	二四一		
〔船員〕	二三二	〔石油〕	二四一		
〔宣戰〕	二三三	〔設備〕	二四一		
〔戰役〕	二三三	〔西班牙〕	二四二		
〔戰時〕	二三三	〔瑞典〕	二四二		
〔戰地〕	二三六	〔水產〕	二四二		
〔戰場〕	二三六	〔水路〕	二四二		
〔戰死〕	二三六	〔水壓〕	二四二		
〔戰利品〕	二三六	〔水雷〕	二四二		
〔選舉〕	二三六				

索引

イノ部

〔英吉利〕

- 英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第百三十八號(五) 一八五
- 英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第百二十九號(二) 三二八
- 日本香港間郵便法規約修正 (勅)九月二十一日(九) 二九八

- 大不列顛領地ハングアラス及サイノアラス價格表記借書及箱物交換約定ニ加盟 (告)通信第五十四號(二) 三三〇

- 大不列顛領地バルバドス價格表記借書及箱物交換約定ニ加盟 (告)通信第四百十六號(九) 二六七

〔伊太利〕

- 瀕國ト露西亞及伊太利兩國間協定清國追加輸入稅率協諾ノ件 (告)外務第六號(二) 二八六

- 伊國領地エリトレー及ベナジール萬國郵便條約ニ加盟 (告)通信第四百六號(九) 二六七

〔醫官〕

- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル聯隊區級兵醫官、同役兵副醫官ニ關スル件 (勅)第六十四號(三) 一〇九
- 陸軍豫備役見習醫官、同藥劑官、同獸醫官ヲ曹長相當官ニ任スルノ件 (勅)第百三十五號(三) 三三三

- 豫備役見習醫官採用ノ件 (告)陸軍第五號(三) 二六二

- 豫備役見習醫官同藥劑官採用ノ件 (告)陸軍第十號(三) 五五九

- 豫備役見習醫官採用ノ件 (告)陸軍第二十三號(八) 四七八

- 豫備役見習獸醫官採用ノ件 (告)陸軍第二十八號(一〇) 七〇二

- 豫備役見習醫官同藥劑官採用ノ件 (告)陸軍第三十二號(三) 三〇六

〔醫員〕

- 陸軍志願醫員規則 (告)陸軍第三十一號(二) 二八五

〔醫師〕

- 從軍スル軍醫服裝ニ關スル件ヲ定メ明治二十八年陸軍第六十四號海外ニ派遣スル陸軍省雇員タル醫師藥劑師ニ被服給與方ヲ廢ス (達)陸軍第二十號(三) 四〇〇

- 明治二十二年省令第四號(軍艦長又ハ海軍各艦長ヨリ地方病院開業醫ニ依托患者ノ治療費等請求方ノ件)廢止 (省)海軍第七號(三) 三三三

- 明治二十七年達第百九號(豫備役後備役兵召集ノ際身體検査其他醫務ニ關スル件)廢止 (達)海軍第十號(二) 一五

- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、救護師、教師、藥劑師、看守及女監取締定員)中改正 (省)司法第十一號(五) 一八一

〔醫術〕

- 明治三十七年第二回醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第百四十一號(六) 二二五

- 明治三十八年第一回醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第百二十一號(三) 三〇六

○ 醫術開業試験又ハ醫師師試験出願者中軍役ニ服スル者試験延期ノ件 (省) 文部第二十七號(三) 二八一

○ 醫術開業試験又ハ藥劑師試驗出願者中軍役者ハ之ニ關スル職務ニ服スル者試験延期ノ件 (省) 文部第六十號(八) 二四八四

○ 醫術開業試験又ハ醫師師試験出願者中軍役ニ服スル者試験延期ノ件中改正 (省) 文部第八十三號(二) 二七〇八

〔醫藥〕

○ 醫藥用工業用酒精其稅法中改正削除 (法) 第四號(四) 一八

○ 醫藥用工業用酒精其稅法施行規則中改正追加 (勅) 第八十六號(四) 一三五

〔委員〕

○ 臨時馬馴調査委員會官制 (勅) 第二百九十九號(九) 二九七

○ 將校馬匹整理及管理規程制定馬匹整理委員會及審査委員細則廢止 (省) 陸軍第九十三號(八) 二九九

○ 明治三十二年省令第十三號(所得調査委員定數)中改正 (省) 大藏第十五號(四) 一三五

○ 明治三十二年省令第十三號(所得調査委員定數)中追加 (省) 大藏第三十一號(七) 二〇八

○ 大租權調查委員會規程 (省) 府第二十號(三) 三

○ 高等土地調查委員會規程第四條中追加 (省) 府第三十號(四) 六八

○ 高等土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (省) 藩海總督府第三十九號(二) 二〇〇八

○ 高等土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (省) 藩海總督府第四十一號(二) 二〇一八

〔委任〕

○ 委任仕拂命令官代理規程表中追加 (通) 海軍第一號(六) 三〇六

○ 明治三十六年省令第四十四號(委任仕拂命令官職入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (通) 海軍第九號(六) 三〇五

○ 任拂額算ヲ以テ仕拂ヲ委任シタル臨時事件費支辨ニ關スル仕拂命令官報告書式 (勅) 大藏第二十二號(四) 九一

〔委託〕

○ 明治三十五年陸軍第六十三號(計算ノ檢査及責任解除委託ノ件)中改正 (通) 陸軍第四十一號(三) 七

○ 患者依託治療及收瘞ニ關スル件 (通) 海軍第五十三號(三) 三三六

〔遺族〕

○ 遺族扶助ハノノ部扶助ノ項ニ雜ス

○ 也田兵條例、也田兵移住給與規則、也田兵給與令及明治三十七年勅令第九十五號(也田兵條例ニ依リ服役志願ノ下士ニ關スル件)廢止 (勅) 第二百二十九號 二九九

〔移出米〕

○ 内地移出米檢査規則 (省) 府第六十號(八) 九五

○ 内地移出米檢査所名稱位階 (省) 藩海總督府第五號(八) 二〇〇四

○ 内地移出米檢査手数料 (省) 藩海總督府第六號(八) 二〇〇四

〔違警罪〕

○ 海軍軍人軍國通譯罪處分例ヲ適用ニ施行ス (勅) 第九十七號(九) 二八九

〔育成〕

○ 軍馬補充及育成規則中追加 (通) 陸軍第六十七號(三) 二〇〇

○ 一年志願兵 (省) 部志願兵ノ項ニ雜ス

○ 陸軍一年志願兵條例改正 (勅) 第八十四號(三) 三三

○ 陸軍一年志願兵條例第八條中改正 (勅) 第二百十四號(九) 二〇四

○ 陸軍一年志願兵條例施行細則改正 (省) 陸軍第十三號(三) 九六

○ 明治三十三年陸軍第九十六號(戰時若ハ事變ノ際ニ於ケル一年志願兵ノ取扱方)中改正 (通) 陸軍第七十七號(三) 二二五

○ 戰時若ハ事變ノ際ニ於ケル一年志願兵ノ取扱方ヲ定メ明治三十三年陸軍第九十六號(同件)ヲ廢ス (通) 陸軍第六十一號(二) 四三五

○ 一年志願兵將來試験格例 (通) 陸軍第九十六號(二) 二七八

○ 明治三十八年召募スヘキ士官候補生、中央幼年學校預科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得宜一年志願兵試験格 (省) 陸軍第二十四號(八) 二四七九

〔一時賜金〕

○ 戰後若ハ事變ノ際ニ賜フ一時賜金ヲ公債借書ニテ交付スルコトヲ得ルノ件 (勅) 第六十八號(六) 二二八

一時賜金トシテ交付スヘキ公債借書ノ種類

(省) 大藏第二十八號(六) 一九三

〔二圓銀貨〕

○ 〇ノ部貨幣ノ項ニ雜ス

〔印刷〕

○ 印刷局職員職務規程ノ件 (勅) 第二百八號(九) 二九六

〔印紙〕

○ 印紙額賣下賣規則第十五條中削除 (勅) 第八十二號(三) 二二二

○ 印紙額賣下賣規則第十條中削除 (省) 大藏第十四號(四) 二二五

○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目中追加 (省) 大藏第三十四號(七) 二二〇

○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目中追加 (省) 府第三十六號(四) 四七

○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目改正 (省) 府第七十二號(一〇) 一〇四

○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目中改正追加 (省) 府第八十九號(三) 一四九

○ 民事訴訟及非訟事件ニ付キ貼用セル印紙高報告方 (勅) 司法第五號(六) 一三五

○ 明治三十六年省令第七十四號(小學校教科用圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ種類)中追加 (省) 文部第四十五號(六) 二二八

飲料、飲食

- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下及金ニ關スル件)中改正 (法)第五號(四) 一九
- 明治三十四年法律第十號施行規則中改正追加 (勅)第八十七號(四) 一三六
- 飲食物防腐劑取締規則第一條改正 (省)內務第十六號(三) 三〇三
- 郵便電報學校、價格表記郵便ハカノ部學校及價格表記ノ項ニ、代金引換郵便ハタノ部代金引換ノ項ニ、小包郵便ハコノ部小包ノ項ニ、兼ス (郵便)
- 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正追加 (勅)第十三號(三) 五三
- 明治三十一年勅令第七十三號(郵便時金利息割合)改正 (勅)第八十九號(八) 二七九
- 郵便時金條例施行細則中改正追加 (省)逓信第六十三號(二〇) 二八八
- 郵便集配人取集郵便時金規則 (省)逓信第四十八號(七) 三三八
- 戰地特別郵便時金規則 (省)逓信第五十四號(八) 二四三
- 逓信省構内郵便局ニ時金ノ直接拂フ時求スルコトヲ得 (省)逓信第七十二號(三) 三三九
- 郵便規則中改正 (省)逓信第七十號(二) 三〇三
- 郵便爲替規則第四十一條中追加 (省)逓信第三十三號(四) 一四一
- 郵便爲替規則第三條中追加 (省)逓信第四十三號(八) 二〇三
- 外國郵便爲替規則第七條中追加 (省)逓信第二十六號(三) 一〇三
- 外國郵便爲替規則第七條第二十四條中改正前除 (省)逓信第二十七號(三) 一〇四
- 外國郵便爲替規則第七條中改正 (省)逓信第四十四號(六) 二〇三
- 外國郵便爲替規則第九條中追加 (省)逓信第五十三號(八) 二四二
- 日本帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ郵便爲替交換ニ關スル追加定約 (勅)六月十五日(六) 三三〇
- 日本香港間郵便爲替方法規約修正 (勅)九月二十一日(九) 二九八
- 帝國ト加那太領トノ間ニ締結セル郵便爲替交換ニ關スル追加規約 (勅)十一月二十五日(二) 三三三
- 明治三十五年告示第九十四號(郵便爲替金ノ居宅拂取扱局ノ件)中追加 (省)逓信第三百二十二號(六) 三四八
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件)中追加 (省)逓信第六十九號(三) 六七二
- 郵便切手類賣下規則第十六條中追加 (省)逓信第五十五號(八) 二四九
- 郵便ニ依リ外國ヨリ輸入シタル物品ノ内國稅ニ關スル件 (勅)第六十五號(五) 二二五
- 在外國郵便局長ニ臨時手當増給ノ件 (勅)第一百十二號(四) 一六四

- 鐵道船舶郵便規則第四條中追加 (省)逓信第四十二號(六) 二〇二
- 郵便局國庫債券取扱規則 (省)逓信第六十七號(一〇) 二九一
- 貯蓄債券購買媒介郵便規則 (省)逓信第六十九號(二) 三〇二
- 貯蓄債券及其利札ヲ郵便時金ニ預入ノ件 (省)逓信第四百三十號(一〇) 二八四
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介回限 (省)逓信第四百六十九號(二) 二九九
- 航海獎勵法ニ據リ保護ヲ受クル船舶郵便物運送規則第三條改正 (省)逓信第十號(二) 五三
- 郵便局郵便費渡切規則施行細則 (省)逓信第三十號(四) 一三八
- 郵便局郵便費渡切規則ニ依リ交付スヘキ局指定 (省)逓信第二百五十四號(四) 九六九
- 郵便局郵便費渡切規則ニ依リ交付スヘキ局指定ノ件中追加 (省)逓信第三百九十九號(九) 二六三
- 字品及下關郵便局ニ交付スル渡切郵便ニ關スル件 (省)逓信第三百三十二號(七) 一四三
- 軍事郵便物ニ關スル件制定明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍衛其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)廢止 (勅)第十九號(三) 六〇
- 軍事郵便規則 (省)逓信第六號(三) 四八
- 軍事郵便爲替時金規則 (省)逓信第七號(三) 五〇
- 軍事郵便差出規則 (省)逓信第十八號(三) 三六
- 明治三十七年勅令第十九號(軍事郵便物ニ關スル件)施行規定ノ件 (省)逓信第十六號(三) 二七
- 艦船郵便所規程 (省)海軍第三十七號(三) 一五六
- 特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍屬ノ提出スル常爲替ニ對シ料金ヲ徵收セス (省)逓信第三十七號(五) 一八五
- 野戰郵便夫規則ヲ定メ野戰郵便夫規則ヲ廢ス (省)陸軍第二十四號(三) 四四
- 野戰郵便夫規則中追加 (省)陸軍第二十四號(三) 四四
- 野戰郵便夫規則表改正 (省)陸軍第二十四號(七) 三三二
- 野戰郵便局所私用軍事郵便物ニ對テ日付印ヲ捺捺セサル件 (省)逓信第四百四十二號(一〇) 二八五
- 外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件 (省)逓信第九十四號(三) 五三二
- 外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件中追加 (省)逓信第二百五十三號(四) 九六九
- 軍事郵便物ニ名宛等記載方ノ件 (省)逓信第九十五號(三) 五三二
- 軍事郵便取扱開始 (省)逓信第九十九號(三) 五三六
- 滿洲及遼東宛郵便物送達杜絶ノ件 (省)逓信第三百三十三號(三) 五三三
- 出征艦隊ニ關スル軍人軍屬等及在内地水雷艇ノ乘員ニ宛テ發スル郵便物配服方 (省)逓信第三百三十九號(三) 五三四
- 明治三十七年戰役紀念郵便給發書發行ノ件 (省)逓信第五十七號(九) 二六九
- 明治三十七年戰役紀念郵便給發書第一回發行ノ種類發賣價格及期日 (省)逓信第四百一號(九) 二六四
- 明治三十七年戰役紀念郵便給發書第二回發行ノ種類發賣價格及期日 (省)逓信第五百三十三號(二) 二二七

- 陸軍郵便規則 (省) 通信第十三號(三) 七九
- 陸軍郵便規則 (省) 通信第十四號(三) 八〇
- 郵便私書函實規程第四條中追加 (省) 通信第四百三十二號(二) 一八四七
- 在清國牛莊郵便局提出通商為警證書一枚ノ金額ニ姑ク制限ヲ附セム (省) 通信第六十二號(五) 二七五
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局直轄署電報取扱規則第四條中改正 (省) 通信第二十號(三) 八三
- 明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名材料金ノ件) 中削除 (省) 通信第八十一號(三) 五二七
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件) 中改正 (省) 通信第三百三十一號(三) 六九六
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件) 中改正 (省) 通信第三百三十一號(三) 六九六
- 陸外國宛郵便料金表中改正 (省) 通信第二百八十六號(五) 一〇八九
- 明治三十一年告示第三百四十四號(外國別配達郵便物交換國名) 中追加 (省) 通信第二百八十一號(五) 一〇八七
- 本邦發外國郵便物ノ取扱若ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國名表中改正追加 (省) 通信第八十二號(三) 五二七
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (省) 通信第三百四十五號(七) 一四四一
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (省) 通信第三百四十五號(七) 一四四一
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (省) 通信第三百四十五號(七) 一四四一
- 露西亞及西比利亞宛郵便物第三國ノ媒介ニ依リ送立ノ件 (省) 通信第五百一號(三) 三三三
- 露西亞宛小包郵便物ニ添付スル稅關告知書ニ記載力ノ件ヲ定メ明治三十五年告示第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (省) 通信第二百八十八號(三) 六八六
- 露西亞宛小包郵便物ニ添付スル稅關告知書ニ記載力ノ件ヲ定メ明治三十五年告示第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (省) 通信第二百八十八號(三) 六八六
- 歐洲、亞弗利加及亞細亞西南諸國宛通商郵便物ノ送出力 (省) 通信第三百四十八號(七) 一四四三
- 清國銀江郵便受取所設置郵便貯金事務開始 (省) 通信第四百六號(二) 二二八
- 在清國牛莊帝國郵便局事務取扱開始 (省) 通信第四百七號(三) 五二五
- 在清國仙頭郵便受取所設置 (省) 通信第三百七十二號(八) 一五八五
- 在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通商為替ヲ取扱開始 (省) 通信第二百八十二號(五) 一〇八八
- 在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通商為替ヲ取扱開始 (省) 通信第二百八十二號(五) 一〇八八
- 在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通商為替ヲ取扱開始 (省) 通信第二百八十二號(五) 一〇八八

- 在韓國平壤郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通商為替ヲ取扱開始 (省) 通信第二百九十五號(五) 一〇九三
- 在韓國元山郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通商為替ヲ取扱開始 (省) 通信第三百三十六號(七) 一四三七
- 韓國木浦巡邏船內郵便受取所設置 (省) 通信第四百三十六號(二) 一八四八
- 薩摩島内ニ於テ提出スル郵便為替及同拂戻ノ金額制限ノ件 (省) 府第四號(三) 三
- 私設電信規則ニ依リ一等郵便電信局ノ取扱フヘキ事務ニ關スル件ヲ定メ明治三十五年府令第四十一號(官廳用並私設電信電話ニ關スル監督者ノ件)ヲ廢ス (省) 府第十號(三) 七
- 郵便ニ依リ民事争訟調停ニ關スル附則送附方 (省) 府第五十四號(七) 八
- 一等郵便電信局ニ專屬スル郵便、電信、電話事務分掌區域 (省) 臺灣總督府第十三號(三) 五四一
- 一等郵便電信局名稱位置及管轄區域中追加 (省) 臺灣總督府第十四號(三) 五四二
- 二等郵便電信局名稱位置中追加 (省) 臺灣總督府第十六號(三) 五四三
- 二等郵便電信局名稱位置中追加 (省) 臺灣總督府第九十二號(七) 一四四五
- 私設電信規則ニ關スル一、二等郵便電信局ノ分掌區域 (省) 臺灣總督府第十九號(三) 五四三
- 臺灣總督府郵便電信支局名稱位置中削除 (省) 臺灣總督府第十五號(三) 五四一
- 郵便及電信局出張所名稱位置中追加 (省) 臺灣總督府第四十三號(三) 七〇八
- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正 (省) 臺灣總督府第五十二號(四) 九八九
- 郵便及電信局出張所名稱位置中追加 (省) 臺灣總督府第六十三號(四) 九九四
- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正 (省) 臺灣總督府第七十六號(六) 一三五一
- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正追加 (省) 臺灣總督府第九十三號(七) 一四五六
- 臺灣總督府郵便局所ニ於ケル郵便物受附時間ヲ定メ明治二十九年告示第四號(同件)ヲ廢ス (省) 臺灣總督府第五十一號(三) 三三七
- 新竹郵便電信局電報直配區域内ニ編入地ノ件 (省) 臺灣總督府第六十五號(五) 一〇九五
- 新竹郵便電信局電報直配區域内ニ編入地ノ件 (省) 臺灣總督府第六十六號(三) 五三七
- 新竹郵便電信局電報直配區域内ニ編入地ノ件 (省) 臺灣總督府第七十五號(六) 一三五一
- 郵便、電信、電話官署現金出納計算規則 (省) 會計檢査院第一號(三) 一六八
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 通信第二十七號(二) 二二三
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中削除 (省) 通信第四十四號(二) 二二八

- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
追加 (告) 遞信第七十五號(三) 五二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第七十六號(三) 五二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百二號(三) 五三三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百六十八號(三) 六七二
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百八十二號(三) 六七七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
追加 (告) 遞信第百八十二號(三) 六八三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百二號(三) 六八四
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
(告) 遞信第百二十八號(三) 六九三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百三十號(三) 六九三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
削除 (告) 遞信第百六十八號(四) 九八一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百八十八號(五) 一〇九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百九十一號(五) 一〇九一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百九十二號(五) 一〇九一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
(告) 遞信第百三十三號(六) 一三〇〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百五十六號(七) 一四四七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百五十八號(七) 一四四七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加
(告) 遞信第百八十九號(八) 一五九三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
(告) 遞信第百四十五號(九) 一六七〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
追加 (告) 遞信第百五十一號(一〇) 一八五九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
追加 (告) 遞信第百五十五號(一〇) 一八五七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
(告) 遞信第百六十五號(二) 一九九八
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
(告) 遞信第百八十四號(二) 二〇〇五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正
追加 (告) 遞信第百八十六號(三) 二二二〇
- 本邦ト外國郵便爲替ヲ交換スル國名表中改正追加
(告) 遞信第百五十二號(三) 三三三六
- 萬國郵便條約施行細則第四條中改正
(告) 遞信第百六十一號(四) 九七六
- 萬國郵便條約施行細則第四條中改正
(告) 遞信第百二十五號(六) 三三三〇

- 萬國郵便條約施行細則第四條中追加
(告) 遞信第百七十七號(五) 二六六七
- 萬國郵便條約施行細則第四條中追加
(告) 遞信第百九十四號(二) 三三三二
- 萬國郵便條約施行細則第三十四條中追加
(告) 遞信第百九十五號(二) 三三三二
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加
(告) 遞信第百七十五號(三) 六七四
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加
(告) 遞信第百九十九號(六) 二一九九
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加
(告) 遞信第百三十五號(七) 二四四六
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中刪除
(告) 遞信第百六十九號(八) 二五八四
- 伊國殖民地エリトローレ及ベナジール萬國郵便條約ニ
加盟 (告) 遞信第百六十九號(九) 二六六七
- パナマ共和萬國郵便條約ニ加盟
(告) 遞信第百九十三號(二) 三三三二
- パナマ地峽運河池帯ニ發着スル通寄郵便物取扱方
(告) 遞信第百二十號(九) 一六七五
- 郵便受取所ニ於テ電信爲替事務ヲ取扱ハシム
(告) 遞信第百六十號(四) 九七六
- 郵便電信取扱所及郵便取扱所ニ於テ貯金特別即時拂
戻ノ取扱開始 (告) 遞信第百八十四號(五) 一〇八九
- 山城國樫原郵便局移轉改稱
(告) 遞信第百五十一號(三) 三三三〇
- 山城國京都市中立賣千木郵便受取所ヲ郵便電信受取所
トス (告) 遞信第百六十四號(三) 六七一
- 山城國京都佛光寺東洞院郵便受取所移轉
(告) 遞信第百六十一號(二) 一九六六
- 山城國京都佛光寺東洞院、京都四條小橋、京都三條大
宮、京都二條小川郵便受取所設置
(告) 遞信第百八十八號(三) 六七九
- 山城國大久保郵便受取所設置
(告) 遞信第百九十九號(二) 三三三三
- 山城國樫原郵便受取所設置
(告) 遞信第百五十三號(三) 三三三三
- 大和國阪本郵便局電信事務取扱開始
(告) 遞信第百十八號(三) 五二八
- 和泉國堺井郵便受取所設置
(告) 遞信第百九十九號(五) 一〇九一
- 攝津國平野郵便局移轉
(告) 遞信第百九十九號(三) 三三三三
- 攝津國大阪天保町郵便受取所電信事務開始
(告) 遞信第百四十三號(一〇) 二八五二
- 攝津國神戶下山手通郵便受取所ヲ郵便電信受取所ト
ス (告) 遞信第百三十八號(一〇) 二八四九
- 攝津國山田、神戶駒ヶ林郵便受取所設置
(告) 遞信第百二十九號(三) 三三三六
- 攝津國神戶、神戶中山手通七丁目、神戶荒田、神戶
熊内、兵庫淡路町及魚崎、尼ヶ崎、東ノ町郵便受取所設置
(告) 遞信第百八十八號(三) 六七九
- 攝津國神戶、神戶中山手通七丁目、神戶荒田、神戶
熊内、兵庫淡路町及魚崎、尼ヶ崎、東ノ町郵便受取所設置
(告) 遞信第百九十九號(三) 三三三三

- 伊勢國宮田郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第二百三十三號(一) 二二三
- 伊勢國上多寄、寺家郵便局改稱 (告) 通信第四百十八號(三) 六六五
- 伊勢國赤須賀、四日市南町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第八十八號(三) 五一九
- 伊勢國小山田、阿曾浦、古和郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 志摩國安樂、若志郵便受取所設置 (告) 通信第四百八十八號(三) 六七九
- 志摩國越賀郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 尾張國布設野前ケ原郵便局改稱 (告) 通信第四百十八號(三) 六六五
- 尾張國草井郵便受取所設置 (告) 通信第四百十八號(三) 六六五
- 尾張國奥田、九ノ坪郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 三河國龜穴、西幡豆郵便局改稱 (告) 通信第四百十八號(三) 六六五
- 三河國田峰郵便局設置 (告) 通信第二百一十一號(三) 六八七
- 三河國下地町、三谷郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第八十八號(三) 五一九
- 三河國豊橋松葉町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第九十九號(三) 五三三
- 三河國寺津、鷲塚郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 遼江國中泉郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第三十五號(一) 二二五
- 遼江國平田郵便局移轉 (告) 通信第三百三十八號(七) 二四三八
- 遼江國波松郵便局移轉 (告) 通信第四百六十七號(二) 一九九八
- 遼江國成瀨郵便局設置 (告) 通信第二百一十一號(三) 六八七
- 遼江國片瀨、伊佐野郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 駿河國江尻郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六十八號(二) 二三八
- 駿河國興津郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五十二號(三) 六六八
- 駿河國身成郵便局移轉改稱 (告) 通信第二百一十二號(三) 六八八
- 駿河國吉田郵便受取所設置 (告) 通信第四百八十八號(三) 六七九
- 駿河國燒津郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 甲斐國諏訪郵便局電信事務開始 (告) 通信第三十八號(二) 二二六
- 甲斐國右左口郵便局電信事務開始 (告) 通信第八十號(三) 五二七
- 甲斐國河口郵便局廢止 (告) 通信第五百十二號(一) 三三三〇
- 甲斐國鏡中條、剱澤、飯宮郵便受取所設置 (告) 通信第四百八十八號(三) 六七九
- 甲斐國河口郵便受取所設置 (告) 通信第五百十三號(一) 三三三一

- 甲斐國甲府上一條町及別田、古川渡、黒澤郵便受取所設置 (告) 通信第五百十七號(三) 三三三
- 伊豆國三津郵便局電信事務開始 (告) 通信第三十五號(一) 二二五
- 伊豆國土肥郵便局電信事務開始 (告) 通信第三十六號(一) 二二五
- 伊豆國吉奈郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 相模國大船及田村郵便局設置 (告) 通信第二百一十一號(三) 六八七
- 相模國大船郵便局移轉 (告) 通信第四百六十八號(二) 一九九九
- 相模國蓮子郵便局設置 (告) 通信第五百十號(三) 三三三
- 相模國蓮子郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第五百三十一號(二) 三三三七
- 相模國蓮子郵便受取所廢止 (告) 通信第五百十四號(二) 三三三一
- 相模國松田郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十五號(三) 六九二
- 相模國湯ヶ原郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百二十六號(三) 六九二
- 相模國公郷及材木坐郵便受取所設置 (告) 通信第四百九十九號(三) 三三三
- 武藏國東京兩國及東京芝口郵便局廢止 (告) 通信第二百四十一號(三) 七〇〇
- 武藏國東京西久保、目黒郵便局改稱 (告) 通信第二百四十四號(三) 七〇二
- 武藏國東京白金郵便局電話通話事務取扱開始 (告) 通信第四百三十五號(一〇) 一八四七
- 武藏國東京京橋及内藤新宿、澁谷、其野郵便局設置 (告) 通信第二百三十九號(三) 七〇〇
- 武藏國東京兩國郵便電信取扱所設置 (告) 通信第二百四十號(三) 七〇〇
- 武藏國東京新橋郵便取扱所設置 (告) 通信第二百四十號(三) 七〇〇
- 武藏國東京芝罘井町郵便電信受取所移轉改稱 (告) 通信第五百二十號(二) 三三三
- 武藏國東京京橋島町及本所郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第三十七號(一) 二二五
- 武藏國東京神田猿樂町及深川東樂下町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百七號(二) 三三二六
- 武藏國東京京橋通郵便電信受取所設置 (告) 通信第五百五號(二) 三三二八
- 武藏國東京本所相生町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第八十六號(三) 五二八
- 武藏國東京本所向島中ノ郷町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第二百七十三號(四) 九八五
- 武藏國東京本郷湯島天神町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第三百五十四號(七) 二四四六
- 武藏國東京下谷萬年町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第三百六十號(七) 二四四八

- 武藏國東京赤坂青山町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第三百七十三號(八) 二五八五
- 武藏國東京橋東深町、神田今川橋及日本橋橋投町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第五百六號(三) 三三三八
- 武藏國東京日本橋通、京橋竹川町、加賀町、數寄屋橋郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第五百十八號(三) 三三三三
- 武藏國東京芝罘町及神田錦町郵便受取所移轉 (告) 逕信第五百十九號(三) 三三三三
- 武藏國東京、小石川白山御殿町、木柳駒込千駄木町、神田米廣町、日本橋南茅場町、淺草山ノ宿町、麴町永田町、下谷龍泉寺町、木所向島中ノ郷町郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 武藏國東京日本橋吳服橋外、芳町、麴研堀町、馬喰町、京橋櫻橋通、芝神明町、田村町、神田小川町通、駿樂町、三丁目、木柳真砂町、四谷傳馬町及深川黒江町郵便受取所設置 (告) 逕信第五百十七號(三) 三三三三
- 武藏國東京葛城町、中津谷、内藤新宿郵便受取所廢止 (告) 逕信第二百四十三號(三) 七〇一
- 武藏國橫濱榎木電信局ヲ二等郵便局ニ改定 (告) 逕信第三百八十四號(八) 二五九〇
- 武藏國橫濱西戸部町郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 武藏國橫濱長者町一丁目郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三三
- 武藏國大宮郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百八十九號(三) 三三二九
- 武藏國布田郵便局電信事務開始 (告) 逕信第七十九號(三) 五二七
- 武藏國大狀及登戸郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六八七
- 武藏國世田ヶ谷郵便局廢止 (告) 逕信第二百四十二號(三) 七〇一
- 武藏國登戸郵便受取所廢止 (告) 逕信第二百十六號(三) 六九〇
- 武藏國原市郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 武藏國若林郵便受取所設置 (告) 逕信第二百四十號(三) 七〇〇
- 八丈島、三ヶ根、中ノ郷及小笠原島母島北村郵便受取所代金引換郵便物ノ交付事務開始 (告) 逕信第五百十七號(三) 三三三三
- 安房國松田郵便局移轉改稱 (告) 逕信第二百五十七號(三) 六六九
- 安房國松田郵便受取所設置 (告) 逕信第二百十二號(三) 六八八
- 安房國高崎郵便受取所設置 (告) 逕信第二百十四號(三) 六八九
- 上總國宮津郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第五百十七號(三) 三三三三
- 上總國竹ヶ岡郵便受取所設置 (告) 逕信第三十號(一) 二二四
- 下總國平松郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 下總國堀江、豬持、松崎及野手郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三三
- 下總國堀江、豬持、松崎及野手郵便受取所設置 (告) 逕信第五百十七號(三) 三三三三

- 常陸國真鍋郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 常陸國網田、櫛形、下深、井上郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三三
- 近江國瀨田郵便局電信事務開始 (告) 逕信第十四號(一) 二二二
- 近江國武佐郵便局電信事務開始 (告) 逕信第五十二號(一) 三三九
- 近江國多賀郵便電信受取所設置 (告) 逕信第五十一號(一) 三三九
- 近江國船木郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 近江國幸津川、中里、目加田、鏡泊屋郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三三
- 美濃國白鳥郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二十三號(一) 三三三
- 美濃國墨俣及船附郵便局電信事務開始 (告) 逕信第一百一號(三) 五三三
- 美濃國宮村郵便局改稱 (告) 逕信第四百四十八號(三) 六六五
- 美濃國田瀬郵便局移轉改稱 (告) 逕信第五百一十一號(三) 三三三〇
- 美濃國加治田及小里郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六八七
- 美濃國岐阜河原渡町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第三百三十五號(三) 五三三
- 美濃國長良、大垣久彌川郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三三
- 美濃國田瀬郵便局設置 (告) 逕信第五百十三號(三) 三三三
- 美濃國加治田及小里郵便受取所廢止 (告) 逕信第二百十六號(三) 六八九
- 美濃國福岡郵便受取所廢止 (告) 逕信第五百十四號(三) 三三三
- 美濃國加治田及小里郵便受取所設置 (告) 逕信第二百十六號(三) 六八九
- 飛騨國古川郵便局移轉 (告) 逕信第五百一十一號(三) 三三三〇
- 飛騨國古川郵便局移轉 (告) 逕信第三百九十七號(三) 二六六三
- 飛騨國平金郵便局設置 (告) 逕信第四百四十六號(一〇) 二八五三
- 飛騨國平金郵便局設置 (告) 逕信第五百十號(三) 三三三〇
- 飛騨國平金嶺山郵便受取所廢止 (告) 逕信第五百十四號(三) 三三三
- 信濃國豐里郵便局電信事務開始 (告) 逕信第十七號(一) 二二二
- 信濃國駒場郵便局電信事務開始 (告) 逕信第七十八號(三) 五二七
- 信濃國和田町郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十三號(三) 五三九
- 信濃國鴻川郵便局移轉改稱 (告) 逕信第二百十二號(三) 六八八
- 信濃國信田、大下條、大熊、宮越及三留郵便局設置 (告) 逕信第二百五十一號(三) 六八七
- 信濃國內山郵便局設置 (告) 逕信第五百十號(三) 三三三〇
- 信濃國澁野郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第二百五十五號(一) 三三三

- 借瀧園大門郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 借瀧園湯川郵便受取所設置 (告) 逕信第百二十四號(三) 六八九
- 借瀧園平瀨上田川原柳、飯田大橋町郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 借瀧園大熊三留野及南大熊郵便受取所廢止 (告) 逕信第百二十六號(三) 六八九
- 上野園小泉郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百八十八號(三) 三二二
- 上野園綱社郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 上野園前橋細ヶ瀬郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 下野園藤原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第百九十八號(三) 二六五
- 下野園藤原郵便局電信事務取扱延期 (告) 逕信第百二十八號(九) 二六七
- 下野園藤原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第百七十六號(三) 三〇〇
- 下野園靈巖寺及須藤郵便局設置 (告) 逕信第百五十號(三) 三三三
- 下野園平田、下龍谷郵便局廢止 (告) 逕信第百五十二號(三) 三三三
- 下野園米野郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 下野園宇都宮旭町及東那野郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 下野園下龍谷郵便受取所設置 (告) 逕信第百五十三號(三) 三三三
- 磐城園移郵便局設置 (告) 逕信第百五十號(三) 三三三
- 磐城園磯部郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 磐城園移郵便受取所廢止 (告) 逕信第百五十四號(三) 三三三
- 岩代園町鹿坂郵便局改稱 (告) 逕信第百七十九號(三) 三〇四
- 岩代園征木野郵便受取所改稱 (告) 逕信第百八十號(三) 三〇四
- 岩代園福島榮町、小原田、福原、須賀川西九町目、粟野郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 陸前園大澤郵便局設置 (告) 逕信第百二十一號(三) 六八七
- 陸前園仙臺宮町郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 陸前園仙臺三十人町、仙臺米ヶ登及一ノ坂郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 陸前園大松澤、大島、唐桑、黒沼郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 陸中國郡山郵便局改稱 (告) 逕信第百三十五號(三) 六八九
- 陸中國衣川及若柳郵便局設置 (告) 逕信第百五十號(三) 三三三
- 陸中國野手崎、羽田、佐野郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 陸中國盛岡上田及野秋、葛嶺山郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 陸中國原野郵便局設置 (告) 逕信第百五十號(三) 三三三

- 羽前園和田郵便局設置 (告) 逕信第百二十一號(三) 六六七
- 羽前園米澤真町郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 羽前園通館郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 羽後園神宮寺郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百三十五號(三) 六八九
- 羽後園土崎郵便局改稱 (告) 逕信第百三十五號(三) 六八九
- 羽後園秋田松山上木町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第百四十四號(三) 三三三
- 羽後園秋田保戸野及目長崎渡田、漆曾根郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 越前園河野郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百十六號(二) 三二二
- 越前園安瀨郵便局移轉改稱 (告) 逕信第百二十二號(三) 六八九
- 越前園西角間郵便局設置 (告) 逕信第百二十一號(三) 六八七
- 越前園水若郵便受取所移轉 (告) 逕信第百四十二號(二) 三二七
- 越前園下兵庫郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第百二十八號(三) 六八九
- 越前園結川郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 加賀園東市園郵便局移轉改稱 (告) 逕信第百二十二號(三) 六八九
- 加賀園金平、宇野新郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 能登園飯川、一ノ宮郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 越中國立野郵便局廢止 (告) 逕信第百二十三號(三) 六八九
- 越中國高岡宮脇町郵便受取所改稱 (告) 逕信第百三十九號(三) 六八九
- 越中國立野郵便受取所設置 (告) 逕信第百二十四號(三) 六八九
- 越中國富山柳町、高岡定塚町及下村郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 越後園乙郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百六十三號(三) 六七一
- 越後園岡野町郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百三十六號(三) 六八四
- 越後園糸魚川郵便局移轉 (告) 逕信第百七十四號(三) 六八六
- 越後園横及二日町郵便局設置 (告) 逕信第百二十一號(三) 六八七
- 越後園五智郵便受取所移轉 (告) 逕信第百六十五號(二) 三三三
- 越後園新町郵便受取所設置 (告) 逕信第百八十八號(三) 六七九
- 越後園長岡石内町、木大島郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三
- 佐渡園多田郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十二號(二) 三〇七
- 佐渡園相川大工町郵便受取所設置 (告) 逕信第百九十九號(三) 三三三

- 丹波國雲原郵便局電信事務開始 (告) 逕借第十五號(二) 三二二
- 丹波國額田郵便局電信事務開始 (告) 逕借第七十一號(一) 三二六
- 丹波國和田郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 丹波國和田郵便局受取所廢止 (告) 逕借第二百一十六號(三) 六八九
- 丹波國平屋國領郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 丹後國東舞鶴及西舞鶴郵便局改稱 (告) 逕借第四百五十六號(一) 二八五七
- 丹後國舞鶴郵便局移轉 (告) 逕借第五百十六號(三) 三三三
- 丹後國淡路郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 但馬國竹野郵便局電信事務開始 (告) 逕借第二百二十二號(三) 六九二
- 但馬國津山郵便局受取所郵便電信受取所トス (告) 逕借第九十八號(三) 六八二
- 但馬國新井郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 伯耆國黑坂郵便局電信事務開始 (告) 逕借第二百二十三號(三) 六九二
- 伯耆國渡部郵便局受取所郵便電信受取所トス (告) 逕借第九十四號(三) 六八二
- 伯耆國八橋村郵便局受取所郵便電信受取所トシ改稱 (告) 逕借第九十五號(三) 六八二
- 伯耆國勸郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 出雲國馬木郵便局移轉 (告) 逕借第四百九十八號(三) 三三三
- 出雲國八幡郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 出雲國輝原郵便局設置 (告) 逕借第五百十號(三) 三三三
- 石見國波子郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 石見國鍋ヶ丸郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 隱岐國北方郵便局電信事務開始 (告) 逕借第十三號(一) 二二〇
- 播磨國加古新郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 播磨國姫路橋之町及東宮崎郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 美作國豐岡郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 美作國上齋原郵便局設置 (告) 逕借第五百十號(三) 三三三
- 美作國兼田二宮郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 美作國龜ノ甲郵便局受取所廢止 (告) 逕借第二百一十六號(三) 六八九
- 備前國道川郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 備前國岡山上之町及甲浦郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 安藝國大野郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 安藝國坂部郵便局設置 (告) 逕借第五百十號(三) 三三三
- 安藝國廣島白鳥郵便局受取所及廣島銀山郵便局受取所改稱 (告) 逕借第三百九十五號(一) 二六三
- 安藝國廣島猿橋郵便局受取所移轉改稱 (告) 逕借第三百九十四號(一) 二六二

- 安藝國廣島尾道町及大手町郵便局受取所改稱 (告) 逕借第四百五十三號(一) 二八五五
- 安藝國三津口廣島竹屋町郵便局受取所設置 (告) 逕借第八十八號(三) 六七九
- 安藝國廣島京橋町平田屋町西新町大須賀西白鳥天満町及府中三篠新庄郵便局受取所設置 (告) 逕借第三百九十三號(一) 二六二
- 安藝國吳朝日町及新庄大瀬郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 安藝國大野郵便局受取所廢止 (告) 逕借第二百一十六號(三) 六八九
- 安藝國橫濱郵便局受取所廢止 (告) 逕借第五百十四號(三) 三三三
- 周防國新港郵便局移轉改稱 (告) 逕借第四百十號(九) 二六六九
- 周防國三田尻郵便局移轉改稱 (告) 逕借第五百二十五號(三) 三三三
- 周防沖浦及佐賀郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 周防國岩田郵便局設置 (告) 逕借第五百十號(三) 三三三
- 周防國宮市郵便局廢止 (告) 逕借第五百二十六號(三) 三三三
- 周防國三田尻郵便局受取所設置 (告) 逕借第五百二十七號(三) 三三三
- 周防國今津郵便局受取所移轉改稱 (告) 逕借第四百一十一號(九) 二六六九
- 周防國宮市郵便局受取所設置 (告) 逕借第五百二十八號(三) 三三三
- 周防國若田郵便局移轉改稱 (告) 逕借第五百十四號(三) 三三三
- 長門國川棚郵便局移轉改稱 (告) 逕借第五百十四號(三) 三三三
- 長門國真田郵便局設置 (告) 逕借第二百一十一號(三) 六八七
- 長門國下關町郵便局受取所移轉改稱 (告) 逕借第三百八十七號(一) 二六二
- 長門國藤山郵便局受取所改稱 (告) 逕借第四百九十二號(三) 三三三
- 長門國大嶺郵便局受取所設置 (告) 逕借第五百號(三) 三三三
- 長門國江ノ浦郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 長門國川棚郵便局受取所設置 (告) 逕借第五百十三號(三) 三三三
- 肥前國九鬼郵便局電信事務開始 (告) 逕借第三百三十四號(三) 五三三
- 肥前國西川及色川郵便局電信事務開始 (告) 逕借第九十七號(三) 六八二
- 肥前國松原郵便局受取所改稱 (告) 逕借第二百八十七號(五) 一〇九〇
- 肥前國井ノ口丸瀬真砂郵便局受取所設置 (告) 逕借第八十八號(三) 六七九
- 肥前國打田鹽屋黒江須賀利郵便局受取所設置 (告) 逕借第四百九十九號(三) 三三三
- 淡路國都志郵便局移轉 (告) 逕借第四百七十七號(三) 六六五

- 阿波國川口郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百七號(三) 六六六
- 阿波國岩鷲、赤濱、瀧波郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 讚岐國津村郵便局電信事務開始 (告) 逕信第六十七號(二) 三三八
- 讚岐國高松東邊町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第三十一號(二) 二二四
- 讚岐國丸尾、大野原郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 伊豫國入野郵便局電信事務開始 (告) 逕信第十九號(二) 二二一
- 伊豫國津波郵便局電信事務開始 (告) 逕信第九十七號(三) 五三三
- 伊豫國菊間郵便局電信事務開始 (告) 逕信第七十三號(三) 六七三
- 伊豫國堀江、岩城及四坂島郵便局設置 (告) 逕信第五百十號(三) 三三〇
- 伊豫國穴井郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第五百四十九號(三) 三三七
- 伊豫國大頭郵便受取所設置 (告) 逕信第八十九號(三) 六八一
- 伊豫國松山唐人町及興浦郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 伊豫國堀江、岩城及四坂島郵便受取所設置 (告) 逕信第五百十四號(三) 三三三
- 土佐國才角郵便局電信事務開始 (告) 逕信第九十八號(三) 五三三
- 土佐國船戶郵便局移轉 (告) 逕信第四十二號(三) 三三七
- 土佐國市野々郵便局移轉 (告) 逕信第五十號(二) 三二九
- 土佐國市野野郵便局移轉改稱 (告) 逕信第二百七十四號(三) 九六六
- 土佐國岡ノ内郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六六七
- 土佐國上川口郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 豐前國安心院郵便局電信事務開始 (告) 逕信第一百十二號(三) 五二六
- 豐前國門司白木崎郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第八十四號(三) 五二八
- 豐前國中津津後町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第三百六十一號(七) 二四八
- 豐前國大藏、千束郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 豐後國因尾郵便局移轉 (告) 逕信第四百三十三號(三) 二八四
- 豐後國久住郵便局電信事務開始 (告) 逕信第七號(二) 二〇九
- 豐後國浦代郵便局電信事務開始 (告) 逕信第八十三號(三) 五二八
- 豐後國立石郵便局電信事務開始 (告) 逕信第五百三十二號(三) 三三七
- 豐後國木浦山及中土師郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六六七
- 豐後國塚原郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第六十一號(三) 六七一

- 豐後國木ノ上郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 筑前國若松郵便局電話加入申込書受理ノ件 (告) 逕信第四百五十七號(三) 二八八
- 筑前國大牟田、直方及飯塚郵便局電話加入申込書受理ノ件 (告) 逕信第五百三十五號(三) 三二八
- 筑前國櫛井郵便局移轉改稱 (告) 逕信第二百十二號(三) 六八八
- 筑前國志賀島郵便局改稱 (告) 逕信第五百十五號(三) 三三三
- 筑前國宮田郵便局設置 (告) 逕信第五百十號(三) 三三〇
- 筑前國博多馬場町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第七十四號(三) 六七三
- 筑前國福岡西唐人町郵便受取所移轉改稱 (告) 逕信第四百七十七號(三) 三〇〇
- 筑前國飯野、中津野郵便受取所設置 (告) 逕信第八十八號(三) 六七九
- 筑前國櫛井郵便受取所設置 (告) 逕信第二百十四號(三) 六八九
- 筑前國博多新川端町、福岡名島町、福岡湊町及赤吉若松本町、大原郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 筑前國志賀島郵便受取所設置 (告) 逕信第五百十三號(三) 三三三
- 筑前國宮田郵便受取所廢止 (告) 逕信第五百十四號(三) 三三三
- 筑後國松崎郵便局電信事務開始 (告) 逕信第一百十一號(三) 五二六
- 筑後國善導寺郵便局電信事務開始 (告) 逕信第六十號(三) 六七〇
- 筑後國城島郵便局移轉 (告) 逕信第三百十四號(六) 二〇一
- 筑後國北川内郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六八七
- 筑後國沖端郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第九號(二) 三三〇
- 筑後國國分郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逕信第七十二號(三) 五二四
- 筑後國久留米兩替町及駛馬四ノ山郵便受取所設置 (告) 逕信第四百九十九號(三) 三三三
- 筑後國北川内郵便受取所廢止 (告) 逕信第二百十六號(三) 六八九
- 肥前國奈瓦尾郵便局電信事務開始 (告) 逕信第八十一號(三) 六七六
- 肥前國教其木郵便局電信事務開始 (告) 逕信第五百四十二號(三) 三三三
- 肥前國佐世保郵便局移轉 (告) 逕信第三百二十九號(七) 四三三
- 肥前國春嶺、南風崎及藤宿郵便局設置 (告) 逕信第二百一十一號(三) 六八七
- 肥前國湯島郵便局取捨所開設期間延期 (告) 逕信第四百二十一號(九) 二六七
- 肥前國丸塚郵便受取所移轉 (告) 逕信第四百十六號(三) 六六五
- 肥前國川原郵便受取所移轉 (告) 逕信第三百五十五號(六) 二一九
- 肥前國佐世保濱田町郵便受取所設置 (告) 逕信第三百四十七號(七) 二四二

- 肥前國目達原、芳谷、榑島、谷川郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 肥前國藏宿郵便受取所廢止 (告) 遞信第二百六十六號(三) 六八九
- 肥後國小天郵便局電信事務開始 (告) 遞信第七號(一) 二〇九
- 肥後國魚賀郵便局電信事務開始 (告) 遞信第五十三號(一) 二一九
- 肥後國平島郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五百一十一號(三)三三〇
- 肥後國上古岡郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五百二十三號(三)三三三
- 肥後國二樹木郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 肥後國植柳郵便受取所設置 (告) 遞信第八十八號(三) 六七九
- 肥後國平島郵便受取所設置 (告) 遞信第五百十三號(三)三三三
- 日向國蚊口浦、柏田、恒富郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 大隈國瀨村郵便局電信事務開始 (告) 遞信第三十四號(一) 二二五
- 大隈國末吉郵便局電信事務開始 (告) 遞信第五十八號(一) 二二二
- 大隈國平土野郵便局電信事務開始 (告) 遞信第一百六十六號(三) 五二八
- 大隈國溝邊郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 薩摩國須賀郵便局電信事務開始 (告) 遞信第七十號(二) 三三八
- 薩摩國副田、伊作温泉郵便受取所設置 (告) 遞信第八十八號(三) 六七九
- 薩摩國羽島、今和泉、日匠、山崎、鹿籠金山郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 豐前國印通寺郵便局電信事務開始 (告) 遞信第七號(一) 二〇九
- 對馬國竹敷及小淵越郵便局電信事務開始 (告) 遞信第三十二號(一) 二二四
- 對馬國瀨浦郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 琉球國西表島郵便局遷集配事務取扱開始 (告) 遞信第二百十九號(三) 六九一
- 琉球國糸滿郵便局電信事務取扱開始 (告) 遞信第二百二十二號(一) 二二二
- 琉球國讀谷山郵便局移轉 (告) 遞信第三百七十七號(八)二五八七
- 琉球國嘉手納郵便受取所移轉改稱 (告) 遞信第三百七十八號(八)二五八七
- 琉球國粟國島郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十六號(三)三三三
- 渡島國大沼及節郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 汽船交通丸及宮島丸內設置ノ函館郵便局郵便取扱所 (告) 遞信第十號(一) 二二〇
- 後志國松内郵便局電信事務開始 (告) 遞信第二十八號(一) 二二四
- 後志國白井川、馬群別及余別郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 後志國昆布郵便局設置 (告) 遞信第五百十號(三)三三三

- 後志國祝津郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 遞信第二十九號(一) 二二四
- 後志國余別郵便電信受取所廢止 (告) 遞信第二百十七號(三) 六九〇
- 後志國青苗郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 石狩國東旭川郵便局電信事務開始 (告) 遞信第二十八號(一) 二二四
- 石狩國市來知及茨戸太郵便局移轉改稱 (告) 遞信第二百十二號(三) 六八八
- 石狩國旭川郵便局移轉 (告) 遞信第三百二十六號(六)二二五〇
- 石狩國浦臼、邊別花川及東川郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 石狩國札幌北七條西四丁目郵便受取所設置 (告) 遞信第八十八號(三) 六七九
- 石狩國市來知及茨戸太郵便受取所設置 (告) 遞信第二百一十四號(三) 六八九
- 石狩國川端、旭川六條通、近文二線六號、東御料地郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 石狩國浦臼、邊別及幌内郵便受取所廢止 (告) 遞信第二百十六號(三) 六八九
- 天鹽國上名寄郵便局電信事務開始 (告) 遞信第五百十八號(三) 六七〇
- 天鹽國曉延郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 北見國興部及美幌郵便局設置 (告) 遞信第五百十號(三)三三三
- 釧路國特太郵便局電信事務開始 (告) 遞信第二十八號(一) 二二四
- 釧路國東根知安郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 釧路國安平郵便受取所設置 (告) 遞信第四百九十九號(三)三三三
- 十勝國幕別郵便局電信事務開始 (告) 遞信第九十六號(三) 五三三
- 十勝國信取郵便局設置 (告) 遞信第二百一十一號(三) 六八七
- 釧路國厚岸郵便局移轉 (告) 遞信第五百四十八號(三)三二七
- 釧路國香辛及仙鳳趾郵便局設置 (告) 遞信第五百十號(三)三三三
- 千島國瀨石郵便局電信事務取扱開始 (告) 遞信第九十六號(三) 五三三
- 釧路國新街郵便受取所代金引換郵便物交付事務取扱開始 (告) 遞信第六十四號(四) 九九四
- 三等郵便電信局廢止ノ件 (告) 遞信第九十四號(七)二四五六
- 斗六郵便電信局他里霧定期郵便出張所開設 (告) 遞信總督府第九十九號(八)二六〇五
- 釧路國吳金城郵便受取所設置 (告) 遞信總督府第一百十號(八)二六〇五
- 釧路國北日新街郵便受取所廢止中街郵便受取所設置 (告) 遞信總督府第一百十二號(八)二六〇五
- 郵便物集配事務ヲ取扱ハサル郵便電信局所ノ件 (告) 遞信總督府第三十四號(一)二〇〇〇

○吳全城郵便受取所代金引換郵便物ノ交付事務取扱開始
(告)露西亞總督府第百三十五號(一)三〇〇七

○臺灣府口街郵便受取所設置
(告)臺灣總督府第百五十五號(三)三二七

口ノ部

〔露西亞〕

○露西亞對シ宣戰ニ付キ同國民臣保護ニ關スル件
(詔)二月十日(一) 一

○露西亞帝國商船拿捕免除ニ關スル件 (勅)第二十號(三) 六三

○在帝國露西亞公使館及領事館撤退ニ付キ同國民臣保護ニ關スル件
(訓)內務第一號(三) 三七

○露西亞對シ戰ヲ宣シタルニ付キ同國民臣保護ニ關スル件
(訓)內務第二號(三) 三七

○露西亞對シ戰ヲ宣シタルニ付キ神佛各教宗派派長注進ノ件
(訓)內務第三號(三) 三六

○露西亞對シ戰ヲ宣シタルニ付キ神官神職注進ノ件
(訓)內務第四號(三) 三六

○露西亞對シ戰ヲ宣シタルニ付キ教育ニ從事スル者心算ノ件
(訓)文部第二號(三) 三三

○日露戰役間土官學校入校申ノ土官候補生ニ係ル教服給與ノ件
(通)陸軍第九十二號(四) 二六七

○日露戰役間中職時裝制服ノ件
(訓)海軍第一號(三) 三一

○在露西亞領口露西亞電信局私用電報ヲ取扱ハス
(告)逓信第百五號(三) 三五

○海外電報ハ島拉日阿新線ヲ經テ傳送スルヲ傳ス
(告)逓信第百六號(三) 三五

〔巴拿馬〕

○巴拿馬共和國ノ獨立承認ノ件
(告)外務第一號(二) 二

○露西亞電信主管局長崎島拉日阿新線間海底電信線ニ於ケル電報ヲ取扱ハス
(告)逓信第百二十八號(三) 五三〇

○露西亞及西比利亞宛郵便物第三國ノ媒介ニ依リ送立ノ件
(告)逓信第百三十二號(三) 五三三

○露西亞宛小包郵便物ニ添付スルキ税關告知書ニ記載方ノ件ヲ定メ明治三十五年告示第百五十四號(同件)ヲ廢ス
(告)逓信第百二十八號(三) 六六六

○露西亞稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件
(告)逓信第百三十八號(三) 六六六

○清國ト露西亞及伊太利兩國間協定清國追加輸入稅率協定ノ件
(告)外務第六號(二)二八六一

〔錄事〕

○明治二十四年勅令第百三十二號(主理錄事條)廢止
(勅)第六號(二) 一三

○臨時海軍軍法會議及海軍合關地軍法會議ニ於ケル主理錄事海軍醫官ニ關スル件
(勅)第二十五號(三) 六六

〔勞役〕

○伴修勞役規則
(達)陸軍第百三十九號(九) 四三

〔勞働〕

○清國勞働者取締規則ヲ定メ清國人茶工勞規則及清國勞働者取締規則ヲ廢ス
(達)府第百二十八號(二) 一〇〇

ハノ部

○「ハナヤ」共和國萬國郵便條約ニ加盟
(告)逓信第百九十三號(三)三三三

〔澎湖島〕

○澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則廢止
(勅)第六號(二) 三三

○澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則廢止
(達)海軍第三十一號(三) 八九

○澎湖島及澎湖島駐海軍軍部隊給與規則改正追加
(達)陸軍第五十六號(三) 一九二

○澎湖島及澎湖島駐海軍軍部隊給與規則第二十條中刪除
(達)陸軍第百五十四號(三) 四三〇

○澎湖島及澎湖島沿岸燈塔火停止ノ件
(告)臺灣總督府第三十七號(三) 七〇七

〔八丈島〕

○明治三十三年省令第三十號(陸兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ諸件取扱力)中加除
(告)陸軍第八號(三) 三〇

〔博覽會〕

○第五回內閣勸業博覽會事務局官制廢止
(勅)第七十四號(三) 二二六

○臨時博覽會事務局出張所設置
(告)臨時博覽會事務局第一號(二) 三九

○臨時博覽會事務局出張所移轉
(告)臨時博覽會事務局第二號(四) 九九四

〔判事〕

○判事檢事登用試驗規則ニ依リ指定ノ私立京郡法政專門學校改稱
(告)前法第五十四號(二)二七〇六

〔判任〕

○文武判任官等級表中加除
(勅)第五十八號(三) 一〇五

○文武判任官等級表中加除
(勅)第百八十二號(三) 二三三

○暇時又ハ事變ニ際シ臨時外務省ニ關シテ
(勅)第三十二號(三) 七三

○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務關稅務局及標圖事務局)ノ條給ニ關スル件)中改正
(勅)第百五十六號(五) 二〇六

○標圖事務局官制施行ノ際ニ於ケル事務局及標圖局技手ニ關スル件
(勅)第百五十七號(五) 二〇六

○標圖製造所ノ現業ニ從事スル判任官及雇員ノ勸勉手當ニ關スル件
(勅)第百七十號(六) 二二九

○職役中召集セラレタル林區署判任官ノ補關ニ關スル件
(勅)第百四十三號(五) 一八九

○明治二十六年勅令第百九十六號(月俸十五圓未満)ノ判任官特別任用ノ件)中改正
(勅)第百六十號(五) 二〇九

○臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ條給ヲ受ケル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正
(達)府第百三十二號(三) 七

〔法院〕

○臺灣總督府法政顧問官等條給及定員令中改正刪除
(勅)第百九十四號(八) 二八四

○臺灣總督府法院軌道規則施行細則中改正刪除
(省)第七十七號(一〇) 一〇七

○臺灣總督府地方法院及出張所名稱位置管轄區域改正
(省)第二十八號(四) 三七

○地方法院出張所ニ於テ豫審ヲ經タル刑事事件ノ審判
地方法院取扱ノ件 (省)第四十七號(五) 六七

〔法人〕

○法人ノ設立及監督ニ關スル規程中改正刪除
(省)文部第二十三號(三) 三三

〔砲兵〕

○砲兵工廠條例第二條中追加 (勅)第二百三十號(二) 三一九

○大阪砲兵工廠名古屋及金澤派出生所廢止東京砲兵工廠
金澤派出生所設置 (達)陸軍第六十五號(一) 四三七

○砲兵工員候補生召募 (省)陸軍第十二號(三) 五六一

〔報告〕

○明治三十六年訓令第四號(古社寺保存法ニ依リ修理
保存金ヲ下付シタルトキ其修理未了等ノ場合報告
力)中改正刪除 (訓)內務第十號(四) 七六

○明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上階
級及階級報告書調製力)中追加 (訓)大藏第十八號(四) 八九

○明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上階
級及報告書調製力)中追加 (訓)大藏第五十號(二) 二二三

○毛織物消費稅ニ關スル裁減檢査簿、查定簿及現況報
告書様式 (訓)大藏第二十一號(四) 九〇

○仕掛豫算ヲ以テ仕掛ヲ委任シタル臨時事件支費簿ニ
關スル仕掛命令詳細報告書式 (訓)大藏第二十二號(四) 九一

○戰時陸軍報告例 (達)陸軍第三十五號(三) 六三

○戰時陸軍報告例中改正追加 (達)陸軍第六十六號(六) 二九六

○戰時死者報告手續改正 (達)陸軍第九號(三) 二六

○戰時死者及生死不明者報告手續中改正追加 (達)陸軍第七十五號(三) 二〇六

○戰時死者及生死不明者報告手續改正 (達)陸軍第五十一號(一〇) 四三五

○海軍志願兵及其家族ニ異動アリタルトキ海軍經理部
ニ報告ノ件 (省)海軍第四號(三) 三三

○明治三十一年陸軍第八十一號(毎月給與シタル食品名
及數量報告様式)廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五

○明治三十六年訓令第二號(典獄留置場巡視狀況報告
ノ件)中刪除 (訓)司法第四號(六) 一三五

○民事訴訟及非訟事件ニ付キ貼用セル印紙高報告力
(訓)司法第五號(六) 一三五

○續物、砂鑛製煉者一箇年工程報告雜形ヲ定メ明治三十
二年訓令第六號(同件)ヲ廢ス (訓)農商務第九號(七) 一四六

○私設鐵道法施行規則ニ依ル工程報告様式 (省)通商第二百七十號(四) 九六三

〔榜示〕

○死刑執行ノ榜示公告ニ關スル件 (省)司法第九號(四) 二二八

〔望樓〕

○明治三十七年勅令第七十八號(望樓長望樓手任用方)
廢止 (勅)第六號(二) 一三

〔防禦〕

○防禦海面令 (勅)第十一號(一) 四

○東京灣口防禦海面區域 (省)海軍第一號(三) 二六五

○函館灣防禦海面區域 (省)海軍第二號(三) 二六五

○小樽灣防禦海面區域 (省)海軍第三號(三) 二六五

○佐世保軍港防禦海面區域 (省)海軍第四號(三) 二六六

○竹敷軍港防禦海面區域 (省)海軍第五號(三) 二六八

○舞鶴軍港防禦海面區域 (省)海軍第六號(三) 二六九

○長崎灣口防禦海面區域 (省)海軍第九號(三) 二七〇

○紀淡海峽防禦海面區域 (省)海軍第十一號(三) 二七二

○紀淡海峽防禦海面區域 (省)海軍第十八號(四) 七三五

○馬公要港防禦海面區域 (省)海軍第十二號(三) 二六四

○基隆防禦海面區域 (省)海軍第三十一號(三) 二〇六

○基隆港防禦海面區域 (省)臺灣總督府第五十五號(三) 二七三

○臺灣國防用防禦營造物區域取締規則施行細則中改正
追加 (省)第八號(三) 五

○明治三十四年告示第九號(各要塞地ニ於ケル禁止制
限解除ノ事項及其區域)中改正追加 (省)陸軍第二號(三) 二五三

〔防衛〕

○飲食物防衛取締規則第一條改正 (省)內務第十六號(三) 三〇三

〔馬制〕

○臨時馬制調查委員會官制 (勅)第二百九號(七) 二九七

〔馬匹〕

○馬匹徵發事務規則第二十九條中改正 (省)陸軍第十五號(四) 二二六

○馬匹徵發事務規則附表中改正 (省)陸軍第二十一號(九) 二四八

○徵馬管區中異動ノ件 (省)陸軍第十號(三) 五六

○馬匹取扱規則第三條刪除 (達)陸軍第六十六號(三) 一九九

○將校馬匹整理及審查規程制定馬匹整理委員及審査委
員制廢止 (達)陸軍第三十二號(八) 三九九

○三歲若ハ四歲壯馬ノ去勢獎勵金下付ノ件 (省)農商務第十號(六) 一九七

○馬匹去勢獎勵取扱手續 (訓)農商務第六號(六) 一三五

〔葉煙草〕

○タノ部煙草ノ項廢止

○煙草製造專賣ニ要スル外國產煙草、器具機械其他材
料購入ノ場合ニ於ケル隨意契約ニ關スル件制定明治
三十二年勅令第二百二十一號(政府ニ於テ輸入ノタ
ノ葉煙草ヲ買入ル、トキ隨意契約ノ件)廢止 (勅)第十六號(四) 一六八

○煙草專賣法施行細則制定葉煙草再鑑定規程及葉煙草
專賣法施行細則廢止 (省)大藏第十九號(五) 一六〇

○葉煙草收購所出張所名稱位置 (省)大藏第十八號(五) 一五五
○煙草賣買所葉煙草收購所標章製造所民事訴訟三付 牛國ヲ代表ス (省)大藏第二十七號(六) 一九三

○葉煙草賣買所見習員手摺支給規則第六條中削除 (訓)大藏第八號(三) 五三
[葉書]
○明治三十七年戰役紀念郵便葉書發行ノ件 (省)逓信第五十七號(九) 二六九
○明治三十七年戰役紀念郵便葉書第一回發行ノ種類 發賣價格及期日 (省)逓信第四百一號(九) 二六六

○明治三十七年戰役紀念郵便葉書第二回發行ノ種類 發賣價格及期日 (省)逓信第五百三十三號(三) 二七七
[配置]
○憲兵隊區及憲兵隊區表改正 (省)陸軍第四號(二) 一一
○憲兵隊區及配置表中削除 (省)陸軍第二號(三) 一
○憲兵隊區及配置表ヲ定メ從前ノ同表ヲ廢ス (省)陸軍第二十一號(三) 三三
○憲兵隊區及配置表中改正削除 (省)陸軍第四十六號(五) 六七
○憲兵隊區及配置表中削除 (省)陸軍第七十四號(一〇) 一〇七
○憲兵隊區及配置表中削除 (省)陸軍第七十五號(一〇) 一〇八
[配置]
○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中削除 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○廣島鐵山ニ關スル物件ノ賣渡附屬契約ノ件 (勅)第十七號(三) 五九
○明治三十二年勅令第三百六十五號(國有林野產物ノ 賣渡契約ニ依ル賣渡ニ關スル件)中追加 (勅)第十八號(三) 六〇
○明治三十二年勅令第三百八十四號(國有林野及產物 賣渡代金延納ノ件)改正 (勅)第四百十六號(五) 一九一
○煙草賣買所ニ於テ煙草ノ賣渡ヲ爲ストハ契約書省略 二關スル件則明治三十二年勅令第二十五號(同件) 廢止 (勅)第六十三號(五) 二二三
○煙草賣渡代金ハ仕掛保險アル小切手ヲ以テ納付セシ ムルコトヲ得ルノ件 (訓)大藏第五十一號(三) 三三三
○輸入製造煙草ノ定價及煙草賣買所人並煙草小賣人ニ 對スル賣渡價格 (省)大藏第三百三十號(九) 二六九
○賣渡シタル製用物件ノ處分方 (省)陸軍第七號(三) 五
○森林、原野及產物ノ賣渡シ又ハ賣渡シニ關シ、願長ヲ シテ取扱ハシムル事項ノ件 (省)陸軍第十五號(三) 一五
[發賣、頒布]
○出版物發賣頒布禁止ハシ、部山 版ノ項ニ應ス

○陸軍武官進級取扱規則中抜擢期、抜擢名稱進擢期等 一時變更ノ件 (達)陸軍第六號(二) 一〇
[罰金]
○罰金及管刑處分例施行期日 (律)第一號(一) 一
○罰金及管刑處分例施行細則 (省)府第三十七號(四) 四
○罰金及管刑處分例施行細則 (省)府第三十八號(四) 四

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中削除 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便局 別便郵便電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)中追加 (省)逓信第八十一號(三) 二五七

○國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ拂受クルコトヲ得ル
重要製造品ノ製造業者及木材業者ノ資格
(省)農商務第三號(三) 四六

二ノ部

○軍艦機關日誌中改正
(達)海軍第十九號(三) 八〇
○軍艦機關日誌中改正追加
(達)海軍第百十二號(七) 三八三
○水雷艇機關日誌中改正
(達)海軍第二十號(三) 八〇
○水雷艇機關日誌中改正追加
(達)海軍第百十三號(七) 三八三
○軍艦機關日誌摘要並水雷艇機關日誌摘要
(達)海軍第百十四號(七) 三八四

〔日誌〕

○明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船兩船學校
所屬航海練習船及海底電線布設船乗組員ニ食料及
航海日當支給ノ件)中追加
(勅)第百七十四號(六) 三三三

〔任用〕

○外務通譯生ヲ外務書記生ニ任用ノ件
(勅)第四十二號(三) 八六
○海軍軍醫局長特別任用令制定並軍醫局長特別任用
令廢止
(勅)第百五十九號(五) 二〇八
○海軍軍醫局長特別任用令中改正追加
(勅)第百三十一號(二) 三三〇
○臨時海軍製造備局事務官任用ノ件
(勅)第百二十七號(四) 一七九

○明治二十六年勅令第百九十六號(月俸十五圓未満ノ
判任官特別任用ノ件)中改正
(勅)第百六十號(五) 二〇九
○服役ノタメ召集セラレタル海軍豫備役後備役軍人ノ
軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服
役期限ニ關スル件
(勅)第百四號(九) 二九四

○服役ノタメ召集セラレタル海軍豫備役後備役軍人ノ
任用進級ニ關スル件
(勅)第百五號(九) 二九四
○海軍上長官士官任用進級取扱規則中追加
(達)海軍第十七號(三) 七九
○海軍上長官士官任用進級取扱規則中追加
(達)海軍第百十四號(三) 三三七
○海軍准士官下士任用進級取扱規則中追加
(達)海軍第五十五號(三) 三三七

○明治二十七年勅令第七十八號(聖橋長官兼手任用方)
廢止
(勅)第六號(二) 一三

○臺灣總督府醫務特別任用令
(勅)第百二十一號(一〇) 三〇九
○臺灣小學校又ハ臺灣公學校ノ教諭任用ノ件
(勅)第百十九號(四) 一七〇
○臺灣總督府稅務官特別任用ノ件
(勅)第百二十五號(四) 一七四
○縣社以下神社神職任用規則
(勅)第百二十二號(三) 八
○臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則制定並臺灣小學
校職員任用規則廢止
(臺灣)第百四十四號(四) 六五

○靜岡縣松崎町立濱松商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認
定
(告)文部第四號(二) 九

○柳井縣濱名郡立製菓學校ヲ准兵令及文官任用令ニ依
リ認定
(告)文部第二十九號(三) 二八二

○新潟縣中魚沼郡立中魚沼農林學校ヲ准兵令及文官任
用令ニ依リ認定
(告)文部第十三號(二) 二二

○新潟縣立農林學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第三十七號(三) 五八六

○新潟縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第三十八號(三) 五八六

○鹿兒島縣立大島農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第七十九號(四) 七三八

○長野縣長野市立甲種商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認
定
(告)文部第九十五號(四) 七四一

○宮城縣郡立杜鹿水産學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百二號(四) 七四三

○宮城縣郡立杜鹿水産學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百八十八號(二) 二八九一

○東京帝國大學農科大學農學資料、林學資料、獸醫學資
料ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百七十號(七) 二六四二

○和歌山縣立農林學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百二十七號(三) 三〇七一

○兵庫縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百十號(三) 三〇七一

○公立私立學校認定ニ關スル規則第二條中改正
(告)文部第十一號(三) 七八

○高等學校大學預科入學者選拔試驗規程中改正追加
(告)文部第十六號(二) 三三

○明治三十七年各高等學校入學試驗ニ關スル件
(告)文部第百十九號(五) 二〇〇九

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第七號(二) 一〇

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第四十九號(三) 五八八

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第六十九號(三) 五九二

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第百號(四) 七四三

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第百三十九號(六) 二二五

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
コトヲ得ル者指定
(告)文部第百五十號(六) 二四七

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定 (省)文部第百六十五號(九)一六三八

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定 (省)文部第百七十五號(九)一六四三

○明治三十四年陸軍第百七十號(入學及分遣派遺者俸
給其他給與方ノ件)中改正 (達)陸軍第百四十九號(三)一八六

○明治三十六年召選ノ士官候補生入校及修學期ノ件
(省)陸軍第百六十六號(四)二二七

○明治三十七年採用ノ士官候補生入校期日
(省)陸軍第百二十四號(九)二六六

〔ニクローズ水管備〕

○「ニクローズ」水管備取扱法 (達)海軍第八十六號(五)二九一

水ノ部

〔北海道〕

○北海道會議員選舉令別表改正附錄
(勅)第六十六號(三)一一〇

○明治三十六年末調査北海道區制及一級町村制施行地
ニ於ケル現在人口 (省)内務第五十一號(七)二五五

○釧路府及八海運道鐵道部官吏補用ノ件
(勅)第百三十五號(三)一八三

○明治三十三年省令第三十號(徴兵事務條例施行細則
中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ難キ
案件取扱方)中加添 (省)陸軍第八號(三)一一〇

○札幌農學校ノ資金ニ關スル北海道土地改良規程中改
正追加 (省)文部第九十七號(四)七二

○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程ヲ北
海道ニ適用ス (省)農商務第一號(二)一六

○北海道地方裁ヲ以テ工業巡回教師ヲ設置スルトノ準
據方 (勅)農商務第一號(二)一七

○北海道色丹郡及花咲郡ニ於テ地ノ抽復禁止ノ件
(省)農商務第百七十二號(六)二六三

〔崩御〕

○韓國明憲太后崩御ニ付牛宮中喪 (省)宮内第一號(二)一

○宮中喪問參内ノ御喪服用方 (省)宮内第二號(二)一

○西班牙國皇親母イサベラ陛下崩御ニ付牛宮中喪
(省)宮内第十三號(七)二三五

○宮中喪問參内ノ御喪服用方 (省)宮内第十四號(七)二三五

〔條給〕

○高等官官等俸給令中追加 (勅)第百十四號(四)一六六

○高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第百三十七號(五)一八四

○高等官官等俸給令中追加 (勅)第百五十號(五)一九四

○高等官官等俸給令中改正 (勅)第百五十三號(五)二〇四

○明治二十四年通甲第四號(宮内高等官官等俸給ノ件)
第六項中改正 (達)宮内第七號(三)一四一

○外國在勤巡查ノ休職及休職給ニ關スル件
(勅)第七十七號(三)二一八

○巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三)二一七

○神宮皇學館職員官等俸給令中改正 (勅)第七十八號(三)二一八

○明治三十一年勅令第百三十五號(稅務關事務規程及
稅關事務局ノ條給ニ關スル件)中改正 (勅)第百五十六號(五)二〇六

○在外國公使館附屬海軍武官俸給令中改正附錄
(勅)第七號(二)四

○文官ニシテ陸軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ
關スル件制定明治二十四年勅令第百六十二號同二十
七年勅令第百二十九號(同件)廢止 (勅)第百六號(五)二九五

○戰時補給臨時編制ノ部隊ニ關スル下士給與規程
(達)陸軍第百三十八號(九)四一〇

○戰時又ハ平時ニ陸軍ニ召集セラレタル陸軍監獄看守及
陸軍看守ノ俸給給與ニ關スル件 (達)陸軍第九十八號(五)二八七

○預備後備若ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官
タル者召集ニ應ジ奉職官職ヨリ俸給ヲ補給ヲ受ケル
者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治二十七年陸軍第百十三
號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四)二六七

○明治二十四年陸軍第百七十號(入學及分遣派遺者俸
給其他給與方ノ件)中改正 (達)陸軍第百四十九號(三)一八六

○海軍特設船員及航海加俸ニ關スル件 (勅)第七十九號(三)二一九

○海軍軍人俸給令及明治三十三年勅令第百五十號(艦
船ノ乘員俸給前渡及糧食料前渡ノ件)同二十四年勅
令第百三十二號(主理事務俸給)同二十五年勅令第七
十四號(海軍ノ俸給在勤官等俸給前金渡方)同二十八
年勅令第五十一號(海軍文官等俸給前金渡方)同三

十年勅令第百三十號(海軍教授年俸ノ件)同第百三十
一號(海軍編修年俸ノ件)同第百六十八號(海軍通
譯官年俸ノ件)同第百六十六號(艦船組進士
官以上候補生及文官進洋ニ航海スルトキ支度手當支
給ノ件)廢止 (勅)第六號(二)一一

○海軍軍人俸給加俸支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三)八五

○文官及文官待遇者タル海軍預備役後備役軍人及歸休
兵ニシテ召集中奉職官職ヨリ俸給ヲ補給ヲ受ケル者
者證明通報方 (達)海軍第八十四號(四)二七四

○文官及文官待遇者タル海軍預備役後備役軍人及歸休
兵ニシテ召集中奉職官職ヨリ俸給ヲ補給ヲ受ケル者
者證明通報方中改正 (達)海軍第九十四號(六)三〇三

○東京帝國大學農科大學附屬農藝講習所林在勤職員加俸
支給ノ件 (勅)第三十五號(三)八一

○公立學校職員俸給令第十五條中改正 (勅)第五十三號(三)九八

○滋賀總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第百二十四號(四)二七五

○香取總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第百二十九號(一〇)三〇七

○香取總督府法政職員官等俸給及定員令中改正附錄
(勅)第百九十四號(八)二八四

○香取ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官制任
以上ノ學校職員退還料及遺族扶助料支給規則中改正
(達)府第十一號(三)七

○明治三十六年勅令第九十六號(月俸十五圓未滿) 判任官特別任用ノ件)中改正 (勅)第百六十號(五) 二〇九

〔補充〕

○陸軍經理部士官及下士特別補充ノ件 (勅)第百十號(四) 一六二

○經理部士官及豫備役後備兵下士補充ニ關スル件 (勅)第百一號(九) 二九二

○經理部士官及豫備役後備兵下士補充ノ件 (達)陸軍第百三十七號(九) 四一〇

○戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備役後備兵科士官 准士官下士上等兵補充ノ件 (勅)第百三十四號(四) 一八二

○戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備役後備兵科士官 准士官下士上等兵補充ノ件 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四

○陸軍現役豫備役後備兵將校以下 下士卒補充兵服 役延期ノ件 (省)陸軍第五號(三) 三三

○勅員ヲ行ハタル諸部隊ノ士官缺員補充ノ件 (達)陸軍第十號(三) 三二

○陸軍補充條例ニ依リ士官缺員補充ノ件 (達)陸軍第五十三號(三) 一八九

○陸軍補充條例ニ依リ士官缺員補充ノ件 (達)陸軍第百十二號(六) 二九九

○下士上等兵看護手ノ缺員補充ノ件 (達)陸軍第八十二號(四) 二五五

○豫備役後備兵陸軍經理部下士補充ニ關スル手續 (達)陸軍第八十四號(四) 二五八

○豫備役後備兵ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官 タル者召集ニ應ジ奉職官職ヨリ休級ノ稱給ヲ受ケル

者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治三十七年陸軍第百十三號 (同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四) 二八八

○戰時編制又ハ臨時ノ編成ニ依リ成立シタル諸部隊 所屬憲兵將校以下ノ缺員補充ニ關スル規定 (達)陸軍第百三號(六) 二九五

○戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル第一補充兵糧運搬率臨時 教育召集ニ關スル件 (達)陸軍第百十五號(六) 三〇〇

○海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第百四十六號(三) 八九

○海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第百六十八號(三) 一二二

○明治三十七年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ 得ハキ發途 (勅)第百二號(四) 一五三

○軍馬補充及育成規則中追加 (達)陸軍第六十七號(三) 二〇〇

○明治二十九年陸軍第七十七號(軍馬補充部支部發 出部)出張所位置ノ件)中改正追加 (達)陸軍第百七號(六) 二九七

〔補闕〕

○貴族院多額納稅者議員補選選舉 (昭)三月十一日(三) 三

○貴族院多額納稅者議員補選選舉 (昭)十月十五日(〇) 七

○戰役中召集セラレタル林区署判任官ノ補闕ニ關スル 件 (勅)第百四十三號(五) 一八九

○臺灣總督府又ハ北海道鐵道部官制補闕ノ件 (勅)第百三十五號(五) 一八三

〔補職〕

○陸軍參謀及高等官衙副官補職ニ關スル件 (勅)第百九十九號(四) 一五〇

〔補償〕

○交付金及補償金買上金ノ給付ニ關スル規程 (省)大藏第二十五號(六) 一八九

○交付金補償金及買上金トシテ給付スルタメ發行スル 國庫債券ノ利子ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四

○大租權補償金算定率 (省)府第五十二號(七) 八五

○大租權補償金算帳公示ノ件 (省)臺灣總督府第百八號(八) 一六〇

○粗製樟腦樟腦油ノ補償金額 (省)大藏第五號(二) 五

○粗製樟腦樟腦油ノ補償金額中改正 (省)大藏第百三十四號(九) 一六五

○粗製樟腦樟腦油補償金中改正 (省)臺灣總督府第百四十號(三) 七〇七

○粗製樟腦樟腦油補償金中改正 (省)臺灣總督府第百九十八號(七) 四九九

〔補助〕

○京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ補助費概算書ノ件 (勅)第百四十號(五) 一八七

○明治三十六年度福災救助基金補助額ノ件 (省)大藏第二十五號(三) 五五二

〔補習〕

○臺灣小學校補習科規程 (省)府第十八號(三) 一七

〔保護〕

○在帝國露國公使館及領事館撤退ニ付共同國民保護 ニ關スル件 (訓)內務第一號(二) 二七

○露國ニ對シ戰ヲ宣シタルニ付共同國民保護ニ關ス ル件 (訓)內務第二號(三) 二七

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○明治三十六年訓令第四號(古社寺保存法ニ依リ修理 保存金)下付シタルトキ其修理未了等ノ場合報告 方)中改正附錄 (訓)內務第十號(四) 六

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○航海獎勵法ニ據リ保護ヲ受ケル船舶郵便物運送規則 第三條改正 (省)遞信第十號(三) 五三

○明治三十六年告示第七十號(銃槍取締規則ニ依リ保 護ノ件)中改正 (省)臺灣總督府第百九十九號(七) 四六〇

〔保存〕

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二二九

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(三) 二四二

○明治三十六年訓令第四號(古社寺保存法ニ依リ修理 保存金)下付シタルトキ其修理未了等ノ場合報告 方)中改正附錄 (訓)內務第十號(四) 六

〔保管〕

○契約保證金保管出納規程中改正

(達)海軍第七十二號(四) 二六九
鐵道作業用旅客列車櫃ニ依ル託送手荷物、小荷物、死體、貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其取扱手續ヲ定メ、明治三十四年告示第三百三十四號(同件)ヲ廢ス
(告)通商第三百八十八號(三)三二五

〔保稅〕

○私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手續費收(勅)第九號(四) 一六一
○私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手續料(省)大藏第十號(四) 一一一
○明治三十四年省令第二十五號(保稅倉庫法ニ依ル)通路ノ件)中追加 (省)大藏第三十六號(八) 二四一

〔保安〕

- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一號(二) 一四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第五號(二) 三
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第六號(二) 二五
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第九號(二) 三九
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第十五號(三) 二六四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十六號(三) 三五一
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十七號(三) 三五二
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第二十九號(三) 四〇三
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十號(三) 四〇四

- 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十一號(三) 五〇四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十二號(三) 五〇四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十四號(三) 五〇三
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第五十一號(三) 六一一
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十號(三) 六二七
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十五號(三) 六四四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第六十七號(三) 六五〇
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第八十號(四) 七四四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第八十六號(四) 七五二
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第八十八號(四) 七五三
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第九十九號(四) 七七五
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百零三號(四) 七八一
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百零五號(四) 七八二
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百零七號(四) 七八八
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百零八號(四) 八三二
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百十二號(四) 八三四
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百十六號(四) 八五五
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百十八號(四) 八五六
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百十九號(四) 八五八
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第一百二十八號(五) 一〇一五
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第三十二號(五) 一〇二六
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十二號(五) 一〇七八
- 保安林編入ノ件 (告)農商務第四十四號(五) 一〇八〇

○保安林編入ノ件 (告)農商務第五十號(五) 一〇八四	○保安林編入ノ件 (告)農商務第九十六號(三) 九六六
○保安林編入ノ件 (告)農商務第五十八號(五) 一一三三	○保安林編入ノ件 (告)農商務第九十八號(三) 九六六
○保安林編入ノ件 (告)農商務第六十二號(五) 一二四九	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百零五號(三) 九九九
○保安林編入ノ件 (告)農商務第九十六號(七) 一四〇〇	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百零九號(三) 九九三
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百六十六號(八) 二五五七	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百一十六號(三) 一〇一七
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百六十八號(八) 二五五九	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百一十八號(三) 一〇一七
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百六十九號(八) 二五六〇	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百二十號(三) 一〇七九
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十號(八) 二五六一	○保安林編入ノ件 (告)農商務第三百二十八號(三) 一〇八五
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十一號(八) 二五六二	○保安林解除ノ件 (告)農商務第三號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十二號(八) 二五六三	○保安林解除ノ件 (告)農商務第七號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十三號(八) 二五六四	○保安林解除ノ件 (告)農商務第八號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十四號(八) 二五六五	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十五號(八) 二五六六	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十一號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十六號(八) 二五六七	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十二號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十七號(八) 二五六八	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十三號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十八號(八) 二五六九	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十四號(一) 一〇
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百七十九號(八) 二五六〇	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十七號(三) 三五八
○保安林編入ノ件 (告)農商務第二百八十四號(八) 二五六一	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十八號(三) 三五九
	○保安林解除ノ件 (告)農商務第十九號(三) 三五九
	○保安林解除ノ件 (告)農商務第二十九號(三) 三五九

○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十二號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十三號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百一號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十四號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十五號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十七號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百四號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百七十九號(二〇)二七九	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百五號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百六號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十一號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百七號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十二號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百八號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十三號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百九號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十五號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十六號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十一號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十七號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十二號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十八號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十三號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百八十九號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十四號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十五號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十一號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十六號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十二號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十七號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十三號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十八號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十四號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百十九號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十五號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十七號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十一號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第二百九十九號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十三號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百零九號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十四號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百一十三號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十五號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百一十四號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十六號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百一十五號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十七號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百一十九號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十八號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十三號(二〇)二八〇	○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十九號(二)二九九〇
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百二十七號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十一號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十五號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十九號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百四十三號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百四十七號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百五十一號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百五十五號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百五十九號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百六十三號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百六十七號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百七十一號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百七十五號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百七十九號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百八十三號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百八十七號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百九十一號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百九十五號(二〇)二八〇	
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百九十九號(二〇)二八〇	

○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十號(二〇)二八〇	○ 契約保証金保管出納規程中改正 (達)海軍第七十二號(四)二六九
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十一號(二〇)二八〇	○ 新紙發行ノ保証金ニ關スル規程第一條中追加 (達)府第二十九號(四)二六八
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十三號(二〇)二八〇	[捕獲]
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十四號(二〇)二八〇	○ 捕獲費檢令中改正追加 (勅)第五十五號(三)二九七
○ 保安林解除ノ件 (告)農商務第三百三十六號(二〇)二八〇	○ 捕獲費檢所及高等捕獲費檢所開設ノ件追加 (勅)第二十七號(二)二六七
[保險]	○ 捕獲品取扱規程 (達)海軍第五十七號(三)二三八
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第四十號(二)二五二	○ 北海遊色丹那及花咲那ニ於テ捕獲禁止ノ件 (告)農商務第七十一號(二)二六三
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十一號(二)二六三	[捕魚]
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十六號(二)二六四	○ 日韓兩國漁業規則ニ依リ相互捕魚得ル沿岸ノ件 (告)外務第三號(二)二九九
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十七號(二)二六五	[募集]
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十四號(二)二六四	○ 公債募集ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(二)二二七
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十四號(二)二六四	○ 英國倫敦及北米合衆國組育ニ於テ募集スル公債ニ關 スル件 (勅)第三百三十八號(五)一八五
○ 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十四號(二)二六四	○ 英國倫敦及北米合衆國組育ニ於テ募集スル公債ニ關 スル件 (勅)第三百二十九號(二)二二八
[保證]	○ 國債募集金出納規程 (達)會計検査院第三號(六)三〇六
○ 保証金代用國庫債券價格ノ件 (訓)大藏第四十八號(二〇)二〇九	○ 明治三十七年度工業救済員養成所就職員養成所ニ 關スル件 (告)文部第十五號(二)二二二
○ 保証金代用國庫債券價格ノ件 (告)海軍第二十六號(二)二八六	

[標識]

- 明治三十二年勅令第二百十八號(航路標識看守月手等ノ件)中改正 (勅)第百七十一號(六) 三一九
- 明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船附屬學校所屬航海練習船及海底電線布設船組員ニ食料及航海日常支給ノ件)中追加 (勅)第百七十四號(六) 三三三
- 交通至難ノ場所ニ在動スル航路標識看守月手當命給與細則中改正 (省)逕信第百四十六號(六) 二〇五

[表裏]

- 陸軍會葬式及表裏式中追加 (勅)第百七十六號(六) 三三〇
- 下ノ部

[東宮]

- 在地方者東宮職ニ差出スルノ賀表書式 (逕)宮内乙第一號(二) 四四四

[燈臺燈竿]

- 樺太國木津川燈臺ノ著色變更 (省)逕信第三百四十六號(七) 四四二
- 樺太及神戶兩燈竿點燈廢止 (省)逕信第二百二十九號(三) 六九三
- 東京灣浦賀水道第三海燈臺等修繕 (省)逕信第四百六十二號(二) 二九九
- 陸奥國平館燈臺ニ燈竿設置 (省)逕信第九十一號(三) 三三三

安藝國廣島小那沙美島ニ建設ノ燈臺點火

(省)逕信第百五十號(三) 六六八

豐後國水ノ子島燈臺及肥後國五通懸掛燈立標建設假燈撤去

(省)逕信第百七十八號(三) 六七四

肥前國大立島燈臺改築工事竣工假燈撤去

(省)逕信第百七十九號(三) 六七五

膽振國室蘭燈臺ニ燈發務警備設置

(省)逕信第百一號(三) 六八三

後志國奥尻島稱御燈臺ニ燈發務警備設置

(省)逕信第四百七十三號(二) 一〇〇一

宮城縣燈臺ノ燈光ニ關スル件

(省)逕信第百六十二號(四) 九九四

本邦沿岸ノ燈臺點燈停止ノ件

(省)逕信第百九號(三) 五五五

臺灣島及澎湖列島沿岸燈臺點火停止ノ件

(省)逕信總督府第三十七號(三) 七〇七

[登用]

執達吏登用規則第二十三條中追加

(省)司法第二號(二) 三四

判事檢事登用試驗規則ニ依リ指定ノ私立京都法政專門學校改稱

(省)司法第五十四號(一) 一〇一〇

[登記]

裁判所並戸籍役場保存登記簿ノ焼失等

ハコノ部戸籍及サノ部裁判ノ項ニ載ス

不動産登記法施行細則第六十八條中改正

(省)司法第十八號(九) 二六六

整理地登記取扱手續第四條中改正

(省)司法第十九號(九) 二六六

濟國ニ於テ簡標ヲ使用セントスル者注意方ノ件附濟國商標登錄規則並施行細則

(附錄)九月六日(九) 二五

濟國政府ノ商標登錄出願ノ者ニ對スル注意ノ件

(附錄)十月一日(一〇) 三五

[等級]

文武判任官等級表中加除

(勅)第五十八號(三) 一〇五

文武判任官等級表中加除

(勅)第百八十一號(六) 二二三

軍艦及水雷艇類別等級別表中追加

(逕)海軍第二號(一) 一〇

明治三十三年總第四號(職工賃錢等級表)中改正

(省)海軍第百二十四號(九) 四三三

[等差]

明治三十二年陸軍第百一十一號(陸軍軍人傷疾疾病等差ノ件)中改正

(逕)第百四十四號(九) 四二七

[統計]

稅務統計彙帳樣式中改正加除

(訓)大藏第三十四號(六) 一一二

稅務統計彙帳樣本提出期限表中追加

(訓)大藏第三十五號(六) 一一八

農商務統計樣式改正

(訓)農商務第十一號(九) 一五三

鐵道統計規程表中改正

(省)逕信第百二十二號(三) 八四

人口動態概表

(附錄)十二月二十七日(二) 四三

明治三十六年末市町村別現住人口

(附錄)十二月二十二日(三) 四九

神戶地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正

(省)司法第四號(三) 三四

福岡地方裁判所管内小倉區裁判所折尾出張所設置及登記管轄區域表中改正

(省)司法第十五號(七) 二五

橫濱地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正

(省)司法第十六號(八) 二四二

橫濱地方裁判所管内商業登記事務取扱廢止ノ件

(省)司法第十七號(八) 二四二

京都地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正

(省)司法第二十一號(一〇) 二八五

神戶地方裁判所管内商業登記事務取扱廢止ノ件

(省)司法第五號(三) 三六

明治三十五年省令第十三號(不動産登記ノ囑託ニ付半官吏指定)中追加

(省)內務第九號(六) 一八七

明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付半官吏指定)中加除

(省)大藏第二十號(六) 一八七

明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付半官吏指定)中追加

(省)大藏第三十五號(八) 二二二

明治三十五年省令第四號(不動産登記ノ囑託ニ付半官吏指定)中追加

(省)陸軍第三十一號(三) 三三〇

[登錄]

臺灣地租規則施行規則制定明治三十四年府令第十八號(土地權限ニ登錄シタル土地ノ業主典主又ハ賃取人異動ノト半届出ノ件)廢止

(臺灣)第八十八號(三) 一三三

○明治三十三年各市區現在籍離離生庶死産死亡数 (附録)八月三日	三
[原本]	
○稅務統計帳帳簿本提出期限表中追加 (訓)大蔵第三十五號	二八
[糖業]	
○明治三十七年度糖業獎勵金歩合ノ件 (告)臺灣總督府第五十七號	九九〇
[勳賞]	
○勳員部隊ニ屬スル陸軍軍人休暇規則 (達)陸軍第九十五號	二七七
○勳員ヲ行ヒタル諸部隊ノ士官缺員補充方 (達)陸軍第十號	三三
[銅]	
○有害性着色料取締規則第二條野菜果實類ノ時臘品及昆布中銅ノ試驗方法 (省)内務第十五號	二二九五
[土地]	
○土地暫行規則第四條中改正 (勅)第三百七號	一六〇
○土地暫行規則施行細則中改正 (省)大蔵第六號	五五
○土地暫行規則施行細則中刪除 (省)大蔵第八號	一〇九
○土地暫行規則施行細則中刪除 (訓)大蔵第十五號	八五
○砂防工事ヲ施行スヘキ土地指定 (省)内務第三十二號	七四
○砂防工事ヲ施行スヘキ土地指定 (告)内務第三十三號	七四
○砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)内務第十八號	五四八
○砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)内務第二十六號	七二一
○砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)内務第三十一號	七二三
○砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)内務第四十四號	二〇〇
○砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)内務第四十五號	二〇〇
○治水ノ禁止制限スヘキ土地指定 (告)内務第十一號	二〇三六
○治水ノ禁止制限スヘキ土地指定 (告)内務第八號	二〇三六
○治水ノ禁止制限スヘキ土地指定 (告)内務第二十三號	七〇九
○治水ノ禁止制限スヘキ土地指定 (告)内務第六十一號	二〇六七
○治水ノ禁止制限スヘキ土地指定 (告)内務第九十七號	二二八六
○整理地登記取扱手續第四條中改正 (省)司法第十九號	二六六
○札幌農學校ノ資金ニ關スル北海道土地買下規程中改正追加 (告)文部第九十七號	七四一
○明治三十三年告示第二十八號(耕地整理法及同法施行規則)ノ參加土地原簿同權利者名簿並同調製方)中改正 (省)農商務第五十三號	二二九
○出典地業主權ニ關スル件 (律)第十號	一〇一七

○高等土地調查委員會規程第四條中追加 (勅)第三十號	三八
○明治三十五年府令第五十號(臨時臺灣土地調查局)南出張所設置)廢止 (省)府第二十五號	三五
○臺灣地租規則施行規則第四條中改正 (省)府第二十五號	三五
○取入獎勵ノト干届出ノ件)廢止 (省)府第八十八號	一三三
○臺灣土地收用規則施行地ノ件 (省)府第七十三號	一〇六
○臺灣土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第三百九號	一三〇八
○高等土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第四百一十一號	一三〇八
[都府]	
○都府部條例廢止 (勅)第四號	四
[徒弟]	
○徒弟學校ハカノ都府學校ノ項ニ載ス (度)量衡	
○度量衡器檢定心得ヲ定メ度量衡檢定所、地方度量衡檢定用具、檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル規程並度量衡檢定規程ヲ廢ス (訓)農商務第二號	七
○中央度量衡檢定所支所移轉 (告)農商務第七十七號	六六四
○度量衡器ノ甲種檢定請求者心得 (告)農商務第九十八號	七七三
[屠獸、屠畜]	
○觀地各部隊ニ於ケル屠獸生皮取扱手續 (達)陸軍第六十九號	二〇〇
○公共ノ事業ニ關スル公園、墓地、市場、屠畜場及其他營造物ノ管理ニ關スル件 (省)府第六十五號	九七
[屯田]	
○屯田兵條例、屯田兵移住給與規則、屯田兵給與令及明治二十七年勅令第九十五號(屯田兵條例)ニ依リ服役志願ノ下士ニ關スル件)廢止 (勅)第二百二號	二九三
○屯田兵下士兵卒タリシ者ノ服役ニ關スル件 (勅)第二百三號	二九三
[賦稅]	
○關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程書式中改正 (訓)大蔵第十三號	七九
[取締]	
○臨時取締ノタメ長崎縣ニ警視及警部ヲ置ク (勅)第二十八號	六八
○明治三十三年省令第二十六號(官廳規則)其他取締ノ件)中改正 (省)内務第二號	五五
○有害性着色料取締規則中加除 (省)内務第十二號	二〇七
○有害性着色料取締規則第二條野菜果實類ノ時臘品及昆布中銅ノ試驗方法 (省)内務第十五號	二二九五
○飲食物防腐劑取締規則第一條改正 (省)内務第十六號	二〇三

- 陸軍入院患者ノ轉地療養所ニ於ケル取捨方 (逕)陸軍部百十八號(天) 三〇三
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫務師、教師、醫師、調習師及女監取捨規定)中改正 (省)司法第十一號(五) 一八一
- 林野火災ノ豫防取締ノ件 (訓)農商務第十四號(三) 三三三
- 銃砲火藥取締規則制定銃砲取締規則及火藥取締規則 (律)第七號(六) 一三三
- 銃砲火藥取締規則施行細則 (憲府)第五十號(六) 六九
- 臺灣内地間往復船隻取締規則中加除 (逕)府第三號(三) 三
- 臺灣國防用防禦警備區域取締規則施行細則中改正 (逕)府第八號(三) 五
- 清國勞動者取締規則ヲ定メ清國人茶工券規則及清國勞動者取締規則ヲ廢ス (憲府)第六十八號(二〇) 一〇〇
- 明治三十六年告示第七十號(銃砲取締規則ニ依ル保範島ノ件)中改正 (省)臺灣總督府第九十九號(七) 四六〇
- 取引所ノ地區指定 (省)農商務第二百七十八號(二〇) 八四一
- 陸軍憲法職員規則 (告)陸軍第三十一號(二) 二八五
- 巴拿馬共和國ノ獨立承認ノ件 (告)外務第一號(二) 二
- 特許局ニ臨時職員増置 (勅)第六十二號(三) 一〇七
- 特許局ニ臨時職員増置ノ件中改正追加 (勅)第二百一十一號(九) 二九九
- 特許代理業者組合規則 (省)農商務第四號(四) 二五五
- 私設保險倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徴收ノ件 (勅)第九十九號(四) 一六一
- 私設保險倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料 (省)大藏第十號(四) 一一一
- 社寺土地御料林野特賣規程第九條中注意ノ件 (告)宮内第十二號(四) 七〇九
- 特別(特別任用ハニノ部任用ノ項ニ載ス) (法)第十六號(四) 四九五
- 波瓦瀨川沿岸地方特別地價修正 (法)第三號(四) 三
- 非常特別稅法 (勅)第八十五號(四) 一三二
- 非常特別稅法施行規則中追加 (勅)第三百三十九號(五) 一八六
- 非常特別稅法ニ依リ輸入稅ヲ増徴スヘキ物品ノ從價稅目 (勅)第九十號(四) 一四一
- 非常特別稅法中砂糖消費稅、輸入稅、毛織物及石油消費稅ニ關スル規定ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第九十三號(四) 一四四
- 非常特別稅法ニ依リ輸入稅徵收附則規程 (逕)會計検査院第四號(八) 四〇六
- 非常特別稅法ニ依リ納付スル稅額ハ商業會議所職員選舉權ニ關スル納稅額ニ算入セス (省)農商務第七號(五) 一八四

- 陸海軍ニ關スル臨時事件費特別會計法 (法)第二號(三) 二
- 臨時軍事費特別會計法ニ關シ科目表増設 (訓)陸軍丙第十四號(四) 九八
- 臨時軍事費特別會計法ニ關シ科目表増設 (訓)陸軍丙第二十九號(八) 一四九
- 臨時軍事費特別會計法ニ關シ科目表増設 (訓)陸軍丙第三十一號(八) 一五〇
- 明治三十七年度特別會計法ニ關シ預算追加 (逕)三月三十日(三) 三
- 逕)總督府特別會計法金庫出納事務規程中改正削除 (訓)大藏第七號(三) 五二
- 陸軍經理部士官及下士特別補充ノ件 (勅)第一百十號(二) 一六二
- 特別賜金賜與手續 (告)陸軍第十九號(六) 二二二
- 特別賜金賜與手續第三條中削除 (告)陸軍第二十二號(七) 二四〇
- 海軍軍人軍醫等戰役ニ從事シ死歿シタル者ノ遺族ニ特別賜金交付方 (省)海軍第十一號(六) 一九四
- 規約貯金特別取扱規則中改正追加 (省)逕信第五十二號(七) 二二七
- 規約貯金特別取扱規則中追加 (省)逕信第六十八號(二) 二九九
- 戰地特別郵便貯金規則 (省)逕信第五十四號(八) 二四三
- 郵便電信取扱所及郵便取扱所ニ於テ貯金特別即時拂戻ノ取扱開始 (告)逕信第二百八十四號(五) 二〇八九
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 三三九
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第五十七號(八) 四六二
- 事實局特別用文具使用規則廢止 (訓)大藏第三十八號(六) 一三三
- 明治三十三年省令第二十六號(官憲類似其他取締ノ件)中改正 (省)內務第二號(三) 五五
- チノ部 (勅)語〇〇ノ部御沙汰ノ項廢止
- 内閣總理大臣ヲ御前ニ召サセラル賜リタル勅語 (告)內閣第一號(二〇) 六七九
- 鎮守府 (舞臺鎮守府ニ係ル國道路線ノ件 (告)內務第十七號(三) 五四七
- 農商務省商品陳列館規則中改正 (告)農商務第十六號(三) 三五六
- 農商務省商品陳列館規則中追加 (告)農商務第二百六十二號(一〇) 二七一
- 地方(地方稅ハツノ部租稅ノ項ニ載ス) (勅)第二百一十八號(〇) 三〇七
- 臺灣總督府地方官官制中改正追加 (勅)第二百一十一號(四) 一六三
- 地方測候所技師技手及書記休暇ノ件 (勅)第二百一十一號(四) 一六三

○ 地方測候所位置中削除 〔地籍〕 (告)文部第二十六號(三) 二六一	○ 海軍治罪法ヲ廢止ニ施行ス 〔治罪〕 (勅)第二十四號(三) 六五
○ 濱田川沿岸地方特別地價修正 〔地價〕 (法)第十六號(四) 四五	○ 罰金及答刑處分例 〔答刑〕 (律)第一號(一) 一
○ 金銀地金精製及品位證明規則中改正 〔地金〕 (勅)第百號(四) 一五〇	○ 罰金及答刑處分例施行期日 〔答刑〕 (府)第三十七號(四) 四八
○ 金銀地金精製及品位證明規則第二條改正 〔地金〕 (勅)第二百二十四號(一〇) 三二〇	○ 罰金及答刑處分例施行細則 〔答刑〕 (府)第三十八號(四) 四八
○ 金銀地金精製及品位證明取扱順序第三條改正 〔地金〕 (省)大藏第四十一號(四) 七二六	○ 徵兵令中改正加除 〔徵兵〕 (勅)第二百十二號(九) 三〇〇
○ 地租(〇)ノ租租稅ノ項ニ盡ス 〔治安〕 (省)內務第十號(七) 二〇七	○ 徵兵事務條例中改正加除 〔徵兵〕 (勅)第四百十七號(三) 九〇
○ 治安警察法ニ依リ戒備其他ノ物件携帶禁止ノ件 〔治安〕 (省)內務第十號(七) 二〇七	○ 明治三十年勅令第二百五十八號(沖繩縣及小笠原島ニ徵兵令施行)中削除 〔徵兵〕 (勅)第四百十九號(三) 九五
○ 明治三十七年度衛生病院條例ニ依リ治療費定額 〔治療〕 (達)陸軍第六十八號(三) 二〇〇	○ 明治三十六年勅令第五百五十二號(臺灣居住者及韓國在留者)徵兵身體検査ニ關スル件)第十條改正 〔徵兵〕 (勅)第一號(一) 一
○ 明治二十二年省令第四號(軍艦長又ハ海軍各艦長ヨリ地方病院、開業醫ニ依リ患者ノ治療費等請求力)ノ件)廢止 〔治療〕 (省)海軍第七號(三) 二〇二	○ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル聯隊區徵兵醫官同徵兵副醫官ニ關スル件 〔治療〕 (勅)第六十四號(三) 一〇九
○ 患者依リ治療及收療ニ關スル件 〔治療〕 (達)海軍第五十三號(五) 二二六	○ 徵兵事務條例施行細則中改正加除 〔徵兵〕 (省)陸軍第七號(三) 二八
	○ 明治三十三年省令第三十號(徵兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ旅行シ難キ物件取扱力)中削除 〔徵兵〕 (省)陸軍第八號(三) 三〇

○ 明治三十三年省令第二百三十五號(東京府私立淨土宗高等學院ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 〔徵兵〕 (告)文部第二號(二) 九	○ 東京府私立日蓮宗大學林講門科、高等科、中等科ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第百二十八號(六) 二二二
○ 明治三十四年省令第七十三號(東京府私立青山學院高等科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中改正 〔徵兵〕 (告)文部第三十一號(三) 二二二	○ 東京府私立聖澤商業專門學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第百二十九號(六) 二二二
○ 東京府私立哲學館大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第七十號(四) 七三六	○ 明治三十五年省令第三十七號(東京府私立京華商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中削除 〔徵兵〕 (告)文部第百五十六號(七) 二四〇
○ 東京府私立嘉修學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第七十一號(四) 七三六	○ 東京府私立嘉修學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第百六十九號(九) 二六四
○ 明治三十三年省令第八十三號(東京府私立日本大學ヲ徵兵令ニ依リ認定)中改正 〔徵兵〕 (告)文部第七十二號(四) 七三六	○ 京都府私立同志社專門學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第七十三號(四) 七三七
○ 明治三十六年省令第五百十二號(東京府私立明治大學ヲ徵兵令ニ依リ認定效力)ノ件)中改正 〔徵兵〕 (告)文部第八十六號(四) 七三九	○ 明治三十六年省令第七十號(京都府私立法政大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力)ノ件)中改正 〔徵兵〕 (告)文部第百六十四號(九) 二六八
○ 明治三十四年省令第二號(東京府私立國學院ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 〔徵兵〕 (告)文部第九十九號(四) 七四二	○ 京都府私立同志社神學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第百四號(三) 二〇七
○ 東京府私立淨土宗敎大學院ノ徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第百八號(五) 二〇五	○ 大阪府私立關西法律學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第一號(一) 九
○ 明治三十六年省令第五百十二號(東京府私立明治大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力)ノ件)中追加 〔徵兵〕 (告)文部第百十五號(五) 二〇七	○ 明治二十二年省令第十號(大阪府立農學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 〔徵兵〕 (告)文部第六十二號(三) 九九
○ 東京府私立天合宗大學ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第百二十七號(六) 二二〇	○ 大阪府市立大阪高等商業學校ノ徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 〔徵兵〕 (告)文部第六十五號(三) 九九
	○ 大阪府私立桃山中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 〔徵兵〕 (告)文部第九十四號(四) 七四一

- 大阪府私立大阪三一神學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十九號(三三〇六九)
- 兵庫縣立工業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十九號(三三〇七二)
- 長崎縣甲種私立海星商業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十九號(三三〇七五)
- 新潟縣中魚沼郡立中魚沼織機學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第十三號(一一二)
- 新潟縣立農林學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十七號(三五六)
- 新潟縣立工業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十八號(三五六)
- 三重縣志摩郡鳥羽町立鳥羽商船學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第八十四號(四七三九)
- 愛知縣私立曹洞宗第三中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十三號(二二二六)
- 靜岡縣濱名郡立慈雲學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十九號(三二八二)
- 靜岡縣濱名郡立椽原中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第十一號(五一〇〇六)
- 山梨縣立山梨縣農林學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十六號(二二二八)
- 長野縣長野市立甲種商業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十五號(四七四一)
- 長野縣私立松本成成商業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十六號(四七四二)
- 宮城縣刈田郡立刈田中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十號(四七四〇)
- 宮城縣私立東北學院專門科ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十二號(四七四〇)
- 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第二號(四七四三)
- 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ徴兵令ニ依リ認定ノ件中追加 (告)文部第八十八號(二二八九二)
- 秋田縣立秋田工業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十七號(二二二八)
- 岡山縣私立金川中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第八十九號(四七四〇)
- 岡山縣私立中興谷製糖中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百八號(三三〇七二)
- 和歌山縣立農林學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百七號(三三〇七一)
- 德島縣立工業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百四號(三三〇三三)
- 德島縣立農業學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十八號(二二二八)
- 愛媛縣私立北環中學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十號(二二八九二)
- 佐賀縣私立第五佛敎中學ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第五號(四七四三)

- 熊本縣私立熊本醫事專門學校ニ對スル徴兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第九十二號(五二〇〇七)
- 鹿兒島縣立大島農學校ヲ徴兵令ニ依リ認定 (告)文部第七十九號(四七三六)
- 徴集 徴集猶豫中ノ者其繼續提出並調査證明ノ件 (省)陸軍第九號(三) 五八
- 在學者徴集猶豫ニ關スル注意ノ件 (訓)文部第一號(二) 六
- 徴馬 徴發 (省)陸軍第十號(三) 五八
- 馬匹徴發事務細則第二十九條中改正 (省)陸軍第十五號(四) 二二六
- 馬匹徴發事務細則附表中改正 (省)陸軍第二十一號(九) 二四八
- 地租徴收ニ關スル件 (法)第十二號(四) 二七
- 煙草專賣法第四十條ニ依リ國稅徴收法ヲ適用スル場合ニ關スル件 (勅)第六十九號(六) 二二八
- 煙草專賣法ニ依リ國稅徴收法ノ規定ヲ適用スル場合ニ同法施行細則適用ノ件 (省)大藏第二十六號(六) 一九二
- 私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徴收ノ件 (勅)第九十九號(四) 一六一
- 私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料 (省)大藏第十號(四) 二二
- 非常特別稅法ニ依リ輸入徴收額並規程 (勅)會計検査院第四號(八) 四〇六
- 明治三十年訓令第三十九號(市制町村制未施行地)國稅徴收事務取扱方)中改正加除 (訓)大藏第十七號(四) 八八
- 明治三十一年訓令第十一號(國稅徴收事務取扱上諸帳簿及諸報告書調製方)中追加 (訓)大藏第十八號(四) 八九
- 明治三十一年訓令第十一號(國稅徴收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方)中追加 (訓)大藏第五十號(二) 二二三
- 明治二十五年訓令第二十二號(續業稅及續業稅徴收取扱方)中改正 (訓)大藏第二十五號(四) 九三
- 砂利消費稅徴收區分表外ニ表調製送付期限ノ件追加 (訓)大藏第三十六號(六) 二一八
- 仕拂命令官及輸入徴收官所管區分表中改正 (達)陸軍第五號(二) 一〇
- 仕拂命令官輸入徴收官及其所管區分表ヲ定メ明治三十五年陸軍第二十六號(同表)ヲ廢ス (達)陸軍第二十八號(三) 五三
- 明治三十六年達第三百三十四號(委任仕拂命令官輸入徴收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第百號(六) 三〇五
- 陸軍懲治條例第三條中改正 (勅)第五十六號(三) 一〇三
- 應 廳長 廳令 (省)府第二十三號(三) 二二
- 廳位置及管轄區域中改正 (省)府第二十三號(三) 二二

○ 廳令公布式	(逕府)第七十號(一〇) 一〇三
○ 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件	(律)第三三三(五) 五
○ 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則	(逕府)第三十四號(四) 四三
○ 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行期日	(逕府)第三十二號(四) 四三
○ 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件	(逕府)第三十三號(四) 四三
○ 明治三十六年府令第八十二號(廳長ヲシテ取扱ハシムル事項)中追加	(逕府)第九十四號(三) 一五一
○ 森林、原野及産物ノ貨渡シ又ハ賣渡シニ關シ廳長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件	(逕府)第十五號(三) 一五
○ 改名ハ廳長ノ許可ヲ受ケシム	(逕府)第六十三號(九) 九七
[町村]	
○ 島根縣隱岐國ニ於ケル町村ノ制度ニ關スル件	(勅)第六十三號(三) 一〇八
○ 島根縣隱岐國ニ於ケル町村ノ制度ニ關スル勅令施行期日	(省)内務第六號(四) 一〇八
○ 島根縣隱岐國ニ於ケル町村會ノ議決スヘキ事項ニ關スル件	(省)内務第五號(四) 一〇八
○ 明治三十六年末調査北海道區劃及二級町村制施行地ニ於ケル現住人口	(告)内務第五十一號(七) 三五六
○ 明治三十年訓令第三十九號(市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方)中改正追加	(訓)大藏第十七號(四) 八八
○ 明治三十六年省令第十三號(町村ノ購置ニ依ル電信施設ニ關スル勅令施行細則)第九條中改正	(省)逕信第一號(二) 一六
[帳簿]	
○ 毛織物消費稅ニ關スル査帳、檢査簿、査定簿及現稅報告書格式	(訓)大藏第二十一號(四) 九〇
○ 明治三十二年訓令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿格式)中改正	(訓)大藏第十四號(四) 八
○ 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ國稅金收納簿其他一人別徵稅元帳格式)中改正	(訓)大藏第十六號(四) 八六
○ 明治三十七年訓令第十二號(市町村ニ備フヘキ國稅金收納簿其他一人別徵稅元帳格式)中改正	(訓)大藏第三十號(五) 一〇五
○ 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及諸報告書調製方)中追加	(訓)大藏第十八號(四) 八九
○ 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方)中追加	(訓)大藏第五十號(二) 三三
○ 明治三十一年遠第四十一號(被服物品糧食品治標品計算帳簿其他用紙書式)廢止	(達)海軍第四十一號(三) 一六四
[中尉]	
○ 臨時召集シタル各兵科中少尉ハ辭令ヲ用ヒテ其召集部隊附ト爲ヌヲ得ルノ件	(達)陸軍第二百二十八號(八) 三九七

[中士計]	
○ 〇シノ部主計ノ項ニ關ス	
[賞錢]	
○ 明治三十三年遠第四號(職工賃給等條改)中改正	(告)海軍第二百二十四號(九) 四三
[貯金]	
○ 明治三十一年勅令第七十三號(郵便貯金利率令)改正	(勅)第八十九號(八) 二七九
○ 郵便貯金條例施行細則中改正追加	(省)逕信第六十三號(一〇) 二八八
○ 逕信省管内郵便局ニ貯金ノ直接拂フ請求スルコトヲ得	(省)逕信第七十二號(三) 三三九
○ 郵便電信取扱所及郵便取扱所ニ於テ貯金特別即時拂戻ノ取扱開始	(告)逕信第二百八十四號(五) 〇八九
○ 貯蓄債券及其利札ヲ郵便貯金ニ預入ノ件	(省)逕信第四百三十號(一〇) 二八六
○ 規約貯金特別取扱規則中改正追加	(省)逕信第五十二號(七) 三三七
○ 規約貯金特別取扱規則中追加	(省)逕信第六十八號(二) 二九九
○ 郵便集配人取集郵便貯金規則	(省)逕信第四十八號(七) 三三八
○ 軍事郵便爲貯金規則	(省)逕信第七號(三) 五〇
○ 職制特別郵便貯金規則	(省)逕信第五十四號(八) 二四二
[貯蓄]	
○ 貯蓄債券法	(法)第十八號(四) 四七
○ 貯蓄債券購買媒介郵便規則	(省)逕信第六十九號(二) 三〇一
○ 貯蓄債券及其利札ヲ郵便貯金ニ預入ノ件	(省)逕信第四百三十號(一〇) 二八六
○ 郵便局貯蓄債券購買媒介規則	(告)逕信第四百六十九號(二) 二九九
[貯蓄]	
○ 有害性著色料取扱規則第二條野菜果實類ノ貯蓄品及昆布中銅ノ試驗方法	(省)内務第十五號(二) 二九五
[著作]	
○ 明治三十二年省令第二十六號(著作權法施行ニ關スル勅令ニ依ル檢印申請及届出等ノ件)中追加	(省)内務第十一號(七) 二〇七
○ 瑞典國文藝及美術著作物保護條約ニ加盟ノ件	(告)内務第六十五號(一〇) 二六一
[除喪]	
○ 陸軍始當日除喪	(告)宮内第三號(二) 二
○ 英照皇太后御崩葬多喜子内親王五年御式年祭當日除喪	(告)宮内第四號(二) 二
[女監]	
○ 明治三十六年省令第五號(監獄、教護師、教師、刑罰師、看守及女監取締定員)中改正	(省)司法第十一號(五) 一八一
[著色料]	
○ 有害性著色料取扱規則中追加	(省)内務第十二號(七) 二〇七

- 有性者色料取締規則第二條野菜果實類ノ時蔬品及昆布中銅ノ試験方法 (省)内務第十五號(一) 二九五
- (茶工券) 清國労働者取締規則ヲ定メ清國人茶工券規則及清國労働者取締規則ヲ廢ス (省)府第六十八號(一〇) 一〇〇
- (築城) 野戰築城教範 (達)陸軍第三十三號(三) 九五
- 築城部編制、廣島海及佐世保支部廢止 (達)陸軍第六十二號(三) 一九六
- (畜牛) 畜牛結核病豫防法施行規則第十三條中加除 (省)農商務第五號(五) 一八三
- 畜牛結核病豫防法ニ依ル検査員執務規程中改正加除 (訓)農商務第五號(四) 一〇四
- リノ部
- (陸軍) 陸軍諸學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (法)第一號(三) 一
- 臨時事件費支辨ニ關スル件 (法)第二號(三) 二
- 陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計法 (法)第二號(三) 二
- 陸軍武官等表中加除 (勅)第九十九號(五) 二九〇
- 陸軍武官等表中加除 (勅)第二百三十六號(三) 三三六
- 陸軍武官進級令中改正追加 (勅)第四百四十八號(五) 一九三
- 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件 (達)陸軍第三百三十六號(五) 四二〇
- 陸軍武官進級取扱規則中按摺明、按摺名簿進級期等一時變更ノ件 (達)陸軍第六號(一) 一〇
- 陸軍武官進級取扱規則第十二條改正 (達)陸軍第二十九號(三) 五四
- 陸軍武官進級取扱規則各按摺圖例ノ裁決期 (達)陸軍第十六號(六) 三〇一
- 陸軍兵卒進級規則中加除 (達)陸軍第一百十號(六) 二九八
- 陸軍兵卒進級規則中改正追加 (達)第四百四十三號(五) 四一六
- 陸軍服制中改正追加明治二十三年 勅令第七十三號(陸軍後備各兵隊下士兵卒被服記號ノ件)廢止 (勅)第三十號(三) 六九
- 陸軍服制中改正追加 (勅)第四百四十四號(五) 一八九
- 陸軍服制中加除 (勅)第二百號(五) 二九〇
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル陸軍服制ニ關スル件 (勅)第二十九號(三) 六八
- 陸軍軍屬從軍服制 (勅)第三十四號(三) 七四
- 戰時ニ際シ陸軍准士官以上及軍屬ニシテ乘組船舶ノ破損又ハ沈没ノタメ被服器具ヲ亡失シタルトキ手當支給ノ件 (勅)第七十五號(六) 三三三
- 陸軍婦人服制備考中追加 (達)陸軍第十三號(三) 三
- 陸軍服規規則第十八條改正 (達)陸軍第十七號(六) 三〇一
- 陸軍軍屬タル文官從軍ノタメ一定ノ服裝ヲ爲サシメタル者ニ服裝手當支給ノ件 (達)陸軍第二十一號(三) 四一
- 陸軍監獄官制中改正加除 (勅)第三百三十二號(四) 一八〇

- 陸軍監獄條例中改正追加 (勅)第三百三十一號(四) 一七九
- 陸軍監獄條例施行細則中改正 (省)陸軍第十七號(四) 一三七
- 陸軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第四十五號(三) 八八
- 陸軍現役軍人婚姻出願及許可手續 (達)陸軍第三十六號(三) 六六
- 陸軍一年志願兵條例改正 (勅)第八十四號(三) 一三四
- 陸軍一年志願兵條例第八條中改正 (勅)第二百十四號(五) 三〇四
- 陸軍一年志願兵條例施行細則改正 (省)陸軍第十三號(三) 八八
- 陸軍服役條例中改正加除 (勅)第二百十三號(五) 三〇三
- 陸軍乘馬飼養條例第一條中追加 (勅)第六十九號(三) 一三三
- 陸軍醫治條例第三條中改正 (勅)第五十六號(三) 一〇三
- 臨時陸軍檢疫部條例 (勅)第八十四號(七) 二二九
- 臨時陸軍檢疫部檢疫規則 (省)陸軍第二十三號(五) 二九〇
- 臨時陸軍檢疫部服務規則 (達)陸軍第二百二十五號(八) 三三七
- 臨時陸軍檢疫部本部出張所開設 (達)陸軍第二十五號(五) 二六七
- 在外國公使館附陸軍武官俸給令中改正加除 (勅)第七號(二) 四三
- 文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件制定明治二十四年勅令第六十二號同二十七年勅令第二百二十九號(同件)廢止 (勅)第二百六號(五) 二九五
- 陸軍給與令中改正追加 (勅)第三百三號(四) 一五八
- 陸軍給與令細則中改正追加 (達)陸軍第五十七號(三) 一五二
- 陸軍給與令細則中追加 (達)陸軍第九十九號(六) 二九八
- 陸軍給與令細則中加除 (達)陸軍第五十三號(一〇) 四三〇
- 臺灣島及澎湖島駐留陸軍部隊給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第五十六號(三) 一九一
- 臺灣島及澎湖島駐留陸軍部隊給與規則細則第二十條中加除 (達)陸軍第五十四號(一〇) 四三〇
- 清國駐留陸軍部隊給與令細則第十七條中改正 (達)陸軍第五十五號(一〇) 四三〇
- 陸軍戰時給與規則中改正追加 (勅)第十四號(三) 五四
- 陸軍戰時給與規則中改正追加 (勅)第一號(四) 一五二
- 陸軍戰時給與規則中改正追加 (勅)第九十一號(八) 二八〇
- 陸軍戰時給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第七號(三) 一九
- 陸軍戰時給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第十五號(三) 三三
- 陸軍戰時給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第六十一號(三) 一九六
- 陸軍戰時給與規則細則中加除 (達)陸軍第八十一號(四) 二五五
- 陸軍戰時給與規則細則第十八條中改正 (達)陸軍第二百二十九號(八) 三九七
- 陸軍戰時給與規則細則第八條改正 (達)陸軍第四百十二號(五) 四一六
- 陸軍戰時給與規則細則第二十二條中改正 (達)陸軍第四百十六號(五) 四一八
- 陸軍戰時給與規則細則第二十二條中改正 (達)陸軍第五百五十七號(一〇) 四二一

- 陸海軍ノ召集ニ應シタル地方公共團體ノ吏員職給料送附支給ニ關スル件 (訓)内務第七號(四) 七七
- 戰時又ハ事變ニ際シ官更ニ非スニテ陸軍ノ事務ニ從事スル者ノ待遇ノ件 (勅)第二十號(三) 六九
- 陸軍榮典及高等官制官制ニ關スル件 (勅)第九十九號(四) 一五〇
- 陸軍經理部士官及下士特別補充ノ件 (勅)第九十號(四) 一六二
- 陸軍會葬式及喪式申追加 (勅)第七十六號(六) 二三四
- 陸軍退役將校同相當官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件 (勅)第二百二十三號(一〇) 三二〇
- 陸軍退役將校同相當官及准士官後備服役志願規程 (省)陸軍第二十六號(一〇) 二八一
- 明治三十六年勅令第二百八十九號(廢止)ニ居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件(中改正) (勅)第二百三十八號(三) 三三七
- 陸軍現役後備役、後備役將校以下下士官補充兵服役延期ノ件 (省)陸軍第五號(三) 三三
- 第一國民兵役ニ在ル陸軍出身者服役延期 (省)陸軍第二十五號(九) 二六六
- 陸軍兵籍規則改正 (省)陸軍第六號(三) 三三
- 陸軍兵籍規則附表中削除 (省)陸軍第十八號(五) 一七九
- 戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件 (省)陸軍第五十六號(一〇) 四三〇
- 陸軍現役規則第六條中改正 (省)陸軍第二十號(七) 二一〇
- 陸軍召集規則中改正追加 (省)陸軍第二十二號(九) 二八八
- 陸軍召集諸費支出規程中改正追加 (省)陸軍第十一號(三) 五八
- 陸軍臨時召集諸費支出取扱順序中改正追加 (訓)大藏第三號(一) 一
- 陸軍旅費規則中改正追加 (省)陸軍第十二號(三) 五八
- 陸軍軍人恩給取扱手續中改正追加 (省)陸軍第二十八號(一〇) 二八四
- 明治二十二年陸軍百一十一號(陸軍軍人傷疾疾病等差ノ件)中改正 (省)陸軍第十九號(五) 一七九
- 陸軍省處務細則中改正追加 (省)陸軍第七十四號(三) 二〇三
- 陸軍現役將校列次名簿編製規則廢止 (省)陸軍第一號(一) 一
- 陸軍下士以下用背蓋及工兵用工具箱中改正 (省)陸軍第四號(二) 九
- 大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則廢止 (省)陸軍第二十七號(三) 三三
- 明治二十七年陸軍百五十一號(大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則)廢止 (省)陸軍第二十五號(三) 八三
- 陸軍補充條例ニ依リ士官缺員補充ノ件 (省)陸軍第五十三號(三) 一八九

- 陸軍補充條例ニ依リ士官缺員補充ノ件 (省)陸軍百十二號(六) 二九九
- 勳員部隊ニ屬スル陸軍軍人休暇規則 (省)陸軍第九十五號(五) 二七七
- 陸軍軍人軍屬醫務療養取扱規則改正 (省)陸軍第七十號(三) 四四六
- 戰時陸軍通稱採用規則 (省)陸軍第三十一號(三) 五八
- 戰時陸軍通稱採用規則申追加 (省)陸軍第六十號(二) 四三三
- 戰時陸軍報告例 (省)陸軍第三十五號(三) 六二
- 戰時陸軍報告例中改正追加 (省)陸軍第六十六號(六) 二九六
- 陸軍衛生部下士候補者教育規則ヲ定メ陸軍衛生部下士候補者教育令ヲ廢ス (省)陸軍第三十七號(三) 六七
- 陸軍物品會計規程中改正追加 (省)陸軍第三十八號(三) 六九
- 陸軍傳表規程中改正追加 (省)陸軍第三十九號(三) 七〇
- 陸軍傳表規程中改正追加 (省)陸軍第七十一號(三) 二〇二
- 陸軍省所管傳表事務順序中改正追加 (省)陸軍第四十號(三) 七〇
- 陸軍省所管歲入收納取扱規程中改正追加 (省)陸軍第四十二號(三) 七二
- 陸軍省所管經理規程中改正追加 (省)陸軍第四十三號(三) 七三
- 陸軍運輸部運輸規程 (省)陸軍第七十六號(三) 二一〇
- 陸軍運輸部運輸規程 (省)陸軍第七十六號(三) 二一〇
- 陸軍運輸部運輸規程中改正追加 (省)陸軍第二十二號(九) 二八八
- 陸軍召集諸費支出規程中改正追加 (省)陸軍第十一號(三) 五八
- 陸軍臨時召集諸費支出取扱順序中改正追加 (訓)大藏第三號(一) 一
- 陸軍旅費規則中改正追加 (省)陸軍第十二號(三) 五八
- 陸軍軍人恩給取扱手續中改正追加 (省)陸軍第二十八號(一〇) 二八四
- 明治二十二年陸軍百一十一號(陸軍軍人傷疾疾病等差ノ件)中改正 (省)陸軍第十九號(五) 一七九
- 陸軍省處務細則中改正追加 (省)陸軍第七十四號(三) 二〇三
- 陸軍現役將校列次名簿編製規則廢止 (省)陸軍第一號(一) 一
- 陸軍下士以下用背蓋及工兵用工具箱中改正 (省)陸軍第四號(二) 九
- 大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則廢止 (省)陸軍第二十七號(三) 三三
- 明治二十七年陸軍百五十一號(大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則)廢止 (省)陸軍第二十五號(三) 八三
- 陸軍補充條例ニ依リ士官缺員補充ノ件 (省)陸軍第五十三號(三) 一八九
- 陸軍運輸部運輸規程中改正追加 (省)陸軍百四十五號(九) 四一七
- 陸軍運輸部運輸規程 (省)陸軍第六十五號(三) 一九八
- 陸軍軍人軍屬醫務療養取扱規則 (省)陸軍第七號(三) 二六三
- 陸軍軍人軍屬醫務療養取扱規則 (省)陸軍第六十號(三) 一九六
- 陸軍下士勳功章附與規則 (省)陸軍第四十七號(三) 一八三
- 各隊ニ於テ附與シ得ル勳功章ノ員數 (省)陸軍第四十八號(三) 一八四
- 陸軍軍威狀授與規程 (省)陸軍第四十五號(三) 一八一
- 陸軍軍威狀授與規程 (省)陸軍第五十號(三) 三三七
- 陸軍勳功章附與規程中改正追加 (省)陸軍第五十二號(三) 一八七
- 陸軍從軍新聞記者心得 (省)陸軍第三號(三) 二五〇
- 陸軍志願兵規則 (省)陸軍第三十一號(二) 一八五
- 臺灣在郷陸軍軍人戰時召集規程中改正追加 (省)陸軍第三十一號(二) 一八五
- 陸軍平時備人定員表改正 (省)陸軍第七十八號(二) 一〇九
- 陸軍平時備人定員表中追加 (省)陸軍第七十九號(三) 二二五
- 陸軍平時備人定員表中追加 (省)陸軍第九十四號(四) 二六八
- 陸軍平時備人定員表中追加 (省)陸軍百四號(六) 二九六
- 陸軍平時備人定員表中改正 (省)陸軍百六十四號(二) 四三六
- 陸地(陸地)○陸地測量部ハソノ部測批ノ項ニ載ス (省)陸軍百六十四號(二) 四三六
- 公使館領事館費用條例第七條中追加 (勅)第二十二號(三) 六四

○ 公使館領事館費用條例別表中追加 (勅)第百七十二號(六) 三三	○ 明治三十七年度ニ於テ購買スル糧食品代價表ノ件 (達)海軍第四十九號(三) 三二七
○ 外交官領事官等臨時増員ノ件 (勅)第二十一號(三) 六三	○ 明治三十一年達第四十一號(被服物品糧食品治藥品 計算帳簿其他用紙冊式)廢止 (達)海軍第四十一號(三) 一六四
○ 外交官領事官等臨時増員ノ件中改正 (勅)第百九十八號(九) 二六九	[離宮] ○ 元有櫛川宮邸ヲ離宮ト爲ス (告)宮内第八號(三) 二三五
○ 在モントリール帝國總領事館移轉 (告)外務第二號(五) 九九五	[理事] ○ 理事及理事候補陸軍軍服從軍制服用ノ件 (達)陸軍第五十五號(三) 一九二
○ 在牛莊帝國領事館開館 (告)外務第四號(八) 二四六一	[吏員] ○ 陸海軍ノ召集ニ應シタル地方公共團體ノ吏員職員給 料差額支給ニ關スル件 (訓)內務第七號(四) 七七
○ 在清國厦門帝國領事館汕頭分館開館 (告)外務第五號(九) 二六〇七	[里程] ○ 海軍里程表改正 (達)海軍第九十五號(六) 三〇三
○ 在清國漢口帝國領事館長沙分館開館 (告)外務第七號(二) 二八六二	○ 海軍里程表中改正 (達)海軍第三百十六號(三) 四六三
○ 在帝國露國公使館及領事館撤退ニ付中國國民保護 ニ關スル件 (訓)內務第一號(三) 二七	[利子、利息、利札] ○ 明治三十一年勅令第七十三號(郵便貯金利子割合)改 正 (勅)第百八十九號(八) 二七九
[糧秣] ○ 陸軍糧秣廠大阪派出所設置 (達)陸軍第六十三號(三) 一九八	○ 利息制限規則 (律)第二號(三) 三
○ 海軍糧食條例及明治二十三年勅令第五百十號(艦船 ノ乘員供給前渡及糧食料前渡ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 一三	○ 交付金補償金及買上金トシテ給付スルタメ發行スル 國庫債券ノ利子ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四
○ 糧食經理規程廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五	○ 大藏省預金利子割合改正 (告)大藏第百八號(八) 二四七〇
○ 明治三十七年度間食料一食代價ノ件 (達)第四十七號(三) 三三	
○ 明治三十七年度間道正ノ糧食ヲ給スル場合ノ食費金 (達)海軍第四十八號(三) 三三七	

○ 貯蓄債券及其利札ヲ郵便貯金ニ預入ノ件 (告)逓信第四百三十號(二〇) 二八四六	[林區署] ○ 職役中召集セラレタル林區署判任官ノ制關ニ關スル 件 (勅)第百四十三號(五) 一八九
[罹災] ○ 明治三十六年度罹災救助基金補助額ノ件 (告)大藏第二十五號(三) 五五三	○ 大林區署會計事務章程中改正別除 (訓)農商務第七號(六) 一五九
○ 臺灣罹災救助基金規則施行規則第七條中追加 (彙府)第六十一號(八) 九六	○ 小林區署名稱、位置及管轄區域表中改正追加 (告)農商務第四十九號(三) 六二〇
[旅費] ○ 明治三十二年勅令第二十一號(旅費其外概算渡前金 渡ノ件)中追加 (勅)第百十號(九) 二九九	○ 小林區署名稱、位置及管轄區域表中追加 (告)農商務第七十九號(七) 二四二四
○ 官船航行旅費規則 (訓)大藏第九號(三) 五三	○ 小林區署名稱、位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第三百二號(八) 二四八六
○ 煙草專賣局作業表出支旅費規則ヲ定メ專賣局作業 費支辨旅費規則ヲ廢ス (訓)大藏第四十九號(一〇) 二四九	[林野] ○ 明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物) 隨意契約ニ依リ賣拂ニ關スル件)中追加 (勅)第十八號(三) 六〇
○ 煙草專賣法ニ依リ鑑定人ノ手當旅費支給方及負擔中 立人ノ負擔スヘキ費用徴收方 (省)大藏第三十二號(七) 二〇八	○ 明治三十二年勅令第三百八十四號(國有林野及產物 賣拂代金延納ノ件)改正 (勅)第百四十六號(五) 一九二
○ 陸軍旅費規則中改正追加 (省)陸軍第十二號(三) 五八	○ 國有林野法施行規則第七條中改正 (省)農商務第九號(六) 一九七
○ 陸軍旅費規則中改正追加 (省)陸軍第二十八號(一〇) 二八四	○ 國有林野及產物賣拂代金延納規則改正 (省)農商務第十一號(六) 一九七
○ 赴任及歸郷者臺灣朝鮮及清國派遣者ニ歸ル旅費支給 方 (達)陸軍第五十號(三) 一八六	○ 國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ拂受クルコトヲ得ル 重要製產品ノ製造業者及木材業者ノ資格 (省)農商務第三號(三) 四六
○ 海軍內國旅費規則中改正追加 (省)海軍第八號(三) 七〇	
○ 海軍戰時旅費規則中改正追加 (達)海軍第十二號(二) 一五	
○ 海軍戰時旅費規則中改正追加 (達)海軍第二十六號(三) 八三	
○ 水路測量ノタメ臺灣及其附近ニ出張スル者旅費ノ件 ヲ定メ明治三十一年達第七十七號(同伴)ヲ廢ス (達)海軍第六十號(三) 二四三	

- 林野火災ノ豫防取締ノ件 (訓)農商部第十四號(三) 三三三
- 社寺上地御料林野特賣規程第九條中注意ノ件 (省)宮内第十二號(四) 七〇九
- 〔林業〕
- 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル道廳府縣部市農事工業水産各試験場及講習所種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第百九十三號(八) 二六四
- 〔臨時〕
- 臨時帝國議會召集及其會期 (詔)三月二日(三) 三
- 臨時事件費支辨ニ關スル件 (法)第一號(三) 一
- 陸海軍ニ關スル臨時事件費特別會計法 (法)第二號(三) 二
- 臨時軍事費豫算 (議)三月三十日(三) 一
- 臨時軍事費特別會計法ニ關スル件 (訓)陸軍丙第十四號(四) 九六
- 臨時軍事費特別會計法ニ關スル件 (訓)陸軍丙第二十九號(八) 一九九
- 臨時軍事費特別會計法ニ關スル件 (訓)陸軍丙第三十一號(八) 二〇〇
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂ヲ委任シタル臨時事件費支辨ニ關スル仕拂命令濟預報傳書式 (訓)大藏第二十二號(四) 九二
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル臨時召集ニ關スル件 (勅)第八十三號(三) 二二三
- 臨時召集ニ關スル件 (省)陸軍第十四號(四) 二二六
- 臨時召集ノ際ニ關スル件 (訓)陸軍第八十號(四) 二二五
- 臨時召集シタル各兵科中少尉ハ辭令ヲ用ヒテ其召集部隊附ト爲スル得ルノ件 (達)陸軍第百二十八號(八) 三九七
- 陸軍臨時召集諸費支出取扱順序中改正加除 (訓)大藏第二號(一) 一
- 臨時費支出及整理規程中改正加除 (達)陸軍第百二十二號(七) 三九九
- 戰時編制又ハ臨時ノ編成ニ依リ成立シタル諸部隊所屬憲兵將校以下ノ缺員補充ニ關スル規定 (達)陸軍第百三號(六) 二九五
- 戰時編制臨時編制ノ部隊ニ關スル下士増給與規程 (達)陸軍第百三十八號(九) 四一〇
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル第一補充兵輸重輸卒臨時召集召集ニ關スル件 (達)陸軍第百十五號(六) 三〇〇
- 士官候補生臨時召集及其規程 (省)陸軍第二十七號(九) 二六三〇
- 造兵造船職工臨時給與規則改正 (達)海軍第六號(二) 一一三
- 職工臨時給與規則第五條中改正 (達)海軍第百三十號(一〇) 四三三
- 臨時糧草製造準備局官制 (勅)第百十三號(四) 一六四
- 臨時糧草製造準備局官制第七條中改正 (勅)第百六十六號(六) 二二七
- 臨時糧草製造準備局事務官任用ノ件 (勅)第百二十七號(四) 一七五
- 臨時糧草製造準備局出張所名稱位置 (省)大藏第十一號(四) 二二一

- 臨時糧草製造準備局及出張所開辦 (省)大藏第四十六號(四) 七二〇
- 臨時糧草製造準備局物品出納規程 (訓)大藏第二十六號(四) 九三
- 臨時馬飼調査委員會官制 (勅)第百九號(九) 二九七
- 印刷局職員臨時增置ノ件 (勅)第百八號(九) 二九六
- 外交官領事官等臨時增員ノ件 (勅)第二十一號(三) 六三
- 外交官領事官等臨時增員ノ件中改正 (勅)第百九十八號(九) 二八九
- 戰時又ハ事變ノ際ニ關スル臨時外務省ニ關スル件 (勅)第三十二號(三) 七三
- 臨時取締ノタメ長崎縣ニ特派及警備ヲ付ケ (勅)第二十八號(三) 六八
- 長崎縣對馬島國書配技手臨時增置 (勅)第四十號(三) 八五
- 臨時令讀調査ノタメ大藏省ニ職員ヲ置クノ件 (勅)第百三十二號(二) 三三三
- 臨時陸軍檢疫部條例 (勅)第百八十四號(七) 二九〇
- 臨時陸軍檢疫部檢疫規則 (省)陸軍第百二十三號(九) 二九〇
- 臨時陸軍檢疫部服務規則 (達)陸軍第百二十五號(八) 三八七
- 臨時陸軍檢疫部本部出張所開設 (省)陸軍第百二十五號(九) 二六二七
- 臨時陸軍檢疫部檢疫所開設 (省)陸軍第百二十九號(一〇) 二七〇四
- 臨時陸軍檢疫部本部出張所開設 (省)陸軍第百三十號(一〇) 二七〇四
- 警備臨時海軍檢疫所開設 (省)内務第七十八號(一〇) 二六四
- 臨時海軍軍法會議及海軍各團地軍法會議ニ於ケル主理員兼事務官等ニ關スル件 (勅)第二十五號(三) 六六
- 臨時海軍軍法會議ニ關スル件 (勅)第三十一號(三) 七二
- 臨時氣象觀測ノタメ中央氣象臺ニ臨時觀測技手ヲ置クノ件 (勅)第六十號(三) 一〇六
- 臨時氣象觀測ノタメ中央氣象臺ニ臨時觀測技手ヲ置クノ件中改正 (勅)第百八十八號(七) 二七七
- 中央氣象臺臨時觀測技手月手賃給與ニ關スル件 (省)文部第十號(三) 七六
- 特許局ニ臨時職員増置 (勅)第六十二號(三) 一〇七
- 特許局ニ臨時職員増置ノ件中改正追加 (勅)第百二十一號(九) 二九九
- 在外國郵便局長ニ臨時手續賃給ノ件 (勅)第百二十二號(四) 一六四
- 〔留置〕
- 明治三十六年訓令第二號、典獄留置場巡視狀況報告ノ件中削除 (訓)司法第四號(六) 一三五
- 〔立標〕
- 安藝國廣島海陸形石岩上ニ掛燈立標建設假燈撤去 (省)逓信第百十二號(三) 五五六
- 安藝國廣島海陸形石岩上ニ掛燈立標建設假燈撤去 (省)逓信第百三十八號(三) 五五五

- 豐後國水ノ子島、姫島燈塔及肥後國五通懸掛燈立標建設假燈撤去 (省) 遞信第七十八號(三) 六七四
- 豐後國東國東郡奈村江村立掛燈立標ノ着色變更 (省) 遞信第二百五十六號(四) 九七三
- 肥前國松島水道能掛欄上及小瀬戸長瀬欄上ニ立標建設 (省) 遞信第四百三十九號(二) 一八四九
- 肥前國伏見立標ヲ掛燈立標ニ改造 (省) 遞信第四百二十四號(九) 二六七五
- 〔略衣袴〕○ 日ノ部被服ノ項ニ添ス
- ヲノ部
- 〔大藏〕
- 大藏省官制中改正 (勅) 第九十五號(四) 一四四
- 臨時金銀調査ノタメ大藏省ニ職員ヲ置クノ件 (勅) 第二百三十二號(二) 三三三
- 陸前國氣仙郡ヲ大藏省所屬金銀探礦區域ト爲ス (省) 農商務第二百二十三號(八) 一五四四
- 大藏省所屬建築規程中追加 (訓) 大藏第四十一號(七) 一四二
- 大藏省所屬工事取扱規程第二條中追加 (訓) 大藏第四十二號(七) 一四一
- 大藏省預金利率割合改正 (省) 大藏第八十八號(八) 一四七〇
- 大藏省證券發行 (省) 大藏第一百十一號(八) 一四七一
- 大藏省證券發行 (省) 大藏第三百三十二號(九) 二六三三
- 大藏省證券發行 (省) 大藏第四百四十四號(二) 二六八六
- 大藏省證券發行 (省) 大藏第七十六號(三) 二〇四六
- 大藏省證券發行 (省) 大藏第七十七號(三) 二〇四七
- 〔沖繩〕
- 沖繩縣滯納倉租延納法 (法) 第十三號(四) 二九
- 沖繩縣酒類出港稅則中改正追加 (法) 第六號(四) 三二
- 沖繩縣酒類出港稅則施行細則中改正追加 (省) 大藏第七號(四) 一〇八
- 明治三十年勅令第二百五十八號(沖繩縣及小笠原島ニ徵兵令施行)中削除 (勅) 第四十九號(三) 九五
- 明治三十三年省令第三十號(徵兵事務條例施行細則)中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ雖中附件取扱方ヲ中加除 (省) 陸軍第八號(三) 三〇
- 〔隱岐〕
- 島根縣隱岐國ニ於ケル町村ノ制度ニ關スル件 (勅) 第六十三號(三) 一〇八
- 島根縣隱岐國ニ於ケル町村會ノ議決スヘキ事項ニ關スル件 (省) 內務第五號(四) 一〇八
- 島根縣隱岐國ニ於ケル町村ノ制度ニ關スル勅令施行期日 (省) 內務第六號(四) 一〇八
- 〔大島小笠原島〕
- 明治三十年勅令第二百五十八號(沖繩縣及小笠原島ニ徵兵令施行)中削除 (勅) 第四十九號(三) 九五
- 明治三十三年省令第三十號(徵兵事務條例施行細則)中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原島ニ施行シ雖中附件取扱方ヲ中加除 (省) 陸軍第八號(三) 三〇

〔恩給〕

- 軍人恩給法中改正追加 (法) 第十九號(四) 一八
- 軍人恩給法施行規則中改正削除 (閣) 第二號(三) 一
- 陸軍軍人恩給取扱手續中改正削除 (省) 陸軍第十九號(五) 一七九
- 軍人恩給法ニ依ル恩給金表 (達) 海軍第八十一號(四) 二二三
- 〔恩賞〕
- 恩賞階級任拂取扱順序中改正 (訓) 大藏第五號(三) 二九
- 〔帶草〕
- 士官候補生士官學校分遣中ノ帶草ニ關スル件 (達) 陸軍第九十九號(五) 二八七
- ヲノ部
- 〔王女子〕
- 郭彦王妃殿下御分鏡王女子御誕生 (告) 宮內第十號(三) 五四七
- 郭彦王殿下ノ王女子御命名 (告) 宮內第十一號(四) 七〇九
- 〔渡切〕
- 郵便局郵便渡切規則施行細則 (省) 遞信第三十號(四) 一三六
- 郵便局郵便渡切規則ニ依リ交付スヘキ指指定 (省) 遞信第二百五十四號(四) 九六九
- 郵便局郵便渡切規則ニ依リ交付スヘキ指指定ノ件 (省) 遞信第三百九十九號(九) 二六三三
- 追加
- 字品及下關郵便局ニ交付スル渡切經費ニ關スル件 (省) 遞信第三百三十二號(七) 二四三三
- 〔割引〕
- 製造煙草定價及煙草元賣捌人ノ割引歩合 (省) 大藏第八十一號(六) 二〇九九
- 口付紙巻煙草カメリヤノ定價及煙草元賣捌人ノ割引歩合 (省) 大藏第二百二十六號(九) 二六二七
- カノ部
- 〔韓國〕
- 明治三十六年勅令第五百五十二號(臺灣居住者及韓國在留者)ノ徵兵身體検査ニ關スル件)第十條改正 (勅) 第一號(二) 一
- 京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ補助費概算表ノ件 (勅) 第四百十號(五) 一八七
- 清韓小包郵便規則中改正追加 (省) 遞信第四十一號(六) 二〇〇
- 清國北京天津及芝罘宛清韓小包郵便物運送開始 (省) 遞信第四百十五號(三) 六六五
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直接電報取扱規則第四條中改正 (省) 遞信第二十號(三) 八三
- 在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受借人ヨリ追徴ノ件 (省) 遞信第十八號(三) 八二
- 在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受借人ヨリ追徴ノ件中改正 (省) 遞信第三十五號(四) 一四三

明治三十七年 索引 (恩給) (恩賞) (帶草) (王女子) (渡切) (割引) (韓國) 六五

- 海軍軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金 受領人ヨリ撤收ノ件 (省) 逕信第三十六號(五) 一八四
- 在韓國通信官署官更職時若ハ事務ノ際增加在勤手當 給與年額表 中追加 (省) 逕信第三十四號(四) 一四二
- 在韓國通信官署官更職時若ハ事務ノ際增加在勤手當 給與年額表 中追加 (省) 逕信第六十一號(九) 二七五
- 韓國明憲太后崩御ニ付キ宮中喪 (省) 宮内第一號(一) 一
- 宮中喪間參内ノ節喪服着用方 (省) 宮内第二號(二) 一
- 日韓兩國通流規則ニ依リ相互捕魚シ得ル沿岸ノ件 (省) 外務第三號(六) 一〇九
- 赴任及歸郷者飛渡韓國及清國派遣者ニ係ル旅費支給 方 (省) 陸軍第五十號(三) 一八六
- 在韓國軍用通信所發者電報取扱規則制定韓國釜山京 城仁川開軍用電信取扱規則廢止 (省) 陸軍第五十八號(三) 一九二
- 明治三十三年告示第百六十三號(在韓國本邦郵便局 別使配電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件) 中削除 (省) 逕信第八十一號(三) 五二七
- 明治三十三年告示第百六十三號(在韓國本邦郵便局 及 電信局別使配電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件) 中追加 (省) 逕信第二百五十八號(四) 九七五
- 在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通流 爲替ノ取扱開始 (省) 逕信第二百八十二號(五) 一〇八
- 在韓國嶺南浦郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通流爲替 ノ取扱開始 (省) 逕信第二百九十三號(五) 一〇九

- 在韓國平壤郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通流爲替ノ 取扱開始 (省) 逕信第二百九十五號(五) 一〇九
- 在韓國元山郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通流爲替ノ 取扱開始 (省) 逕信第三百三十六號(七) 一四七
- 在韓國咸津郵便局開鎖 (省) 逕信第二百六十五號(四) 九七六
- 韓國釜山巡邏船内郵便受取所設置 (省) 逕信第二百九十六號(五) 一〇九
- 韓國水浦巡邏船内郵便受取所設置 (省) 逕信第四百三十六號(二) 一八四
- 加那大
- 帝國ト加那大領トノ間ニ締結セル郵便爲替交換ニ關 スル追加規約 (勅) 十一月二十五日(二) 三三三
- 海軍諸學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス
- 臨時事件費支辨ニ關スル件 (法) 第一號(三) 一
- 陸海軍ニ關スル臨時事件費特別會計法 (法) 第二號(三) 二
- 海軍旗章條例中改正 (勅) 第二號(二) 二
- 海軍武官階級中追加 (勅) 第八十號(六) 二二三
- 海軍服制中改正追加 (勅) 第八十五號(七) 二四〇
- 海軍服制服裝ニ關スル諸法令中改正ノ件 (勅) 海軍第百五號(七) 三三八
- 海軍服裝規則中改正追加 (省) 海軍第百四號(七) 三三六
- 海軍文官預備人等從軍其他ノ場合付章附著方 (省) 海軍第二百七號(三) 八四

- 海軍高等武官進級條例中改正追加 (勅) 第六十七號(三) 二二〇
- 戰役ノタメ召集セラレ又ハ現役ヲ延期セラレタル海 軍軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服 役期限ニ關スル件 (勅) 第二百四號(九) 二九四
- 戰役ノタメ召集セラレタル海軍預備役後備役軍人ノ 任用進級ニ關スル件 (勅) 第二百五號(九) 二九四
- 海軍上長官上官任用進級取扱規則別表 中削除 (省) 海軍第十七號(三) 七九
- 海軍上長官上官任用進級取扱規則 中追加 (省) 海軍第五十四號(三) 二二七
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則 中追加 (省) 海軍第五十五號(三) 二二七
- 戰役ノタメ召集シタル海軍預備役後備役軍人進級ノ件 (省) 海軍第二百二十二號(九) 四三三
- 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅) 第四十六號(三) 八九
- 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅) 第六十八號(三) 一一三
- 海軍志願兵條例 中削除 (勅) 第八號(二) 四四
- 海軍志願兵及其家族ニ獎勵アリタルトキ海軍經理部 ニ報告ノ件 (省) 海軍第四號(三) 三三
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則廢止 (省) 海軍第五號(三) 三三
- 海軍預備員條例 (勅) 第七十九號(六) 二二七
- 海軍預備員條例施行細則 (省) 海軍第十二號(七) 二二二
- 海軍預備員志願者體格檢査出願ノ件 (省) 海軍第十三號(二) 一八五
- 海軍預備員教範ニ關スル件 (省) 海軍第十五號(七) 二二四

- 海軍預備員條例ニ依リ商船學校認可ニ關スル件 (省) 海軍第二十四號(九) 二六六
- 選省所管商船學校學生海軍兵籍ニ編入ノ件 (勅) 第八十二號(六) 二三四
- 海軍兵籍ニ在リ商船學校ノ航海科及機關科學生ヲ海 軍生徒ニ準シ教育本部ノ所管トス (省) 海軍第十四號(二) 二九九
- 在外國公使館附隨海軍武官傳給令中改正 中削除 (勅) 第七號(二) 四三
- 明治三十三年勅令第三百十九號(海軍特設船船定員 ノ航海加條ニ關スル件) 中追加 (勅) 第五十九號(三) 一〇五
- 海軍特設船船定員ノ航海加條ニ關スル件 (勅) 第七十九號(三) 二一九
- 文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ 關スル件制定明治二十四年勅令第六十二號同二十 七年勅令第二百二十九號(同件) 廢止 (勅) 第二百六號(九) 二九五
- 文官及文官待遇者タル海軍預備役後備役軍人及歸休 兵ニシテ召集中奉職官衙ヨリ俸給ヲ受クヘキ 者證明通報方 (省) 海軍第八十四號(四) 二七四
- 文官及文官待遇者タル海軍預備役後備役軍人及歸休 兵ニシテ召集中奉職官衙ヨリ俸給ヲ受クヘキ 者證明通報方 中改正 (省) 海軍第九十四號(六) 三〇三
- 海軍給與令制定海軍軍人俸給令、外國駐在海軍武官 手當金規則、臺灣島及澎湖島駐在軍軍人軍屬給與 規則、海軍生徒學生手當金規則、海軍下士手當金規 則、海軍監獄看守海軍警務被服料給與令、海軍被服條

- 海軍給與令施行細則中加除 (海軍第九十八號六) 三〇四
- 海軍給與令施行細則表中改正削除 (海軍第九十八號七) 三一一
- 海軍給與令施行細則中改正追加 (海軍第三百三十二號二) 四三九
- 海軍ノ給與ニ關スル令達等施行期日ノ件 (海軍第二百二十九號三) 八四
- 明治二十年訓令第三十五號及同三十四年達第百六十五號海軍ノ給與ニ關スル令達施行期日ノ件ヲ廢ス (海軍第三百三十三號三) 八四
- 海軍戰時給與規則中改正追加 (勅) 第十五號三 八七
- 海軍戰時給與規則中追加 (勅) 第二十六號三 六七
- 海軍戰時給與規則中追加 (勅) 第五十二號三 九七
- 海軍戰時給與規則中改正削除 (勅) 第八十號三 一三〇
- 海軍戰時給與規則中改正追加 (勅) 第九十二號八 二八二
- 海軍戰時給與規則施行細則中改正 (海軍第十四號三) 七
- 海軍戰時給與規則施行細則第四條改正 (海軍第二十三號三) 八一
- 海軍戰時給與規則施行細則中追加 (海軍第二十四號三) 八一
- 海軍戰時給與規則施行細則中追加 (海軍第二十八號三) 八四
- 海軍戰時給與規則施行細則第二十六條中追加 (海軍第三十八號三) 一六四
- 海軍給與令施行細則中改正 (海軍第八十三號四) 二七四
- 海軍給與令施行細則中改正 (海軍第八十七號五) 二九一
- 海軍給與令施行細則第三表中改正 (海軍第八十九號五) 二九三
- 海軍給與令中改正追加 (勅) 第八十三號六 二三四
- 海軍給與令施行細則制定海軍軍人俸給加修支給細則、外國駐在軍武官手當金支給細則、臺灣島及澎湖島駐在軍軍人軍屬給與規則施行細則、海軍生徒學生手當金支給細則、海軍下士卒手當金支給細則、海軍監獄看守被服料支給細則、海軍監獄看守宿料支給細則及明治二十年訓令第三百二十九號(海軍下士卒食器給與規則)廢止 (勅) 第六號二 一三
- 海軍給與令中改正追加 (勅) 第六號二 一三
- 海軍給與令施行細則中追加 (海軍第七十三號四) 二六九
- 海軍給與令施行細則第四十一條中追加 (海軍第八十三號四) 二七四
- 海軍給與令施行細則中改正 (海軍第八十七號五) 二九一
- 海軍給與令施行細則第三表中改正 (海軍第八十九號五) 二九三
- 海軍戰時給與規則施行細則第十三條中改正 (海軍第四十五號三) 一六七
- 海軍戰時給與規則施行細則中改正追加 (海軍第六十四號三) 二五一
- 海軍戰時給與規則施行細則中改正 (海軍第八十八號五) 二九一
- 海軍戰時給與規則施行細則中改正追加 (海軍第九十九號六) 三〇五
- 海軍戰時給與規則施行細則中改正追加 (海軍第一百十八號八) 四〇三
- 工場ニ服役スル技手及技生海軍戰時給與規則ノ附條支給ニ關スル件 (海軍第十三號二) 一六
- 海軍内國旅費規則中改正追加 (省) 海軍第八號三 七〇
- 海軍戰時旅費規則中改正追加 (海軍第十二號一) 一五
- 海軍戰時旅費規則中改正追加 (海軍第二十六號三) 八三
- 海軍里程表改正 (海軍第九十五號六) 三〇三
- 海軍里程表中改正 (海軍第三百三十六號三) 四六三
- 戰時又ハ事邊ニ際シ官吏ニ非スシテ海軍ノ事務ニ從事スル者ノ待遇ノ件 (勅) 第五十一號三 九七
- 明治三十二年勅令第四百五十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍警備ヲ關スル件)中削除 (勅) 第九號二 四五
- 臨時海軍軍法會議及海軍合團地軍法會議ニ於ケル主理、録事、海軍警備ニ關スル件 (勅) 第二十五號三 六六
- 佐世保及竹敷ニ海軍合團地軍法會議設置 (海軍第十號三) 二七五

- 臨時海軍監獄ニ關スル件 (勅) 第三十一號三 七二
- 海軍治罪法ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第二十四號三 六五
- 海軍軍人軍屬違背罪處分例ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第九十七號九 二八九
- 海軍准士官以上現役艦艇下士卒服役延期 (省) 海軍第二號二 一五
- 海軍豫備役後備役准士官以上及下士卒服役延期 (省) 海軍第三號三 三一
- 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生規則書式中改正 (省) 海軍第九號三 七三
- 海軍造船生徒規則書式中改正 (省) 海軍第十號三 七三
- 海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則中改正削除 (省) 海軍第六號三 三三
- 海軍軍人軍屬等服役ニ從事シ死シタル者ノ遺族ニ特別賜金交付力 (省) 海軍第十一號六 一九四
- 大木營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則廢止 (海軍第二十七號三) 五三
- 明治二十七年達第百五十一號(大木營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則)廢止 (海軍第二十五號三) 八三
- 海軍各處務細則第十條中改正 (海軍第三百三十一號二) 四三九
- 海軍工廠處務細則第九條中加除 (海軍第九十號五) 二九三
- 海軍工廠工務規程 (海軍第六十二號三) 二四五
- 海軍工廠工務規程中改正 (海軍第二十五號九) 四三三

○海軍工廠(需品庫ヲ除ク)海軍造兵廠下樹火藥製造所及海軍修理工場業務時間並工服業時間規定中削除 (達)海軍第二十二號(三) 八〇	○海軍經理部業務規程中追加 (達)海軍第九十一號(五) 二九三	○海軍測器庫處務規程第一條中追加 (達)海軍第九十二號(五) 二九四	○海軍敬禮式中改正追加 (達)海軍第三十四號(三) 四四〇	○海軍武官考課表規則別表中改正 (達)海軍第十六號(三) 七九	○海軍文官考課表規則別表中改正 (達)海軍第十八號(三) 八〇	○陸海軍威狀授與規程 (達)陸軍第四十五號(三) 一八一	○陸海軍威狀授與規程 (達)海軍第五十號(三) 三二七	○海軍功績調查手續 (達)海軍第四十六號(三) 三三一	○海軍功績調查手續中改正 (達)海軍第九十六號(六) 三三〇	○海軍戰利品取扱規程 (達)海軍第五十六號(三) 三二八	○海軍戰利品取扱規程中改正追加 (達)海軍第二百一十一號(九) 四三二	○戰時海軍死亡者取扱規則中追加 (達)海軍第四十二號(三) 一四五	○戰時海軍死亡者取扱規則中削除 (達)海軍第九十九號(八) 四〇五	○海軍少軍醫候補生實務練習規則第四條中追加 (達)海軍第五號(二) 三	○海軍下士官普行章行狀條例施行細則中改正 (達)海軍第七十七號(四) 二七〇	○海軍氣象情報規程別冊中改正 (達)海軍第二十一號(三) 八〇	○海軍兵器製造供給規則廢止 (達)海軍第九十九號(七) 三七一	○海軍兵器備品會計規程別表中削除 (達)海軍第七十四號(四) 二七〇	○海軍兵器備品會計規程第二十九條中削除 (達)海軍第十七號(八) 四〇三	○海軍通商物品會計規程第二十五條削除 (達)海軍第四十三號(三) 一六五	○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル職券、職狀書式 中改正追加 (達)海軍第七十九號(四) 二七二	○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル職券及職狀書式 中改正 (達)海軍第六十一號(三) 二四四	○海軍軍法會議ニ於テ判ノ旨渡ラセケタル者ニ關スル 件 (達)海軍第六十三號(三) 二四九	○海軍職工規則 (達)海軍第六十三號(三) 二四九	○海軍職工規則中改正追加 (達)海軍第二百二十三號(九) 四三三	○海軍職工規則第六條中追加 (達)海軍第二百二十六號(九) 四三三	○海軍從軍新聞通信者心得 (告)海軍第八號(三) 二七四	○海軍私人軍服私設檢査並物品輸送手續ヲ定メ明 治三十一年告示第三號(同件)ヲ廢ス (告)海軍第二十八號(二) 一八七	○海軍中少主計採用ノ件 (告)海軍第二十號(六) 二二三	○海軍中少主計採用ノ件 (告)陸軍第二十五號(二〇) 二七〇
---------------------------------------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------------------------------	--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

○海軍中少主計採用ノ件中改正 (告)海軍第二十九號(三) 二〇六	○海軍少軍醫候補生採用ノ件 (告)海軍第二十七號(二) 二八六	○陸海軍ノ官集ニ關シタル地方公共團體ノ吏員職員給 料送附支給ニ關スル件 (訓)內務第七號(四) 七七	○海軍省所屬職區ノ件 (告)農商務第九十一號(四) 七九八	○海軍豫備役後備役將校以下准士官一部充員召集ノ件 (告)海軍總督府第二十一號(三) 五四三	○海軍豫備役下士卒及佐世保鎮守府ニ於ケル後備役水 兵充員召集ノ件 (告)海軍總督府第二十二號(三) 五四四	○海軍檢査法施行規則第一條中追加 (省)內務第十三號(八) 二四一	○武選臨時海軍檢査所附設 (告)內務第十五號(三) 二五〇	○明治三十二年告示第四百四號(臨時海軍檢査所施行ノ件) 廢止 (告)內務第十六號(三) 二五〇	○宇品臨時海軍檢査所附設 (告)內務第七十八號(二〇) 二六八	○戰時海軍事務取扱規定中改正追加 (達)海軍第十五號(三) 七七	○戰時海軍事務取扱規定中改正追加 (達)海軍第三十九號(三) 一六四	○戰時海軍事務取扱規定中改正追加 (達)海軍第六十六號(三) 二五三	○戰時海軍事務取扱規定中追加 (達)海軍第七十五號(四) 二七〇	○防禦海面令 (勅)第十一號(二) 四六	○東京灣口防禦海面區域 (告)海軍第一號(三) 二六三	○國府灣防禦海面區域 (告)海軍第二號(三) 二六五	○小樽灣防禦海面區域 (告)海軍第三號(三) 二六五	○佐世保軍港防禦海面區域 (告)海軍第四號(三) 二六六	○竹敷軍港防禦海面區域 (告)海軍第五號(三) 二六八	○網走軍港防禦海面區域 (告)海軍第六號(三) 二六九	○長崎灣口防禦海面區域 (告)海軍第九號(三) 二七四	○紀淡海峽防禦海面區域 (告)海軍第十一號(三) 二七六	○紀淡海峽防禦海面解除 (告)海軍第十八號(四) 七三五	○馬公軍港防禦海面區域 (告)海軍第十二號(三) 二六四	○基隆防禦海面區域 (告)海軍第三十一號(三) 二〇六	○基隆港防禦海面區域 (告)海軍第三十一號(三) 二〇六	○海技免狀取扱規則第二條中追加 (省)逓信第二十一號(三) 八三	○開港規則第一條中追加 (勅)第六十六號(四) 一五九
-------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------

○ 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中追加 (勅)第四百四號(四) 一五八	○ 艦船乗組ノ艦務備人給料前金渡ノ件 (勅)第十號(二) 四六
○ 戒嚴宣告ノ件 (勅)第三十六號(三) 八三	○ 明治二十三年勅令第五百十號(艦船ノ乘員俸給前渡及食料前渡ノ件)及同三十二年勅令第六號(艦船乗組准士官以上候補生及文官遠洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 一三
○ 戒嚴宣告ノ件 (勅)第三十七號(三) 八三	○ 新開紙條例ニ依リ艦隊艦船軍隊ノ進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止 (省)海軍第一號(二) 一五
○ 戒嚴宣告ノ件 (勅)第三十八號(三) 八四	○ 艦船修理試驗檢査規則改正 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 戒嚴宣告ノ件 (勅)第三十九號(三) 八四	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 改名ハ艦長ノ許可ヲ受ケシム (海軍)第六十三號(九) 九七	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 明治三十一年府令第百一號(官署ニ差出スヘキ文書其他公書類ニ署名方及改名届出ノ件)中別除 (海軍)第六十四號(九) 九七	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ補助費概算渡ノ件 (勅)第四百十號(五) 一八七	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 明治二十二年勅令第二十一號(旅費其外概算渡前金渡ノ件)中追加 (勅)第二百十號(九) 二九九	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 新開紙條例ニ依リ艦隊艦船軍隊ノ進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止 (省)海軍第一號(二) 一五	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇
○ 海軍新開紙條例ニ依リ軍機、艦隊及艦船軍隊ノ進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止 (海軍)第一號(二) 一五	○ 艦船修理試驗檢査規則中改正追加 (海軍)第六十七號(三) 二五〇

○ 艦務備品經理規程中改正追加 (海軍)第二百二十號(八) 四〇六	○ 軍法會議ノ處斷ヲ受ケ地方監獄集治監ニ拘禁セラルル者ニ關スル件 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 艦船乗組ノ艦務備人給料前金渡ノ件 (勅)第十號(二) 四六	○ 明治三十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
○ 戒嚴軍機規定規程廢止 (省)大藏第十九號(五) 一六〇	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 煙草專賣法ニ依リ鑑定人ノ手當旅費支給方及異議申立人ノ負擔スヘキ費用徵收方 (省)大藏第三十二號(七) 二〇八	○ 明治二十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
○ 戒嚴軍機規定規程廢止 (省)大藏第十九號(五) 一六〇	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 陸海軍戒嚴規程 (海軍)第五十號(三) 三三七	○ 明治二十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
○ 陸海軍戒嚴規程 (海軍)第五十號(三) 三三七	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 法人ノ設立及監督ニ關スル規程中改正別除 (省)文部第二十三號(三) 三三三	○ 明治二十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
○ 私設電信規則ニ依リ一等郵便電信局ノ取扱フヘキ事務ニ關スル件ヲ定メ明治三十五年府令第四十一號(官廳用竝私設電信電話ニ關スル監督者ノ件)ヲ廢ス (海軍)第十號(三) 七	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 監獄 (勅)第四百四十五號(五) 一九〇	○ 明治二十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
○ 監獄官制中改正別除 (勅)第四百四十五號(五) 一九〇	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教諭師、教師、藥劑師、看守及女監取締定員)中改正 (省)司法第十一號(五) 一八二	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七
○ 宮城監獄ノ種類改定ニ付半囚徒押送方 (勅)司法第三號(六) 一三五	○ 巡查看守俸給令中追加 (勅)第七十五號(三) 二一七

○ 戦時又ハ本國ニ際シ召集セラレタル陸軍監獄看守及 陸軍看守ノ俸給額ニ關スル件 (達)陸軍第九十八號(五) 二八七	○ 海軍特設船乗員ノ航海加俸ニ關スル件 (勅)第七十九號(三) 二一九
○ 海軍監獄看守海軍醫費被服料給與令及明治三十年勅 令第五十一號(海軍監獄看守宿料給與ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 一三	○ 明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船附屬學校 所屬航海練習船及海底電線布設船乗組員ニ食料及 航海日當支給ノ件)中追加 (勅)第七十四號(六) 三三三
○ 海軍監獄看守被服料支給細則及海軍監獄看守宿料支 給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五	○ 航海獎勵法ニ據リ保護ヲ受ケル船舶郵便物運送規則 第三條改正 (省)逓信第十號(三) 五三
○ 明治三十二年勅令第二百十八號(航路標識看守月手 當ノ件)中改正 (勅)第七十一號(六) 三二九	○ 海軍兵籍ニ在ル附屬學校ノ航海科及機關科學生ヲ海 軍生徒ニ準シ教育本部ノ所管トス (省)海軍第十四號(二) 二九九
○ 交通至難ノ場所ニ在動スル航路標識看守月手當金給 與細則中改正 (省)逓信第四十六號(六) 二〇五	○ 官船航行旅費規則 (訓)大藏第九號(三) 五三
[看護] ○ 下士上等兵看護手ノ缺員補充ノ件 (達)陸軍第八十二號(四) 二五五	[航路] ○ 明治三十二年勅令第二百十八號(航路標識看守月手 當ノ件)中改正 (勅)第七十一號(六) 三二九
○ 戦役中看護員修業兵採用力 (達)陸軍第四百十九號(九) 四二	○ 明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船附屬學校 所屬航海練習船及海底電線布設船乗組員ニ食料及 航海日當支給ノ件)中追加 (勅)第七十四號(六) 三三三
[間接税] ○ ソノ部租税ノ項ニ關ス (勅)第六號(二) 一三	○ 交通至難ノ場所ニ在動スル航路標識看守月手當金給 與細則中改正 (省)逓信第四十六號(六) 二〇五
[航海] ○ 追加日清通商航海條約 (勅)一月十九日(一) 四	[高等] ○ 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百十四號(四) 一六六
○ 明治三十八年勅令第五十一號(海軍文官航海加俸給 與ノ件)同三十六年勅令第六號(海軍乗組員士官以上 候補生及文官選洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ 件)廢止 (勅)第六號(二) 一三	○ 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第四百三十七號(五) 一八四
○ 明治三十三年勅令第三百十九號(海軍特設船船定員 ノ航海加俸ニ關スル件)中追加 (勅)第五百十九號(三) 一〇五	○ 高等官官等俸給令中追加 (勅)第五百五十五號(五) 一九四

○ 高等官官等俸給令中改正 (勅)第五百五十三號(五) 二〇四	○ 高等土地調査委員會規程第四條中追加 (達)府第三十號(四) 三八
○ 明治三十四年通甲第四號(宮内高等官官等俸給ノ件) 第六項中改正 (達)宮内甲第七號(三) 四一	[考課] ○ 海軍武官考課規則表改正 (達)海軍第十六號(三) 七九
○ 陸軍參謀及高等官所副官補職ニ關スル件 (勅)第九十九號(四) 一五〇	○ 海軍文官考課規則表改正 (達)海軍第十八號(三) 八〇
○ 戦役中陸軍部重要ノ職ニ在ル高等文官選級シタル 場合其職務權限ノ件 (達)陸軍第六十三號(二) 四三六	[耕地耕作] ○ 耕地整理法施行規則中改正追加 (省)農商務第八號(六) 一九六
○ 海軍高等武官選級條例中改正追加 (勅)第六十七號(三) 一一〇	○ 明治三十三年告示第二十八號(耕地整理法及同法施 行規則ノ追加土地原簿同權利者名簿並圖面開製方) 中改正 (省)農商務第五十三號(六) 二二九
○ 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第四十六號(三) 八九	[交付金] ○ 交付金及補償金買上金ノ給付ニ關スル規程 (省)大藏第二十五號(六) 一八九
○ 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第六十八號(三) 一一三	○ 交付金補償金及買上金トシテ給付スルタメ發行スル 國庫債券ノ利率ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四
○ 大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人 事取扱規則廢止 (達)陸軍第二十七號(三) 五三	○ 煙草賣渡法ニ依リ納付セシムル金額ト交付スル金 額ト相殺リ爲ス場合取扱方 (訓)大藏第三十一號(六) 二二二
○ 明治三十七年通甲第五十一號(大本營ニ隸屬スル陸 海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則)廢止 (達)海軍第二十五號(三) 八三	[合祀] ○ 靖國神社ニ合祀ノ件 (省)陸軍第十六號(四) 七三
○ 捕獲帶檢所及高等捕獲帶檢所開設 (勅)第二十七號(三) 六七	○ 靖國神社ニ合祀ノ件 (省)海軍第十六號(四) 七三
○ 捕獲帶檢所及高等捕獲帶檢所開設ノ件追加 (勅)第五十七號(三) 一〇四	[學習院] ○ 學習院職員服制 (達)宮内甲第九號(三) 四一
○ 高等教育會議規則第十條中刪除 (勅)第二百三十六號(二) 三三	
○ 高等教育會議規則第四條第三項但書ノ選期日 (省)文部第八十九號(二) 二八九二	
○ 高等教育會議職員互選人名 (省)文部第九十一號(二) 二八九三	

〔學校〕

- 警察監獄學校官制廢止 (勅)第六十一號(三) 一〇七
- 陸軍地力幼年學校條例中改正追加 (勅)第六十五號(三) 一〇九
- 十五年以上隊附服務ノ下士ニ地方幼年學校特待生ニ關スル體則書付典ノ件 (達)陸軍第九十一號(六) 二九九
- 明治三十八年召募スヘキ士官候補生、中央幼年學校預科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格 (告)陸軍第二十四號(八) 四七九
- 日露戰役間士官學校入校中ノ士官候補生ニ係ル被服給與方 (達)陸軍第九十二號(四) 二六七
- 士官候補生士官學校分遣中ノ帶革ニ關スル件 (達)陸軍第九十九號(五) 二八七
- 陸軍戸山學校軍樂生徒召募 (告)陸軍第一號(一) 七
- 海軍兵學校條例中改正追加 (勅)第七十號(三) 一一四
- 海軍兵學校規則中改正追加 (達)海軍第五十八號(三) 二二九
- 海軍兵學校生徒召募及志願者心得 (告)海軍第十三號(三) 五六六
- 海軍兵學校生徒召募及志願者心得中改正 (告)海軍第二十三號(九) 二六三
- 海軍機關學校條例中改正追加 (勅)第七十一號(三) 一二四
- 海軍機關學校規則改正 (達)海軍第五十九號(三) 二四二
- 海軍機關學校生徒召募及志願者心得 (告)海軍第十七號(四) 七五
- 海軍機關學校生徒召募及志願者心得中改正 (告)海軍第三十號(三) 一〇六
- 海軍兵籍ニ在ル南滿學校ノ航海科及機關科學生ヲ海軍生徒ニ準シ教育本部ノ所管トス (省)海軍第十四號(二) 二九九
- 判事檢事登用試驗規則ニ依リ指定ノ私立京師法政專門學校改稱 (告)司法第五十四號(一〇) 七〇六
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第四百十二號(五) 一八八
- 公立學校職員俸給令第十五條中改正 (勅)第五十三號(三) 九八
- 明治三十七年勅令第四百四十一號(公立學校職員俸給ノ件)中改正 (勅)第二百三十四號(三) 三三四
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十號(三) 三三〇
- 公立私立學校認定ニ關スル規則第二條中改正 (省)文部第十一號(三) 六八
- 師範學校設備規則中改正追加 (省)文部第二號(三) 三八
- 中學校令施行規則中改正追加 (省)文部第三號(三) 四〇
- 高等女學校令施行規則中改正追加 (省)文部第四號(三) 四一
- 農業學校規程中改正追加 (省)文部第五號(三) 七四
- 商業學校規程第八條改正 (省)文部第六號(三) 七五
- 二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ一校内ニ併置スルノ件ヲ定メ農業、商業、商船及水産各學校規程中削除 (省)文部第七號(三) 七五

- 徒弟學校規程改正明治三十七年省令第二十六號(徒弟學校ニ體操科ヲ加フル件)廢止 (省)文部第八號(三) 七六
- 盛岡高等農林學校規程 (省)文部第十二號(四) 一三〇
- 東京外國語學校修業年限學科學科目及其ノ程度並研究選科生及專修科ニ關スル規程 (省)文部第十三號(五) 一八一
- 小學校令施行規則中改正追加 (省)文部第一號(三) 三六
- 小學校令施行規則中改正 (省)文部第十九號(二〇) 二八六
- 小學校教科用圖書圖刷發行規則中改正追加 (省)文部第十四號(六) 一九五
- 小學校教科用圖書圖刷發行規則第三條中改正 (省)文部第十五號(六) 一九五
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十一號(三) 三三三
- 京師帝國大學理工科大學ノ數學科、物理學科及純正化學科ヲ理學科ト改稱ス (省)文部第十七號(八) 二四二
- 戰時ニ際シ小學校其他ノ學校ノ教育ニ關スル件 (勅)文部第三號(三) 三三
- 師範學校中學校及高等女學校建築費補助則廢止 (勅)文部第四號(三) 三四
- 實業學校ノ施設改良ニ關スル件 (勅)文部第五號(三) 七〇
- 學校樹木實地獎勵ノ件 (勅)文部第七號(八) 一五二
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗規程中改正追加 (省)文部第十六號(二) 一三三
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗規程中改正追加 (省)文部第十九號(五) 一〇〇
- 明治三十七年各高等學校入學試驗ニ關スル件 (省)文部第二十號(五) 一〇〇
- 札幌農學校ノ資金ニ關スル北海道土地貸下規程中改正追加 (省)文部第九十七號(四) 七四一
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (省)文部第二十八號(三) 二八二
- 明治三十七年開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ニ關スル件 (省)文部百二十一號(五) 一〇二二
- 師範學校高等女學校國語科中學校國語漢文科ノ作文ニ關シ出願ノ教科用圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス (省)文部百六十二號(八) 一四八五
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (省)文部第七號(二) 一〇
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第四十九號(三) 五八八
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第六十九號(三) 五九二
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部百號(四) 七四三
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部百三十九號(六) 一二五

- 專門學校入學者檢定期程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定 (告) 文部第百五十五號(七) 一四〇七
- 專門學校入學者檢定期程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定 (告) 文部第百六十五號(九) 一六三八
- 專門學校入學者檢定期程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定 (告) 文部第百七十五號(九) 一六四三
- 小學校教科用圖書刷刻發行出願ノ件 (告) 文部第百三十三號(六) 二二三
- 小學校教科用圖書刷刻發行出願ノ件 (告) 文部第百四十四號(六) 二二六
- 小學校教科用圖書刷刻發行出願ノ件 (告) 文部第百五十四號(七) 二四〇八
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書ノ名稱 (告) 文部第百三十二號(六) 二二三
- 明治三十六年告示第百七號(小學校教科用圖書用紙
標準)中追加 (告) 文部第百三十四號(六) 二二三
- 明治三十六年告示第百七號(小學校教科用圖書用紙
標準)第五號改正 (告) 文部第百八十四號(一〇) 二七〇九
- 明治三十六年告示第百七十四號(小學校教科用圖書
ニ貼付スヘキ印紙ノ種類)中追加 (告) 文部第百四十五號(六) 二二六
- 小學校教科用圖書ノ刷刻ニ關スル件 (告) 文部第百八十七號(二) 二八九一
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高
額ノ件 (告) 文部第百三十九號(三) 五八七
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高
額ノ件 (告) 文部第百六十六號(三) 五九三
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高
額ノ件 (告) 文部第百九十七號(三) 三〇六八
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高
額ノ件 (告) 文部第百九十九號(三) 三〇七三
- 逓信省所管商船學校學生海軍兵籍ニ編入ノ件 (勅) 第百八十二號(六) 二三四
- 商船學校學生ノ身分ニ關スル件 (逓) 海軍第百二號(六) 三〇六
- 海軍豫備員條例ニ依リ商船學校認可ニ關スル件 (告) 海軍第百二十四號(九) 一六三六
- 明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船商船學校
所屬航海練習船及海軍艦艇布設船乘組員ニ食料及
航海日當支給)ノ件)中追加 (勅) 第百七十四號(六) 二二三
- 商船學校規則第三十六條中追加 (告) 逓信第十一號(二) 二二〇
- 東京郵便電信學校規則第二十二條中改正追加 (告) 逓信第百八十號(五) 一〇八七
- 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勅) 第百八十六號(七) 二六七
- 臺灣總督府國語學校規則第六條中追加 (勅) 第百六十六號(一〇) 九
- 臺灣總督府國語學校第三附屬學校規程 (勅) 第百六十七號(一〇) 九
- 臺灣總督府國語學校及附屬學校名稱位置中追加 (告) 臺灣總督府第百二十三號(一〇) 一八九八

- 臺灣總督府醫學學校規則中改正追加 (勅) 第百三十一號(四) 三八
- 臺灣總督府師範學校官制廢止 (勅) 第百八十七號(七) 二六八
- 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ條給テ受ケル文官判任
以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正
勅除 (勅) 第十一號(三) 七
- 臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令 (勅) 第百十八號(四) 一六九
- 臺灣小學校又ハ臺灣公學校ノ教諭任用ノ件 (勅) 第百十九號(四) 一七〇
- 臺灣小學校又ハ臺灣公學校ノ教諭失職及退官ノ件 (勅) 第百二十號(四) 一七二
- 臺灣公學校官制第二條中削除 (勅) 第百二十六號(四) 一七五
- 臺灣公學校令第九條中削除 (勅) 第百二十七號(四) 一七八
- 臺灣小學校規則中改正追加 (勅) 第百二十七號(三) 一七
- 臺灣小學校規則中改正削除 (勅) 第百四十二號(四) 一七五
- 臺灣小學校補習科規程 (勅) 第百四十八號(三) 一七
- 臺灣公學校規則制定從前ノ同規則及臺灣公學校設置
廢止規則廢止 (勅) 第百二十四號(三) 二四
- 臺灣公學校訓導免許狀ノ效力ニ關スル件 (勅) 第百四十五號(四) 六六
- 臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規
程制定臺灣公學校教員檢定及免許規則及臺灣小學
校並公學校教員檢定及免許狀ノ書換又ハ再渡ニ關ス
ル手数料規程廢止 (勅) 第百四十三號(四) 五五
- 臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則制定臺灣小學
校職員任用規則廢止 (勅) 第百四十四號(四) 六五
- 北海道國立函館高等女學校ノ設置開校認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 北海道國立水産學校ノ設置開校認可 (告) 文部第百九十九號(三) 三〇六九
- 北海道私立工學校ノ廢止認可 (告) 文部第百九十五號(三) 三〇六八
- 明治三十三年告示第百三十五號(東京府私立淨土
宗高等學院)ノ撤兵令ニ依リ認定)中追加 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立慶應義塾大學部ノ專門學校令ニ依ルノ件
認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立青山學院高等科ノ專門學校令ニ依リ設置
ノ件認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立青山學院高等科ノ專門學校令ニ依リ設置
ノ件認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 明治三十四年告示第百七十三號(東京府私立青山學
院高等科)ノ撤兵令ニ依リ認定)中改正 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立青山學院神學部ノ專門學校令ニ依ルノ件
認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立滋澤協會學校ノ改稱及專門學校令ニ依ル
ノ件認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立日本女子大學校ノ專門學校令ニ依ルノ件
認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九
- 東京府私立慶應義塾商工學校ノ設置開校認可 (告) 文部第百九十八號(三) 三〇六九

- 東京府私立慶應義塾商工學校ノ開校延期認可 (告)文部第百十三號(五)一〇〇七
- 東京府私立女子英學塾ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第五十二號(三) 五八九
- 東京府私立曹洞宗高等學林ヲ私立清洞宗大學林ニ合併及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第四十八號(三) 五八八
- 東京府私立曹洞宗大學林英文專門科ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第六十三號(三) 五九一
- 東京府私立天台宗東部大學林ノ移轉改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第六十七號(三) 五九二
- 東京府私立哲學館大學ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第七十號(四) 七三六
- 東京府私立專修學校ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第七十一號(四) 七三六
- 明治三十三年告示第百八十三號(東京府私立日本大學ヲ徵兵令ニ依リ認定)中改正 (告)文部第七十二號(四) 七三六
- 東京府私立早稻田大學ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第七十八號(四) 七三七
- 東京府私立日蓮宗大圓林外三校ノ合併及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第八十一號(四) 七三八
- 明治三十六年告示第百五十二號(東京府私立明治大學ノ徵兵令ニ依ル認定效力ノ件)中改正 (告)文部第八十六號(四) 七三九
- 東京府私立日本體育會荏原中學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十一號(四) 七四〇
- 東京府私立國學院ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第九十八號(四) 七四二
- 明治三十四年告示第二號(東京府私立國學院ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第九十九號(四) 七四三
- 東京府私立真宗大學ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第百六號(五)一〇〇五
- 東京府私立淨土宗高等學院ノ改稱及二分校ノ設置認可 (告)文部第百七號(五)一〇〇五
- 東京府私立淨土宗敎大學院ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第百八號(五)一〇〇五
- 明治三十六年告示第百五十二號(東京府私立明治大學ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件)中追加 (告)文部第百十五號(五)一〇〇七
- 東京府私立日蓮宗大學林專門科、高等科、中等科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百二十八號(六)一〇二二
- 東京府私立曹洞宗大學林ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百二十九號(六)一〇二二
- 東京府私立東京三一神學校ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第百四十九號(六)一〇三九
- 東京府私立東洋商業專門學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百五十六號(七)一〇四〇
- 明治三十五年告示第百三十七號(東京府私立京華商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第百六十九號(七)一〇四二
- 東京府私立淨土宗敎大學院外二校ノ改稱認可 (告)文部第百八十號(一〇)一〇七〇

- 東京府私立真宗東京中學校 (告)文部第百八十二號(一〇)一〇七〇
- 東京府私立專修學校ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第百八十五號(一〇)一〇七一
- 京都府天田郡立女子工藝學校ノ設置開校認可 (告)文部第九號(一) 一〇
- 京都府立高等女學校ノ改稱認可 (告)文部第十八號(一) 一三
- 京都府立第二高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第十九號(一) 一三
- 京都府立農學校ノ改稱認可 (告)文部第三十二號(二) 二八三
- 京都府同志社高等學部文科學校、同波里須理科學校ノ合併改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第四十五號(三) 五八八
- 京都府私立同志社神學校ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第五十號(三) 五八九
- 京都府南桑田郡立高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十號(三) 五九一
- 京都府私立同志社專門學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第七十三號(四) 七三七
- 京都府私立同志社高等學部政法學校廢止 (告)文部第八十號(四) 七三八
- 京都府天田郡立女子工藝學校ノ開校延期認可 (告)文部第八十二號(四) 七三八
- 京都府私立京都法政專門學校ノ改稱認可 (告)文部第百六十三號(九)一〇三八
- 明治三十六年告示第百七十號(京都府私立法政大學ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件)中改正 (告)文部第百六十四號(九)一〇三八
- 京都府私立同志社神學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百四號(三)一〇三九
- 大阪府私立關西法律學校ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第一號(一) 九
- 大阪府私立大阪三一神學校ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第五十一號(三) 五八九
- 大阪府私立大阪乙種商業學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十九號(三) 五九〇
- 明治二十二年告示第十號(大阪府立農學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第六十二號(三) 五九一
- 大阪府市立大阪高等商業學校高等科ノ組織變更及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第六十四號(三) 五九一
- 大阪府市立大阪高等商業學校ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第六十五號(三) 五九二
- 大阪府私立桃山中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十四號(四) 七四一
- 大阪府私立大阪乙種商業學校ノ改稱認可 (告)文部第百九十二號(二)一八九七
- 大阪府私立大阪三一神學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第百九十九號(二)二〇六九
- 神奈川縣私立第二開成中學校ノ設置開校認可 (告)文部第百十四號(四)一〇〇七

- 兵庫縣津名郡立陶器學校ノ廢止認可 (告)文部第八十三號(四) 七三八
- 兵庫縣立工業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百十號(三)三〇七三
- 長崎縣甲種私立海星商業學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第九九號(五)一〇〇五
- 新潟縣中魚沼郡立中魚沼織績學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十三號(二) 一一
- 新潟縣立新潟中學校三條分校、同縣立長岡中學校小千谷分校ノ獨立改稱及開校認可 (告)文部第十四號(二) 二二
- 新潟縣立農林學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十七號(三) 五八六
- 新潟縣立工業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十八號(三) 五八六
- 新潟縣立高田中學校糸魚川分校ノ開校延期認可 (告)文部第九十三號(二)一八九七
- 茨城縣猿島郡立甲種農學校ノ廢止認可 (告)文部第五十七號(三) 五九〇
- 栃木縣女子師範學校ノ設置開校認可 (告)文部第二十四號(三) 二八一
- 栃木縣宇都宮市立商業學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十八號(三) 五九〇
- 奈良縣吉野郡立吉野實業學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十二號(三) 五八七
- 奈良縣御所町外十一箇村學校組合立女子高等小學校ニ女子技藝學校ノ附設及開校認可 (告)文部第八十七號(四) 七五九
- 奈良縣市立奈良商業學校ノ設置認可 (告)文部第四十號(三)一三二五
- 三重縣丸柱村立陶器徒勞學校ノ設置開校認可 (告)文部第二十三號(三) 二八〇
- 三重縣私立真宗勤學院高等科ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第五十四號(三) 五八九
- 三重縣立農業學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十四號(四) 七三七
- 三重縣四日市市立商業學校ヲ縣立ト爲シ改稱ノ件認可 (告)文部第七十五號(四) 七三七
- 三重縣志摩郡鳥羽町立鳥羽船舶學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第八十四號(四) 七三九
- 愛知縣田村外八箇村學校組合立作手農林補習學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第八十五號(四) 七三九
- 愛知縣私立曹洞宗第三中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十三號(三)一三二六
- 靜岡縣濱松町立濱松商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四號(二) 九
- 靜岡縣濱名郡立露蔭學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十九號(三) 二八二
- 靜岡縣藤原郡立藤原中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十一號(二)一〇〇六

- 山梨縣東八代郡一樹村外二箇村學校組合立金田農業補習學校ノ改稱認可 (告)文部第九十三號(四) 七四一
- 山梨縣立山梨縣農林學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十六號(三)二二二六
- 岐阜縣大垣町立商業學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第五十五號(七)二四一〇
- 長野縣立上田中學校野澤分校、同縣立松本中學校大町分校ノ獨立改稱及開校認可 (告)文部第十二號(二) 二二
- 長野縣郡立上伊那甲種農學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第二十一號(三) 二八〇
- 長野縣長野市立甲種商業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十五號(四) 七四一
- 長野縣私立松本成成商業學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十六號(四) 七四一
- 關立宮城縣第三中學校栗原分校、同第二中學校登米分校ノ獨立改稱及開校認可 (告)文部第三號(二) 九
- 關立宮城縣第一中學校分校ノ廢止認可 (告)文部第二十二號(三) 二八〇
- 宮城縣私立東北學院專門科ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第三十六號(三) 二八四
- 宮城縣刈田郡立刈田中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十號(四) 七四〇
- 宮城縣私立東北學院專門科ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十二號(四) 七四〇
- 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百二號(四) 七四三
- 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定ノ件追加 (告)文部第八十八號(二)一八九一
- 關立宮城縣第一乃至第六中學校及同高等女學校、同農學校ノ改稱認可 (告)文部第八十八號(五)一〇〇八
- 宮城縣町立郡城商業補習學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第三十八號(三)一三二五
- 福島縣大沼郡本郷町立農業徒勞學校ノ廢止認可 (告)文部第四十六號(三) 五八八
- 福島縣若松市立會津漆器徒勞學校ノ廢止認可 (告)文部第六十八號(三) 五九二
- 青森縣町立八月實業補習學校ノ組織變更及開校認可 (告)文部第七十六號(五)一〇三三
- 青森縣村立淺水産補習學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第七十一號(六)一六四三
- 山形縣西田川郡立庄内染織學校ノ改稱設置 (告)文部第四十三號(三) 五八七
- 秋田縣立秋田工業學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十七號(三) 二三八
- 福井縣立福井中學校大野分校ノ獨立改稱及開校認可 (告)文部第十七號(二) 一三
- 福井縣立福井中學校大野分校ノ獨立延期ノ件認可 (告)文部第五十五號(三) 五九〇

○岡山縣私立玫瑰高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十六號(四) 七三七
 ○岡山縣私立金川中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第八十九號(四) 七四〇
 ○岡山縣私立開谷中學校ノ改稱認可 (告)文部第五十九號(八) 一四八四
 ○岡山縣私立中學開谷農ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二百八號(三) 三〇七三
 ○山口縣立三田尻高等女學校ノ開校延期認可 (告)文部第三百十號(六) 二二二三
 ○和歌山縣立農林學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百七號(三) 三〇七二
 ○德島縣立工業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百二十四號(五) 二〇三三
 ○德島縣立農業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四百十八號(六) 二二二八
 ○愛媛縣立宇和島中學校大洲分校ノ獨立改稱及開校認可 (告)文部第八號(二) 一〇
 ○愛媛縣私立北環中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第九十號(二) 二八六三
 ○高知縣私立土佐高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第四十七號(三) 五八八
 ○福岡縣企救郡立農學校ノ開校延期認可 (告)文部第三百三號(四) 七四三
 ○福岡縣鞍手郡立農學校ノ開校延期認可 (告)文部第四百號(四) 七四三

○佐賀縣私立第五佛初中學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第五百五號(四) 七四三
 ○熊本縣私立熊本醫學校ノ改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (告)文部第二十五號(三) 二八一
 ○熊本縣私立熊本醫專門學校ニ對スル徵兵令ニ依ル認定效力ノ件 (告)文部第十二號(五) 二〇〇七
 ○宮崎縣宮崎郡立職業學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十六號(三) 三〇六八
 ○鹿兒島縣鹿毛郡立種子島農林學校ノ設置開校認可 (告)文部第七十七號(四) 七三七
 ○鹿兒島縣立大島農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十九號(四) 七三八
 ○鹿兒島縣村立高山女子實業補習學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第六十一號(八) 一四八五

○海軍生徒學生手當金規則、海軍在外國學生學費金規則及明治三十二年勅令第二號(海軍生徒學生及下士卒等ノ死亡者埋葬料ニ關スル件)廢止 (勅)第六號(二) 一三
 ○海軍生徒學生手當金支給細則及在外國學生學費金支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五
 ○海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則中改正削除 (省)海軍第六號(三) 三三
 ○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生規則書式中改正 (省)海軍第九號(三) 七三

○海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書、狀書式中改正追加 (達)海軍第七號(二) 一二
 ○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式中改正 (達)海軍第七十九號(四) 二七二
 ○選信省所管商船學校學生海軍兵籍ニ編入ノ件 (勅)第九十二號(六) 二三四
 ○海軍兵籍ニ在ル商船學校ノ航海科及機關科學生ヲ海軍生徒ニ準シ教育本部ノ所管トス (省)海軍第十四號(二) 二九九
 ○商船學校學生ノ身分ニ關スル件 (達)海軍第二百二號(六) 三〇六
 ○學生生徒身檢査規程中改正削除 (省)文部第十八號(九) 二六七

○二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルノ件ヲ定メ農業、商業、商船及水産各學校規程中削除 (省)文部第七號(三) 七五
 ○海軍在外國學生學費金規則廢止 (勅)第六號(二) 一三
 ○在外國學生學費金支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五

○小學校唱歌教科用圖書ノ樂譜ニ關スル件 (告)文部第八十七號(二) 二八九

○在地方者軍官職ニ差出スヘキ賀表書式 (達)宮内乙第一號(三) 四四五

○下士卒

- 下士卒家族救助令 (勅)第九十四號(四) 一四四
- 下士卒家族救助令施行規則 (省)內務第三號(四) 一〇七
- 下士卒家族救助令施行規則中追加 (省)內務第七號(五) 一四三
- 下士卒家族救助令施行期日 (省)內務第四號(四) 一〇七
- 陸軍服制中改正追加明治二十三年勅令第七十三號(陸軍後備各兵隊下士卒卒被服記號ノ件)廢止 (勅)第三十號(三) 六九
- 陸軍後備各兵隊下士卒卒被服記號ノ件 (省)陸軍第二十五號(三) 三三五
- 陸軍經理部士官及下士卒特別補充ノ件 (勅)第九十號(四) 一六三
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル後備役後備兵科士官准士官下士卒上等兵補充ノ件 (勅)第三百四號(四) 一八三
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル後備役後備兵科士官戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル後備役後備兵科士官准士官下士卒上等兵補充ノ件 (達)陸軍第八十四號(四) 二五六
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル後備役後備兵科士官准士官下士卒上等兵補充ノ件 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四
- 經理部士官及後備役後備兵下士卒補充ニ關スル件 (勅)第二百一號(九) 二九三

○ 經理部士官及隊備後備役兵下士補充ノ件 (達)陸軍第百三十七號(九) 四一〇	○ 戰地ニ在ル經理部長及軍醫部長各其所管當該部下士 ヲ所管外ニ轉セシムルノ件 (達)陸軍第百五十九號(二) 四三五
○ 下士上等兵看護手ノ缺員補充ノ件 (達)陸軍第百八十二號(四) 二九五	○ 高等工懸ニ關シ特種ノ技能ヲ有スル將校同相當部下 士兵卒取替力ノ件 (達)陸軍第百六十八號(二) 四三八
○ 明治三十七年勅令第九十五號(屯田兵條例ニ依リ服 役志願ノ下士ニ關スル件)廢止 (勅)第百二號(九) 二九二	○ 陸軍下士勅功章附與規則 (達)陸軍第四十七號(三) 一八三
○ 屯田兵下士兵卒タリシ者ノ服役ニ關スル件 (勅)第百三號(九) 二九三	○ 各隊ニ於テ附與シ得ヘキ勅功章ノ員數 (達)陸軍第四十八號(三) 一八四
○ 陸軍兵卒進級規則中改正追加 (達)陸軍第百四十三號(九) 四一六	○ 陸軍衛生部下士候補者教育規則ヲ定メ陸軍衛生部下 士候補者教育令ヲ廢ス (達)陸軍第三十七號(三) 六七
○ 陸軍現役後備役後備後將校以下下士卒並補充兵服 役延期ノ件 (省)陸軍第五號(三) 二五	○ 陸軍下士以下用背嚢及工兵用具神裝改正 (達)陸軍第八號(三) 二六
○ 營內居住下士以下附鄉用被服貸與及返納手續 (省)陸軍第二十七號(二〇) 二八一	○ 營外居住ノ職ニ在ル下士ヲ營內居住ノ職ニ轉セシメ サル件 (達)陸軍第百十三號(六) 二九九
○ 戰時編制ノ部隊及編成命令ニ依リ成立シタル部隊ノ 下士以下被服ノ調辦補給手續 (達)陸軍第百四十六號(三) 一八三	○ 十五年以上隊附服務ノ下士ニ地方幼年學校特待生ニ 關スル證明書交付ノ件 (達)陸軍第百一十一號(六) 二九九
○ 戰時編制臨時編制ノ部隊ニ關スル下士増給給與規則 (達)陸軍第百三十八號(九) 四一〇	○ 海軍下士卒手當金規則及明治三十二年勅令第二號 (海軍生徒學生及下士卒等ノ死亡者埋葬料ニ關スル 件)廢止 (勅)第六號(二) 一三
○ 內地ニ限リ陸軍下士卒卒及陸生徒ニ被服ヲ代用ト シテ略衣袴ヲ著裝セシムル其式 (達)陸軍第百四十七號(九) 四一八	○ 海軍准士官以上現役繼續下士卒服役延期 (省)海軍第二號(二) 一五
○ 内地屯在ノ各部隊上等兵以下ニ略衣袴貸與及其被服 (達)陸軍第百二十三號(七) 三二〇	○ 海軍隊備後備役准士官以上及下士卒服役延期 (省)海軍第三號(三) 三
○ 内地ニ在ル下士卒卒及生徒ノ被服及其著裝被服製方 ヲ定メ内地屯在ノ各部隊上等兵以下ニ略衣袴貸與及 其被服ノ件外一件ヲ廢ス (達)陸軍第百四十八號(九) 四一八	○ 海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則中改正削除 (省)海軍第六號(三) 三
	○ 海軍准士官下士任用選級取扱規則中追加 (達)海軍第五十五號(三) 三三七

○ 海軍下士卒手當金支給細則及海軍下士卒給與規則 廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五	○ 下士卒家族救助令 (勅)第九十四號(四) 一四四
○ 海軍下士卒普行軍行狀條例施行細則中改正 (達)海軍第七十七號(四) 二七〇	○ 下士卒家族救助令施行規則 (省)內務第三號(四) 一〇七
○ 下士教員資格ニ關スル規定中改正 (達)海軍第八十號(四) 二七二	○ 下士卒家族救助令施行期日 (省)內務第七號(五) 一四三
○ 海軍隊備後下士卒及佐世保留守府ニ於ケル後備役水 兵充員召集ノ件 (告)海軍總務府第二十二號(三) 五四四	○ 下士卒卒ノ家族救助上必要事項通報方 (達)陸軍第八十五號(四) 二五七
○ 海軍隊備後下士卒及佐世保留守府ニ於ケル後備役水 兵充員召集ノ件 (告)海軍總務府第二十二號(三) 五四四	○ 海軍志願兵及其家族ニ異動アリタルトシ海軍經理部 ニ報告ノ件 (省)海軍第四號(三) 三
○ 海軍特設船艇乘員ノ航海加俸ニ關スル件 (勅)第七十九號(三) 二一九	○ 海軍志願兵家族扶助金支給規則廢止 (省)海軍第五號(三) 三
○ 明治三十八年勅令第五十一號(海軍文官航海加俸給 與ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 一三	○ 渡良瀬川沿岸地方特別地價修正 (法)第十六號(四) 四五
○ 海軍軍人俸給加俸支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五	○ 信濃川河口築堤工事竣工 (告)內務第十一號(三) 二四九
○ 東京帝國大學農科大學附屬經濟演習林在勤職員加俸 支給ノ件 (勅)第三十五號(三) 八二	○ 筑後川改修工事終了 (告)內務第三十七號(五) 九六六
○ 皇族職員中他官ヨリ兼任セシムル寮扶ヲ定員外ト爲 スノ件 (達)宮内第一號(二) 一	○ 安倍川筋ニ河川法施行 (告)內務第四十一號(六) 一〇九九

○ 皇族職員中他官ヨリ兼任セシムル寮扶ヲ定員外ト爲 スノ件 (達)宮内第一號(二) 一	○ 大不列顛國民地ホシヂニシテ及サイブラス價特表記 借書及箱物交換約定ニ加盟 (告)通借第五十四號(二) 三三〇
	○ 大不列顛國民地バルバドス價特表記借書及箱物交換 約定ニ加盟 (告)通借第四百十六號(也)二六七二
	○ 價格表記借書及箱物ヲ交換シ得ル國名並價特表記 項通算中追加 (告)通借第五十五號(二) 三三〇

明治三十七年 索引 力 (加俸) (家族) (河川) (價格表記)
八七

○價格表記借書及箱物ヲ交換シ得ル國名並規定事項摘要中追加 (告) 遞信第三百八十二號(八) 二五九九

○價格表記借書及箱物ヲ交換シ得ル國名並規定事項摘要中追加 (告) 遞信第四百十七號(九) 二六七一

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第五十六號(一) 二二〇〇

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第三百三十一號(三) 五三三

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第七十七號(三) 六七四

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第二百五十二號(四) 六六八

○外國宛價格表記借書及箱物ノ郵便料及價格表記料ヲ定メ明治三十五年告示第五百八十一號(同件)ヲ廢ス (告) 遞信第三百四號(六) 二二八八

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第三百十一號(六) 二一九九

○外國宛價格表記郵便料金表中改正追加 (告) 遞信第三百五十五號(七) 二四四四

○外國宛價格表記郵便料金表中改正 (告) 遞信第三百五十五號(七) 二四四七

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第三百八十一號(八) 二五八九

○外國宛價格表記郵便料金表中改正 (告) 遞信第四百五號(九) 二六六六

○外國宛價格表記郵便料金表中追加 (告) 遞信第四百四十一號(一〇) 二八五〇

〔為替〕

○日本帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ締結セル郵便為替交換ニ關スル追加定約 (勅) 六月十五日(六) 三三〇

○日本帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ締結セル郵便為替交換ニ關スル追加定約 (勅) 九月二十一日(九) 二五九八

○帝國ト加那大領トノ間ニ締結セル郵便為替交換ニ關スル追加定約 (勅) 十一月二十五日(一) 三三三

○軍事郵便為替貯金規則 (省) 遞信第七號(一) 五〇〇

○俘虜郵便為替規則 (省) 遞信第十四號(三) 八〇

○郵便為替規則第四十一條中追加 (省) 遞信第三十三號(四) 一四一

○郵便為替規則第三條中追加 (省) 遞信第四十三號(六) 二〇一一

○外國郵便為替規則第七條中追加 (省) 遞信第二十六號(三) 一〇三三

○外國郵便為替規則第七條中改正 (省) 遞信第二十七號(三) 一〇三四

○外國郵便為替規則第七條中改正 (省) 遞信第四十四號(六) 二〇一一

○外國郵便為替規則第九條中追加 (省) 遞信第五十三號(八) 二四二二

○在濟南牛莊郵便局提出通幣為替證書一枚ノ金額ニ付ク制限ヲ附セス (省) 遞信第六十二號(九) 二七五五

○臺灣島内ニ於テ提出ス郵便為替及同拂戻ノ金額制限 (省) 遞信第四號(三) 三

○郵便受取所ニ於テ電信為替事務ヲ取扱ハシム (告) 遞信二百六十號(四) 九七六

○明治三十五年告示第九十四號(郵便為替金ノ居室拂取扱局ノ件)中追加 (告) 遞信第三百二十二號(六) 二四八八

○明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件)中改正 (告) 遞信第三百三十一號(三) 五三四

○明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件)中追加 (告) 遞信第二百三十一號(三) 六九六

○特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍屬ノ提出ス通常為替ニ對シ料金ヲ徵收セス (省) 遞信第三十七號(五) 一八五

○在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常為替ヲ取扱開始 (告) 遞信第二百八十二號(五) 二〇八八

○在韓國鎮南浦郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常為替ヲ取扱開始 (告) 遞信第二百九十三號(五) 二〇九二

○在韓國平壤郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常為替ヲ取扱開始 (告) 遞信第二百九十五號(五) 二〇九三

○在韓國元山郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常為替ヲ取扱開始 (告) 遞信第三百三十六號(七) 二四三七

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二十七號(一) 二二三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第四十四號(二) 二三八

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正追加 (告) 遞信第七十五號(三) 五二六

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第七十六號(三) 五二六

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第七十七號(三) 五二六

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第九十八號(三) 六三七

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第九十九號(三) 六三七

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十二號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十三號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十四號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十五號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十六號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十七號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十八號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百八十九號(三) 六八三

○本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百九十號(三) 六八三

- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百九十一號(五)一〇九一
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百九十二號(五)一〇九二
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百十三號(六)二二〇〇
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百五十六號(七)二四四七
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百五十八號(七)二四四七
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 通債第三百八十九號(八)二五九三
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百十五號(九)二六七〇
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百五十一號(一〇)二八五四
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百五十五號(一〇)二八五七
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百六十五號(一一)二九〇八
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百八十四號(一二)三〇〇五
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第四百八十六號(一二)三〇一〇
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 通債第五百二十二號(一三)三三三六
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第四百四號(一)二二〇七
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二十號(一)二二二
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三十九號(一)二二六
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第六十號(一)二三二
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第七十三號(一)二三五
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第九十號(一)二四〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第一百十號(一)二四三
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第一百二十七號(一)二五〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第一百四十四號(一)二六〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第一百五十九號(一)二六七〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第一百八十七號(一)二六七九

- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百五十五號(三) 六八五
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百三十六號(三) 六九七
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百五十一號(四) 九七七
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百五十九號(四) 九七五
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百六十四號(四) 九七七
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百六十九號(四) 九八二
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百七十八號(五) 一〇八六
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百八十三號(五) 一〇八八
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百八十九號(五) 一〇九〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百九十四號(五) 一〇九三
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第二百九十七號(五) 一〇九四
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百一號(六) 二六八
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百六十六號(六) 二九八
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百十五號(六) 三〇一
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百二十三號(六) 三〇八
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百三十三號(七) 三四三
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百三十七號(七) 三四七
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百四十四號(七) 三四〇
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百五十一號(七) 三四五
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百六十三號(八) 三五八
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百七十一號(八) 三六四
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百七十五號(八) 三六六
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百八十三號(八) 三六九
- 外國為替金ノ換算ニ適用ス (告) 通債第三百九十一號(八) 三九四

- 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百三號九二六六五
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百八號九二六六七
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百九號九二六六八
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百十九號九二六七四
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百二十九號九二八四五
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百三十七號九二八四八
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百四十五號九二八五一
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百五十號九二八五三
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百五十九號九二八九九
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百六十四號九二九〇七
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百七十二號九三〇〇〇
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百七十八號九三〇〇三
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百八十五號九三〇〇五
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百九十一號九三〇一〇
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第四百九十七號九三〇一三
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第五百二十二號九三〇一四
 - 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第五百三十六號九三〇一八
- [貸下買上]
- 札幌農學校ノ資金ニ關スル北海道土地貸下規程中改正追加 (告) 文部第九十七號四七四一
 - 交付金及補償金、買上金ノ給付ニ關スル規程 (省) 大藏第二十五號六二八九
 - 交付金補償金及買上金トシテ給付スルタメ發行スル國庫債券ノ利率ニ關スル件 (省) 大藏第三十號六二八九
 - 煙草專賣法ニ依リ物件申告賣上請求ニ關スル件 (省) 大藏第十六號五二四五
- [免]
- 北海道色丹郡及花咲郡ニ於テ虎ノ捕獲禁止ノ件 (告) 農商務第七十一號六二六三
- 目ノ部
- [豫算]
- 明治三十七年度ニ於テ前年度豫算施行 (勅) 第十六號三二六六

- 明治三十七年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月三十日三三一
 - 明治三十七年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月三十日三三三
 - 臨時軍費豫算 (豫) 三月三十日三三一
 - 明治三十七年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅) 第三百二號四二五三
 - 仕拂豫算ヲ以テ仕拂ヲ委任シタル臨時事件費支辨ニ關スル仕拂命令濟順報告書式 (勅) 大藏第二十二號四九二
 - 專賣局作業豫算經理規程中改正追加 (勅) 大藏第三十三號六二二二
 - 陸軍省所管豫算事務順序中改正追加 (逓) 陸軍第四十號三二七〇
- [豫備]
- 明治三十七年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅) 第三百二號四二五三
 - 明治三十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル陸海軍監獄看守ニ休職ヲ命スル件) 改正 (勅) 第三百二十三號四二七三
 - 明治三十七年勅令第五百五十一號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル陸海軍監獄看守ニ休職ヲ命スル件) 改正 (勅) 第三百二十一號四二七一
 - 明治三十七年勅令第五百五十二號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル貴族院衆議院守衛ニ休職ヲ命スル件) 改正 (勅) 第三百二十二號四二七二
- 戦時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役隊兵科士官准士官下士上等兵補充ノ件 (勅) 第三百三十四號四二八二
 - 豫備後備役隊陸軍經理部下士補充ニ關スル手續 (逓) 陸軍第八十四號四二八六
 - 戦時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役隊兵科士官准士官下士上等兵補充ノ件 (逓) 陸軍第九十一號四二八四
 - 經理部下士官及豫備後備役隊兵科士官補充ニ關スル件 (勅) 第三百一號五二九二
 - 經理部下士官及豫備後備役隊兵科士官補充ノ件 (逓) 陸軍第三百三十七號五二九〇
 - 陸軍豫備役見習醫官、同藥劑官、同獸醫官、同獸醫官ニ任スルノ件 (勅) 第三百三十五號五二九三
 - 陸軍現役豫備役、後備役將校以下下士卒並補充兵服役延期ノ件 (省) 陸軍第五號五二二二
 - 豫備後備若ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官タル者召集ニ應ジ奉職官職ヨリ備給ノ補給ヲ受クル者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治三十七年度豫算施行ニ關スル件 (逓) 陸軍第九十三號五二六八
 - 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件 (逓) 陸軍第三十六號五二四〇
 - 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第五號五二六二
 - 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第十號五二五九
 - 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第二十三號五二七六
 - 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第二十八號五二七〇
 - 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第三十二號五二七四

○ 海軍豫備員條例 (勅)第百七十九號(六) 三三七	○ 海軍豫備員條例施行細則 (省)海軍第十二號(七) 三三一	○ 海軍豫備員志願者體格檢査出願ノ件 (省)海軍第十三號(二) 二八五	○ 海軍豫備員教習ニ關スル件 (達)海軍第百十五號(七) 三三四	○ 海軍豫備員條例ニ依ル商船學校以テ可ニ關スル件 (告)海軍第二十四號(五) 二六六	○ 戰役ノタメ召集セラレタル海軍豫備員後備役軍人ノ任用進級ニ關スル件 (勅)第百五十五號(九) 二九四	○ 戰役ノタメ召集シタル海軍豫備員後備役軍人進級ノ件 (達)海軍第百二十二號(九) 四三三	○ 海軍豫備員後備役准士官以上及下士官服役延期ノ件 (省)海軍第三號(三) 三三	○ 明治三十七年達第百九號(豫備員後備役召集ノ際身體檢査其他醫務ニ關スル件)廢止 (達)海軍第十號(二) 一五	○ 文官及文官待遇者タル海軍豫備員後備役軍人及歸休兵ニシテ召集中奉職官衙ヨリ俸給ノ補給ヲ受クヘキ者證明通報方 (達)海軍第八十四號(四) 二七四	○ 文官及文官待遇者タル海軍豫備員後備役軍人及歸休兵ニシテ召集中奉職官衙ヨリ俸給ノ補給ヲ受クヘキ者證明通報方中改正 (達)海軍第九十四號(六) 三〇三	○ 海軍豫備員後備役將校以下准士官一部充員召集ノ件 (告)海軍總督府第二十一號(三) 五四三	○ 海軍豫備員後備役下士官及佐世保鎮守府ニ於ケル後備役水兵充員召集ノ件 (告)海軍總督府第三十二號(三) 五四四	○ 海軍豫備員後備役下士官及佐世保鎮守府ニ於ケル後備役水兵充員召集ノ件 (告)海軍總督府第三十二號(三) 五四四	○ 海軍豫備員後備役下士官及佐世保鎮守府ニ於ケル後備役水兵充員召集ノ件 (告)海軍總督府第三十二號(三) 五四四
-------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

○ 明治三十七年法律第十七號ヲ廢止ニ施行ス (勅)第百四十七號(五) 一九二	○ 非常特別稅法中砂糖酒精稅輸入稅 毛織物及石油消費稅ニ關スル規定ヲ廢止ニ施行ス (勅)第九十三號(四) 一四四	○ 海軍治罪法ヲ廢止ニ施行ス (勅)第二十四號(三) 六五	○ 海軍軍人軍屬送醫處分例ヲ廢止ニ施行ス (勅)第百九十七號(五) 二八九	○ 臺灣總督府官制中改正追加 (勅)第百二十三號(四) 一七三	○ 臺灣總督府鐵道部官制第二號中改正 (勅)第五號(一) 一三	○ 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正追加 (勅)第十三號(三) 五三	○ 臺灣總督府地方官官制中改正追加 (勅)第百二十八號(一〇) 三〇七	○ 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第百二十四號(四) 一七三	○ 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第百十九號(一〇) 三〇七	○ 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正追加 (勅)第百九十四號(八) 二八四	○ 臺灣總督府警察官制服中追加 (勅)第百二十號(一〇) 三〇八	○ 臺灣總督府稅務官特別任用ノ件 (勅)第百二十五號(四) 一七四	○ 臺灣總督府醫務特別任用令 (勅)第百二十一號(一〇) 三〇九	○ 東京帝國大學農科大學附屬臺灣演習林在勤職員加俸支給ノ件 (勅)第百三十五號(三) 八三	○ 臺灣公學校令第九條中刪除 (勅)第百十七號(四) 一六八	○ 臺灣總督府又ハ北海道鐵道部官吏補闕ノ件 (勅)第百三十五號(五) 一八三	○ 明治三十六年勅令第百五十二號(臺灣居住者及韓國在留者ノ徵兵身體檢査ニ關スル件)第十條改正 (勅)第一號(一) 一	○ 明治三十六年勅令第百八十九號(臺灣ニ居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件)中改正 (勅)第百三十八號(三) 三二七	○ 臺灣總督府官制中改正追加 (省)陸軍第二號(二) 四	○ 赴任及歸郷者臺灣總督府及清國派遣者ニ係ル旅費支給方 (達)陸軍第五十號(三) 一八六	○ 臺灣在鄉陸軍軍人戰時召集規程中改正追加 (達)陸軍第七十八號(二) 一〇九	○ 臺灣島及澎湖島駐紮陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸軍第五十六號(三) 一九二	○ 臺灣島及澎湖島駐紮陸軍部隊給與規則第二十條中刪除 (達)陸軍第百五十四號(一〇) 四三〇
-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------------------------------

○ 臺灣島及澎湖島駐在陸軍軍人軍屬給與規則廢止 (勅)第六號(二)	○ 明治三十五年府令第五十號(臨時臺灣土地調查局南出所設置)廢止 (臺府)第二十五號(三)
○ 臺灣島及澎湖島駐在陸軍軍人軍屬給與規則施行細則廢止 (達)海軍第三十一號(三)	○ 臺灣總督府地方法院及出張所名稱位置管轄區域改正 (臺府)第二十八號(四)
○ 臺灣銀行券發行ニ關スル件 (律)第八號(六)	○ 臺灣阿片令施行規則中改正 (臺府)第三十九號(四)
○ 臺灣地租規則制定從前ノ同規則外五件廢止 (律)第十二號(二)	○ 臺灣阿片令施行規則中改正追加 (臺府)第七十一號(二)
○ 臺灣地租規則施行規則制定明治三十四年府令第十八號(土地徵收ニ登録シタル土地ノ業主、典主又ハ買取人異動ノトキ届出ノ件)廢止 (臺府)第八十八號(三)	○ 臺灣鹽田規則施行規則改正 (臺府)第四十號(四)
○ 臺灣地租規則ハ姑ラク澎湖縣及臺東廳ニ施行セズ (臺府)第八十號(二)	○ 臺灣總督府鐵道部運輸規程中追加 (臺府)第四十一號(四)
○ 臺灣地方稅規則第四條中改正 (律)第十三號(二)	○ 臺灣福災救助基金規則施行規則第七條中追加 (臺府)第六十一號(八)
○ 臺灣内地間往復船舶取積規則中追加 (臺府)第三號(三)	○ 臺灣野報信號標規則第四條中追加 (臺府)第六十二號(九)
○ 臺灣島内ニ於テ掘出スル郵便爲替及同拂戻ノ金額制限ノ件 (臺府)第四號(三)	○ 臺灣土地收用規則施行地ノ件 (臺府)第七十三號(二)
○ 臺灣國防用防禦營造物區域取積規則施行規則中改正追加 (臺府)第八號(三)	○ 臺灣警察官與規程第一條中改正 (臺府)第七十六號(二)
○ 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (臺府)第十一號(三)	○ 臺灣總督府法院執達規則施行規則中改正 (臺府)第七十七號(二)
○ 臺灣公共場所規則施行規則改正 (臺府)第十三號(三)	○ 臺灣地方稅規則施行規則第四條中改正 (臺府)第八十一號(二)
○ 臺灣地籍規則施行地ノ件 (臺府)第十四號(三)	○ 臺灣電話交換規則制定從前ノ同規則廢止 (臺府)第八十二號(二)
○ 臺灣總督府民政部學務課出版圖書携下規程第一條中追加 (臺府)第二十二號(三)	○ 臺灣電話呼出規程 (臺府)第八十三號(二)

○ 臺灣電話呼出規程ノ呼出地域 (告)臺灣總督府第四百十五號(二)三〇三九	○ 毛織物消費稅ニ關スル彙帳、檢査額、査定簿及現況報告書格式 (訓)大藏第二十一號(四)
○ 臺灣特設電話加入規則 (臺府)第八十四號(二)	○ 稅務統計彙帳格式中改正追加 (訓)大藏第三十四號(六)
○ 臺灣電話交換規則及電話呼出規程ノ料金額ヲ定メ明治三十三年府令第三十八號(同件)ヲ廢ス (臺府)第八十五號(二)	○ 稅務統計彙帳原本提出期限表中追加 (訓)大藏第三十五號(六)
○ 臺灣特設電話加入規則ノ料金額 (臺府)第八十六號(二)	○ 臺灣地租規則施行規則制定明治三十四年府令第十八號(土地徵收ニ登録シタル土地ノ業主、典主又ハ買取人異動ノトキ届出ノ件)廢止 (臺府)第八十八號(三)
○ 臺灣關稅規則ニ依ル關稅道路ノ件 (臺府)第九十號(三)	○ 大租權補償金彙帳公示ノ件 (告)臺灣總督府第八十八號(六)
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則第二條中改正 (臺府)第九十三號(三)	○ 大本營ヲ宮中ニ置カル 二月十一日(三)
○ 臺灣島及澎湖列島清野點檢點火停止ノ件 (告)臺灣總督府第三十七號(三)	○ 大本營ニ於ケル人事取扱規則 (達)陸軍第三十號(三)
○ 臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第七號(三)	○ 大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則廢止 (達)陸軍第二十七號(三)
○ 明治三十二年告示第三百六十八號(長崎上海間海底電信線經過臺灣省電報料ノ件)中改正 (告)逓信第四百十三號(五)二六七〇	○ 大本營ニ隸屬スル陸海軍將校同相當官及高等文官人事取扱規則廢止 (達)海軍第二十五號(三)
○ 臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第七號(三)	
○ 土地彙帳規則第四條中改正 (勅)第百七號(四)	○ 京都帝國大學官制中改正 (勅)第百四十一號(五)
○ 土地彙帳規則施行細則中改正 (省)大藏第六號(三)	○ 京都帝國大學法科大學醫科大學及理工科大學講座ノ件中改正追加 (勅)第百五十一號(五)
○ 土地彙帳施行細則中刪除 (省)大藏第八號(四)	○ 京都帝國大學理工科大學ノ數學科、物理學科及純正化學科ノ理學科ト改稱ス (省)文部第十七號(八)
○ 土地彙帳格式中刪除 (訓)大藏第十五號(四)	

○東京帝國大學農科大學附屬澁澤實林在勤職員加給支給ノ件 (勅)第三十五號(三) 八三	○大租名簿帳公示ノ件 (告)澁澤總督府第八號(八)二六〇四
○斗六廳管内官有森林ノ一部ヲ東京帝國大學農科大學澁澤實林ト爲スノ件 (告)澁澤總督府第四十二號(二)三〇三八	○大租名簿帳公示ノ件 (告)澁澤總督府第十七號(三) 五五三
○東京帝國大學ニ臨幸御沙汰ヲ賜リタルニ付テ教育ニ關係アル者獎勵ノ件 (訓)文部第六號(七) 一四四	○委任仕師命令官代理規程表中追加 (達)海軍第一號(六) 三〇六
○東京帝國大學農科大學農學實科、林學實科、獸醫學實科ヲ文官任用令ニ使リ認定 (告)文部第七十號(九)二六四三	○特許代理業者組合規則 (省)民務第四號(四) 一五五
○高等學校大學課程入學者選抜試驗規程中改正追加 (告)文部第十六號(二) 一一三	○代表 ○煙草賣場、藥劑賣場、煙草製造所民事訴訟ニ付 申國ヲ代表ス (省)大藏第二十七號(六) 一五三
○高等學校大學課程入學者選抜試驗規程中改正刪除 (告)文部第十九號(五)二〇〇九	○代金引換 ○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第一號(二) 二〇七
○大租權整理ニ關スル件 (律)第六號(五) 二	○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第七十六號(三) 六七四
○大租權整理ニ關スル件中改正 (律)第十一號(二) 一九	○外國代金引換留郵便物交換國名表中改正 (告)逓信第九十九號(三) 六八三
○明治三十七年律令第六號施行規則 (憲)府第五十一號(六) 七七	○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第二百八十五號(五)二〇八九
○明治三十六年律令第九號施行規則第十三條改正 (憲)府第四十八號(五) 六七	○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第三百十號(六)二一九九
○大租權調查委員會規程 (憲)府第二十號(三) 二	
○大租權補償金算定率 (憲)府第五十二號(七) 八五	
○大租權ニ關スル申請ノ決定公示ノ件 (告)澁澤總督府第七號(八)二六〇四	

○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第三百五十三號(七)二四四六	○戰時又ハ事變ニ際シ軍人軍屬ニ貸與ス(半防衛服)ノ貸與交付及返納力 (達)陸軍第十七號(三) 三四
○外國代金引換留郵便物交換國名表中追加 (告)逓信第四百二十六號(九)二六七六	○軍人軍屬所製ノ特種被服貸與交付及返納力等ヲ定メ 明治三十七年陸軍第十七號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十七號(五) 二八〇
○吳全城郵便取扱所代金引換郵便物、交付事務取扱開始 (告)澁澤總督府第三十五號(一)二〇〇九	○内地也在ノ各部隊上級兵以下ニ時表被服貸與及其徵收 (達)陸軍第二百二十三號(七) 三三〇
○澁澤小學校又ハ澁澤公學校ノ教諭失職及退官ノ件 (勅)第三百二十號(四) 一七一	○内地也在ノ下士兵卒及生徒ノ被服及其著裝並靴履方 ヲ定メ内地也在ノ各部隊上等兵以下ニ時表被服貸與及其徵收ノ件外一件ヲ廢ス (達)陸軍第四百十八號(九) 四一八
○陸軍退役將校同相當官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件 (勅)第二百二十三號(一〇) 三三〇	○郵便私書函貸與規程第四條中追加 (告)逓信第四百三十二號(二〇)二八四七
○陸軍退役將校同相當官及准士官後備服役志願規程 (省)陸軍第二十六號(一〇) 二六一	○沖繩縣酒稅租延納法 (法)第十三號(四) 二九
○退役生計ニシテ陸軍主計ノ職務ヲ執ラシムルノ件 (達)陸軍第十九號(七) 三二八	○陸軍學校規程改正明治三十七年省令第二十六號(陸軍學校ニ關スル件)ヲ廢止 (省)文部第八號(三) 七六
○公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十號(三) 三三〇	○體刑 ○體刑囚人處遇規則 (憲)府第五十五號(七) 八八
○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十一號(三) 三三三	○待遇 ○戰時又ハ事變ニ際シ官吏ニ非スシテ陸軍ノ事務ニ從事スル者ノ待遇ノ件 (勅)第二十三號(三) 六五
○藩廳ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (憲)府第十一號(三) 七	○戰時又ハ事變ニ際シ官吏ニ非スシテ海軍ノ事務ニ從事スル者ノ待遇ノ件 (勅)第五十一號(三) 九七
○貸與 ○警内居住下士以下隨需用被服貸與及返納手續 (省)陸軍第二十七號(一〇) 二八一	

○官吏ノ待遇ヲ受クル在職者ニシテ外國政府ニ聘用セラルタル者ニ關スル件	(勅)第二百三十七號(三) 三三六	○煙草專賣法施行細則制定兼煙草專賣法施行細則廢止	(省)大藏第十九號(五) 一六〇
○誕生		○煙草專賣法施行細則改正	(省)大藏第四十四號(三) 三〇四
○邦彦王妃殿下御分姫王女子御誕生	(告)宮内第十號(三) 五四七	○煙草專賣法ヲ施行セサル地方ニ關スル件	(勅)第三百三十三號(四) 一八一
○探礦		○煙草專賣法ノ施行ニ關シ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件	(勅)第三百六十四號(五) 三二四
○陸前國氣仙郡ヲ大藏省所屬金藏探礦區域ト爲ス	(省)農商務第二百二十三號(八) 一五四四	○煙草專賣法第四十條ニ依リ國稅徵收法ヲ準用スル場合同法施行規則準用ノ件	(勅)第三百六十九號(六) 二二八
○炭庫		○煙草專賣法ニ依リ國稅徵收法ノ規定ヲ準用スル場合ニ同法施行規則準用ノ件	(省)大藏第二十六號(六) 一九三
○明治二十五年勅令第七十四號(海軍ノ炭庫在防官吏俸給前金減方)廢止	(勅)第六號(二) 一三	○煙草專賣法ニ依リ物件中告並買上請求ニ關スル件	(省)大藏第十六號(五) 一四五
○船舶		○立人ノ負擔スヘキ費用徵收方	(省)大藏第三十二號(七) 二〇八
○明治三十六年通第六十六號(端舟通船並ニ傳馬船製造規定表)廢止	(達)海軍第八號(七) 三七一	○煙草專賣法ニ依リ發行ナル國庫債券取扱方準據ノ件	(省)大藏第四十號(二〇) 二七七
○建物		○煙草專賣法ニ依リ發行ナル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號	(告)大藏第六十五號(二) 二八七六
○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定	(告)內務第九號(三) 二三九	○煙草專賣法ニ依リ發行ナル國庫債券五種見本ノ件	(告)大藏第五十一號(二〇) 二六九六
○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定	(告)內務第五十七號(八) 二四六二	○煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號	(告)大藏第五十二號(二〇) 二六九六
○種牛、種付		○煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號	(告)大藏第六十五號(二) 二八七六
○種牛收揚種付規則	(省)農商務第二號(三) 三三		
○煙草專賣法	(法)第十四號(四) 二九		

○煙草專賣局官制制定兼專賣局官制廢止	(勅)第五百五十二號(五) 一九五	○煙草專賣局ニ於テ煙草ノ賣渡ヲ爲ストテ契約書等略ニ關スル件制定明治三十一年勅令第二十五號(同件)廢止	(勅)第六十三號(五) 三二三
○煙草專賣局官制改正	(勅)第二百二十七號(二) 三二三	○政府ノ工場外ニ於テ煙草ノ製造作業ヲ爲サシムルトテ願書契約ニ依ルコトヲ得ルノ件	(勅)第七十八號(六) 三二六
○煙草專賣局官制施行ノ際ニ於ケル專賣局副及專賣局技手ニ關スル件	(勅)第五百五十七號(五) 二〇六	○煙草賣揚規則ニ依ル煙草賣渡、引換及買戻ノ請求先	(省)大藏第十三號(四) 二二三
○臨時煙草製造準備局官制	(勅)第一百三十三號(四) 一六四	○煙草賣揚規則ニ依ル煙草賣渡、引換及買戻ノ請求先	(告)大藏第一號(七) 三六三
○臨時煙草製造準備局官制第七條中改正	(勅)第六十六號(六) 三二七	○煙草賣揚規則ニ依ル煙草賣渡、引換及買戻ノ請求先	(省)大藏第三十三號(八) 二四七
○煙草專賣局職員特別任用令改正追加	(勅)第二百三十一號(二) 三三〇	○煙草賣揚規則ニ依ル煙草賣渡、引換及買戻ノ請求先	(省)大藏第三十三號(八) 二四七
○煙草專賣局ニ於ケル臨時雇員使用ノ件	(勅)第五百五十八號(五) 二〇七	○臨時煙草製造準備局出張所名稱位置	(省)大藏第十一號(四) 一一一
○煙草專賣局見習員ニ關スル件制定明治三十年勅令第二百七十八號(同件)廢止	(勅)第六十一號(五) 三二〇	○臨時煙草製造準備局及出張所開闢	(告)大藏第四十六號(四) 七二〇
○臨時煙草製造準備局事務官任用ノ件	(勅)第二百二十七號(四) 一七九	○煙草專賣局職員特別任用令制定兼專賣局職員特別任用令廢止	(勅)第五百五十九號(五) 二〇七
○煙草專賣局煙草製造所職員ノ手當及年功加休ニ關スル件	(勅)第五百五十五號(五) 二〇五	○煙草製造所名稱及位置	(省)大藏第二十九號(六) 一九三
○煙草製造所ノ現業ニ従事スル判任官及雇員ノ勤地手當ニ關スル件	(勅)第七十號(六) 二一九	○煙草製造所分工場名稱位置	(省)大藏第四十三號(二) 二九六
○煙草製造所ニ要スル外國產煙草、器具機械其他材料購入ノ場合ニ於ケル隨意契約ニ關スル件制定明治三十二年勅令第二百二十一號(政府ニ於テ輸入ノタメニ葉煙草ヲ買入ルルトテ隨意契約ノ件)廢止	(勅)第十六號(四) 一六八	○京都煙草製造所伏見分工場設置	(省)大藏第三十七號(九) 二四七

○京都煙草製造所伏見分工場ヲ煙草專賣局分工場ニ改
 (省)大藏第四十二號(二) 二九六

○煙草專賣局作樂出入ノ納付種類ニ關スル件
 (省)大藏第二十一號(六) 一八七

○煙草專賣局官吏証票格式ヲ定メ明治三十二年省令第
 二十號(同件)ヲ廢ス
 (省)大藏第二十二號(六) 一八七

○煙草專賣局葉煙草收納所、煙草製造所民衆証票ニ付
 キ國ヲ代表ス
 (省)大藏第二十七號(六) 一九二

○明治三十八年煙草耕作規則 (省)大藏第四十五號(三) 三〇四

○交付金及補償金買上金ノ給付ニ關スル規則
 (省)大藏第二十五號(六) 一八九

○交付金補償金及買上金トシテ給付スルタメ發行スル
 國庫債券ノ利率ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四

○煙草專賣局ヨリ賣渡ヲ受ケタル製造煙草廠揚子明ニ
 關スル件 (省)府第五十六號(七) 八九

○臨時煙草製造所備用品出納順序
 (訓)大藏第二十六號(四) 九六

○煙草專賣法ニ依リ納付セシムヘキ金額ト交付スヘキ
 金額ト相殺ヲ爲ス場合取扱方 (訓)大藏第三十一號(六) 二二

○煙草專賣局所屬物品出納順序ヲ定メ葉煙草出納順序
 及葉煙草備用品出納順序ヲ廢ス (訓)大藏第三十七號(六) 二一九

○煙草製造所間ニ於テ職工長及職工ヲ召換スルトキ手
 當支給ノ件 (訓)大藏第三十九號(六) 二二二

○煙草專賣局作樂出入支辨規則ヲ定メ專賣局作樂
 費支辨規則ヲ廢ス (訓)大藏第四十九號(一〇) 二〇九

○煙草專賣代金ハ仕掛保險アル小切手ヲ以テ納付セシ
 ムルコトヲ得ルノ件 (訓)大藏第五十一號(三) 三三

○煙草製造所開關
 (省)大藏第六十四號(六) 二〇三

○東京第一煙草製造所移轉
 (省)大藏第七十七號(六) 二〇八

○東京第二煙草製造所移轉
 (省)大藏第八十二號(六) 二〇九

○鹿兒島煙草製造所移轉
 (省)大藏第八十三號(六) 二一〇

○大阪第一煙草製造所移轉
 (省)大藏第九十八號(七) 三六一

○製造煙草元價及煙草元賣額人ノ割引歩合
 (省)大藏第八十一號(六) 二〇九

○口付紙巻煙草「カメリヤ」ノ定價及煙草元賣額人ノ
 割引歩合 (省)大藏第九十六號(七) 二〇七

○輸入製造煙草ノ定價及煙草元賣額人並煙草小賣人ニ
 對スル賣渡價格 (省)大藏第九十號(七) 二〇九

○賦馬
 ○騎馬器具制式中改正 (達)陸軍第三百三十三號(八) 四〇三

○拿捕
 ○露西亞帝國商船拿捕免除ニ關スル件 (勅)第二十號(三) 六二

○俘虜及拿捕シタル船舶ノ乘員並之ニ準スヘキ者ノ給
 與ニ關スル件 (勅)第五十號(三) 六六

レノ部

○聯隊
 ○戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル聯隊區隊兵醫官、同僚兵
 副醫官ニ關スル件 (勅)第六十四號(三) 一〇九

〔練習〕

○明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船兩船學校
 所屬航海練習船及海底電線布設船乘組員ニ食料及
 航海日當支給ノ件)中追加 (勅)第七十四號(六) 二二三

○津洋漁業練習生規則改正 (省)農商務第九十二號(四) 七九九

○臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則第二條中改正
 (省)府第九十三號(二) 二五一

○海軍少軍醫候補生實務練習規則第四條中追加
 (達)海軍第五號(二) 三

○偵察練習生規則中改正 (達)海軍第七十八號(四) 二七一

○偵察練習生規則中改正ノ件中追加 (達)海軍第八十二號(四) 二七四

○海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書狀格式
 中改正追加 (達)海軍第七號(二) 一三

○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書狀
 中改正 (達)海軍第七十九號(四) 二七二

〔療養〕

○陸軍軍人軍醫附屬療養取扱規則改正
 (達)陸軍第七十號(三) 四四六

○陸軍入院患者ノ轉地療養所ニ於ケル取捨方
 (達)陸軍第一百八十八號(六) 三〇二

ソノ部

○内閣總理大臣ヲ御前ニ召サセラルルリタル勅問
 (省)内閣第一號(一〇)六七九

〔總督〕○臺灣總督府ハタノ部臺灣ノ項ニ載ス

○東京府成總督部條例 (勅)第二百二十八號(四) 一七六

○東京府成總督部ノ位置 (省)陸軍第十七號(五) 一〇〇三

〔委任〕

○明治三十二年勅令第二百二十八號(委任ト爲スコトヲ
 得ル諸官ニ關スル件)中改正 (勅)第五百五十四號(五) 二〇五

〔僧侶〕

○戰時又ハ事變ノ際ニ際シ師團長及兵站僧侶僧師ヲ戰地
 ニ伴行スルヲ得ルノ件 (達)陸軍第十六號(三) 三四

○戰時又ハ事變ニ際シ師團長及兵站僧侶僧師ヲ戰地
 ニ伴行スルヲ得ルノ件中追加 (達)陸軍第五十號(六) 二九六

〔相殺〕

○相殺金額取扱順序第二條中追加 (訓)大藏第二十八號(四) 九四

○煙草專賣法ニ依リ納付セシムヘキ金額ト交付スヘキ
 金額ト相殺ヲ爲ス場合取扱方 (訓)大藏第三十一號(六) 二二

〔掃除〕

○戰時掃除及戰死者埋葬規則 (達)陸軍第一百號(五) 二八七

〔訴訟訴訟〕

○團長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件
 (律)第三號(三) 五

○團長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル法律施行
 期日 (達)府第三十二號(四) 四三

○ 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件 (憲府)第三十三號(四) 四三	○ 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件施行細則 (憲府)第三十四號(四) 四三	○ 民事訴訟費用規則 (憲府)第三十五號(四) 四七	○ 郵便ニ依リ民事訴訟調停ニ關スル書類送達方 (憲府)第五十四號(七) 八八	○ 標章事實局、葉煙草收納所、煙草製造所民事訴訟ニ付手圖ヲ代表ス (省)大藏第二十七號(六) 一九三	○ 民事訴訟及非訟事件ニ付キ貼用セル印紙高報告方 (訓)司法第五號(六) 一三五	○ 根案地方裁判所管内帶廢區裁判所保存ノ訴訟記録類焼失ノ件 (告)司法第十八號(三) 一八三	[増修増給]	○ 工場ニ服務スル技手及技生海軍戰時給與規則ノ增修支給ニ關スル件 (達)海軍第十三號(二) 一六	○ 軍人軍屬ノ戰時増給及手當支給ニ關スル件 (達)陸軍第八十三號(四) 二五六	○ 戰時編制臨時編制ノ部隊ニ關スル下士増給給與規程 (達)陸軍第三百十八號(九) 四一〇	○ 在外國郵便局長ニ臨時手當増給ノ件 (勅)第百十二號(四) 一六四	[租税]	○ 非常特別税法 (法)第三號(四) 三	○ 非常特別税法施行規則 (勅)第八十五號(四) 一三三	○ 非常特別税法ニ依リ輸入税ヲ増徴ス(キ物品ノ從價税目) (勅)第九十號(四) 一四二	○ 非常特別税法中砂糖消費税輸入税、毛織物及石油消費税ニ關スル規定ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第九十三號(四) 一四四	○ 地租徵收ニ關スル件 (法)第十二號(四) 二七	○ 沖繩縣納稅者租額延納法 (法)第十三號(四) 二九	○ 間接國稅犯則者處分法中改正 (法)第十一號(四) 二六	○ 間接國稅犯則者處分法施行規則第一條中追加 (勅)第九十二號(四) 一四三	○ 標章事實法ノ施行ニ關シ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務局長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件 (勅)第百六十四號(五) 二三四	○ 郵便ニ依リ外國ヨリ輸入シタル物品ノ内國稅ニ關スル件 (勅)第百六十五號(五) 二三五	○ 標章事實法第四十條ニ依リ國稅徵收法ヲ準用スル場合ニ關スル件 (勅)第百六十九號(六) 二三八	○ 標章事實法ニ依リ國稅徵收法ノ規定ヲ準用スル場合ニ同法施行細則準用ノ件 (省)大藏第二十六號(六) 一九三	○ 明治三十二年省令第十三號(所得調查委員定數)中改正 (省)大藏第十五號(四) 一三五	○ 明治三十二年省令第十三號(所得調查委員定數)中追加 (省)大藏第三十一號(七) 二〇八	○ 明治三十二年訓令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿様式)中改正 (訓)大藏第十四號(四) 八一	○ 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ國稅)
-------------------------------------------	-----------------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------------	--------	-----------------------------------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------------	------	-------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------------------	----------------------------

金取納簿其他一人別徵稅元帳様式)中改正 (訓)大藏第十六號(四) 八六	○ 明治三十年訓令第三十九號(市町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方)中改正追加 (訓)大藏第十七號(四) 八八	○ 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方)中追加 (訓)大藏第十八號(四) 八九	○ 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方)中追加 (訓)大藏第五十號(二) 二二三	○ 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ國稅金取納簿其他一人別徵稅元帳様式)中改正削除 (訓)大藏第三十號(五) 一〇五	○ 臺灣地租規則制定従前ノ同規則外五件廢止 (律)第十二號(二) 一九	○ 臺灣地租規則施行規則制定明治三十四年府令第十八號(土地課賦ニ關シタル土地ノ業主、典主又ハ賃取人異動ノトキ届出ノ件)廢止 (憲府)第八十八號(三) 一三三	○ 臺灣地租規則ハ姑ク澎湖廳及臺東廳ニ施行セズ (憲府)第八十號(二) 一三〇	○ 臺灣地方稅規則第四條中改正 (律)第十三號(二) 二四	○ 臺灣地方稅規則施行規則中改正追加 (憲府)第十九號(三) 一八	○ 臺灣地方稅規則施行規則第四條中改正 (憲府)第八十一號(二) 一三〇	[測候]	○ 地方測候所技師技手及書記休職ノ件 (勅)第百十一號(四) 一六三	○ 中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與細則第七條改正 (省)文部第九號(三) 七八	○ 氣象臺測候所條例施行細則中改正追加 (省)文部第十六號(七) 二二六	[測量]	○ 陸地測量部技師技手及志願者心得 (告)陸軍第二十號(七) 一三九六	○ 水路測量ノタメ臺灣及其附近ニ出張スル者旅費ノ件 ヲ定メ明治三十一年達第七十七號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第六十號(三) 二四三	[測器]	○ 海軍測器庫處務規程第一條中追加 (達)海軍第九十二號(五) 二九四	○ 水路測器水路測器修理規程ヲ定メ水路測器水路測器供給規則及水路測器試驗修理規程ヲ廢ス (達)海軍第三十五號(二) 一五三	○ 明治三十七年達第百號(新造艦船ノ備付ヘキ定備品及測器供給順序)廢止 (達)海軍第六十八號(三) 二五四	[測圖手]	○ 測圖手召募及志願者心得 (告)陸軍第二十一號(七) 二四〇〇	[測定儀]	○ 距離測定儀ヲ兵器ニ編入換ノ件 (達)海軍第八號(二) 一四
----------------------------------------	------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------------	------	---------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------	------	----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------	-------	------------------------------------

〔即決例〕

○ 罰罪即決例制定拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ犯罪即決例廢止 (律)第百四號(三)

ツノ部

〔圖書〕

- 小學校教科用圖書刷刻發行規則中改正追加 (省)文部第十四號(六) 一九五
- 小學校教科用圖書刷刻發行規則第三條中改正 (省)文部第十五號(六) 一九五
- 師範學校高等女學校國語科中學校國語漢文科ノ作文ニ關シ出願ノ教科用圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス (省)文部第六十二號(八) 二四八
- 小學校唱歌教科用圖書ノ樂譜ニ關スル件 (省)文部第八十七號(二) 二八九
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書ノ名稱 (省)文部第三十二號(六) 二二二
- 小學校教科用圖書刷刻發行出願方ノ件 (省)文部第三十三號(六) 二二三
- 明治三十六年告示第七號(小學校教科用圖書用紙標準)中追加 (省)文部第三十四號(六) 二二三
- 明治三十六年告示第七號(小學校教科用圖書用紙標準)第五條改正 (省)文部第八十四號(一〇) 二七〇
- 明治三十六年告示第七十四號(小學校教科用圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ種類)中追加 (省)文部第四十五號(三) 二二六

○ 小學校教科用圖書刷刻發行檢定許可ノ件 (省)文部第四十四號(六) 二二六
- 小學校教科用圖書刷刻發行許可ノ件 (省)文部第五十四號(七) 二四〇
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第三十九號(三) 一九七
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第六十六號(三) 一九三
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第九十七號(三) 三〇六
- 刷刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第九十九號(三) 三〇七
- 教科用圖書採定及其採下價格 (省)文部第六十一號(四) 一九一
- 教科用圖書採定及其採下價格ノ件追加 (省)文部第九十九號(九) 一九一
- 學務課出版圖書採下規程第一條中追加 (省)府第二十二號(三) 二二三
- 學務課出版圖書採下定價ノ件追加 (省)文部第七十號(五) 二〇九
- 學務課出版圖書採下定價ノ件追加 (省)文部第七十六號(八) 二〇六

〔圖誌〕

○ 水路國誌水路測量經理規程ヲ定メ水路國誌水路測量供給規則及水路測量試驗修理規程ヲ廢ス (達)海軍第三十五號(三) 二五三

〔圖面〕

○ 明治三十三年告示第二十八號(耕地整理法及同法施行規則)ノ附加土地原簿同權利者名簿地圖圖面圖力)中改正 (省)農商務第五十三號(二) 二二九

〔通譯〕

○ 外務通譯生ヲ外務通譯生ニ任用ノ件 (勅)第四十二號(三) 八六
- 明治三十年勅令第三百六十八號(海軍通譯官年務)ノ廢止 (勅)第六號(二) 一三三
- 戰時陸軍通譯採用規則 (達)陸軍第三十一號(三) 五九
- 戰時陸軍通譯採用規則中追加 (達)陸軍第六十號(二) 四三

〔通商〕

○ 追加日清通商航海條約 (勅)一月十九日(二) 四

〔通信通報〕

- 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署職員定員)中改正 (勅)第九十號(六) 二五九
- 明治三十六年勅令第二百五十二號(通信官署職員任用ノ件)中改正 (勅)第八十一號(三) 二三三
- 在韓國通信官署官吏戰時若ハ事變ノ際增加在勤手當給與年額表 (省)通信第三十四號(四) 二四一

明治三十七年 索引

ツ (圖書) (圖誌) (通譯) (通商) (通信通報) (水路) (通商)

○ 在韓國通信官署官吏戰時若ハ事變ノ際增加在勤手當給與年額表中追加 (省)通信第六十一號(九) 二七五

○ 在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受領人ヨリ追加 (省)通信第十八號(三) 六三

○ 在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受領人ヨリ追加 (省)通信第三十五號(四) 一四二

○ 帝國軍用通信所發在韓國帝國郵政局經由ノ電報料金受領人ヨリ追加 (省)通信第三十六號(五) 一八四

○ 在韓國軍用通信所發電報取扱規則制定韓國金山京城仁川間軍用電報取扱規則廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一九二

○ 軍用通信所發新開電報取扱手續 (達)陸軍第八十六號(四) 二九八

○ 野戰通信工夫規則ヲ定メ明治二十八年陸軍第十二號(陸軍電信工夫ニ破服支給ノ件)ヲ廢ス (達)陸軍第三十四號(三) 五九

○ 下士兵卒ノ家族救助上必要事項通報方 (達)陸軍第八十五號(四) 二五七

○ 明治三十四年省令第二十五號(保稅存庫法ニ依ル通路ノ件)中追加 (省)大藏第三十六號(八) 二四一

○ 臺灣關稅規則ニ依ル關稅通路ノ件 (省)府第九十號(三) 二五〇

○ 臺灣關稅規則ニ依ル關稅通路ノ件 (省)府第九十號(三) 二五〇

○明治三十六年 邊第六十六號(端舟通船並ニ修馬船製造規定表)廢止 (邊)海軍第八八號(七) 三七二

○日韓兩國通流規則ニ依リ相互捕魚ノ得ル沿岸ノ件 (告)外務第三號(六)一〇九九

○軍人軍屬私用品追送及遺送規程 (邊)陸軍第七十號(三) 一〇一

○内大臣官中顧問官及内大臣秘書官官制中改正 (邊)宮内甲第二號(三) 一七

○内苑 (邊)宮内甲第三號(三) 一七

○内苑官制 (邊)宮内甲第三號(三) 一七

○内國 (納税) (邊)宮内甲第三號(三) 一七

○納税 (邊)宮内甲第三號(三) 一七

○世族院多額納稅者議員補選選舉 (昭)三月十一日(三) 三

○世族院多額納稅者議員補選選舉 (昭)十月十五日(一〇) 七

○明治三十三年訓令第七號(貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方)第四條中改正削除 (訓)内務第五號(三) 三五

○口付紙巻煙草(カメリヤ)ノ定價及標算元賣捌人(ノ)割引歩合 (告)大藏第百二十六號(九)二六七

○請負(請負)○請負競争ハキノ部競争ノ項ニ備ス (勅)第五十四號(三) 九

○政府ノ工事請負契約解除ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 九

○農商務省官制第十一條ノ二中追加 (勅)第四十一號(三) 八五

○農商務省農務規程改正 (訓)農商務第十三號(二) 二三四

○農商務統計樣式改正 (訓)農商務第十一號(九) 一五三

○農商務省商品陳列館規程中改正 (告)農商務第十六號(三) 三五六

○農商務省商品陳列館規程中追加 (告)農商務第百六十二號(一〇)二七一

○文官ト同一ノ待遇ヲ受クル道廳府縣郡市農事工業水産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第百九十三號(八) 二八四

○農事試驗場農務規程改正 (訓)農商務第四號(三) 七一

○農事試驗場農務規程中改正 (告)海軍總督府第七十一號(五)一〇九六

○口付紙巻煙草(カメリヤ)ノ定價及標算元賣捌人(ノ)割引歩合 (告)大藏第百二十六號(九)二六七

○請負(請負)○請負競争ハキノ部競争ノ項ニ備ス (勅)第五十四號(三) 九

○政府ノ工事請負契約解除ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 九

○農商務省官制第十一條ノ二中追加 (勅)第四十一號(三) 八五

○農商務省農務規程改正 (訓)農商務第十三號(二) 二三四

○農商務統計樣式改正 (訓)農商務第十一號(九) 一五三

○農商務省商品陳列館規程中改正 (告)農商務第十六號(三) 三五六

○農商務省商品陳列館規程中追加 (告)農商務第百六十二號(一〇)二七一

○文官ト同一ノ待遇ヲ受クル道廳府縣郡市農事工業水産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第百九十三號(八) 二八四

○農事試驗場農務規程改正 (訓)農商務第四號(三) 七一

○農事試驗場農務規程中改正 (告)海軍總督府第七十一號(五)一〇九六

○口付紙巻煙草(カメリヤ)ノ定價及標算元賣捌人(ノ)割引歩合 (告)大藏第百二十六號(九)二六七

○請負(請負)○請負競争ハキノ部競争ノ項ニ備ス (勅)第五十四號(三) 九

○政府ノ工事請負契約解除ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 九

○農商務省官制第十一條ノ二中追加 (勅)第四十一號(三) 八五

○農商務省農務規程改正 (訓)農商務第十三號(二) 二三四

○農商務統計樣式改正 (訓)農商務第十一號(九) 一五三

○農商務省商品陳列館規程中改正 (告)農商務第十六號(三) 三五六

○農商務省商品陳列館規程中追加 (告)農商務第百六十二號(一〇)二七一

○文官ト同一ノ待遇ヲ受クル道廳府縣郡市農事工業水産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第百九十三號(八) 二八四

〔農業〕

○明治三十七年度工業改良養成所農業教員養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數 (傳)文部第十五號(二) 三

〔乘組〕

○明治三十六年勅令第六號(艦船乘組准士官以上候補生及文官進洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 二

○艦船乘組ノ艦務備入給料前金渡ノ件 (勅)第十號(二) 四

○明治三十一年勅令第一號(航路標識視察船商船學校所屬航海練習船及海底電線布設船乘組員ニ食料及航海日當支給ノ件)申追加 (勅)第七十四號(六) 三三

クノ部

〔華頂宮〕

○博恭王殿下伏見宮(御復歸博恭王殿下華頂宮御繼承) (告)宮内第五號(二) 二

〔皇族〕

○博恭王殿下伏見宮(御復歸博恭王殿下華頂宮御繼承) (告)宮内第五號(二) 二

○博恭王殿下伏見宮御繼承トス (告)宮内第六號(二) 二

○郭彦王妃殿下御分姫王女子御誕生 (告)宮内第十號(三) 五

○郭彦王殿下ノ王女子御命名 (告)宮内第十一號(四) 七〇

○滿子女王殿下甘露等受長ニ降嫁 (告)宮内第十七號(二) 八六

○皇族職員中他官ヨリ兼任セシムル家扶ヲ定員外ト爲スノ件 (達)宮内第一號(一) 一

〔皇學館〕

○神宮皇學館職員官等俸給令中改正 (勅)第七十八號(三) 二八

〔宮内〕

○宮内省官制第三十九條改正 (達)宮内第四號(三) 一八

○宮内省官制中改正追加 (達)宮内第五號(七) 三七

○内大臣官中顧問官及内大臣秘書官官制中改正 (達)宮内第二號(三) 一七

○内苑局官制 (達)宮内第三號(三) 一七

○明治二十四年達甲第四號(宮内高等官官等俸給ノ件)第六項中改正 (達)宮内第七號(三) 四四

○御料局支那職制中改正追加 (達)宮内第六號(七) 三二

○御料局地方部職員職服徽章章表中加除 (達)宮内第八號(三) 四四

〔外務〕

○戰時又ハ事變ニ際シ臨時外務省ニ因リ設ク (勅)第三十二號(三) 七三

○外務通譯生ヲ外務書記生ニ任用ノ件 (勅)第四十二號(三) 八六

〔外交〕

○外交官領事官等臨時増員ノ件 (勅)第二十一號(三) 六三

○外交官領事官等臨時増員ノ件中改正 (勅)第九十八號(七) 二八九

〔外國〕

○外國貨物ハタノ部貨物ノ項ニ歸ス (外國小包郵便料金ハコノ部小包ヲテノ部電報ノ項ニ歸ス)

○外國政府ニ聘用セラレタル官吏ニ關スル件制定明治三十三年勅令第九號(同件)廢止 (勅)第九十五號(六) 二八六

○官吏ノ待遇ヲ受クル在職者ニシテ外國政府ニ聘用セラレタル者ニ關スル件 (勅)第二百三十七號(三) 三三

○外國駐在海軍武官手當金規則及海軍在外國學生學費金規則廢止 (勅)第六號(二) 三三

○外國駐在海軍武官手當金支給細則及在外國學生學費金支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五

○外國在勤巡査ノ休暇及休職給ニ關スル件 (勅)第七十七號(三) 二一八

○在外國郵便局長ニ臨時手當増給ノ件 (勅)第二百十二號(四) 一六四

○郵便ニ依リ外國ヨリ輸入シタル物品ノ内國稅ニ關スル件 (勅)第六十五號(五) 二二五

○外國ニ於テノ流通スル硬貨紙幣銀行券帝國官府發行ノ證券ノ偽造製造ニ關スル件制定明治三十六年勅令第七十三號(同件)廢止 (勅)第七十七號(六) 三三

○外國補助貨幣ノ輸入禁止ニ關スル件 (律)第五號(四) 九

○外國郵便爲替規則第七條中追加 (省)逓信第二十六號(三) 一〇三

○外國郵便爲替規則第七條第二十四條中改正刪除 (省)逓信第二十七號(三) 一〇五

○外國郵便爲替規則第七條中改正 (省)逓信第四十四號(六) 二〇二

○外國郵便爲替規則第九條中追加 (省)逓信第五十三號(八) 二四二

○外國小包郵便規則第二十二條改正 (省)逓信第四十號(六) 一九九

○外國小包郵便規則中改正追加 (省)逓信第五十一號(七) 二二六

○外國新聞電報規則第二條中改正追加 (省)逓信第十二號(三) 五三

○外國電報ニ對スル制限ノ件 (省)逓信第五號(三) 四八

○外國電報ニ對スル制限ノ件中加除 (省)逓信第九號(三) 五三

○外國電報ニ對スル制限ノ件中加除 (省)逓信第十七號(三) 八一

○外國電報ニ對スル制限ノ件中改正追加 (省)逓信第三十九號(五) 一八六

○外國電報ニ對スル制限ノ件中加除 (省)逓信第五十六號(五) 二六八

○外國電報取扱制限表中追加 (省)逓信第二百二十九號(三) 五三二

○外國電報取扱制限表中改正 (省)逓信第三百三十七號(三) 五三三

○外國電報取扱制限表中追加 (省)逓信第九十號(三) 六八一

○外國電報取扱制限表中追加 (省)逓信第二百七十一號(四) 九四

○外國電報取扱制限表中追加 (省)逓信第四百號(九) 六六四

○外國電報取扱制限表中追加 (省)逓信第四百八十三號(二) 一〇〇五

- 外國電報ノ料金及其納付方ヲ定メ明治三十年省令第十五號、同三十三年省令第六十一號同件ヲ廢シ外國新聞電報規則第二條削除 (省) 遞信第四十七號(六) 二〇五
- 外國電報ノ本邦首尾料及本邦中繼料 (告) 遞信第三百二十一號(六) 二三四
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件) 中改正 (告) 遞信第四百三號(三) 五二四
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百九十九號(三) 六七三
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件) 中改正 (告) 遞信第三百三十一號(三) 六九六
- 本邦發外國郵便物ノ取扱若ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國名表中改正追加 (告) 遞信第八十二號(三) 五二七
- 明治三十一年告示第三百四十四號(外國別配運郵便物交換國名) 中追加 (告) 遞信第二百八十一號(五) 一〇八七
- 歐洲、亞弗利加及亞細亞西南部諸國宛通常郵便物ノ差出方 (告) 遞信第三百四十八號(七) 一四四二
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (告) 遞信第三百四十五號(七) 一四四一
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (告) 遞信第四百三十一號(二) 一八四六
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件) 中追加 (告) 遞信第五百一號(三) 三三三

- 諸外國宛郵便料金表中改正 (告) 遞信第二百八十六號(五) 一〇八九
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第一號(二) 二〇七
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第七十六號(三) 六七四
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中改正 (告) 遞信第九十九號(三) 六八三
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第二百八十五號(五) 一〇八九
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第三百十號(六) 二一九九
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第三百五十三號(七) 一四四六
- 外國代金引換書留郵便物交換國名表中追加 (告) 遞信第四百二十六號(五) 一六七六
- 外國宛價格表郵便料金表中追加 (告) 遞信第五十六號(二) 三三〇
- 外國宛價格表郵便料金表中削除 (告) 遞信第三百三十一號(三) 五三三
- 外國宛價格表郵便料金表中追加 (告) 遞信第七十七號(三) 六七四
- 外國宛價格表郵便料金表中改正追加 (告) 遞信第二百五十二號(四) 九六八

- 外國宛價格表記情書及箱物ノ郵便料及價格表記料ヲ定メ明治三十五年告示第五百八十一號(同件)ヲ廢ス (告) 遞信第三百四號(六) 二一八八
- 外國宛價格表郵便料金表中追加 (告) 遞信第三百十一號(六) 二一九九
- 外國宛價格表郵便料金表中改正追加 (告) 遞信第三百五十五號(七) 一四四四
- 外國宛價格表郵便料金表中改正 (告) 遞信第三百五十五號(七) 一四四七
- 外國宛價格表郵便料金表中削除 (告) 遞信第三百八十一號(六) 二五八九
- 外國宛價格表郵便料金表中改正 (告) 遞信第四百五號(九) 二六六六
- 外國宛價格表郵便料金表中追加 (告) 遞信第四百四十一號(二) 一八五〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二十七號(二) 二二三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中削除 (告) 遞信第四十四號(二) 二二八
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第七十五號(三) 五二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第七十六號(三) 五二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二百二號(三) 五三三

- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第六十八號(三) 六七二
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第八十二號(三) 六七七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百二號(三) 六八三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百二十八號(三) 六九三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二百三十號(三) 六九三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百六十八號(四) 九八一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二百八十八號(五) 一〇九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二百九十一號(五) 一〇九一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第二百九十二號(五) 一〇九一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第三百十三號(六) 二一〇〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第三百五十六號(七) 一四四七

○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加	(勅) 逋信第三百五十八號(七一四四七)	○外國保險會社ニ對スル新締約ノ停止解除ノ件	(告) 農商務省第七十號(六一六三)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加	(告) 逋信第三百八十九號(八一五九三)	○外國保險會社ニ對スル新締約ノ停止解除ノ件	(告) 農商務省第二百三十四號(九一六五二)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百十五號(九一六七〇)	○官內省官制第三十九條改正	(逋) 官內甲第四號(三一八)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百六十五號(九二九九八)	○宮內省官制中改正追加	(逋) 宮內甲第五號(七一三七)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百五十一號(九一八五四)	○內大臣官中顧問官及內大臣祕書官官制中改正	(逋) 官內甲第二號(三一七)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百五十五號(九一八五七)	○內苑局官制	(逋) 官內甲第三號(三一七)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百六十五號(九二九九八)	○明治三十四年逋甲第四號(官內高等官等條給ノ件)	(逋) 官內甲第七號(三三三)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百八十四號(九三〇〇五)	○警察監獄學校官制廢止	(勅) 第六十一號(三一〇七)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百八十六號(九三〇二〇)	○大藏省官制中改正	(勅) 第九十五號(三一四五)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第四百八十六號(九三〇二〇)	○稅務監督官制中改正	(勅) 第九十六號(三一四六)
○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正	(告) 逋信第五百二號(九三三三六)	○稅務監督官制中改正追加	(勅) 第九十七號(三一四七)
○外國保險會社ニ對スル新締約停止ノ件	(告) 農商務省第四十號(九三三三三)	○稅關官制中改正追加	(勅) 第九十八號(三一四九)
○外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件	(告) 農商務省第六十六號(九三五〇)	○臨時煙草製造準備局官制	(勅) 第一百十三號(三一六四)
○外國保險會社ニ對スル新締約停止ノ件	(告) 農商務省第七十一號(九三五六八)	○臨時煙草製造準備局官制第七條中改正	(勅) 第六十六號(二二七)
○外國保險會社ニ對スル新締約停止ノ件	(告) 農商務省第二百二十六號(九三〇三四)	○煙草專賣局官制制定專賣局官制廢止	(勅) 第五十二號(一九五)
		○煙草專賣局官制中改正	(勅) 第二百二十七號(二二三四)
		○煙草專賣局官制施行ノ際ニ於ケル專賣局及專賣局技手ニ關スル件	(勅) 第五百十七號(九二〇六)

〔官等〕

- 陸軍監獄官官制中改正削除 (勅) 第三百三十二號(一八〇)
- 陸軍監獄醫務委員會官制 (勅) 第二百九十九號(一九七)
- 監獄官制中改正追加 (勅) 第四百五十九號(一九〇)
- 文部省官制中改正追加 (勅) 第四百四十九號(一九三)
- 京都帝國大學官制中改正 (勅) 第四百四十一號(一九七)
- 農商務省官制第十一條ノ二中追加 (勅) 第四百一十一號(一八五)
- 農商務省官制第二條中改正 (勅) 第七十三號(一二六)
- 鹽務監督官制 (勅) 第七十三號(一二六)
- 廣島礦山官制廢止 (勅) 第七十二號(一二五)
- 第五回內閣勅諭博覽會事務局官制廢止 (勅) 第七十四號(一二六)
- 鐵道作業局官制第三條中追加 (勅) 第三百二十二號(一九〇)
- 臺灣總督府官制中改正追加 (勅) 第二百二十三號(一七三)
- 臺灣總督府地方官官制中改正追加 (勅) 第二百三十八號(一七〇)
- 臺灣總督府稅關官制第一條中追加 (勅) 第七十三號(一二六)
- 臺灣總督府鐵道部官制第二條中改正 (勅) 第五號(一三)
- 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正追加 (勅) 第十三號(一五)
- 臺灣總督府師範學校官制廢止 (勅) 第八十七號(二六八)
- 臺灣總督府醫事官制中改正 (勅) 第八十六號(二六七)
- 臺灣公學校官制第二條中刪除 (勅) 第二百二十六號(一七五)

- 臺灣總督府醫事官制中改正 (勅) 第八十七號(二六八)
- 臺灣公學校官制第二條中刪除 (勅) 第二百二十六號(一七五)

〔官制〕

- 官外官等條給令中追加 (勅) 第十四號(一六六)
- 高等官官等條給令中改正追加 (勅) 第三十七號(一八四)
- 高等官官等條給令中追加 (勅) 第五十號(一九四)
- 高等官官等條給令中改正 (勅) 第五十三號(二〇四)
- 明治三十二年勅令第三百二十八號(委任ト爲スコトヲ得ル階級ニ關スル件) 中改正 (勅) 第五十四號(二〇四)
- 明治二十四年逋甲第四號(官內高等官等條給ノ件) 第六項中改正 (逋) 官內甲第七號(三三三)
- 神宮皇學館職員官等條給令中改正 (勅) 第七十八號(二二八)
- 陸軍武官官等條給令中刪除 (勅) 第九十九號(二九〇)
- 臺灣總督府職員官等條給令中追加 (勅) 第二百三十六號(三三六)
- 臺灣總督府職員官等條給令中追加 (勅) 第二百二十四號(一七三)
- 臺灣總督府法院職員官等條給及定員令中改正追加 (勅) 第二百十九號(一七〇)
- 臺灣總督府職員官等條給及定員令中改正追加 (勅) 第九十四號(二八四)

○海軍武官官等條給令中追加 (勅) 第八十號(二二三)

○官吏(會計官吏ハクノ部會計ノ項ニ屬ス)

○官吏選拔扶助法施行規則中改正刪除 (閣) 第一號(一)

- 新開紙條例ニ依リ艦隊艦船軍隊ノ進退其他軍艦軍略ニ關スル事項記載禁止 (省)海軍第一號(一) 一五
 - 臺灣新開紙條例ニ依リ軍隊艦隊及艦船軍隊ノ進退其他軍艦軍略ニ關スル事項記載禁止 (臺府)第一號(一) 一
 - 陸軍軍服符號 (達)陸軍第六十號(三) 一六
 - 軍事郵便物ニ關スル件制定明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)廢止 (勅)第十九號(三) 六〇
 - 新聞紙條例ニ依リ軍隊ノ進退其他軍艦軍略ニ關スル事項記載禁止 (省)陸軍第一號(一) 四
 - 新聞紙條例ニ依リ艦隊艦船軍隊ノ進退其他軍艦軍略ニ關スル事項記載禁止 (省)海軍第一號(一) 一五
 - 臺灣新聞紙條例ニ依リ軍隊艦隊及艦船軍隊ノ進退其他軍艦軍略ニ關スル事項記載禁止 (臺府)第一號(一) 一
 - 外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件追加 (告)總信第二百五十三號(四) 九六九
- 〔軍港〕**
- 佐世保軍港防禦海面區域 (省)海軍第四號(三) 二六
 - 舞鶴軍港防禦海面區域 (省)海軍第六號(三) 二六九
- 軍事郵便物ニ關スル件制定明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)廢止 (勅)第十九號(三) 六〇
 - 明治二十二年省令第四號(軍艦長又ハ海軍各艦長ヨリ地方病院、開業醫ニ依托患者ノ治療費等請求ノ件)廢止 (省)海軍第七號(三) 三三
 - 軍艦機關日誌中改正 (達)海軍第十九號(三) 八〇
 - 軍艦機關日誌中改正追加 (達)海軍第一百十二號(七) 三八三
 - 軍艦機關日誌摘要並水雷艦機關日誌摘要 (達)海軍第一百十四號(七) 三八四
 - 一等巡洋艦二隻命名 (達)海軍第一號(一) 一〇
 - 軍艦春日及日進借稅符字點附 (達)海軍第三號(一) 一一
 - 軍艦春日及日進借稅符字點附 (告)總信第五號(一) 二〇九
 - 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第二號(一) 一〇
 - 驅逐艦三隻命名 (達)海軍第三十二號(三) 一四九
 - 出征艦隊ニ關スル軍人軍屬等及在内地水雷艇ノ乘員ニ宛テ發スル郵便物記載方 (告)總信第三百三十九號(三) 五三四
- 〔軍人軍屬〕**
- 軍人恩給法中改正追加 (法)第十九號(四) 四八
 - 軍人恩給法施行規則中改正前條 (附)第二號(三) 一
 - 陸軍軍人恩給取扱手續中改正前條 (省)陸軍第十九號(五) 一七九
 - 軍人恩給法ニ依リ賠償金表 (達)海軍第八十一號(四) 二七二

- 陸軍現役軍人婚姻出願及許可手續 (勅)第四十五號(三) 八八
 - 戰時ニ際シ陸軍准士官以上及軍屬ニシテ乘組船舶ノ破壞又ハ沈没ノタメ被服被具ヲ亡失シタルトキ手當支給ノ件 (勅)第七十五號(六) 三三三
 - 戰時ニ際シ陸軍准士官以上及軍屬ニシテ乘組船舶ノ破壞又ハ沈没ノタメ被服被具ヲ亡失シタルトキ手當支給方 (達)陸軍第四十四號(六) 三〇〇
 - 陸軍軍屬從軍服制 (勅)第三十四號(三) 七四
 - 從軍スヘキ軍屬服裝ニ關スル件ヲ定メ明治二十八年陸軍第六十四號(海外ニ派遣スル陸軍省派員タル醫師藥劑師ニ被服給與方)ヲ廢ス (達)陸軍第二十號(三) 四〇
 - 陸軍軍屬タル文官從軍ノタメ一定ノ服裝ヲ爲サシメタル者ニ服裝手當支給ノ件 (達)陸軍第二十一號(三) 四一
 - 運送及理事試補陸軍軍屬從軍制服服用ノ件 (達)陸軍第五十五號(三) 一九
 - 戰時又ハ事變ニ際シ軍人軍屬ニ貸與スヘキ防禦被服ノ貸與交付及返納方 (達)陸軍第十七號(三) 三三
 - 軍人軍屬所製ノ特種被服貸與交付及返納方等ヲ定メ明治三十七年陸軍第十七號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十七號(五) 二八〇
 - 軍人軍屬特種被服ニ關スル件中追加 (達)陸軍第五十號(一〇) 四三五
- 軍人軍屬特種被服ニ關スル件中改正 (達)陸軍第五百十八號(一〇) 四三一
 - 軍人軍屬特種被服ニ關スル件中追加 (達)陸軍第六十九號(三) 四四六
 - 軍人軍屬私用品進送及運送規程 (達)陸軍第七十號(三) 四四九
 - 軍人軍屬ノ戰時供給及手當支給ニ關スル件 (達)陸軍第八十三號(四) 二五八
 - 動員部隊ニ關スル陸軍軍人休暇規則 (達)陸軍第九十五號(五) 二七七
 - 陸軍軍人軍屬歸鄉療養者取扱規則改正 (達)陸軍第七十號(三) 四四六
 - 明治二十二年陸軍第五百十一號(陸軍軍人傷疾疾病等送ノ件)中改正 (達)陸軍第四百四十四號(七) 四二七
 - 戰地ヨリ豫備病院ニ運送シタル陸軍軍人軍屬退院後取扱方ヲ定メ明治二十八年陸軍第十六號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第二百二十七號(八) 三九五
 - 戰地ヨリ豫備病院ニ運送シタル陸軍軍人軍屬退院後取扱方中追加 (達)陸軍第三百三十號(八) 三九八
 - 明治三十六年勅令第二百八十九號(臺灣ニ居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件)中改正 (勅)第二百三十八號(三) 三三七
 - 臺灣在鄉陸軍軍人戰時召集規程中改正追加 (臺府)第七十八號(二) 一〇九

○海軍軍人俸給令並臺灣島及澎湖島駐在軍軍人軍屬給與規則廢止 (勅)第六號(一) 一三	○特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍屬ノ提出ス通常爲替ニ對シテ料金を徴收セス (省)逓信第三十七號(五) 一八五
○海軍軍人俸給加付支給細則並臺灣島及澎湖島駐在軍軍人軍屬給與規則施行細則廢止 (逓)海軍第三十一號(三) 八五	○出征艦隊ニ屬スル軍人軍屬等及在内地水雷艇ノ乘員ニ宛テ發スル郵便物配賦方 (省)逓信第三百三十九號(三) 五三四
○海軍軍人軍屬巡警隊處分例ヲ廢止ニ施行ス (勅)第九十七號(九) 二八九	○在韓國京城及仁川郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常爲替ノ取扱開始 (省)逓信第二百八十二號(五) 〇八八
○戰役ノタメ召集セラレ又ハ現役ヲ延期セラレタル海軍軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服役期限ニ關スル件 (勅)第二百四號(九) 二九四	○在韓國平壤郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常爲替ノ取扱開始 (省)逓信第二百九十三號(五) 〇九二
○戰役ノタメ召集セラレタル海軍軍備後備役軍人ノ任用進級ニ關スル件 (勅)第二百五號(九) 二九四	○在韓國元山郵便局軍人軍屬ノ提出ス無料通常爲替ノ取扱開始 (省)逓信第三百三十六號(七) 〇三七
○文官及文官待遇者タル海軍軍備後備役軍人及歸休兵ニシテ召集中奉職官衙ヨリ俸給ノ補給ヲ受クヘキ者證明通報方 (逓)海軍第八十四號(四) 二七四	○陸軍軍醫藥劑官又ハ獸醫ニ代用スヘキ職員ノ給料 (逓)陸軍第五十一號(三) 一八七
○海軍軍人軍屬私設鐵道乘車物品輸送手續ヲ定メ明治三十一年告示第三號(同件)ヲ廢ス (告)海軍第二十八號(二) 二八七	○戰地ニ在ル經理部長及軍醫部長各其所管當該部下七ノ所管外ニ轉セシムルノ件 (逓)陸軍第五十九號(二) 四四五
○軍事郵便物ニ關スル件制定明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)廢止 (勅)第十九號(三) 六〇	○海軍少軍醫候補生採用ノ件 (省)海軍第九號(三) 七三
	○海軍少軍醫候補生實務練習規則第四條中追加 (逓)海軍第五號(二) 三

○臨時事件費支辨ニ關スル件 (法)第一號(三) 一	○外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件追加 (省)逓信第二百五十三號(四) 九六九
○臨時軍事費豫算 (豫)三月三十日(三) 一	○軍事郵便取扱開始 (省)逓信第九十九號(三) 五八
○臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表 (勅)陸軍丙第十四號(四) 九六	○野戰郵便局所私用軍事郵便物ニ對テ日付印ヲ捺捺セサル件 (省)逓信第四百四十二號(二) 〇八五
○臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表中増設 (勅)陸軍丙第二十九號(八) 一五九	○軍資(軍需)
○臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表中増設 (勅)陸軍丙第三十一號(八) 一五〇	○軍資(軍需)金取扱方(一) 一般會計ノ歳入トシテ取扱ロタルモノノ更正方等ノ件 (勅)大藏第十九號(四) 八九
○鐵道軍事供用令 (勅)第十二號(二) 四八	○軍用
○鐵道軍事輸送規程 (省)陸軍第三號(二) 五	○圓形銀塊及軍用切符計理手續 (逓)陸軍第九十號(四) 二六一
○軍事參議院議事規程 (逓)海軍第四號(二) 二	○在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受信人ヨリ追徵ノ件 (省)逓信第十八號(三) 八二
○軍事郵便物ニ關スル件制定明治二十七年勅令第六十七號(海外派遣ノ軍隊軍艦軍術其他軍人軍屬ニ關スル郵便物ノ件)廢止 (勅)第十九號(三) 六〇	○帝國軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金受信人ヨリ追徵ノ件 (省)逓信第三十五號(四) 一四二
○軍事郵便差出規則 (逓)陸軍第十八號(三) 三六	○在韓國軍用通信所發著電報取扱規則制定韓國釜山京城仁川間軍用電報取扱規則廢止 (逓)陸軍第五十八號(三) 一九二
○軍事郵便爲替貯金規則 (省)逓信第七號(三) 五〇	○軍用通信所發新聞電報取扱手續 (逓)陸軍第八十六號(四) 二五八
○明治三十七年勅令第十九號(軍事郵便物ニ關スル件)施行規定ノ件 (奏)第十六號(三) 一七	○軍役
○外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件 (告)逓信第九十四號(三) 五二	○醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役ニ服スル者試験延期ノ件 (告)文部第二十七號(三) 二八一

○醫術開業試験又ハ藥劑師試験出願者中軍役者ハ之ニ關スル職務ニ服スル者試験延期ノ件

(告)文部第六十號(八)二四八四

○醫術開業試験又ハ藥劑師試験出願者中軍役ニ服スル者試験延期ノ件中改正

(告)文部第六十三號(一〇)二七〇八

○教員檢定本試験受験者中軍役ニ服スル者試験延期ノ件

(告)文部第三十四號(三)二八三三

○教員檢定試験出願者中軍役者ハ之ニ關スル職務ニ服スル者試験延期ノ件

(告)文部第六十六號(二)二八九二

○陸軍月山學校軍樂生徒召集

(告)陸軍第一號(一)七

○軍馬陸軍規則追加

(省)陸軍第二十九號(二)二九九九

○軍馬補充及育成規則追加

(達)陸軍第六十七號(三)二〇〇〇

○明治三十九年陸軍第七十七號(軍馬補充部支部設置出部出張所位置ノ件)中改正追加

(達)陸軍第七十七號(六)二一九七

○軍馬預託規則改正

(告)陸軍第十三號(三)一〇六一

○瀋陽公學校訓練免許狀ノ效力ニ關スル件

(達)府第四十五號(四)六六

○明治三十六年末調査北海道區制及一級町村制施行地ニ於ケル現住人口

(告)内務第五十一號(七)二二五八

○明治三十七年十二月中内外貨幣比較表

(告)大藏第五十八號(二)二八七二

○明治三十八年一月中内外貨幣比較表

(告)大藏第七十一號(三)三〇〇七

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第四號(一)一〇七

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第二十號(二)二二二

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第三十九號(一)二二六

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第六十號(二)三三三

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第七十三號(三)五二五

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第九十號(三)五二〇

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第一百十號(二)五二五

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第一百二十七號(三)五三〇

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第一百四十四號(三)六六四

○外國為替金ノ換算ニ適用ス(半外國貨幣換算割合)

(告)逓信第一百五十九號(三)六七〇

○外國ニ於テノ流通スル硬貨紙幣銀行券帝國官府發行ノ附券ノ偽造製造ニ關スル件制定明治三十六年勅令第七十三號(同件)廢止

(勅)第七十七號(六)二三四

○外國補助貨幣ノ輸入禁止ニ關スル件

(律)第五號(四)九

○明治三十七年二月中内外貨幣比較表

(告)大藏第一號(二)三

○明治三十七年三月中内外貨幣比較表

(告)大藏第十一號(三)二五二

○明治三十七年四月中内外貨幣比較表

(告)大藏第二十一號(三)五五一

○明治三十七年五月中内外貨幣比較表

(告)大藏第三十九號(四)七二六

○明治三十七年六月中内外貨幣比較表

(告)大藏第四十八號(五)九九六

○明治三十七年七月中内外貨幣比較表

(告)大藏第六十五號(六)二〇三

○明治三十七年八月中内外貨幣比較表

(告)大藏第八十八號(七)三三九七

○明治三十七年九月中内外貨幣比較表

(告)大藏第一百四號(八)二四六六

○明治三十七年十月中内外貨幣比較表

(告)大藏第二百二十二號(九)二六二六

○明治三十七年十一月中内外貨幣比較表

(告)大藏第三百二十九號(一〇)二六八五

○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百一號(六)二六八	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百九十一號(八)二五九四
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百六號(六)二一九八	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百三號(九)二六六五
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百十五號(六)二二〇二	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百八號(九)二六六七
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百二十三號(六)二二四八	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百九號(九)二六六八
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百三十三號(七)二四三三	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百十九號(九)二六七四
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百三十七號(七)二四三七	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百二十九號(九)二八四四
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百四十四號(七)二四四〇	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百三十七號(九)二八四八
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百五十一號(七)二四四五	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百四十五號(九)二八五一
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百六十三號(八)二五八一	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百五十號(九)二八五三
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百七十一號(八)二五八四	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百五十九號(九)二八九四
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百七十五號(八)二五八六	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百六十四號(九)二八九七
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百八十三號(八)二五八九	○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百七十二號(九)二九〇〇

○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百七十八號(九)三〇〇三	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第八十五號(七)二四五四
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百八十五號(九)三〇〇五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第八十九號(七)二四五五
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百九十一號(九)三〇一〇	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第九十三號(八)二六〇三
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第四百九十七號(九)三〇一三	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第九十四號(八)二六〇六
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第五百二十二號(九)三〇二二	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第二百二十六號(九)二八五九
○ 外國為替金ノ換算ニ適用ス(キ)外國貨幣換算割合 (告)逓信第五百三十六號(九)三〇三三	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第三百十號(九)二八六〇
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第一號(二)二二八	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第四百十號(九)三〇一八
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五號(二)二三九	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第四百七十七號(九)三〇七二
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第八號(三)二五三七	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五百十二號(九)三〇七三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第二十六號(三)二五八六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五百十九號(九)三〇七五
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第四十一號(三)二七〇八	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五百五十二號(九)三〇七三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第四十九號(四)二九八八	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五百五十九號(九)三〇七五
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第五十九號(四)二九九〇	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (省)大藏第四百七十七號(三)三〇三五
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第六十號(四)二九九〇	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (省)大藏第四百七十七號(三)三〇三五
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第六十九號(五)二九九六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (省)大藏第四百七十七號(三)三〇三五
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (告)臺灣總督府第六十七號(五)二九九五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定 (省)大藏第四百七十七號(三)三〇三五

明治三十七年 索引 (貨幣) (貨物) (火藥)

○ 銃砲火藥取締規則制定銃砲取締規則及火藥取締規則
(律)第七號(六) 一三

○ 收受貨物敷料定率表改正
(省)大藏第四百七十七號(三) 三五

○ 一圓銀貨幣ノ價格改定
(勅)第四百四號(四) 二五八

○ 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スルキ貨物ノ指定ニ關スル件)中追加
(勅)第四百四號(四) 二五八

○ 一圓銀貨幣ノ價格改定
(勅)第四百四號(四) 二五八

○ 一圓銀貨幣ノ價格改定
(勅)第四百四號(四) 二五八

○ 統制火險取締規則施行細則 (准府)第五十號六	六九	○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十號(七)	一四二
○ 海軍工廠(需品庫ヲ除ク)海軍造兵廠下油火藥製造所及海軍修理工場勤務時間並工服業時間規定中削除 (達)海軍第二十二號(三)	八〇	○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十四號(八)	一四九
〔火災〕		○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十五號(九)	一五三
○ 火災ニ付牛御救恤ノ件 (告)臺灣總督府第百二十一號(九)二六六	八〇	○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十七號(一〇)	二〇九
○ 林野火災ノ豫防取締ノ件 (訓)農商務第十四號(二)三三三	三三三	○ 明治三十七年度專賣局作業歲入歲出科目 (訓)大藏第十號(三)	五三
〔科目〕		○ 明治三十七年度專賣局作業歲入歲出科目表中追加 (訓)大藏第二十號(四)	八九
○ 明治三十七年度歲入科目表 (訓)內務第八號(四)	七七	○ 明治三十七年度專賣局作業歲入歲出科目表中追加 (訓)大藏第二十四號(四)	九三
○ 明治三十七年度歲出科目表 (訓)內務第九號(四)	七六	○ 明治三十七年度專賣局作業歲入歲出科目表中改正追加 (訓)大藏第四十三號(七)	一四一
○ 明治三十六年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第一號(二)	一	○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)大藏第四十六號(九)	一五三
○ 明治三十六年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四號(三)	二六	○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第一號(二)	三
○ 明治三十七年度歲入科目表 (訓)大藏第十一號(三)	五八	○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二號(二)	三
○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十二號(四)	五九	○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三號(二)	四
○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十三號(四)	九二	○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第四號(三)	五九
○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十七號(四)	九四		
○ 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十九號(四)	九五		

○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第五號(三)	三〇	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十九號(五)	一〇六
○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第六號(三)	六七	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十號(五)	一〇七
○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第七號(三)	六八	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十一號(五)	一〇八
○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第八號(三)	六九	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十二號(五)	一〇九
○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第九號(三)	六九	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十三號(六)	一一三
○ 明治三十六年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十四號(二)	二二三	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十四號(六)	一一三
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表 (訓)陸軍丙第十號(三)	七〇	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十五號(六)	一一三
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十一號(四)	九五	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十六號(六)	一一三
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十二號(四)	九六	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十七號(七)	一四三
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十三號(四)	九七	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十八號(七)	一四三
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十五號(四)	一〇一	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十號(八)	一九〇
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十六號(四)	一〇一	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十二號(一〇)	二一一
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十七號(四)	一〇三	○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十三號(一〇)	二一一
○ 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十八號(五)	一〇五		

- 明治三十七年度歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第三十五號(一) 三三三
 - 明治三十七年度歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第三十六號(二) 三三一
 - 明治三十七年度歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第三十七號(三) 三三三
 - 明治三十七年度歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第三十八號(三) 三三三
 - 臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第十四號(四) 九八
 - 臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第二十九號(八) 一九九
 - 臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第三十一號(八) 一九〇
- 〔會社〕**
- 京釜鐵道株式會社ニ交付スル補助費概算ノ件 (勅)第四百四十號(五) 一八七
 - 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第四十號(三) 五三
 - 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第七十一號(三) 六六八
 - 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第二百二十六號(五)二〇二四
 - 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告)農商務第六十六號(三) 六五〇
- 外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件 (告)農商務第七十號(六) 二六三
 - 外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件 (告)農商務第二百三十四號(九) 六五一
- 〔會計〕**
- 陸軍ニ關スル臨時事件費特別會計法 (法)第二號(三) 二
 - 臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第十四號(四) 九八
 - 臨時軍事費特別會計歳入歳出科目表増設 (訓)陸軍丙第二十九號(八) 一九九
 - 明治三十七年度特別會計歳入歳出歳算追加 (豫)三月三十日(三) 三
 - 專賣局作業會計規則中改正追加 (勅)第六十二號(五) 三二
 - 官國幣社會計規則第十七條中追加 (訓)丙務第十一號(八) 一九九
 - 陸軍總督府特別會計金庫出納事務規程中改正解除 (訓)大藏第七號(三) 五二
 - 軍資賦納金取扱方並ニ一般會計ノ歳入トシテ取扱ヒタルモノ更正方等ノ件 (訓)大藏第十九號(四) 八九
 - 元專賣局及專賣支局ノ令送セル歳入歳出其他會計ニ關スル規程廢用ノ件 (訓)大藏第三十二號(六) 二二
 - 陸軍物品會計規程中改正追加 (達)陸軍第三十八號(三) 六九

- 海軍兵備品會計規程別表中削除 (達)海軍第七十四號(四) 二七〇
 - 海軍兵備品會計規程第二十九條中削除 (達)海軍第七十七號(八) 四〇三
 - 明治三十六年總算百三十號兵備品出納命令會計官吏ノ件(廢止) (達)海軍第四十號(三) 一六四
 - 海軍通常物品會計規程第二十五條削除 (達)海軍第四十三號(三) 一六五
 - 通常物品出納命令會計官吏表中改正 (達)海軍第六十五號(三) 二五三
 - 通常物品出納命令會計官吏表中削除 (達)海軍第九十三號(六) 三〇三
 - 通常物品出納命令會計官吏表中追加 (達)海軍第一百十六號(七) 三八五
 - 大林區署會計事務規程中改正解除 (訓)農商務第七號(六) 二九
- 〔會議〕**
- 明治二十六年勅令第二百七號(海軍軍法會議構成員タル主任候補年俸)廢止 (勅)第六號(二) 二二
 - 明治三十二年勅令第四百四十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍醫官ヲ置クノ件)中削除 (勅)第九號(二) 四五
 - 臨時海軍軍法會議及海軍令關地軍法會議ニ於ケル主任候補、海軍醫官ニ關スル件 (勅)第二十五號(三) 六六
 - 佐世保及竹敷ニ海軍令關地軍法會議設置 (告)海軍第十號(三) 二七五
- 海軍軍法會議ニ於テ刑ノ首渡ヲ受ケタル者ニ關スル件 (達)海軍第六十一號(三) 二四四
 - 軍法會議ノ處斷ヲ受ケテ地方監獄集治監ニ拘禁セラルル者ニ關スル件 (訓)司法第二號(三) 七〇
 - 高等教育會議規則第十條中削除 (勅)第二百二十六號(二) 三三
 - 高等教育會議規則第四條第三項但書ノ選舉期日 (告)文部第九十九號(二) 八九二
 - 高等教育會議職員五選人名 (告)文部第九十九號(二) 八九二
 - 非常特別稅法ニ依リ納付スル稅額ハ商業會議所職員選舉權ニ關スル納稅額ニ算入セス (省)農商務第七號(五) 一八四
- 〔會期〕**
- 臨時帝國議會召集及其會期 (詔)三月二日(三) 三
- 〔會葬〕**
- 陸軍會葬式及喪式申追加 (勅)第七十六號(六) 三三四
- 〔鐵山〕**
- 廣島鐵山官制廢止 (勅)第七十二號(三) 一一五
 - 廣島鐵山ニ關スル物件ノ賣拂隨意契約ノ件 (勅)第十七號(三) 五九
- 〔鐵業、鐵區、鐵物〕**
- 明治二十五年勅令第三十二號(鐵業稅及鐵區稅徵收取扱方)中改正 (訓)大藏第二十五號(四) 九七

- 海軍省所屬領區ノ件 (告) 農商務第九十一號(四) 七五八
- 鐵物、砂鐵製煉者ノ富年工程報告難形ヲ定メ、明治三十二年訓令第六號(同件)ヲ廢ス (訓) 農商務第九號(七) 二四六
- 〔組合〕
- 特許代理業者組合規則 (省) 農商務第四號(四) 一五五
- ヤノ部
- 〔雇傭〕
- 煙草專賣局ニ於ケル臨時雇員使用ノ件 (勅) 第五百五十八號(五) 二〇七
- 煙草製造所ノ現業ニ從事スル判任官及雇員ノ勤地手當ニ關スル件 (勅) 第七十號(六) 二一九
- 艦船乗組ノ糧食備入給料前金減ノ件 (勅) 第十號(二) 四六
- 明治三十六年勅令第二百五十二號(通信官等雇員使用ノ件)中改正 (勅) 第八十一號(三) 一三三
- 陸軍備入服制備考中追加 (達) 陸軍第十三號(三) 三三
- 雇員備入給料支給規則備考中追加 (達) 陸軍第三十四號(九) 四〇九
- 陸軍軍醫醫劑官又ハ獸醫ニ代用スルハ雇員ノ給料 (達) 陸軍第五十一號(三) 一八七
- 從軍スルハ軍服服裝ニ關スル件ヲ定メ、明治二十八年陸軍第六十四號(海外ニ派遣スル陸軍省雇員タル醫師、藥劑師ニ被服給與方)ヲ廢ス (達) 陸軍第二十號(三) 四〇
- 陸軍平時備入定員表改正 (達) 陸軍第七十九號(三) 二二五
- 陸軍平時備入定員表中追加 (達) 陸軍第九十四號(四) 三六八
- 陸軍平時備入定員表改正 (達) 陸軍第四號(六) 二九六
- 陸軍平時備入定員表改正 (達) 陸軍第六十四號(三) 四三六
- 雇員備入規則別表中追加 (達) 海軍第九號(二) 一四
- 雇員備入規則第三條中追加 (達) 海軍第九十七號(六) 三〇四
- 雇員備入給與規則中改正追加 (達) 海軍第三十四號(三) 一五三
- 海軍文官雇員備入等從軍其他ノ場合等章附著方 (達) 海軍第二十七號(三) 八四
- 明治三十年訓令第四號(臨時備入獸醫手當金ノ件)中改正 (訓) 農商務第十二號(一〇) 二二三
- 〔野戰〕
- 野戰築城教範 (達) 陸軍第三十三號(三) 五九
- 野戰通信工夫規則ヲ定メ、明治二十八年陸軍第十二號(陸軍電信工夫ニ被服支給ノ件)ヲ廢ス (達) 陸軍第三十四號(三) 五九
- 野戰郵便夫規則ヲ定メ、野戰郵便夫規則ヲ廢ス (達) 陸軍第二十四號(三) 四九
- 野戰郵便夫規則中追加 (達) 陸軍第二百二號(六) 二九五
- 野戰郵便夫規則表中改正 (達) 陸軍第二百四號(七) 三三
- 野戰酒保規程ヲ定メ、戰時各隊酒保物品重量規定ヲ廢ス (達) 陸軍第十四號(三) 三三
- 野戰酒保規程第二條中追加 (達) 陸軍第八號(六) 二九七
- 野戰郵便局所私用軍車郵便物ニ到着日付印ヲ捺捺セサル件 (告) 通信第四百四十二號(一〇) 一八五

- 〔養成〕
- 明治三十七年度工業教員養成所並農林教員養成所ニ募集スルハ牛生徒ノ員數 (告) 文部第十五號(一) 一一
- 〔約定〕
- 帝國ト加那大領トノ間ニ締結セル郵便爲替交換ニ關スル追加規約 (勅) 十一月二十五日(一) 三三三
- 大不列顛殖民地、ホンジュラス及サイプラス價格表、肥信書及箱物ヲ交換約定ニ加置 (告) 通信第五十四號(一) 三三〇
- 大不列顛殖民地、バルバドス、價格表、肥信書及箱物交換約定ニ加置 (告) 通信第四百十六號(一) 二六七
- 〔藥局方〕
- 日本藥局方追加 (省) 內務第八號(五) 一四三
- 〔藥劑藥品〕
- 陸軍備用役見習醫官、同藥劑官、同獸醫官ノ曹長相當官ニ任スルノ件 (勅) 第二百三十五號(三) 三三三
- 陸軍軍醫藥劑官又ハ獸醫ニ代用スルハ雇員ノ給料 (達) 陸軍第五十一號(三) 一八七
- 豫備役見習醫官同藥劑官採用ノ件 (告) 陸軍第十號(三) 五九九
- 豫備役見習醫官同藥劑官採用ノ件 (告) 陸軍第三十二號(三) 三〇六
- 海軍軍醫學生、藥劑學生、遊船學生、遊兵學生、主計學生規則書式中改正 (省) 海軍第九號(三) 一五
- 〔前金前渡〕
- 明治三十二年勅令第二十一號(旅費其外概算前金減ノ件)中追加 (勅) 第二百十號(九) 二九九
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教師、藥劑師、看守及女監取締定員)中改正 (省) 司法第十一號(五) 一八一
- 明治三十七年第二回藥劑師試驗ノ場所及期日 (告) 文部第四十二號(六) 二二六
- 明治三十八年第一回藥劑師試驗施行地及期日 (告) 文部第二百二號(三) 一〇七〇
- 醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役ニ關スル者試験延期ノ件 (告) 文部第二十七號(三) 二八一
- 醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役若ハ之ニ關スル職務ニ關スル者試験延期ノ件 (告) 文部第六十號(八) 一四八
- 醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役ニ關スル者試験延期ノ件 (告) 文部第八十三號(一〇) 二七〇八
- 愛蘭並ニ藥品ヲ配伍シタル物品ニシテ實藥ニ關セザルモノノ收去ニ關スル件 (省) 內務第十四號(七) 二四七
- 〔役員〕
- 陸務總支館役員中改定 (告) 臺灣總督府第十號(三) 五三七
- 陸務總支館役員中改定 (告) 臺灣總督府第四十四號(七) 七〇八
- 陸務總支館役員中改定 (告) 臺灣總督府第八十八號(七) 二四五五
- マノ部
- 〔前金前渡〕

○艦艇乗組ノ艦艇備人給料前金渡ノ件 (勅)第十號(一) 一四
 ○明治三十三年勅令第五百十號(艦艇)乘員俸給前渡
 及糧食料前渡ノ件(同)二十五年勅令第七十四號(海軍
 ノ俸給)在勤官吏俸給前金渡方)及同二十九年勅令第
 二十三號(海軍)將校生徒及機關生徒手當金前金渡ノ
 件(廢止) (勅)第六號(一) 一三

○戰役中賄料ノ定額増加ニ關スル件 (勅)第七十六號(三) 一二七

○戰役中賄料ノ增加ノ件 (勅)第七十六號(三) 一二七

○埋葬
 ○明治三十二年勅令第二號(海軍)生徒學生及下士卒等
 ノ死亡者埋葬料ニ關スル件(廢止) (勅)第六號(一) 一三

○陸軍埋葬規則第六條中改正 (省)陸軍第二十號七 二二〇

○戰馬捕殺及戰死者埋葬規則 (達)陸軍第百號(五) 二八七

ケノ部

〔検事〕

○判事検査費用試験規則ニ依リ指定ノ私立京師法政學
 門學校改稱 (省)司法第五十四號(一)〇七〇

〔検印〕

○明治三十二年省令第二十六號(著作權法施行ニ關ス
 ル)勅令ニ依ル検印申請及届出等ノ件(追加) (省)内務第十一號(七) 二〇七

〔検査〕

○明治三十六年勅令第五百十二號(臺灣居住者及韓國
 在留者)ノ徵兵身體検査ニ關スル件)第十條改正 (勅)第一號(一) 一

○明治三十五年陸軍第六十三號(計算、検査及責任解
 除委託ノ件)中改正 (達)陸軍第四十一號(三) 七一

○海軍豫備員志願者體格検査出願ノ件 (省)海軍第十三號(一)〇 二八五

○明治三十七年達第百九號(豫備役後備役兵召集ノ際
 身體検査其他事務ニ關スル件)廢止 (達)海軍第十號(一) 一五

○艦船造修試験検査規則第六條改正 (達)海軍第六十七號(三) 二五〇

○艦船造修試験検査規則改正 (達)海軍第六十六號(七) 三三八

○艦船造修試験検査規則中改正(追加) (達)海軍第百二十八號(一)〇 四三二

○兵器造修試験検査規則 (達)海軍第百十號(七) 三七一

○兵器造修試験検査規則中改正(追加) (達)海軍第百二十七號(一)〇 四三三

○學生生徒身體検査規程中改正(追加) (省)文部第十八號(九) 二六七

○生絲検査所法施行細則改正 (省)農商務第十二號(七) 二二七

○生絲検査所法施行細則中改正 (省)農商務第十三號(三) 三三三

○生絲検査規程改正 (省)農商務第八號(七) 一四五

○畜牛結核病豫防法ニ依ル検査員職務規程中改正(追加)

○機關検査規程中改正(追加) (訓)農商務第五號(四) 一〇四

○船舶検査法施行細則中改正(追加) (省)逓信第六十號(九) 二七四

○船舶検査規程中改正(追加) (省)逓信第五十八號(九) 二六九

○船舶検査手續中改正(追加) (省)逓信第五十九號(九) 二七二

○船舶検査執行地追加 (訓)逓信第一號(九) 二〇七

○船舶検査執行地追加 (省)逓信第百二十六號(三) 五三九

○船舶検査執行地追加 (省)逓信第百六十二號(三) 六七二

○陸奥國青森ヲ船舶検査臨時執行地トス (省)逓信第三百七十號(八)二八八

○越後國直江津ヲ船舶検査臨時執行地トス (省)逓信第百十五號(三) 五三七

○越前國三國ヲ船舶検査臨時執行地トス (省)逓信第二百四十六號(三) 七〇二

○羽後國酒田ヲ船舶検査臨時執行地トス (省)逓信第三百二十四號(六)二三四九

○内地移出米検査規則 (省)逓信第四百四號(九)二六六六

○内地移出米検査所名稱位置 (省)逓信第百六十八號(八)二六〇四

○内地移出米検査手数料 (省)逓信總督府第百五號(八)二六〇四

○度量衡器檢定心得ヲ定メ度量衡檢定所、地方原器、檢
 定用具、檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル
 規程並度量衡檢定規程ヲ廢ス (訓)農商務第二號(二) 七

○度量衡器ノ甲種檢定請求者心得 (省)農商務第九十八號(四) 七三三

○中央度量衡器檢定所支所移轉 (省)農商務第七十七號(三) 六六四

○戰時軍醫ニ際シ召集セラレタル者ノ試験檢定ニ關ス
 ル件 (省)文部第二十二號(三) 三三三

○教員檢定本試験受験者中軍役ニ服スル者試験延期ノ
 件 (省)文部第三十四號(三) 二八三

○教員檢定試験出願者中軍役者ハ之ニ關スル職務ニ服
 スル者試験延期ノ件 (省)文部第百八十六號(二)二八九

○師範學校中學校高等女學校教員試験檢定施行 (省)文部第二十八號(三) 二八二

○師範學校高等女學校國語科中學校國語漢文科ノ作文
 ニ關シ出願ノ教科用圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス (省)文部第百六十二號(八)二四八五

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第七號(一) 一〇

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第四十九號(三) 五八八

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第六十九號(三) 五九二

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第百號(四) 七四三

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第百三十九號(六)二二五

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クル
 コトヲ得ル者指定 (省)文部第百五十號(七)二四〇七

○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第百六十五號(一)六三八	○檢査官設置ノ縣指定 (告)内務第十二號(三)二四九
○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第百七十五號(一)六四三	○檢査官設置ノ府指定 (告)内務第六十六號(一)六八二
○臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規程制定臺灣公學校教員檢定及免許規則及臺灣小學校並公學校教員檢定及免許狀ノ發換又ハ再渡ニ關スル手續規程廢止 (奏)府第四十三號(四) 五五	○牛疫檢査規則第二條中加除 (省)農商務第六號(五) 一八四
○臨時陸軍檢査部條例 (勅)第百八十四號(七) 二二九	○臺灣獸疫預防規則ニ依ル檢査廢止ノ件 (告)臺灣總督府第六十六號(五)一〇九五
○臨時陸軍檢査部檢査規則 (省)陸軍第二十三號(九) 二五〇	○憲兵 (憲)時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備役後備兵科士官准士官下士上等兵補充ノ件 (勅)第百三十四號(四) 一八二
○臨時陸軍檢査部服務規則 (達)陸軍第百二十五號(八) 二六七	○戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備役後備兵科士官准士官下士上等兵補充 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四
○臨時陸軍檢査部本部出張所開設 (告)陸軍第二十五號(九)二六七	○戰時編制又ハ臨時ノ編成ニ依リ成立シタル臨時關係所屬憲兵將校以下ノ缺員補充ニ關スル規定 (達)陸軍第百三號(六) 二九五
○臨時陸軍檢査部本部出張所開設 (告)陸軍第三十號(一〇)一七〇	○經理部士官及豫備役後備兵下士補充ニ關スル件 (勅)第百一號(九) 二五二
○臨時陸軍檢査部檢査所開設 (告)陸軍第二十九號(一〇)一七〇	○經理部士官及豫備役後備兵下士補充ノ件 (達)陸軍第百三十七號(九) 四一〇
○武備臨時海陸檢査所開設 (告)内務第七十五號(三) 二五〇	○憲兵隊配置及憲兵分隊管區表改正 (省)陸軍第四號(二) 一一一
○宇品臨時海陸檢査所開設 (告)内務第七十八號(一〇) 一六八四	○憲兵隊管區及配置表中刪除 (奏)府(第二號)(一) 一一一
○海外陸軍及臺灣ヨリ宇品港ニ來ル船舶檢査ノ件 (告)内務第七十九號(一〇)一六八四	○憲兵隊管區及配置表ヲ定メ從前ノ同表ヲ廢ス (奏)府(第二十一號)(三) 一一三
○海陸檢査法施行規則第一條中追加 (省)内務第十三號(八) 二二二	○憲兵隊管區及配置表中改正刪除 (奏)府(第七十四號)(一〇) 一〇六
○明治三十二年告示第百四號(臨時海陸檢査施行ノ件) (告)内務第十六號(三) 二五〇	○憲兵隊管區及配置表中刪除 (奏)府(第七十五號)(一〇) 一〇六

○軍費補助金取扱方針ニ一般會計ノ借入トシテ取扱ヒタルモノ更正ノ件 (勅)大藏第十九號(四) 八九	○戰役ノタメ召集セラレ又ハ現役ヲ延期セラレタル海軍軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服務期限ニ關スル件 (勅)第百四號(九) 二四四
○軍費補助金取扱手續 (告)陸軍第十五號(四) 七〇	○海軍准士官以上現役繼續下士不服役延期 (省)海軍第二號(一) 一一九
○建築、建設 (勅)大藏第四十一號(七) 一四二	○郵便電信電話官署現金出納計算規則規程 (達)會計檢査院第一號(三) 一六八
○大藏省所屬建築規程中追加 (勅)大藏第四十一號(七) 一四二	○出納員現金取扱規則改正 (省)通信第三十八號(五) 一六五
○師範學校中學校及高等女學校建築費則廢止 (勅)文部第四號(三) 三三	○收入守支簿及出入外現金出納ノ職務兼掌ノ件 (勅)大藏第三號(二) 一一
○電信電話建築事務兼掌局指定 (奏)府第九號(三) 七	○原野 (森)林、原野及產物ノ貸渡シ又ハ賣渡シニ關シ應長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件 (奏)府(第十五號)(三) 一一五
○鐵道建設規程中改正追加 (省)通信第二十三號(三) 九五	○臨時取締ヲタメ長崎縣ニ警視及警部ヲ置ク (勅)第二十八號(三) 六八
○現役 (陸)軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第四十五號(三) 八八	○臺灣總督府警視特別任用令 (勅)第百二十一號(一〇) 三〇九
○陸軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第四十五號(三) 八八	○臺灣總督府警視官服制中追加 (勅)第百二十號(一〇) 三〇八
○陸軍現役、豫備役、後備役將校以下下士卒並補充兵服役延期 (省)陸軍第五號(三) 三三	○臺灣警察官規則第一條中改正 (奏)府(第七十六號)(一〇) 一〇六
○戰役中採用シタル現役見習職階官ヲ歐戰學校ニ分遣必要ノ教育ヲ受ケシムル件 (達)陸軍第百二十一號(七) 三一九	
○戰時又ハ事變ノ際ニ臨時職務ニ就ケタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵隊所管ノ件 (達)陸軍第百五十六號(一〇) 四三〇	
○陸軍現役將校列次名簿編纂規則廢止 (達)陸軍第四號(二) 九	

明治三十七年 索引 (職制) (建築建設) (現役) (現金) (原野) (警視) (警察) 一三五

○臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則第二條中改正 (警部)第九十三號(三) 一五二

○治安警察法ニ依リ或器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)内務第十號(七) 二〇七

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中削除 (省)内務第二十號(三) 五四九

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正 (省)内務第二十一號(三) 五四九

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正 (省)内務第二十二號(三) 五四九

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正加除 (省)内務第二十八號(四) 七三三

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正 (省)内務第二十九號(四) 七三三

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正加除 (省)内務第三十四號(四) 七二五

○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表中改正 (省)内務第四十六號(七) 二三五

〔警部〕

○臨時取締ノタメ長崎縣ニ警視及警部ヲ置ク (勅)第二十八號(三) 六八

〔警守〕

○戰時又ハ事變ニ際シ召集セララル陸軍監獄看守及陸軍警守ノ俸給給與ニ關スル件 (達)陸軍第九十八號(五) 二八七

〔警査〕

○明治三十二年勅令第四百四十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍警査ヲ置クノ件)中削除 (勅)第九號(二) 四九

○臨時海軍軍法會議及海軍合團軍法會議ニ於ケル主理員事、海軍警査ニ關スル件 (勅)第二十五號(三) 六六

○海軍監獄看守海軍警査被服料給與令廢止 (勅)第六號(二) 一三

〔警報〕

○秋田縣土崎港町立警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第五號(二) 九

○三重縣鳥羽町立警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第十號(二) 一〇

○兵庫縣下五箇所ニ正式警報信號標設置 (告)文部第十一號(二) 一〇

○兵庫縣美方郡四箇村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第二十號(二) 一四

○兵庫縣神戸花岸通ニ正式警報信號標設置 (告)文部第三十五號(六) 二二三

○佐賀縣佐賀警察署内警報信號標破損 (告)文部第四十一號(三) 五八七

○佐賀縣佐賀郡東川副村縣立正式警報信號標破損 (告)文部第三十一號(六) 二二三

○富山縣滑川町正式警報信號標修繕竣工 (告)文部第五十六號(三) 五九〇

○富山縣氷見町縣立正式警報信號標破損 (告)文部第七十七號(五) 一〇〇八

○富山縣水見町縣立正式警報信號標修繕竣工 (告)文部第五十二號(七) 四〇七

○福島縣石城郡江名村及相馬郡松ヶ江村ニ縣立警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第八十八號(四) 七四〇

○福島縣四ツ倉町ニ正式警報信號標設置 (告)文部第六十七號(九) 二六四

○德島縣那賀郡見能林村東分ニ正式警報信號標設置 (告)文部第十號(五) 一〇〇六

○德島縣板野郡板西村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第七十四號(九) 二六四

○德島縣德島市大字德島町、勝浦郡小松島村及板野郡撫養町ニ設置ノ警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第七十六號(一〇) 二七〇六

○北海道函館區仲濱町ニ設置ノ縣立警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第一號(四) 七四三

○北海道函館區高砂町ニ設置ノ縣立警報信號標破損 (告)文部第七十九號(一〇) 二七〇七

○北海道函館區高砂町ニ設置ノ縣立警報信號標修繕竣工 (告)文部第八十一號(一〇) 二七〇八

○千葉縣安房郡和田町ニ正式警報信號標設置 (告)文部第十六號(五) 二〇〇七

○高知縣幡多郡清松村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第二十二號(五) 二〇一〇

○長崎縣南高來郡口ノ津村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第二十五號(五) 二〇三三

○福岡縣若松町ニ正式警報信號標設置 (告)文部第三十六號(六) 二二四

○青森縣青森新濱町ニ設置ノ縣立警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第三十七號(六) 二二四

○愛媛縣下六箇所警報信號標ヲ正式ト爲ス (告)文部第五十三號(七) 二四〇八

○和歌山縣東牟婁郡勝浦村縣立警報信號標破損 (告)文部第五十七號(七) 二四一〇

○和歌山縣東牟婁郡勝浦村ニ設置ノ縣立正式警報信號標修繕竣工 (告)文部第七十二號(九) 二六四三

○和歌山縣東牟婁郡太地村ニ設置ノ縣立正式警報信號標破損 (告)文部第七十三號(九) 二六四三

○和歌山縣西牟婁郡串本町ニ設置ノ縣立正式警報信號標修繕 (告)文部第七十七號(一〇) 二七〇六

○廣島縣安藝郡瀬戸島村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第五十八號(七) 二四一〇

○京都府加佐郡山其村及熊野郡湊村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第六十六號(九) 二六三八

○宮崎縣宮崎郡青島村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第六十八號(九) 二六四一

○宮城縣牡鹿郡萩ノ濱村及互理郡荒濱村ニ正式警報信號標設置 (告)文部第七十八號(一〇) 二七〇六

- 香川縣香川郡中笠尾村立正式警備隊機體股
(告) 文部第八十五號(二) 二八九〇
- 新潟縣直江津町立正式警備隊機體股
(告) 文部第九十四號(三) 三〇六八
- 岡山縣牛窓町縣立正式警備隊機體股
(告) 文部第二百三號(三) 三〇七二
- 島根縣原野町縣立正式警備隊機體股
(告) 文部第二百六號(三) 三〇八一
- 滋賀縣警備隊機體規則第四條中追加
(警) 第六十二號(七) 九七
- 高麗國管内布設場所ノ警備隊機體停止ノ件
(告) 警備總督府第二十七號(三) 三〇六六
- 臨時臺灣延任警備隊局私定信標警備隊機體
(告) 臺灣總督府第九十號(七) 二四四五
- 宜蘭縣頭圍警備隊機體股
(告) 臺灣總督府第二百二號(二) 二六〇三
- 鹽水港軍布設警備隊機體股
(告) 臺灣總督府第二百二十五號(二) 二八五九
- [經理]
○ 陸軍總務部士官及下士特別補充ノ件 (勅) 第四百十號(四) 二六三
- 陸軍總務部士官及預備役後備隊兵士下士補充ニ關スル件 (勅) 第二百一號(七) 二五三
- 預備役後備隊陸軍總務部下士補充ニ關スル手續 (達) 陸軍第九十四號(四) 二六八
- 經理部士官及預備役後備隊兵士下士補充ノ件 (達) 陸軍第三百三十七號(九) 四二〇
- 戰地ニ在ル經理部長及軍醫部長各其所管當該部下士ヲ所管外ニ轉セシムルノ件 (達) 陸軍第五百五十九號(二) 四三五
- 專賣局作業或豫算經理規程中改正追加 (勅) 大藏第三十三號(六) 二二
- 海軍經理部及務規程中追加 (達) 海軍第九十一號(五) 二九三
- 被服經理規程及糧食經理規程廢止 (達) 海軍第三十一號(三) 八五
- 水路開闢水路測量經理規程ヲ定メ水路測量水路測量供給規則及水路測量器試驗修理規程ヲ廢ス (達) 海軍第三十五號(三) 一五三
- 兵器經理規程 (達) 海軍第五十二號(三) 三三八
- 艦務用品經理規程第十六條中追加 (達) 海軍第七十六號(四) 二七〇
- 艦務用品經理規程中改正追加 (達) 海軍第二百二十號(八) 四〇六
- 艦務用品經理規程中改正追加 (達) 海軍第二百二十九號(二) 四三三
- [經費]
○ 陸軍省所管經費經理規程中改正追加 (達) 陸軍第四十三號(三) 七一
- 郵便局經費渡切規則施行細則 (省) 逓信第三十號(四) 一〇六
- 郵便局經費渡切規則ニ依リ交付スヘキ指定ノ件 (告) 逓信第二百五十四號(四) 九六九

- 郵便局經費渡切規則ニ依リ交付スヘキ指定ノ件中追加 (告) 逓信第三百九十九號(七) 二六三
- 字品及下開郵便局ニ交付スル渡切經費ニ關スル件 (告) 逓信第三百三十二號(七) 二四三
- [計理]
○ 圓形銀塊及重切符計理手續 (達) 陸軍第九十號(四) 二六一
- [計算]
○ 郵便、電信、電話、電報費現金出納計算規程
(達) 會計検査院第一號(三) 二六八
- 物品出納證明規程計算書中省略ノ件 (達) 會計検査院第二號(三) 二八〇
- 明治三十五年陸軍第六十三號(計) 計算ノ檢査及責任解除委託ノ件(中改正) (達) 陸軍第四十一號(三) 七
- 明治三十一年陸軍第四十一號(被服物品糧食品治潔品計算帳簿其他用紙書式) 廢止 (達) 海軍第四十一號(三) 一六四
- 北米合衆國及ニユー・ファン・ドラン・ド・電信局名ノ附號計算方適用ニ關スル件 (告) 逓信第二百五十號(四) 九六七
- [契約]
○ 岐阜縣山ニ屬スル物件ノ買拂願書契約ノ件 (勅) 第十七號(三) 五九
- 明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物ノ買拂願書ニ依ル契約ニ關スル件) 中追加 (勅) 第十八號(三) 六〇
- 經理部士官及預備役後備隊兵士下士補充ノ件 (達) 陸軍第三百三十七號(九) 四二〇
- 戰地ニ在ル經理部長及軍醫部長各其所管當該部下士ヲ所管外ニ轉セシムルノ件 (達) 陸軍第五百五十九號(二) 四三五
- 專賣局作業或豫算經理規程中改正追加 (勅) 大藏第三十三號(六) 二二
- 海軍經理部及務規程中追加 (達) 海軍第九十一號(五) 二九三
- 被服經理規程及糧食經理規程廢止 (達) 海軍第三十一號(三) 八五
- 水路開闢水路測量經理規程ヲ定メ水路測量水路測量供給規則及水路測量器試驗修理規程ヲ廢ス (達) 海軍第三十五號(三) 一五三
- 兵器經理規程 (達) 海軍第五十二號(三) 三三八
- 艦務用品經理規程第十六條中追加 (達) 海軍第七十六號(四) 二七〇
- 艦務用品經理規程中改正追加 (達) 海軍第二百二十號(八) 四〇六
- 艦務用品經理規程中改正追加 (達) 海軍第二百二十九號(二) 四三三
- [經費]
○ 陸軍省所管經費經理規程中改正追加 (達) 陸軍第四十三號(三) 七一
- 郵便局經費渡切規則施行細則 (省) 逓信第三十號(四) 一〇六
- 郵便局經費渡切規則ニ依リ交付スヘキ指定ノ件 (告) 逓信第二百五十四號(四) 九六九
- 政府ノ工事請買契約解除ニ關スル件 (勅) 第五十四號(三) 九四
- 煙草製造業ニ要スル外國產煙草、器具機械其他材料將購入ノ場合ニ於ケル買付契約ニ關スル件制定明治三十二年勅令第二百二十一號(政府ニ於テ輸入ノタメ買付契約ヲ買入ルルトキ買付契約ノ件) 廢止 (勅) 第一百十六號(四) 一六八
- 煙草製造業局ニ於テ煙草ノ買付契約書中ニ關スル件制定明治三十一年勅令第二十五號(同件) 廢止 (勅) 第六十三號(三) 二二三
- 政府ノ工場外ニ於テ煙草ノ製造作業ヲ爲サシムルトキ買付契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅) 第七十八號(六) 二三六
- 鐵道作業局ニ於テ私設鐵道會社ト鐵道ノ貸借ヲ爲ストキ買付契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅) 第二百十七號(七) 三〇五
- 契約保証金保管出納規程中改正 (達) 海軍第七十二號(四) 二六九
- 國有林野產物ノ買付契約ニ依リ拂受クルコトヲ得ル重要製産品ノ製造業者及木材業者ノ資格 (省) 農商務第三號(二) 四六
- 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告) 農商務第四十號(三) 五二二
- 外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件 (告) 農商務第七十一號(三) 六五八

○外國保險會社ニ對シ新締約停止ノ件
(告)農商務第百二十六號(五)〇二四

○外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件
(告)農商務第百六十六號(三)六五〇

○外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件
(告)農商務第百七十號(六)二六三

○外國保險會社ニ對スル新締約停止解除ノ件
(告)農商務第百三十四號(九)二六五

〔敬禮〕

○海軍敬禮式中改正加除 (達)海軍第百三十四號(三)四四〇

〔掛燈〕 ○掛燈立標ハリノ部立標ノ項ニ掛燈浮標
ハフノ部浮標ノ項ニ懸ス

〔携帶〕

○治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件
(省)内務第百十號(七)二〇七

○携帶天幕製式及使用法中改正 (達)陸軍第百一號(六)二九五

〔刑事〕

○仙臺地方裁判所古川支部結ノ民事刑事第一審事務ヲ
取扱ハス (省)司法第百十號(四)二二九

○地方法院出張所ニ於テ豫審ヲ經タル刑事事件ノ審判
地方法院取扱ノ件 (達)府第百四十七號(五)六七

〔教員〕

○臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令
(勅)第百十八號(四)一六九

○臺灣小學校 臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規
程制定臺灣公學校教員檢定及免許規則及臺灣小學
校並公學校教員檢定及免許狀ノ書換又ハ再減ニ關ス
ル手数料規程廢止 (達)府第百四十三號(四)五九

○下士教員資格ニ關スル規定中改正 (達)海軍第百八十號(四)二七二

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中
改正 (省)文部第百二十一號(三)三三二

○師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行
(告)文部第百二十八號(三)二八二

○教員檢定本試驗受驗者中軍役ニ服スル者試驗延期ノ
件 (告)文部第百三十四號(三)二八三

○教員檢定試驗出願者中軍役若ハ之ニ關スル職務ニ服
スル者試驗延期ノ件 (告)文部第百八十六號(二)二八九

○明治三十七年開設スヘキ師範學校中學校高等女學校
教員等夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第百二十一號(五)〇二二

○明治三十七年開設スヘキ實業學校教員夏期講習會ニ
關スル件 (告)文部第百二十三號(五)〇二二

○實業學校教員夏期講習會會場中變更 (告)文部第百五十一號(七)二四〇七

○明治三十七年度工業教員養成所並農業教員養成所ニ
關スルハハ學生徒ノ員數 (告)文部第百五十五號(二)二二

〔教授、教諭〕

○明治三十年勅令第百三十號(海軍)教授在任ノ件廢止
(勅)第百六號(二)一三

○臺灣小學校又ハ臺灣公學校ノ教諭任用ノ件
(勅)第百十九號(四)一七〇

○臺灣小學校又ハ臺灣公學校ノ教諭失職及退官ノ件
(勅)第百二十號(四)一七二

〔教師、教諭師〕

○文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル道廳府縣市農事工業水
産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水
産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第百九十三號(八)二八四

○北海道地方費ヲ以テ工業巡回教師ヲ設置スルトキ準
據方 (訓)農商務第百一號(二)七

○戰時又ハ事變ニ際シ師團長及兵站監督官教師ヲ戰地
ニ伴行スルヲ得ルノ件 (達)陸軍第百十六號(三)三四

○戰時又ハ事變ニ際シ師團長及兵站監督官教師ヲ戰地
ニ伴行スルヲ得ルノ件中追加 (達)陸軍第百五號(六)二九六

○明治三十六年省令第五號(監獄)監獄醫、教師、藥劑
師、看守及女監取締定員(中改正) (省)司法第百十一號(五)一八一

○明治三十六年省令第五號(監獄)監獄醫、教師、藥劑
師、看守及女監取締定員(中改正) (省)司法第百十一號(五)一八一

〔教育〕

○教育基金令第八條中追加 (勅)第百六十七號(六)二二七

○高等教育會議規則第十條中削除

○高等教育會議規則第四條第三項但書ノ選舉期日
(告)文部第百八十九號(二)二八九三

○臺灣小學校 臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規
程制定臺灣公學校教員檢定及免許規則及臺灣小學
校並公學校教員檢定及免許狀ノ書換又ハ再減ニ關ス
ル手数料規程廢止 (達)府第百四十三號(四)五九

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中
改正 (省)文部第百二十一號(三)三三二

○師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行
(告)文部第百二十八號(三)二八二

○教員檢定本試驗受驗者中軍役ニ服スル者試驗延期ノ
件 (告)文部第百三十四號(三)二八三

○教員檢定試驗出願者中軍役若ハ之ニ關スル職務ニ服
スル者試驗延期ノ件 (告)文部第百八十六號(二)二八九

○明治三十七年開設スヘキ師範學校中學校高等女學校
教員等夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第百二十一號(五)〇二二

○明治三十七年開設スヘキ實業學校教員夏期講習會ニ
關スル件 (告)文部第百二十三號(五)〇二二

○實業學校教員夏期講習會會場中變更 (告)文部第百五十一號(七)二四〇七

○明治三十七年度工業教員養成所並農業教員養成所ニ
關スルハハ學生徒ノ員數 (告)文部第百五十五號(二)二二

〔教授、教諭〕

○明治三十年勅令第百三十號(海軍)教授在任ノ件廢止
(勅)第百六號(二)一三

○高等教育會議議員互選人名 (告)文部第百九十一號(二)二八九二

○露國ニ對シ戰ヲ宣シタルニ付キ教育ニ從事スル者心
得力ノ件 (訓)文部第百二號(三)三三

○戰時ニ際シ小學校其他ノ學校ノ教育ニ關スル件
(訓)文部第百三號(三)三三

○東京帝國大學ニ臨幸御沙汰ヲ賜リタルニ付キ教育ニ
關係アル者獎勵ノ件 (訓)文部第百六號(七)一四四

○戰時又ハ事變ニ際シ於ケル士官候補生教育ニ關スル
件 (勅)第百十五號(四)一六七

○陸軍衛生部下士候補者教育規則ヲ定メ陸軍衛生部下
士候補者教育令ヲ廢ス (達)陸軍第百三十七號(三)六七

○戰時又ハ事變ニ際シ於ケル第一補充兵糧重砲隊臨時
教育召集ニ關スル件 (達)陸軍第百十五號(六)三〇〇

○戰役中採用シタル現役見習醫官ヲ戰時學校ニ分遣
必要ノ教育ヲ受ケシムル件 (達)陸軍第百二十一號(七)三三九

○海軍兵籍ニ在ル商船學校ノ航海科及機關科學生ヲ海
軍生徒ニ推シ教育本部ノ所管トス (省)海軍第百十四號(二)二九九

〔教科〕 ○教科用圖書ハツノ部圖書ノ項ニ懸ス

〔教令、教範、教程〕

○陸軍勤務講習會令中改正加除 (達)陸軍第百五十二號(三)一八七

○野戰築城教程 (達)陸軍第百三十三號(三)五九

○海軍操備員教程ニ關スル件 (達)海軍第百十五號(七)二八四

○ 出典地業主権ニ關スル件 (律)第十號(一)〇 一七	○ 官職地租規則施行規則制定明治三十四年府令第十八號(土地)及(地租)ニ關スル件(業主)ノ取 入獎勵ノトキ(府)第八十八號(三) 一三三	○ 高等土地調査委員會ニ於テ議決セシ土地ノ業主 (律)第九十號(三)〇 一三〇	○ 高等土地調査委員會ニ於テ議決セシ土地ノ業主 (律)第九十號(三)〇 一三〇	○ 陸軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第四十五號(三) 八八	○ 明治三十三年各市區現在結婚離別生産死産死亡數 (附錄)八月三日(八) 三	○ 〔結婚〕 ○ ヲノ部總領ノ項參考	○ 帝牛結核病預防法施行規則第十三條中加除 (省)農務第五號(五) 一八三	○ 帝牛結核病預防法ニ依ル検査員職務規程中改正加除 (訓)農務第五號(四) 一〇四	○ フノ部	○ 〔伏見宮〕 ○ 博親王殿下伏見宮へ御復歸博親王殿下御宮御繼承 (告)宮内第五號(二) 二	○ 佛親王殿下下伏見宮御繼承トス (告)宮内第六號(二) 二	○ 〔文官〕 ○ 文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ 關スル件制定明治二十四年勅令第六十二號同二十 七年勅令第九十九號(同件)廢止 (勅)第二百六號(二) 二九五	○ 明治二十八年勅令第五十一號(海軍文官航海加俸給 與ノ件)同三十六年勅令第六號(艦船乘組准士官以上 候補生及文官遊洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ 件)廢止 (勅)第六號(二) 一三	○ 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル道廳府縣郡市農事工業水 産各試験場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業 水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第九十三號(八) 二八四	○ 陸軍軍用タル文官從軍ノタメ一定ノ服裝ヲ爲サシム タル者ニ服裝手當支給ノ件 (達)陸軍第二十一號(三) 四一	○ 豫備後備者ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官 タル者召集ニ應シ奉職官廳ヨリ俸給ノ額給ヲ受クル 者ニ係ル取扱いヲ定メ明治二十七年陸軍第九十三號 (同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四) 二六八	○ 戰役間諸部團隊重要ノ職ニ在ル高等文官進級シタル 場合其職務繼續ノ件 (達)陸軍第六十三號(二) 四三六	○ 海軍文官考課表規則表改正 (達)海軍第十八號(三) 八〇	○ 海軍文官職員備人等從軍其他ノ場合勸章附著方 (達)海軍第二十七號(三) 八四
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------	------------------------------------------	----------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------------

○ 文官及文官待遇者タル海軍豫備後備役軍人及歸休 兵ニシテ召集中奉職官廳ヨリ俸給ノ額給ヲ受クヘキ 者證明通報方 (達)海軍第八十四號(四) 二七四	○ 文官及文官待遇者タル海軍豫備後備役軍人及歸休 兵ニシテ召集中奉職官廳ヨリ俸給ノ額給ヲ受クヘキ 者證明通報方中改正 (達)海軍第九十四號(六) 三〇三	○ 靜岡縣濱松町立濱松商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認 定 (告)文部第四號(二) 九	○ 靜岡縣濱松町立濱松商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認 定 (告)文部第四號(二) 九	○ 新潟縣中魚沼郡立中魚沼染織學校ヲ文官任用令ニ依 リ認定 (告)文部第十三號(二) 三	○ 新潟縣立農林學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十七號(三) 五八六	○ 新潟縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十八號(三) 五八六	○ 長野縣長野市立甲種商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認 定 (告)文部第九十五號(四) 七四二	○ 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(二) 二八九	○ 宮城縣郡立牡鹿水産學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(二) 二八九	○ 福島縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(二) 二八九	○ 東京帝國大學農科大學農學部、林學部、獸醫學部 科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號(二) 二八九	○ 和歌山縣立農林學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百七號(二) 一〇七	○ 兵庫縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百十號(二) 一〇七	○ 〔文具〕 ○ 事務局特別用文具使用規則廢止 (訓)大藏第三十八號(六) 一三	○ 陸軍武官官等表申削除 (勅)第九十九號(六) 二九〇	○ 陸軍武官官等表申削除 (勅)第九十九號(六) 二九〇	○ 陸軍武官進級令中改正追加 (勅)第二百三十六號(三) 三三六	○ 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士 官以下ノ進級停年半減ノ件 (達)陸軍第九十八號(五) 一五三	○ 陸軍武官進級取扱規則中披露期、披露名簿進級期等 一時變更ノ件 (達)陸軍第六號(二) 一〇	○ 陸軍武官進級取扱規則第十二條改正 (達)陸軍第二十九號(三) 五四	○ 陸軍武官進級取扱規則各披露期ノ裁決期 (達)陸軍第六十六號(六) 三〇一	○ 陸軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第四十五號(三) 八八	○ 在外國公使館附陸海軍武官俸給令中改正削除 (勅)第七號(二) 一四	○ 海軍武官官階表中追加 (勅)第八十號(六) 二五三
---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------------	--------------------------------

○海軍高等武官進級條例中改正加除 (勅)第六十七號(三) 一〇	○海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第四十六號(三) 八九	○海軍高等武官補充條例中改正加除 (勅)第六十八號(三) 一三	○海軍武官考課規則別表改正 (達)海軍第十六號(三) 七九	○外國駐在軍武官官手當金規則廢止 (勅)第六號(一) 二三	○外國駐在軍武官官手當金支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 八五	○陸軍參謀及高等官術副官補職ニ關スル件 (勅)第九十九號(四) 一五〇	○ 〔分遣〕	○明治二十四年陸軍第七十號(入學及分遣派遺者條給其他給與方ノ件)中改正 (達)陸軍第四十九號(三) 一八六	○士官候補生士官學校分遣中ノ帶革ニ關スル件 (達)陸軍第九十九號(五) 二八七	○戰役中採用シタル現役見習醫官ヲ歐醫學校ニ分遣必要ノ教育ヲ受ケシムル件 (達)陸軍第二百二十一號(七) 三一九	○ 〔分工場〕	○京都糧食製造所伏見分工場ヲ糧食部分工場ニ改 (省)大藏第四十二號(二) 二九六	○糧食製造所分工場名稱位置 (省)大藏第四十三號(二) 二九六	○ 〔分監〕	○明治三十六年帝令第十八號(監獄分監設置)中加除 (省)司法第三十一號(六) 二二四	○ 〔服制〕	○學務院職員服制 (達)宮内甲第九號(三) 四四一	○陸軍服制中改正加除明治二十三年勅令第七十三號(陸軍後備各兵隊下士兵卒被服制)ノ件(廢止) (勅)第三十號(三) 六九	○陸軍服制中改正加除 (勅)第四百四十四號(五) 一八九	○陸軍服制中加除 (勅)第二百九號(九) 二九〇	○戰時又ハ亦變ノ際ニ於ケル陸軍服制ニ關スル件 (勅)第二十九號(三) 六八	○陸軍軍團從軍服制 (勅)第三十四號(三) 七四	○理事及理事候補陸軍軍團從軍服制服用ノ件 (達)陸軍第五十五號(三) 一九一	○明治三十二年陸軍第五十九號(臂章圖)中改正加除 (達)陸軍第十二號(三) 三三	○陸軍術人服制備考中追加 (達)陸軍第十三號(三) 三三	○海軍服制中改正加除 (勅)第八十五號(七) 二四〇	○海軍服制服裝ニ關スル諸法令中改正ノ件 (達)海軍第五十五號(七) 三三八	○臺灣總督府警察官服制中追加 (勅)第二百二十號(一〇) 三〇八	○ 〔服裝〕	○陸軍服裝規則第十八條改正 (達)陸軍第十七號(六) 三〇一	○從軍スル軍團服裝ニ關スル件ヲ定メ明治二十八年陸軍第六十四號(海外ニ派遣スル陸軍省職員タル醫術顧問師ニ被服給與方)ヲ廢ス (達)陸軍第二十號(三) 四〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------------	------------------------------------------	---------------------------------	---------------	--------------------------------------------	---------------	---------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------	--------------------------	---------------------------------------	--------------------------	----------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------	----------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	---------------	--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

○陸軍軍團タル文官從軍ノタメ一定ノ服裝ヲ爲サシムタル者ニ服裝手當支給ノ件 (達)陸軍第二十一號(三) 四一	○海軍服裝規則中改正加除 (達)海軍第四百四號(七) 三三六	○海軍服制服裝ニ關スル諸法令中改正ノ件 (達)海軍第五百五號(七) 三三八	○ 〔服役〕	○陸軍服制條例中改正加除 (勅)第二百十三號(九) 三〇二	○屯田兵下士兵卒タリシ者ノ服役ニ關スル件 (勅)第二百三十三號(九) 三〇三	○明治二十七年勅令第九十五號(屯田兵條例ニ依リ服役志願ノ下士ニ關スル件)廢止 (勅)第二百二號(九) 二九二	○陸軍退役將校同相當官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件 (勅)第二百二十三號(一〇) 三〇〇	○戰役ソタメ召集セラレ又ハ現役ヲ延期セラレタル海軍軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服役期限ニ關スル件 (勅)第二百四號(七) 二九四	○陸軍現役、後備役、後備將校以下下士卒並補充兵服役延期 (省)陸軍第五號(三) 三三	○第一國民兵役ニ在ル者ニシテ後備役ニ編入セラレタル者ノ服役ニ關スル件 (勅)第二百十五號(九) 三〇五	○第一國民兵役ニ在ル陸軍出身者服役延期 (省)陸軍第二十五號(九) 二六六	○陸軍退役將校同相當官及准士官後備服役志願規則 (省)陸軍第二十六號(一〇) 二八一	○ 〔服役〕	○海軍准士官以上現役繼續下士卒服役延期 (省)海軍第二號(一) 一五	○海軍後備役後備准士官以上及下士卒服役延期 (省)海軍第三號(三) 三三	○ 〔服務〕	○衛戍服規則中改正加除 (達)陸軍第八十九號(四) 二六〇	○衛戍病院服務規程ヲ定メ衛戍病院條例ヲ廢ス (達)陸軍第十九號(三) 三七	○臨時陸軍檢査部服務規則 (達)陸軍第二百五號(八) 三六七	○工場ニ服務スル技手及技生海軍戰時給與規則ノ增修支給ニ關スル件 (達)海軍第十三號(一) 一六	○ 〔服藥〕	○職工服藥時間規定中加除 (達)海軍第二十二號(三) 八〇	○職工服藥時間規定中追加 (達)海軍第三十五號(三) 四六三	○ 〔物品物件〕	○非常特別稅法ニ依リ輸入稅ヲ徵スヘキ物品ノ從價稅目 (勅)第九十號(四) 一四一	○明治三十五年勅令第二百十九號(輸入物品從價稅目)中追加 (勅)第九十一號(四) 一四二	○郵便ニ依リ外國ヨリ輸入シタル物品ノ内國稅ニ關スル件 (勅)第六十五號(五) 二二五	○廣藥錠ニ藥品ヲ配伍シタル物品ニシテ從價稅ニ關セサルモノノ收去ニ關スル件 (省)內務第十四號(九) 二四七
-------------------------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	---------------	-------------------------------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------------	---------------	------------------------------------	--------------------------------------	---------------	-------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------------------	---------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------	------------------------------------------	----------------------------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ○臨時煙草製造準備局物品出納順序 (訓)大藏第二十六號(四) 九三 ○煙草專賣局所屬物品出納順序ヲ定メ兼煙草出納順序及專賣局物品出納順序ヲ廢ス (訓)大藏第三十七號(六) 一一九 ○陸軍物品會計規程中改正追加 (達)陸海第三十八號(三) 六九 ○野戰酒保規程ヲ定メ戰時各陸酒保物品重量規定ヲ廢ス (達)陸海第十四號(三) 三三 ○海軍通常物品會計規程第二十五條削除 (達)海軍第四十三號(三) 一六五 ○通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第六十五號(三) 二五三 ○通常物品出納命令官會計官吏表中削除 (達)海軍第九十三號(六) 三〇三 ○通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第一百六十六號(七) 三八五 ○物品購買規則中改正追加 (告)海軍第二十二號(七) 一四〇 ○海軍軍人軍團私設鐵道乘車物品運送手續ヲ定メ明治三十一年告示第三號(同件)ヲ廢ス (告)海軍第二十八號(二) 二八七 ○明治三十一年法第四十一號(被服物品糧食品治藥品計算帳簿其他用紙格式)廢止 (達)海軍第四十一號(三) 一六四 ○物品出納證明規程計費簿(中省略)件 (達)會計検査院第二號(三) 一八〇 ○廣島縣山ニ屬スル物件ノ賣渡隨意契約ノ件 (勅)第十七號(三) 五九 	<ul style="list-style-type: none"> ○治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)内務第十號(七) 二〇七 ○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)内務第十號(三) 二四二 ○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)内務第五十八號(八) 一四六三 ○煙草專賣法ニ依リ物件申告並買上請求ニ關スル件 (省)大藏第十六號(五) 一四五 〔不動産〕 ○不動産登記法施行細則第六十八條中改正 (省)司法第十八號(九) 二六六 ○明治三十五年省令第十三號(不動産登記ノ囑託ニ付ノ官吏指定)中追加 (省)内務第九號(六) 一八七 ○明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付ノ官吏指定)中追加 (省)大藏第二十號(六) 一八七 ○明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付ノ官吏指定)中追加 (省)大藏第三十五號(八) 二四一 ○明治三十五年省令第四號(不動産登記ノ囑託ニ付ノ官吏指定)中追加 (省)陸軍第三十一號(三) 三三〇 〔扶助〕 ○官吏連族扶助法施行規則中改正削除 (關)第一號(三) 一 ○海軍志願兵家族扶助金支給規則廢止 (省)海軍第五號(三) 三三 ○公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十號(三) 三三〇
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立小學校校長退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十一號(三) 三三二 ○臺灣ニ在動スル地方稅支辨ノ供給ヲ受クル支官制任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)府第十一號(三) 七 〔赴任〕 ○赴任及歸郷者臺灣國及濟南派遣者ニ係ル旅費支給方 (達)陸海第五十號(三) 一八六 〔符號〕 ○陸軍軍隊符號 (達)陸海第六十號(三) 一九六 〔浮標〕 ○尾張國知多郡野間村中新田沖水底電線浮標漂流 (告)逓信第四百四十九號(二〇) 一八五三 ○羽後國船川灣船川浮標改造 (告)逓信第五百三十七號(三) 三三三 ○能登國七尾南灣租出漁浮標流失 (告)逓信第三號(二) 二〇七 ○能登國七尾南灣、トリノリ「漁浮標流失 (告)逓信第一百十三號(三) 五七 ○能登國七尾南灣租出漁及「トリノリ」漁浮標位置ニ變更 (告)逓信第二百六十六號(四) 九六八 ○能登國七尾南灣租出漁浮標流失 (告)逓信第二百七十七號(四) 九八七 ○能登國七尾南灣租出漁浮標位置ニ變更 (告)逓信第三百三十九號(七) 二四三八 	<ul style="list-style-type: none"> ○能登國七尾南灣租出漁浮標流失 (告)逓信第三百九十八號(九) 一六六三 ○能登國七尾南灣租出漁浮標流失 (告)逓信第四百二號(九) 一六六五 ○能登國七尾南灣租出漁及「漁浮標」位置ニ變更 (告)逓信第四百二十三號(九) 一六七五 ○能登國七尾南灣租出漁及「大瀬」浮標流失 (告)逓信第四百四十四號(二〇) 一八五一 ○能登國七尾南灣森田「漁浮標」流失 (告)逓信第五百二十一號(三) 三三四 ○長門國木山掛燈浮標破損 (告)逓信第五百二十四號(三) 三三五 ○長門國木山掛燈浮標點火 (告)逓信第五百四十六號(三) 三三七〇 ○磯城國鹽田瀬戸瓦洲浮標一時撤去 (告)逓信第九十二號(三) 五三一 ○磯城國鹽田瀬戸瓦洲浮標位置ニ變更 (告)逓信第二百二十號(三) 六九二 ○筑前國若松港口渡橋工事中三箇浮標假設 (告)逓信第四百四十號(二〇) 一八四九 ○肥前國長崎港口大會根「漁浮標」假設假浮標撤去 (告)逓信第二百四號(三) 六八四 ○廈門内港ウエストコーカ「列岩」浮標移轉ノ件 (告)臺灣總督府第十八號(二) 五四二 ○基隆港インフレキンプル「漁浮標」移轉 (告)臺灣總督府第二十號(三) 五四三
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 基隆港石花灘淨水設備 (告)臺灣總督府第四十八號(四) 九六八
- 基隆港「インフレーション」浄水標及石花灘淨水標位置ニ関スル件 (告)臺灣總督府第五十八號(四) 九六〇
- 臺北廳淡水港口北西洲及南西洲淨水標位置ニ關スル件 (告)臺灣總督府第六十八號(五) 一〇九六
- 淡水港「ハール」淨水標設備 (告)臺灣總督府第七十三號(五) 一〇九七
- 淡水港「ハール」淨水標位置ニ關スル件 (告)臺灣總督府第七十五號(六) 一〇九六
- 基隆港淡水區城隍廟用淨水標位置ニ關スル件 (告)臺灣總督府第三十二號(二) 一〇八六
- 〔停廢〕
- 停廢情報局設置 (勅)第四十四號(三) 八七
- 停廢情報局設置ノ件追加 (勅)第二百七號(七) 二九六
- 停廢及拿捕シタル船舶ノ乘員數之ニ準スル者ノ給與ニ關スル件 (勅)第五十號(三) 九六
- 停廢ノ處罰ニ關スル件 (勅)第二百二十五號(一〇) 三二一
- 停廢情報局開設 (告)陸軍第八號(三) 二六三
- 停廢情報局事務取扱規程 (達)陸軍第四十四號(三) 七四
- 停廢情報局事務取扱規程中改正削除 (達)陸軍第四十一號(九) 四四
- 停廢給與規則 (達)陸軍第五十四號(三) 一九〇
- 停廢取扱細則制定停廢給與規則廢止 (達)陸軍第九十七號(二五) 二六二
- 停廢取扱細則中改正削除 (達)陸軍第三十五號(九) 四九
- 停廢取扱規則中改正追加 (達)陸軍第六十七號(二) 四三七
- 停廢取扱規則 (達)陸軍第三十九號(九) 四二二
- 停廢取扱規則 (達)海軍第三十三號(三) 一五〇
- 停廢取扱規則中改正追加 (達)海軍第三十三號(三) 四四九
- 停廢給與規程第六條中改正追加 (達)海軍第四十四號(三) 一六六
- 停廢郵便規則 (達)海軍第八十五號(四) 二七五
- 停廢郵便規則 (省)逓信第十三號(三) 七九
- 停廢郵便規則 (省)逓信第十四號(三) 八〇
- 〔普濟院〕
- 臺北仁濟院、臺南慈惠院及澎湖普濟院規則改正 (達)府第五十七號(七) 九一
- 臺北仁濟院臺南慈惠院及澎湖普濟院規則第一條中追加 (達)府第八十七號(三) 一三三
- 〔封鎖〕
- 遼東中島南部ノ沿岸直接封鎖ノ件 (告)海軍第十九號(五) 一〇〇三
- コノ部
- 〔御料〕
- 御料局支應職制中改正追加 (達)宮内甲第六號(七) 三二八
- 御料局地方部局員職階表章中追加 (達)宮内甲第八號(三) 四一

- 社寺土地御料林野特賣規程第九條中注進ノ件 (告)宮内第十二號(四) 七〇九
- 明治三十一年告示第十一號(拂下)豫定御料地箇所表(中拂下停止ノ件)中解除ノ件 (告)宮内第七號(三) 三三三
- 〔御沙汰〕
- 東京帝國大學ニ臨幸御沙汰ヲ賜リタルニ付キ教育ニ關係アル者獎勵ノ件 (訓)文部第六號(七) 一四四
- 〔御救恤〕
- 火災ニ付キ御救恤ノ件 (告)臺灣總督府第二百一十一號(九) 二六七八
- 地震災ニ付キ御救恤ノ件 (告)臺灣總督府第四百十三號(二) 一〇三六
- 〔國庫〕
- 國庫債券發行規程 (省)大藏第四號(三) 二二
- 國庫債券發行規程第三條中改正 (省)大藏第五號(三) 三三
- 第二回國庫債券發行規程 (省)大藏第十七號(五) 一五二
- 國庫債券發行規程第十四條中追加 (省)大藏第二十四號(六) 一八八
- 第三回國庫債券發行規程 (省)大藏第四十一號(一〇) 二七五
- 交付金補償金及買上金トシテ給付スルモノノ發行ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四
- 國庫債券ノ利子ニ關スル件 (省)大藏第三十號(六) 一九四
- 國庫債券及本債券五十圓券以下ノモノノ百圓以上ノ本債券ト交換請求方 (省)大藏第三十三號(七) 二〇九
- 國庫債券發行規程 (省)大藏第四十號(一〇) 二七七
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (告)大藏第五十二號(一〇) 二六九六
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (告)大藏第六十五號(二) 二八七六
- 保證金代用國庫債券價格ノ件 (訓)大藏第四十八號(一〇) 二〇九
- 保證金代用國庫債券價格ノ件 (告)海軍第二十六號(二) 二八八六
- 郵便局國庫債券取扱規則 (省)逓信第六十七號(一〇) 二九二
- 國庫債券七種見本ノ件 (告)大藏第三十四號(三) 五五六
- 第一回國庫債券ニ對シテ假債券發行高 (告)大藏第六十八號(六) 一〇四
- 第一回國庫本債券發行高 (告)大藏第九十三號(七) 一三六〇
- 第一回國庫本債券發行高 (告)大藏第五十四號(一〇) 二六九七
- 第一回國庫本債券發行高 (告)大藏第八十五號(三) 一〇六〇
- 第一回國庫債券七種見本ノ件 (告)大藏第五十號(一〇) 二六九六
- 第二回國庫假債券七種見本ノ件 (告)大藏第九十三號(七) 一三六〇
- 第二回國庫債券ニ對シテ假債券交付高 (告)大藏第九十二號(八) 一四七三
- 第二回及第三回國庫債券ノ樣式 (告)大藏第八十九號(二) 一〇三三

- 國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換ノ件 (告)大藏第百五十五號(二〇)一六九八
- 國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換ノ件 (告)大藏第百八十七號(三三)〇六二
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六十九號(二〇)五
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第七十號(二〇)五
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第七十一號(二〇)六
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第七十二號(二〇)六
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第七十三號(二〇)七
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第七十六號(二〇)八
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第八十四號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第八十五號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第八十六號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第九十一號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第九十二號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百三號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百十八號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百三十一號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百三十三號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百四十七號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百四十九號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百五十七號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百五十九號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六十七號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六十九號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十二號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十三號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十八號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十九號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十一號(二〇)一〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十二號(二〇)一〇
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第十號(二〇)二四二
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第五十八號(二〇)四六三
- 明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂ニ關スル件)中追加 (勅)第十八號(二〇)一六〇
- 明治三十二年勅令第三百八十四號(國有林野及產物ノ賣拂代金延納ノ件)改正 (勅)第百四十六號(二〇)一九二

- 國有林野法施行規則第七條中改正 (省)農商第百九號(二〇)一七九
- 國有林野及產物賣拂代金延納規則改正 (省)農商第百九號(二〇)一七九
- 國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂タルコトヲ得ル重要國產物ノ製造業者及木材業者ノ資格 (省)農商第百三號(二〇)一八四
- 郵政總局守府ニ係ル國道路線ノ件 (告)內務第十七號(二〇)一八七
- 東京ヨリ第八師團ニ連スル國道路線ノ件 (告)內務第七十六號(二〇)一八四
- 國民兵 [國民兵] ○ 第一國民兵役ニ在ル者ニシテ後備役ニ編入セラレタル者ノ服役ニ關スル件 (勅)第百十五號(二〇)三〇五
- 第一國民兵役ニ在ル陸軍出身者服役延期 (省)陸軍第二十五號(二〇)二六六
- 國民兵ノ給與ニ關スル件 (勅)第百十六號(二〇)三〇五
- 國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民兵編入志願者ニ關スル件制定國民兵條例廢止 (勅)第百三十三號(二〇)三三三
- 明治二十九年省令第二十五號(國民兵編入志願者願出ニ關スル規程)中改正 (省)陸軍第三十號(二〇)三一九
- 臺灣國防用防禦警備區域取締規則施行細則中改正 (憲)第八號(二〇)一五
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百四十七號(二〇)一六八
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百四十九號(二〇)一六九
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百五十七號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百五十九號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六十七號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百六十九號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十二號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十三號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十八號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百七十九號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十一號(二〇)一七〇
- 代國庫假債券交付ノ件 (告)大藏第百八十二號(二〇)一七〇
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第十號(二〇)二四二
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第五十八號(二〇)四六三
- 明治三十四年告示第九號(各要路地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域)中追加 (告)陸軍第十八號(二〇)二二二
- 明治三十四年告示第九號(各要路地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域)中追加 (告)陸軍第十八號(二〇)二二二
- 記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件 (法)第十七號(二〇)四六
- 明治三十七年法律第十七號ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百四十七號(二〇)一九二
- 國債募集金出納證明規程 (法)會計檢査院第三號(二〇)三〇六
- 國稅 ○ ソノ部租稅ノ項ニ關ス (法)第百四十五號(二〇)一八八
- 陸軍現役軍人婚姻條例制定陸軍武官結婚條例廢止 (勅)第百四十五號(二〇)一八八
- 陸軍現役軍人婚姻出願及許可手續 (法)陸軍第三十六號(二〇)一六六
- 公使館領事館費用條例第七條中追加 (勅)第百七十二號(二〇)三三二
- 公使館領事館費用條例別表中追加 (勅)第百七十二號(二〇)三三二
- 在外國公使館附陸海軍武官俸給令中改正削除 (勅)第七號(二〇)一四三

○在帝國露國公使館及領事館撤退ニ付中同國臣民保護ニ關スル件 (勅)内務第一號(三) 二七

○(公布式) (露府)第七十號(一〇) 一〇三

○(公告) (省)司法第九號(四) 二六

○死刑執行ノ榜示公告ニ關スル件 (省)司法第九號(四) 二六

○(公債) (省)司法第三號(三) 三四

○公証規則施行條例第十七條中追加 (露府)第五號(三) 四

○公証規則施行日期 (露府)第六號(三) 四

○(公共) 陸海軍ノ召集ニ應シタル地方公共團體ノ吏員職員給料差額支給ニ關スル件 (勅)内務第七號(四) 七

○臺灣公共規則施行規則改正 (露府)第十三號(三) 一〇

○公共ノ事業ニ關スル公園墓地市場屠畜場及其他營造物ノ管理ニ關スル件 (露府)第六十五號(九) 九七

○(公債) (勅)海軍第七號(七) 七

○艦船公試規則廢止 (露)第九號(六) 一六

○一圓銀貨幣ヲ公納ニ使用スルコトヲ得ルノ件 (露)第九號(六) 一六

○(公債) 臺灣事業公債法第一條中改正追加 (法)第十五號(四) 四

○整理公債條例第四條第五條中改正 (勅)第四十三號(三) 八六

○賦役若ハ事變ニ際シ賜フ一時賜金ヲ公債證券ニテ交付スルコトヲ得ルノ件 (勅)第六十八號(六) 二二八

○一時賜金トシテ交付スヘキ公債證券ノ種類 (省)大藏第二十八號(六) 一九三

○公債募集ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(二) 三二七

○英國倫敦及北米合衆國組育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第三百三十八號(五) 一八五

○英國倫敦及北米合衆國組育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第二百二十九號(二) 三二八

○大日本帝國政府五分利及臺灣事業公債證券ノ額面種類 (省)大藏第四十六號(三) 三二五

○公債證券發行金額及價格 (省)大藏第四十八號(三) 三二六

○舊公債證券ノ小額面ヲ大額面ニ變更ノ件 (省)大藏第六十一號(五) 一〇〇一

○大日本帝國政府五分利公債證券ノ額面種類及交換ノ件 (省)大藏第八十六號(三) 三三〇

○臺灣事業公債證券ヲ大日本帝國政府五分利公債證券ニ引換ノ件 (省)大藏第三十八號(三) 五五七

○臺灣事業公債證券ヲ大日本帝國政府五分利公債證券ニ引換ノ件 (省)大藏第七十號(二) 二八四

○(公債) (省)大藏第六號(二) 五

○(告)大藏第七號(二) 六

○(告)大藏第九號(二) 六

○(告)大藏第十號(二) 六

○(告)大藏第二十六號(三) 五五四

○(告)大藏第二十七號(三) 五五四

○(告)大藏第二十八號(三) 五五四

○(告)大藏第二十九號(三) 五五四

○(告)大藏第三十號(三) 五五四

○(告)大藏第三十一號(三) 五五四

○(告)大藏第五十一號(五) 九九八

○(告)大藏第五十二號(五) 九九八

○(告)大藏第五十三號(五) 九九九

○(告)大藏第五十四號(五) 九九九

○(告)大藏第五十九號(五) 一〇〇〇

○(告)大藏第六十號(五) 一〇〇〇

○(告)大藏第六十三號(五) 一〇〇三

○(告)大藏第六十六號(六) 一〇〇四

○(告)大藏第六十七號(六) 一〇〇四

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○(告)大藏第九十五號(七) 一〇三〇

○海軍功績調査手續中改正 (達)海軍第九十六號(六) 三〇三

○砲兵工廠條例第二條中追加 (勅)第二百三十號(二) 三一九

○大阪砲兵工廠名古屋及金澤派出所廢止東京砲兵工廠金澤派出所設置 (達)陸軍第六十五號(二) 四三七

○海軍工廠處務細則第九條中追加 (達)海軍第九十號(五) 二九三

○海軍工廠工務規程 (達)海軍第六十二號(三) 二四五

○海軍工廠工務規程中改正 (告)海軍第二百二十五號(九) 四三三

○海軍工廠(需品庫ヲ除ク)海軍遺兵廠下烟火製造所及海軍修理工場勤務時間並職工就業時間規定中削除 (達)海軍第二百二十二號(三) 八〇

○政府ノ工場外ニ於テ煙草ノ製造作業ヲ爲サシムルトハ阻害契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅)第七十八號(六) 三二六

○工場ニ服務スル技手及技生海軍職時給與規則ノ增修支給ニ關スル件 (達)海軍第十三號(二) 一六六

○海軍工廠(需品庫ヲ除ク)海軍遺兵廠下烟火製造所及海軍修理工場勤務時間並職工就業時間規定中削除 (達)海軍第二百二十二號(三) 八〇

○砲兵工廠候補生召募 (告)陸軍第十二號(三) 吳一

○陸軍下士以下用背蓋及工兵用具縮率改正 (達)陸軍第八號(三) 二六

○野戰通信工夫規則ヲ定メ明治二十八年陸軍第十二號(陸軍電信工夫ニ被服支給ノ件)ヲ廢ス (達)陸軍第三十四號(三) 九九

○造兵工務規程及造船工務規程廢止 (達)海軍第七十一號(四) 二六九

○海軍工廠工務規程 (達)海軍第六十二號(三) 二四五

○海軍工廠工務規程中改正 (告)海軍第二百二十五號(九) 四三三

○政府ノ工事請負契約解除ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 九九

○職時又ハ事變ニ際シ之ニ起因スル電報工事ニ從事スル者ニ手當給與ノ件 (勅)第九十六號(八) 二八七

○明治三十三年省令第十八號(臨時稅關工事部購入ノ小蒸氣船等製造競争者資格ノ件)中改正追加 (勅)第一號(二) 一

○若松稅關支署聯合其他工事請負競争資格ノ件 (告)大藏第三十九號(二〇) 二七七

○大藏省所屬工事取扱規程第二條中追加 (勅)大藏第四十二號(七) 一四二

○砂防工事ヲ施行スヘキ土地指定 (告)內務第三十二號(四) 七四

○砂防工事ヲ施行スヘキ土地指定 (告)內務第三十三號(四) 七四

○筑後川改修工事終了 (告)內務第三十七號(五) 九六六

○醫藥用工業用酒精稅法中改正刪除 (法)第四號(四) 一八

○醫藥用工業用酒精稅法施行規則中改正追加 (勅)第八十六號(四) 一三五

○文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル道廳府縣郡市農事工業水産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休暇ニ關スル件 (勅)第九十三號(八) 二六四

○府縣郡市工業試驗場及府縣郡市工業講習所規程ヲ北海道ニ適用ス (省)農務第一號(二) 二六

○北海道地方費ヲ以テ工業巡回教師ヲ設置スルト申請切方 (勅)農務第一號(二) 七

○キニハ共和國萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ件 (告)農務第三百三十五號(三) 三〇九

○明治三十七年度工業教員養成所並農業者教員養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數 (告)文部第十五號(二) 二二

○陸軍下士以下用背蓋及工兵用具縮率改正 (達)陸軍第八號(三) 二六

○高等工藝ニ關シ特種ノ技能ヲ有スル將校同相當官下士兵卒取扱方ノ件 (達)陸軍第六十八號(二) 四三八

○礦物、砂煉製煉者一箇年工程報告書格式ヲ定メ明治三十三年訓令第六號(同件)ヲ廢ス (勅)農務第九號(七) 一四六

○私設鐵道法施行規則ニ依ル工程報告格式 (告)逓信第二百七十號(四) 九八三

○職時又ハ事變ノ際ニ於ケル士官候補生教育ニ關スル件 (勅)第一百十五號(四) 一六七

○明治三十六年召募ノ士官候補生入校及修學期ノ件 (省)陸軍第十六號(四) 二二七

○明治三十七年採用ノ士官候補生入校期日 (省)陸軍第二十四號(九) 二六六

○陸軍衛生部下士候補者教育規則ヲ定メ陸軍衛生部下士候補者教育令ヲ廢ス (達)陸軍第三十七號(三) 六七

○日露戰役間士官學校入校中ノ士官候補生ニ係ル被服給與方 (達)陸軍第九十二號(四) 三六七

○士官候補生士官學校分道中ノ帶革ニ關スル件 (達)陸軍第九十九號(五) 二八七

○明治三十八年召募スヘキ士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格 (告)陸軍第二十四號(八) 二四九

- 明治三十八年召募スハ主計候補生人員及志願者心
(省)陸軍第二十六號(九)六二七
- 士官候補生臨時召募及其規程 (省)陸軍第二十七號(九)六三〇
- 砲兵工長候補生召募 (省)陸軍第十二號(三)五六一
- 明治三十六年勅令第六號(艦船准士官以上候補生及文官道洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ件)廢止 (勅)第六號(二) 一三
- 海軍少軍醫候補生實務練習規則第四條中追加 (達)海軍第五號(二) 二二
- 明治三十三年達第百四十號(少尉候補生及少補關士候補生乘艦中供用品表)廢止 (達)海軍第三十六號(三) 一五六
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (省)海軍第十五號(四) 七五
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (省)海軍第二十七號(二)二八六
- 陸軍服制中改正加除明治二十三年勅令第七十三號(陸軍後備各兵隊下士卒被服服制ノ件)廢止 (勅)第三十號(三) 六九
- 明治二十七年勅令第八十八號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召募セラレタル巡査看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第三十三號(三) 七三
- 明治二十七年勅令第五十一號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召募セラレタル海軍陸軍隊看守ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第二百二十一號(四) 一七一
- 明治二十七年勅令第五十二號(豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召募セラレタル貴族院議院守衛ニ休職ヲ命スル件)改正 (勅)第二百二十二號(四) 一七一
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役憲兵科士官准士官下士卒等兵補充方 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四
- 豫備後備役ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官タル者召募ニ應ジ奉職官日ヨリ俸給ノ補給ヲ受ケル者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治二十七年陸軍第九十三號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四) 二六八
- 經理部士官及豫備後備役憲兵下士卒補充ノ件 (達)陸軍第九十四號(四) 二五六
- 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級俸年半減ノ件 (達)陸軍第九十六號(四) 二七〇
- 戰時又ハ事變セラレタル海軍豫備後備役軍人ノ任用進級ニ關スル件 (勅)第二百五號(九) 二九四
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役憲兵科士官准士官下士卒等兵補充ノ件 (勅)第三百三十四號(四) 一八二
- 經理部士官及豫備後備役憲兵下士卒補充ニ關スル件 (勅)第二百一號(九) 二五三
- 第一國民兵役ニ在ル者ニシテ後備役ニ編入セラレタル者ノ服役ニ關スル件 (勅)第二百十五號(九) 三〇五
- 陸軍現役將校同相當官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件 (勅)第二百二十三號(一〇) 三三〇
- 陸軍現役豫備後備役將校以下下士卒兵補充兵服役延期ノ件 (省)陸軍第五號(三) 二二
- 陸軍現役將校同相當官及准士官後備服役志願規程 (省)陸軍第二十六號(一〇) 二八一
- 豫備後備役陸軍經理部下士卒補充ニ關スル手續 (達)陸軍第八十四號(四) 二五六
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役憲兵科士官准士官下士卒等兵補充方 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四
- 豫備後備役ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官タル者召募ニ應ジ奉職官日ヨリ俸給ノ補給ヲ受ケル者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治二十七年陸軍第九十三號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四) 二六八
- 經理部士官及豫備後備役憲兵下士卒補充ノ件 (達)陸軍第九十四號(四) 二五六
- 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級俸年半減ノ件 (達)陸軍第九十六號(四) 二七〇
- 戰時又ハ事變セラレタル海軍豫備後備役軍人ノ任用進級ニ關スル件 (勅)第二百五號(九) 二九四

- 海軍豫備後備役准士官以上及下士卒服役延期ノ件 (省)海軍第三號(三) 三二
- 戰時又ハ事變セラレタル海軍豫備後備役軍人及歸休兵ニシテ召募中奉職官日ヨリ俸給ノ補給ヲ受ケル者證明通報方 (達)海軍第八十四號(四) 二七四
- 文官及文官待遇者タル海軍豫備後備役軍人及歸休兵ニシテ召募中奉職官日ヨリ俸給ヲ受ケル者證明通報方中改正 (達)海軍第九十四號(六) 三〇三
- 海軍豫備後備役將校以下准士官一部充員召募ノ件 (省)海軍總督府第二十一號(三) 五四三
- 海軍豫備後備役下士卒及佐世保護守府ニ於ケル後備役水兵充員召募ノ件 (省)海軍總督府第二十二號(三) 五四四
- 文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル道府縣市農事工業水産各試驗場及講習所、種畜場ノ職員並農事工業林業水産各巡回教師ノ休職ニ關スル件 (勅)第九十三號(八) 二八四
- 府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程ヲ北海道ニ適用ス (省)農商務第一號(二) 一六
- 水産講習所規程改正 (勅)農商務第三號(二) 二六
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役憲兵科士官准士官下士卒等兵補充ノ件 (勅)第三百三十四號(四) 一八二
- 經理部士官及豫備後備役憲兵下士卒補充ニ關スル件 (勅)第二百一號(九) 二五三
- 第一國民兵役ニ在ル者ニシテ後備役ニ編入セラレタル者ノ服役ニ關スル件 (勅)第二百十五號(九) 三〇五
- 陸軍現役將校同相當官及准士官ヲ後備役ニ服セシムルノ件 (勅)第二百二十三號(一〇) 三三〇
- 陸軍現役豫備後備役將校以下下士卒兵補充兵服役延期ノ件 (省)陸軍第五號(三) 二二
- 陸軍現役將校同相當官及准士官後備服役志願規程 (省)陸軍第二十六號(一〇) 二八一
- 豫備後備役陸軍經理部下士卒補充ニ關スル手續 (達)陸軍第八十四號(四) 二五六
- 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル豫備後備役憲兵科士官准士官下士卒等兵補充方 (達)陸軍第九十一號(四) 二六四
- 豫備後備役ハ補充兵役ニ在リ又ハ歸休兵ニシテ文官タル者召募ニ應ジ奉職官日ヨリ俸給ノ補給ヲ受ケル者ニ係ル取扱方ヲ定メ明治二十七年陸軍第九十三號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第九十三號(四) 二六八
- 經理部士官及豫備後備役憲兵下士卒補充ノ件 (達)陸軍第九十四號(四) 二五六
- 陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級俸年半減ノ件 (達)陸軍第九十六號(四) 二七〇
- 戰時又ハ事變セラレタル海軍豫備後備役軍人ノ任用進級ニ關スル件 (勅)第二百五號(九) 二九四
- 水産講習所規程規則改正 (省)農商務第九十號(四) 七五
- 農事試驗場農事講習生規程中改正削除 (省)海軍總督府第七十一號(五) 一〇九
- 明治三十七年開設スハキ師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ニ關スル件 (省)文部第二十一號(五) 一〇二
- 明治三十七年開設スハキ實業學校教員夏期講習會ニ關スル件 (省)文部第二十三號(五) 一〇三
- 實業學校教員夏期講習會會場中變更 (省)文部第五十一號(七) 一四七
- 京都帝國大學法科大學醫科大學及理工科大學講座ノ件中改正追加 (勅)第五百一十一號(五) 一九四
- 物品購買賣却規則中改正追加 (省)海軍第二十二號(七) 四〇三
- 貯蓄債券購買媒介郵便規則 (省)逓信第六十九號(一) 三〇一
- 郵便局貯蓄債券購買媒介期限 (省)逓信第四百六十九號(二) 一九九九
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第十號(二) 二四二
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第五十八號(八) 四六三
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (省)內務第九號(三) 二九九

- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)内務第五十七號(一)四六三
- 明治三十六年訓令第四號(古社寺保存法ニ依リ修理保存金ヲ下付シタルトキ其修理未了等ノ場合報告方)中改正制 (訓)内務第十號四 六
- 内大臣官中顧問官及内大臣秘書官官制中改正 (達)宮内甲第二號(三) 一七
- 〔雇員〕**○ヤノ部派ノ項ニ職又
- 〔月長〕**
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官職ノ事務ヲ行ハシムルノ市町村長月長等指定)中追加 (省)逓信第八號(三) 五三
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官職ノ事務ヲ行ハシムルノ市町村長月長等指定)中追加 (省)逓信第二十九號(三) 一〇五
- 〔月籍〕**
- 大阪府中河内郡中富安村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第三號(二) 八
- 大阪府中河内郡中富安村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第四號(二) 八
- 愛知縣中島郡一治村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第五號(三) 二七
- 愛知縣中島郡一治村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第六號(三) 二七
- 茨城縣北相馬郡山王村戸籍役場保存ノ戸籍簿遺失ノ件 (告)司法第五十三號(一〇)二七五
- 長野縣北安曇郡中土村戸籍役場保存ノ戸籍簿遺失ノ件 (告)司法第三十三號(六)二二四
- 宮城縣栗原郡栗駒村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第十號(三) 二七九
- 宮城縣栗原郡栗駒村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第十一號(三) 二八〇
- 宮城縣志田郡荒雄村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第四十號(七)二四〇
- 巖手縣氣仙郡氣仙村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第五十一號(一〇)二七四
- 巖手縣氣仙郡氣仙村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)陸軍第五十二號(一〇)二七五
- 青森縣三月郡市川村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第八號(三) 二七八
- 青森縣三月郡市川村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第九號(三) 二七九
- 青森縣津輕郡西目屋村戸籍役場保存ノ身分登記簿遺失ノ件 (告)司法第四十四號(七)二四七
- 秋田縣北秋田郡前田村戸籍役場保存ノ戸籍簿遺失ノ件 (告)司法第二號(二) 七
- 富山縣新川郡境村戸籍役場保存ノ戸籍簿遺失ノ件 (告)司法第二十四號(四) 七五

- 岡山縣赤松郡石生村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第三十四號(六)二二四
- 佐賀縣東松浦郡呼子村戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第四十一號(七)二四〇
- 佐賀縣東松浦郡呼子村役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第四十二號(七)二四〇
- 熊本縣鹿本郡山鹿町戸籍役場保存ノ登記簿遺失ノ件 (告)司法第十六號(三) 五八
- 熊本縣鹿本郡山鹿町役場備付ノ出入寄留簿遺失ノ件 (告)司法第十七號(三) 五八
- 〔小包〕**
- 日本帝國及亞米利加合衆國間小包郵便條約 (勅)七月十四日(七) 二六八
- 清韓小包郵便規則中改正追加 (省)逓信第四十一號(六) 二〇〇
- 外國小包郵便規則第二十二條改正 (省)逓信第四十號(六) 一九九
- 外國小包郵便規則中改正追加 (省)逓信第五十一號(七) 二二三
- 小包郵便物交換條約施行細則中改正 (告)逓信第二百六十二號(四) 九七六
- 明治三十五年告示第五百四十三號(小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事項摘要)中改正追加 (告)逓信第二百二十七號(三) 六九二
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事項摘要中改正 (告)逓信第二百七十五號(四) 九八六
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事項摘要中改正追加 (告)逓信第三百二十八號(三) 五九〇
- 明治三十五年告示第五百四十九號(外國小包郵便物ノ特殊取扱ニ要スル料金)ノ件)中追加 (告)逓信第三百二十二號(六) 二六九
- 明治三十五年告示第五百四十九號(外國小包郵便物ノ特殊取扱ニ要スル料金)ノ件)中追加 (告)逓信第三百四十一號(七)二四三
- 外國小包郵便料金表中改正 (告)逓信第二十六號(二) 二二三
- 外國小包郵便料金表中追加 (告)逓信第八十九號(三) 五二九
- 外國小包郵便料金表中改正 (告)逓信第四百十九號(三) 六六六
- 外國小包郵便料金表中追加 (告)逓信第四百八十四號(三) 六七八
- 外國小包郵便料金表中改正 (告)逓信第二百七十六號(四) 九八六
- 外國小包郵便料金表ヲ定メ明治三十六年告示第五百七十九號(同件)ヲ廢ス (告)逓信第三百三號(六) 二六九
- 外國小包郵便料金表中追加 (告)逓信第三百二十七號(六) 三九〇
- 外國小包郵便料金表中追加 (告)逓信第三百四十二號(七) 四三九
- 外國小包郵便料金表中改正 (告)逓信第三百四十九號(七) 四四二
- 外國小包郵便料金表中追加 (告)逓信第三百六十八號(八) 五八四

○外國小包郵便料金表中改正 (告) 逓信第三百七十六號(一)五八七

○外國小包郵便料金表中追加 (告) 逓信第四百七十號(二)九九九

○外國小包郵便料金表ヲ定メ明治三十七年告示第三百三號(同件)ヲ廢ス (告) 逓信第五百四十三號(三)三四二

○清國北京天津芝罘及牛莊(ハ)小包郵便物運送社絶ノ件 (告) 逓信第九十三號(三)五二二

○清國北京天津及芝罘宛清韓小包郵便物運送開始 (告) 逓信第四百四十五號(三)六六五

○露西亞宛小包郵便物ニ添付スルハキ税關告知書ニ記載方ノ件ヲ定メ明治三十五年告示第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (告) 逓信第二百八十八號(三)六六六

〔小切手〕

○煙草賣換代金ハ仕拂保證アル小切手ヲ以テ納付セシムルコトヲ得ルノ件 (訓) 大藏第五十一號(三)三三三

〔小荷物〕

○鐵道作業馬車旅客便ニ依ル送手荷物、小荷物死體貴重品、小動物ノ運賃保管料及其取扱手續ヲ定メ明治三十四年告示第三百二十四號(同件)ヲ廢ス (告) 逓信第四百八十八號(三)三三三

〔互選〕

○明治二十三年訓令第七號(貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方)第四條中改正削除 (訓) 內務第五號(三)三五

○高等教育會議議員互選人名 (告) 文部第九十一號(二)八九二

〔黒色革〕

○兵器ニシテ黒色革ヲ用フルモノ改正ノ件 (達) 陸達第二十三號(三)四五

工ノ部

〔要港〕

○明治三十四年告示第九號(各要港地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域)中改正追加 (告) 陸軍第二號(三)二五五

○明治三十四年告示第九號(各要港地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域)中追加 (告) 陸軍第十八號(六)二二二

〔要港〕

○要港部條例中改正追加 (勅) 第三號(二) 三

○馬公要港防禦海面區域 (告) 海軍第十二號(三) 五八四

○馬公要港船舶出入心得 (告) 臺灣總督府第二十四號(三) 五八四

○馬公要港船舶出入心得改正 (告) 臺灣總督府第三十四號(三) 七〇五

○馬公要港船舶出入心得廢止 (告) 臺灣總督府第四十七號(四) 九八八

〔衛戍〕

○東京衛戍總督部條例 (勅) 第二百二十八號(四) 一七六

○東京衛戍總督部ノ位置 (告) 陸軍第十七號(五)二〇三

○衛戍條例中改正追加 (勅) 第三百三十號(四) 一七八

○衛戍服務規則中改正削除 (達) 陸達第八十九號(四) 二六〇

○衛戍病院服務規則ヲ定メ衛戍病院條例細則ヲ廢ス (達) 陸達第十九號(三) 三七

○明治三十七年度衛戍病院條例ニ依ル治療費定額 (達) 陸達第六十八號(三) 二〇〇

〔衛生〕

○陸軍衛生部下士候補者教育規則ヲ定メ陸軍衛生部下士候補者教育令ヲ廢ス (達) 陸達第三十七號(三) 六七

○衛生材料取扱規則中改正追加 (達) 陸達第三十二號(三) 五八

〔營造物〕

○臺灣國防用防禦營造物區域取締規則施行細則中改正追加 (達) 陸達第八號(三) 五

○公共ノ事業ニ關スル公園墓地市場屠畜場及其他營造物ノ管理ニ關スル件 (達) 陸達第六十五號(九) 九七

〔營内、營外〕

○營内居住下士以下階級用被服食料及返納手續 (省) 陸軍第二十七號(二〇) 二八一

○營外居住ノ職ニ在ル下士ヲ營内居住ノ職ニ轉セシムル件 (達) 陸達第九十三號(六) 二九九

〔營業〕

○鐵道運輸營業ノ開始、廢止ハテノ都鐵道ノ私設保險倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手續料徴收ノ件 (勅) 第九十九號(四) 一六一

○私設保險倉庫ノ營業等ニ關スル特許手續料 (省) 大藏第十號(四) 一一二

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告) 司法第四十七號(八) 四八四

○指定倉庫營業者解散ノ件 (告) 司法第四十四號(三) 五七七

○指定倉庫營業者解散ノ件 (告) 司法第二十二號(四) 七五五

○指定倉庫營業者破産ノ件 (告) 司法第四十八號(九) 一

○指定倉庫營業者廢業ノ件 (告) 司法第四十九號(九) 二六三

○指定倉庫營業者廢業ノ件 (告) 司法第五十號(九) 二六三

〔演習〕

○陸軍勤務演習令中改正追加 (達) 陸達第五十二號(三) 一八七

○東京帝國大學農科大學附屬臺灣演習林在勤職員加俸支給ノ件 (勅) 第三十五號(三) 八二

○斗六廳管内官有森林ノ一部ヲ東京帝國大學農科大學演習林ト爲スノ件 (告) 臺灣總督府第四十二號(二)二〇六

〔鹽田、鹽務〕

○臺灣鹽田規則施行細則改正 (達) 陸軍第四十號(四) 五〇

○鹽務總支館役員中改正 (告) 臺灣總督府第十號(三) 五三七

○鹽務總支館役員中改正 (告) 臺灣總督府第四十四號(三) 七〇八

○鹽務總支館役員中改正 (告) 臺灣總督府第八十八號(七) 二四五

〔遠洋〕

○明治三十六年勅令第六號(艦船乘組准士官以上候補生及文官遠洋ニ航海スルトキ支度手續料支給ノ件)廢止 (勅) 第六號(二) 一三

- 遼洋漁業練習生規程改正 (告)農商務第九十二號(四) 七五九
- 沖繩縣納稅租額納法 (法)第十三號(四) 二九
- 明治三十二年勅令第三百八十四號(國有林野及產物賣拂代金延納ノ件)改正 (勅)第四百四十六號(五) 一九一
- 國有林野及產物賣拂代金延納規則改正 (省)農商務第十一號(六) 一九七
- 戰役ノタメ召集セラレ又ハ現役ヲ延期セラレタル海軍軍人ノ上官ニ任用進級セラレタル場合ニ於ケル服役期限ニ關スル件 (勅)第二百四號(九) 二九四
- 陸軍現役豫備役、後備役時校以下下士卒並補充兵服役延期 (省)陸軍第五號(三) 二二三
- 第一國民兵役ニ在ル陸軍出身者服役延期 (省)陸軍第二十五號(九) 二六六
- 海軍豫備役、後備役准士官以上及下士卒服役延期 (省)海軍第三號(三) 三三
- 醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役若ハ之ニ關スル職務ニ服スル者試驗延期ノ件 (告)文部第六十號(八)二四八
- 醫術開業試驗又ハ藥劑師試驗出願者中軍役ニ服スル者試驗延期ノ件中改正 (告)文部第八十三號(二)二七〇
- 秋長復定試驗出願者中軍役若ハ之ニ關スル職務ニ服スル者試驗延期ノ件 (告)文部第八十六號(二)二八九
- 紫色鉛筆ノ使用禁止及注意ノ件 (勅)文部第八號(八) 一五一
- 繪畫書(〇ハ)ノ部彙書ノ項ニ載ス
- テノ部
- 鐵道
- 鐵道作業局官制第三條中追加 (勅)第二百二十二號(一〇) 三〇九
- 鐵道作業局ニ於テ私設鐵道會社ト鐵道ノ貸借ヲ爲スト申願書ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅)第二百十七號(九) 三〇五
- 臺灣總督府鐵道部官制第二條中改正 (勅)第五號(二) 一三
- 臺灣總督府又ハ北海道鐵道部官吏補用ノ件 (勅)第三百三十五號(五) 一八三
- 京釜鐵道株式會社ニ交付スル補助費概算波ノ件 (勅)第四百十號(五) 一八七
- 鐵道軍事供用令 (勅)第十二號(二) 四八
- 鐵道軍事輸送規程 (省)陸軍第三號(二) 五
- 陸軍運輸部出張所及停車場設置 (通)陸軍第七十八號(三) 二二五
- 陸軍運輸部支那支隊斗六停車場廢止 (通)陸軍第六十二號(二) 四三六
- 陸軍運輸部湖日停車場廢止 (通)陸軍第六十六號(二) 四三七

- 海軍軍人軍屬私設鐵道乘車並物品輸送手續ヲ定メ明治三十一年告示第三號(同件)ヲ廢ス (省)海軍第二十八號(二)二八七
- 鐵道統計規程表中改正 (省)通信第二十二號(三) 八四
- 鐵道建設規程中改正追加 (省)通信第二十三號(三) 九五
- 鐵道運輸規程中改正追加 (省)通信第二十四號(三) 一〇一
- 鐵道信規規程中改正追加 (省)通信第二十五號(三) 一〇三
- 鐵道船舶郵便規則第四條中追加 (省)通信第四十二號(六) 二〇一
- 鐵道係員職制中追加 (通)府第六十九號(一〇) 一〇三
- 臺灣總督府鐵道部運輸規程中追加 (臺)府第四十一號(四) 五四
- 鐵道作業局旅客列車便ニ依ル託送手荷物、小荷物死體、貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其取扱手續ヲ定メ明治三十四年告示第三百二十四號(同件)ヲ廢ス (省)通信第四百八十八號(二)三三三
- 私設鐵道法施行規則ニ依ル工程報告格式 (告)通信第二百七十號(四) 九八三
- 東海道線蒲田驛ニ於テ運輸營業開始 (告)通信第二百五十七號(四) 九七一
- 東海道線田浦驛ニ於テ運輸營業開始 (告)通信第二百六十七號(四) 九七八
- 東海道線清洲一ノ宮間ニ新設新設運輸營業開始 (告)通信第三百六十二號(二)四九九
- 中央東線諏訪富士見間運輸營業開始 (告)通信第五百四號(三)二二七
- 奧羽南線新庄院內間運輸營業開始 (告)通信第四百四十八號(二)一八五三
- 奧羽北線和田神宮寺間運輸營業開始 (告)通信第三百七十九號(八)一五八七
- 奧羽北線神宮寺大曲間運輸營業開始 (告)通信第五百三號(二)三三三
- 陸羽線會曾松崎間運輸營業開始 (告)通信第八十號(三) 六七六
- 吳線ニ渡崎停車場設置 (告)通信第三百五十七號(七)二四四七
- 吳線運輸營業廢止 (告)通信第四百八十一號(二)三〇〇四
- 四成鐵道株式會社線運輸營業廢止 (告)通信第四百八十二號(二)三〇〇四
- 臺灣總督府鐵道部出張所設置 (告)臺灣總督府第五十六號(四) 九八〇
- 碓仔田及島松庄停車場廢止 (告)臺灣總督府第五十號(四) 九八八
- 斗六驛斗六停車場設置運輸營業開始 (告)臺灣總督府第十一號(三) 五三八
- 斗六驛瀨水停車場設置運輸營業開始 (告)臺灣總督府第三十六號(二)三〇〇七
- 苗栗線伯公坑停車場設置運輸營業開始 (告)臺灣總督府第七十二號(五)一〇九七

- 郵便電信學校及電信局事務ハカノ
部事務及爲替水底電信線浮標ハ
ノ部事務ノ項ニ移ス
(勅)第十三號(三) 五三
- 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正加除
(勅)第十三號(三) 五三
- 戦時又ハ亦變ニ際シ之ニ起因スル電線工事ニ從事ス
ル者ニ手當給與ノ件 (勅)第九十六號(八) 二八七
- 明治三十六年省令第十三號(町村)請願ニ依ル電信
施設ニ關スル勅令施行細則第九條中改正
(省)逓信第一號(一) 一六
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發電報取
扱規則第四條中改正 (省)逓信第二十號(三) 八三
- 郵便及電信電話局内ニ設置ノ電話所廢止
(省)逓信第二百四十五號(三) 七〇二
- 明治三十年告示第二百九十六號(紀伊國和歌山市及
海草郡北島村間水底電線ノ件)廢止
(省)逓信第二百十號(三) 六八七
- 明治三十六年告示第五百九十六號(下關海峡外八箇
所水底電線線路區域圖ノ件)中廢止
(省)逓信第四百五十二號(二) 二八五
- 明治三十六年告示第五百九十七號(伊勢尾張間水底
電線線路圖ノ件)中浮標設置
(省)逓信第四百六十六號(二) 二九九
- 明治三十六年告示第四百十號(水底電線線路圖ノ件)
中改正 (省)逓信第四百七十五號(二) 二〇〇一
- 清國天津牛莊間電信線通信ニ關スル件
(省)逓信第九十一號(三) 六八一
- 明治三十三年告示第六十三號(在韓國本邦郵便及
電信局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件)
中追加 (省)逓信第二百五十八號(四) 九七五
- 北米合衆國及ニユーファウンドランド電信局名ノ歸
數計算方適用ニ關スル件 (省)逓信第二百五十號(四) 九六七
- 露西亞電信主管局長崎島拉日阿斯德間海底電線ニ
於ケル電報ヲ取扱ハス (省)逓信第二百二十八號(三) 五三〇
- 萬國電信條約附屬細目規則改正
(省)逓信第三百十六號(三) 三〇三
- 萬國電信條約附屬細目規則中追加
(省)逓信第三百四十三號(七) 二四〇
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ヲ定
(省)逓信第四百十四號(七) 二六七〇
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項
(省)逓信第三百二十號(六) 二三四五
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項
(省)逓信第三百九十二號(八) 二五九四
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定中追加
(省)逓信第四百七十四號(二) 二〇〇一
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定中改正加除
(省)逓信第五百四十五號(二) 三三七〇

- 外國電信取扱制限表中追加 (省)逓信第二百二十九號(三) 五三二
- 外國電信取扱制限表中改正 (省)逓信第三百七十七號(三) 五三三
- 外國電信取扱制限表中追加 (省)逓信第九十號(三) 六八一
- 外國電信取扱制限表中追加 (省)逓信第二百七十一號(四) 九八四
- 外國電信取扱制限表中追加 (省)逓信第四百九號(二) 六六四
- 郵便電信、電話官署現金出納計算證明規程
(逓)會計検査院第一號(二) 一六八
- 野戰通信工夫規則ヲ定メ明治二十八年陸軍第十二號
(陸)軍電信工夫ニ被服支給ノ件ヲ廢ス (逓)陸軍第三十四號(三) 五九
- 電信電話建築事務兼掌局指定
(露)府(第九號(三) 七
- 私設電信規則ニ依リ一等郵便電信局ノ取扱フハ中事
務ニ關スル件ヲ定メ明治三十五年府令第四十一號
(官)應用並私設電信電話ニ關スル監督者ノ件ヲ廢ス (露)府(第十號(三) 七
- 山城國京都市立寶子本郵便受取所ヲ郵便電信受取所
トス (省)逓信第六十四號(三) 六七一
- 大和國阪本郵便局電信事務取扱開始
(省)逓信第一百八十八號(三) 五二八
- 攝津國大阪富田電信受取所設置
(省)逓信第五十七號(二) 三〇〇
- 攝津國大阪天保町郵便受取所電信事務取扱開始
(省)逓信第四百三十八號(二) 二八四九
- 攝津國神戶下山手通郵便受取所ヲ郵便電信受取所ト
ス (省)逓信第五百二十九號(二) 三三三六
- 伊賀國上野電信取扱所公衆電報取扱開始
(省)逓信第二百三十三號(三) 六八四
- 伊勢國富田郵便局電信事務取扱開始
(省)逓信第二百三十三號(二) 二二三
- 伊勢國赤須賀、四日市南町郵便受取所ヲ郵便電信受
取所トス (省)逓信第八十八號(三) 五二九
- 伊勢國阿漕、筋向橋及宮川電信取扱所公衆電報取扱
開始 (省)逓信第二百三十三號(三) 六八四
- 尾張國豐洲電信受取所設置 (省)逓信第八十七號(三) 五二八
- 尾張國一宮電信取扱所公衆電報取扱開始
(省)逓信第二百三十三號(三) 六八四
- 三河國權須賀電信受取所設置 (省)逓信第八十七號(三) 五二八
- 三河國下地町、三谷郵便受取所ヲ郵便電信受取所ト
ス (省)逓信第八十八號(三) 五二九
- 遠江國中泉郵便局電信事務取扱開始
(省)逓信第三十五號(二) 二二五
- 遠江國金指電信受取所設置 (省)逓信第九十二號(三) 六八一
- 駿河國江尻郵便局電信事務取扱開始
(省)逓信第六十八號(二) 三三八
- 駿河國鹽津郵便局電信事務取扱開始
(省)逓信第五十二號(三) 六六八

- 駿河國入山御電信受取所設置 (告) 逕信第六十九號(二) 三三八
- 甲斐國諏訪郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三十八號(二) 三二六
- 甲斐國右左口郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第八十號(三) 五二七
- 伊豆國三津郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三十五號(二) 三二五
- 伊豆國土肥郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三十六號(二) 三二五
- 相模國松田郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第二百二十五號(三) 六九二
- 相模國湯ヶ原郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第二百二十六號(三) 六九二
- 相模國藤ノ湯電信受取所閉鎖延期 (告) 逕信第四百二十七號(九) 一六七六
- 武藏國東京兩國郵便電信局、新橋芝赤羽、深川高橋電信取扱所設置 (告) 逕信第二百四十號(三) 七〇〇
- 武藏國東京兩國橋電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第三百八十五號(八) 一五九〇
- 武藏國東京高橋、新橋、赤羽電信局廢止 (告) 逕信第二百四十三號(三) 七〇一
- 武藏國東京神田小川町電信受取所移轉改稱 (告) 逕信第三百七號(三) 二一九
- 武藏國東京目黒電信受取所改稱 (告) 逕信第二百四十四號(三) 七〇二
- 武藏國東京芝葉井町郵便電信受取所移轉改稱 (告) 逕信第五百二十號(三) 三三三
- 武藏國東京橋本町及本所柳島町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第三十七號(二) 三二五
- 武藏國東京神田猿樂町及深川東森下町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第五百七號(三) 三三六
- 武藏國東京橋本郵便電信受取所設置 (告) 逕信第五百五號(三) 三三六
- 武藏國東京深川、電信取扱所京橋南飯島町、南八丁堀、日本橋本石町、日本橋濱町及神田猿樂町、電信受取所廢止 (告) 逕信第五百八號(三) 三三六
- 武藏國橫濱榎木電信局ヲ二管郵便局ニ改定 (告) 逕信第三百八十四號(八) 一五九〇
- 武藏國布田郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第七十九號(三) 五二七
- 武藏國豐田電信受取所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第五百五十三號(三) 六六八
- 上野國宮津郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三十號(二) 三二四
- 上野國大原電信取扱所廢止 (告) 逕信第三百十九號(六) 一五四五
- 常陸國牛久、赤戸及岩間電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第四百八十三號(三) 六七八
- 近江國湖田郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第十四號(二) 三二一

- 近江國武佐郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第五十二號(二) 三二九
- 近江國多賀郵便電信受取所設置 (告) 逕信第五十一號(二) 三二九
- 美濃國白鳥郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第二十三號(二) 三二三
- 美濃國保儀及船附郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第一百號(三) 五三三
- 美濃國稻沼電信受取所設置 (告) 逕信第一百號(三) 五三三
- 美濃國岐阜河原渡町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第三十五號(三) 五三三
- 美濃國瑞浪電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第二百三十三號(三) 六八四
- 信濃國豐里郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第十七號(二) 三二一
- 信濃國駒場郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第七十八號(三) 五二七
- 信濃國和田町郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第二百二十三號(三) 五二九
- 信濃國淺野郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逕信第二十五號(二) 三二三
- 信濃國穴山電信受取所設置 (告) 逕信第二十一號(二) 三二三
- 上野國小泉郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第十八號(二) 三二一
- 上野國大間々電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第四十號(二) 三二六
- 下野國鹽原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第二百九十八號(六) 一六五
- 下野國鹽原電信取扱所廢止 (告) 逕信第二百九十九號(六) 一六五
- 下野國鹽原郵便局電信事務取扱延期 (告) 逕信第四百二十八號(九) 一六七七
- 下野國鹽原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第四百七十六號(二) 一〇〇一
- 下野國小金井電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第四十號(二) 三二六
- 陸前國岩切及鹿島港電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第二百三十二號(三) 六九六
- 陸前國神宮寺郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三百三十六號(三) 五三三
- 羽後國和田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第三百五十九號(七) 一四四八
- 越前國河野郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第三百八十號(八) 一五八九
- 能登國七尾電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第十六號(二) 三二一
- 能登國七尾電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第四十五號(二) 三二八

- 越後國乙郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百六十三號(三) 六七一
- 越後國阿野町郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百六十六號(八) 五八四
- 越後國鹽澤電信受取所設置 (告) 逓信第七十七號(三) 五二六
- 越後國稻山電信受取所設置 (告) 逓信第二百二十四號(三) 六九二
- 越後國新潟電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第二百七十九號(五) 一〇八七
- 佐渡國多田郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第二號(一) 二〇七
- 丹波國雲原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第十五號(一) 二二一
- 丹波國田原郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第七十一號(一) 三三八
- 但馬國竹野郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第二百二十二號(三) 六九一
- 但馬國津尾山郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第百九十八號(三) 六八二
- 伯耆國黑坂郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第二百二十三號(三) 六九二
- 伯耆國渡部郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第百九十四號(三) 六八二
- 伯耆國八橋村郵便受取所郵便電信受取所トシ改稱 (告) 逓信第百九十五號(三) 六八二
- 隱岐國北方郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第十三號(一) 二二〇
- 播磨國瀨尾電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第百二十四號(三) 五九九
- 播磨國明石電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第五百三十號(三) 三三六
- 備後國土庄及三庄郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第五百四十號(三) 三三三
- 備後國大門電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第四百十三號(一) 三二七
- 安藝國廣島白鳥郵便受取所及廣島山郵便電信受取所改稱 (告) 逓信第三百九十五號(八) 二〇〇三
- 安藝國横川電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第四百十三號(一) 三二七
- 周防國三田尻郵便電信受取所設置 (告) 逓信第五百二十七號(三) 三三六
- 周防國吉川電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第四百十三號(一) 三二七
- 長門國地生電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第四百十三號(一) 三二七
- 紀伊國九鬼郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百三十四號(三) 五三三
- 紀伊國西川及色川郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百九十七號(三) 六八二

- 紀伊國大崎電信受取所設置 (告) 逓信第百十七號(三) 五二八
- 阿波國川口郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百二十七號(三) 六八六
- 阿波國中津電信受取所設置 (告) 逓信第百九十三號(三) 六八二
- 讃岐國辻村郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第六十七號(一) 二三八
- 讃岐國高松東濱町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第三十一號(一) 二二四
- 伊豫國入野郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第十九號(一) 二二二
- 伊豫國津浦郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第九十七號(一) 五三三
- 伊豫國菊間郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百七十三號(三) 六七五
- 伊豫國穴井郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第五百四十九號(三) 三二七
- 土佐國才角郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第九十八號(三) 五三三
- 筑前國西戸崎電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第百二十二號(三) 五二九
- 筑前國若松、天道及長尾電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第八十五號(三) 五二八
- 筑前國戸畑電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第百二十六號(三) 六八六
- 筑後國松崎郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百一十一號(三) 五二六
- 筑後國善導寺郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百六十號(三) 六七〇
- 筑後國沖端郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第九號(一) 二二〇
- 筑後國分郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第七十二號(三) 五二四
- 豐前國安心院郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百一十一號(三) 五二六
- 豐前國門司白木崎郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第八十四號(三) 五二八
- 豐後國久住郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第七號(一) 二〇九
- 豐後國津代郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第八十三號(三) 五二八
- 豐後國立石郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第五百三十二號(三) 三三七
- 豐後國塚脇郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 逓信第百六十一號(三) 六七七
- 肥前國奈瓦尾郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第百八十一號(三) 六七六
- 肥前國敷良木郵便局電信事務取扱開始 (告) 逓信第五百四十二號(三) 三三四
- 肥前國温泉郵便電信取扱所開設延期 (告) 逓信第四百二十一號(九) 二六七五

- 肥前國六角電信受取所設置 (省) 逕信第二十四號(二) 二三三
- 肥後國小天郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第七號(二) 二〇九
- 肥後國魚貴郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第五十三號(二) 二二九
- 肥後國伊倉電信受取所設置 (省) 逕信第八號(二) 二〇九
- 大隅國海村郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第三十四號(二) 二二五
- 大隅國末吉郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第五十八號(二) 二三三
- 大隅國平土野郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第六十六號(三) 二五八
- 大隅國栗野電信取扱所公衆電報取扱開始 (省) 逕信第五百三十八號(三) 三二四
- 薩摩國須賀郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第七十號(二) 二三八
- 薩摩國印通寺郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第七號(二) 二〇九
- 對馬國竹敷及小船越郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第三十二號(二) 二二四
- 對馬國竹敷要港電信取扱所公衆電報取扱開始 (省) 逕信第三十三號(二) 二二五
- 琉球國糸浦郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第二十二號(二) 二二三
- 渡島國函館電信取扱所移轉 (省) 逕信第三百六十七號(八) 二九八
- 後志國松島内郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第二十八號(二) 二二四
- 後志國津浦郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (省) 逕信第二十九號(二) 二二四
- 後志國余別電信受取所設置 (省) 逕信第二百五十五號(三) 二六八
- 石狩國東旭川郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第二十八號(二) 二二四
- 天鹽國上名寄郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第五十八號(三) 二七〇
- 膽振國特太郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第二十八號(二) 二二四
- 十勝國標別郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第九十六號(三) 二五三
- 根室國花咲電信取扱所附設 (省) 逕信第二百二十一號(三) 二六九
- 根室國花咲電信取扱所設置 (省) 逕信第五百三十四號(三) 三二八
- 千島國函館郵便局電信事務取扱開始 (省) 逕信第九十六號(三) 二五三
- 一等郵便電信局名稱位置及管轄區域中削除 (省) 逕信總督府第十四號(三) 二五〇
- 一等郵便電信局ニ添屬スル郵便電信電話事務分掌 (省) 逕信總督府第十三號(三) 二四一

- 私設電信規則ニ關スル一、二等郵便電信局ノ分掌區域 (省) 逕信總督府第十九號(三) 二五三
- 郵便電信支局名稱位置中削除 (省) 逕信總督府第十五號(三) 二五〇
- 二等郵便電信局名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第十六號(三) 二五〇
- 二等郵便電信局名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第九十二號(七) 二五五
- 郵便及電信局出張所名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第四十三號(三) 二〇八
- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正 (省) 逕信總督府第五十二號(四) 二〇九
- 郵便電信局出張所名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第六十三號(四) 二〇九
- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正 (省) 逕信總督府第七十六號(六) 二一五
- 郵便及電信局出張所名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第九十三號(七) 二二四
- 郵便及電信局出張所名稱位置中追加 (省) 逕信總督府第九十一號(三) 二二七
- 郵便物運送事務ヲ取扱ハサル郵便電信局所ノ件 (省) 逕信總督府第三十四號(二) 二〇六
- 三等郵便電信局廢止ノ件 (省) 逕信總督府第九十四號(七) 二〇六
- 新竹郵便電信局電報直配區域内ニ編入地域 (省) 逕信總督府第六號(三) 二五七
- 新竹郵便電信局電報直配區域内ニ編入地域 (省) 逕信第十二號(三) 二五三
- 臺北街郵便電信受取所代金引換郵便物交付事務取扱開始 (省) 逕信總督府第六十四號(四) 二〇九
- 斗六郵便電信局他里霧定期郵便出張所開設 (省) 逕信總督府第九號(二) 二〇五
- 外國新聞電報規則第二條中改正追加 (省) 逕信第三十九號(五) 二一六
- 外國電報ノ料金及其納付方ヲ定メ明治三十年省令第十五號、同三十三年省令第六十一號、同件ヲ廢シ外國新聞電報規則第二條削除 (省) 逕信第四十七號(五) 二〇五
- 新聞電報規則第六條改正 (省) 逕信第四十九號(五) 二〇六
- 明治三十四年府令第十三號(岩手川石山間海底電線經由新聞電報送受ノ件)中改正 (省) 逕信第二十七號(四) 二〇七
- 明治三十四年府令第十三號(岩手川石山間海底電線經由新聞電報送受ノ件)中改正 (省) 逕信第五十九號(七) 二〇九
- 外國電報ニ對スル制限ノ件 (省) 逕信第五號(三) 二〇八
- 外國電報ニ對スル制限ノ件中追加 (省) 逕信第九號(三) 二〇八
- 外國電報ニ對スル制限ノ件中追加 (省) 逕信第十七號(三) 二〇八
- 外國電報ニ對スル制限ノ件中改正追加 (省) 逕信第三十九號(五) 二一六
- 外國電報ニ對スル制限ノ件中追加 (省) 逕信第五十六號(七) 二一八

○本邦、在韓國本邦郵便電信局郵便間直設電報取扱規則第四條中改正 (告) 通信第百二十三號(三) 八三

○在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受借人ヨリ追徴ノ件 (告) 通信第百十八號(三) 八二

○在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受借人ヨリ追徴ノ件中改正 (告) 通信第百三十五號(四) 一四二

○帝國軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金受借人ヨリ追徴ノ件 (告) 通信第百三十六號(五) 一八四

○明治三十三年告示第百六十三號(在韓國本邦郵便局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件) 中削除 (告) 通信第百八十一號(三) 五二七

○明治三十三年告示第百六十三號(在韓國本邦郵便及電信局別便配達電報ヲ施行シ得ル地名並料金ノ件) 中追加 (告) 通信第百五十八號(四) 九七五

○在韓國軍用通信所發電報取扱規則制定韓國釜山京城仁川開軍用電信取扱規則施行 (通) 陸通第百五十八號(三) 一九二

○軍用通信所發新聞電報取扱手續 (通) 陸通第百八十六號(四) 二五八

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百四十八號(二) 二二九

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百二十一號(三) 五二八

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百四十二號(三) 五三六

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百六十六號(三) 六七二

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百八十六號(三) 六七八

○明治三十三年告示第百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名) 中追加 (告) 通信第百三十四號(三) 六九六

○北米合衆國及ニニフランド宛電報ニ關スル件 (告) 通信第百二十九號(三) 六八六

○在清國旅順口露西亞電信局私用電報ヲ取扱ハス (告) 通信第百五號(三) 五二五

○海外電報ハ烏拉日阿爾德線ヲ經テ傳送スルヲ得ス (告) 通信第百六號(三) 五二五

○露西亞電信主管局長烏拉日阿爾德間海底電信線ニ於ケル電報ヲ取扱ハス (告) 通信第百二十八號(三) 五三〇

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第百六十一號(二) 二二三

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百七十四號(三) 五二五

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百十四號(三) 五二七

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第百四十三號(三) 五二六

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百九十六號(三) 六八二

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百六十三號(四) 九七七

○外國新聞電報料金表ヲ定メ明治三十四年告示第百一十一號(同件)ヲ廢ス (告) 通信第百三十八號(六) 三三九

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第百三十一號(七) 二四三

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百三十四號(七) 二四四

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第百六十三號(二) 一九九七

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第百十二號(三) 五三八

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百二十五號(三) 五四五

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第百三十三號(三) 七〇五

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第百四十二號(三) 七〇八

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百四十六號(四) 九八七

○外國新聞電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第百五十四號(四) 九八九

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百四十六號(三) 二一七

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百七十四號(六) 三五一

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百九十六號(七) 四四五

○外國新聞電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第百四十六號(三) 二一七

○外國電報ノ本邦首尾料及本邦中繼料 (告) 通信第百三十一號(六) 三三四

○海外電報料金表中改正 (告) 通信第百三十號(三) 五三一

○海外電報料金表中改正 (告) 通信第百六十七號(三) 六七二

○外國新聞電報料金表ヲ定メ明治三十年告示第百六十七號(同件)ヲ廢ス (告) 通信第百三十七號(六) 三〇六

○外國電報料金表中改正 (告) 通信第百三十三號(七) 二四三

○外國電報料金表中追加 (告) 通信第百四十號(七) 二四三八

○外國電報料金表中改正 (告) 通信第百三十八號(八) 二五九

○外國電報料金表中改正 (告) 通信第百九十六號(九) 二六六

○外國電報料金表中改正 (告) 通信第百四十二號(九) 二六九

○外國電報料金表中追加 (告) 通信第百四十二號(九) 二七五

○外國電報料金表中追加 (告) 通信第百三十四號(一〇) 二八四七

○外國電報料金表中追加 (告) 通信第百四十七號(一〇) 二八五

○外國電報料金表中追加 (告) 通信第百五十四號(一〇) 二八五

○ 外國電報料金表中改正 (告) 逕信第四百七十一號(一)二九九九	○ 臺灣發清國牛莊三至八電報傳送方及其料金 (告) 臺灣總督府第百二十七號(一〇)一八九九
○ 外國電報料金表中追加 (告) 逕信第五百四十一號(三)三三四	○ 清國牛莊宛至急電報料金ノ件 (告) 臺灣總督府第百四十九號(三)三三七
○ 外國電報料金表中追加 (告) 逕信第五百四十七號(三)三三七	○ 電話
○ 明治三十二年告示第百六十八號(長崎上海間海底電報線經由臺灣著電報料ノ件)中改正 (告) 逕信第四百十三號(一)六七〇	○ 電話呼出規程中改正追加 (省) 逕信第三十一號(四)一四〇
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第三十二號(三)七〇四	○ 電話呼出規程中改正 (省) 逕信第六十五號(一〇)二九〇
○ 海外電報料金表中改正追加 (告) 臺灣總督府第五十一號(四)九八八	○ 特設電話加入規制中追加 (省) 逕信第六十四號(一〇)二九〇
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第八十三號(七)一四五二	○ 郵便電信、電話官署現金出納計算證明規程 (達) 會計検査院第一號(一)一六八
○ 海外電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第八十七號(七)一四五四	○ 相機國葉山一色電話所ノ電話通信區域、電話料及電話呼出料 (省) 逕信第二號(一)一六八
○ 海外電報料金表中削除 (告) 臺灣總督府第九十五號(七)一四九六	○ 明治三十年省令第三十二號(電話料ノ件)中追加 (省) 逕信第三號(一)一七
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第一號(八)一六〇三	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第四號(一)一七
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第十八號(九)一六七七	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第十一號(三)一五三
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第二十九號(一〇)一八五九	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第十五號(三)一八一
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第三十八號(一)三〇〇七	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第十六號(三)一八一
○ 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第四十八號(三)三三七	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第十九號(三)一八二
○ 明治三十四年告示第六十號(カヂツクス、ケネリツツ間海底電報線不通ノトキセネガル及カナリ勝島ニ宛テタル電報ノ經過線路料金ノ件)中改正 (告) 臺灣總督府第八十四號(七)一四五四	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第二十八號(三)一〇五
	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第三十二號(四)一四一
	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第六十六號(一〇)二九一
	○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第七十一號(三)三三八

○ 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第七十三號(三)三三九	○ 武藏國東京白金郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百三十五號(一〇)一八四七
○ 山城國嵯峨電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第六號(一)二〇九	○ 武藏國大宮郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百八十九號(三)三二九
○ 攝津國御影電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第四百一十一號(三)三三五	○ 武藏國東京兩國、赤羽、新橋、西久保、深川、高橋、内藤新宿電話所廢止 (告) 逕信第二百四十三號(三)七〇一
○ 攝津國四宮電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第五百五十一號(三)六六八	○ 越後國新津電話所設置 (告) 逕信第七十號(三)六七三
○ 攝津國須磨電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第二百四十七號(三)七〇二	○ 攝津國明石電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第六十五號(三)六七一
○ 尾張國龜崎電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第二百二十號(三)五二八	○ 筑前國若松郵便局電話加入申込書ヲ受理ス (告) 逕信第四百五十七號(一〇)一八九八
○ 尾張國一宮電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第二百三十三號(三)六六九	○ 筑前國大牟田、直方及飯塚郵便局電話加入申込書ヲ受理ス (告) 逕信第五百三十五號(三)三三八
○ 尾張國半田電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第二百三十八號(三)六九九	○ 肥前國佐世保郵便局内ニ電話所設置 (告) 逕信第六十二號(一)三三五
○ 伊豆國熱海電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第四十七號(一)二二八	○ 郵便及電信、電話局内ニ設置ノ電話所廢止 (告) 逕信第二百四十五號(三)七〇二
○ 相機國葉山一色電話所設置 (告) 逕信第十二號(一)二二〇	○ 電話通信開始ノ件 (告) 逕信第四十九號(一)二二九
○ 相機國小田原電話所電話交換業務開始 (告) 逕信第一百八十五號(三)六七八	○ 電話通信開始ノ件 (告) 逕信第六十三號(一)三二五
○ 相機國逗子郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第五百三十一號(三)三三七	○ 電話通信開始ノ件 (告) 逕信第五十五號(三)六六九
○ 武藏國熊谷及川越電話所設置 (告) 逕信第五百五十四號(三)六六九	○ 電話通信開始ノ件 (告) 逕信第七十一號(三)六七三
	○ 電話呼出地域中追加 (告) 逕信第六十四號(一)三三五
	○ 電話呼出地域中改正 (告) 逕信第八十八號(三)五二五
	○ 電話呼出地域中追加 (告) 逕信第二百二十五號(三)五二九

○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第三百九十九號(二)一九〇	○ 萬國電信條約附屬細目規則中追加 (告) 遞信第三百四十三號(七)二四〇
○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中改正 (告) 遞信第三百二十五號(六)二五〇	○ 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ヲ定 (告) 遞信第三百二十號(六)二四四
○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第三百五十二號(七)二四六	○ 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關 シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項 (告) 遞信第三百九十二號(八)一九九四
○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第三百六十九號(八)二五六	○ 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關 シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項中追加 (告) 遞信第四百七十四號(二)二〇〇一
○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第四百七十七號(九)二六六	○ 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關 シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項中改正 (告) 遞信第五百四十五號(三)二一七〇
○ 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第四百九十四號(三)三三三	○ 萬國電信條約附屬細目規則中改正 (告) 遞信第四百九十五號(三)三三三
○ 小包郵便物交換條約施行細則中改正 (告) 遞信第二百六十二號(四) 九七六	○ 臨時馬關調查委員會官制 (勅) 第二百九十九號(九) 二九七
○ 明治三十五年告示第五百四十三號(小包郵便物交換 條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事項摘要)中改正 追加 (告) 遞信第二百二十七號(三) 六九二	○ 臨時金剛調查ノタテ大藏省ニ職員ヲ置クノ件 (勅) 第二百三十三號(二) 三三三
○ 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事 項摘要中改正 (告) 遞信第二百七十五號(四) 九八六	○ 明治三十二年省令第十三號(所得調查委員定數)中改 正 (省) 大藏第五十五號(四) 二二五
○ 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事 項摘要中改正 (告) 遞信第三百二十八號(六) 二〇三〇	○ 明治三十二年省令第十三號(所得調查委員定數)中追 加 (省) 大藏第三十一號(七) 二〇八
○ 萬國電信條約附屬細目規則改正 (告) 遞信第三百十六號(六) 二〇三三	○ 海軍功績調查手續 (勅) 海軍第四十六號(三) 三三二
	○ 海軍功績調查手續中改正 (勅) 海軍第九十六號(六) 三〇三

○ 大租權調查委員會規程 (省) 第二十號(三) 三	○ 外交官領事官等臨時増員ノ件 (勅) 第二百一十一號(三) 二六三
○ 高等土地調查委員會規程第四條中追加 (省) 第三十號(四) 八	○ 外交官領事官等臨時増員ノ件中改正 (勅) 第九十八號(九) 二八六
○ 明治三十五年府令第五十號(臨時臺灣土地調查局暫 行組織規程)廢止 (省) 第二十五號(三) 五	○ 明治三十三年勅令第三百十九號(海軍特設船艇定員 ノ航海加係ニ關スル件)中追加 (勅) 第五十九號(三) 一〇五
○ 高等土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (省) 臺灣總督府第三百二十九號(二) 一〇〇八	○ 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第四百二十二號(五) 一八八
○ 高等土地調查委員會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (告) 臺灣總督府第四百一十一號(二) 一〇一八	○ 特許局ニ臨時職員増置ノ件中改正追加 (勅) 第二百一十一號(九) 二九九
○ 調停 (省) 第三十號(三) 五	○ 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅) 第九十四號(八) 二八四
○ 縣長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件 (律) 第三十號(三) 五	○ 明治三十二年省令第十三號(所得調查委員定數)中追 加 (省) 大藏第三十一號(七) 二〇八
○ 縣長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行 細則 (省) 第三十二號(四) 四	○ 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教師、醫師、 師範生及女監取締定員)中改正 (省) 司法第十一號(五) 一八一
○ 縣長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件 (省) 第三十三號(四) 四	○ 陸軍平時備員定員表中改正 (勅) 陸軍第九十四號(四) 二六八
○ 郵便ニ依リ民事訴訟調停ニ關スル件 (省) 第五十四號(七) 八	○ 陸軍平時備員定員表中改正 (勅) 陸軍第九十四號(六) 二六六
○ 印刷職員臨時増置ノ件 (勅) 第二百八號(九) 二六六	○ 陸軍平時備員定員表中改正 (省) 陸軍第六十四號(二) 四三六
○ 皇族職員中他官ヨリ兼任セシムル者ニ對シテ定員外ノ モノ (省) 宮内省第一號(二) 一	○ 戰役中賄料ノ定額附加ニ關スル件 (勅) 陸軍第七十三號(三) 二〇三

○明治三十七年度衛生病院條例ニ依ル治療費定額 (達)陸達第六十八號(三) 二〇〇	○煙草製造所間ニ於テ職工長及職工ヲ召喚スルトキ手當支給ノ件 (勅)大藏第三十九號(六) 一三二
○陸軍武官進級令及陸軍軍醫後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件 (達)陸達第三百三十六號(九) 四二〇	○戰時ニ際シ陸軍准士官以上及軍醫ニシテ乘組船舶ノ破壊又ハ沈没ノタメ被服器具ヲ失シタルトキ手當支給ノ件 (勅)第三百七十五號(六) 二二三
○上長官以上ノ進級停年半減ノ件 (達)陸達第三百七十一號(三) 四四九	○戰時ニ際シ陸軍准士官以上及軍醫ニシテ乘組船舶ノ破壊又ハ沈没ノタメ被服器具ヲ失シタルトキノ手當支給ノ件 (達)陸達第三百七十四號(六) 三〇〇
○戰地ニ在ラサル部隊ニ屬スル將校同相當官以下ノ進級停年計算方 (達)陸達第三百七十三號(三) 四四九	○戰時又ハ事變ニ際シ之ニ起因スル電線工事ニ從事スル者ニ手當支給ノ件 (勅)第三百九十六號(八) 二八七
○踏鐵及附屬品制式中改正 (達)陸達第二號(一) 九	○陸軍軍醫タル文官從軍ノタメ一定ノ服裝ヲ爲サシメタル者ニ服裝手當支給ノ件 (達)陸達第二十一號(三) 四一
○獸醫、踏鐵工免許試験規則制定踏鐵工免許試験規則及獸醫免許試験規則廢止 (省)農商務第十四號(三) 三三五	○軍人軍屬ノ戰時給及手當支給ニ關スル件 (達)陸達第八十三號(四) 二九六
○第三十八回獸醫第二十八回踏鐵工免許試験舉行地及期日 (告)農商務第六十八號(六) 二六二	○外國駐在軍軍武官手當支給規則、海軍生徒學生手當金規則、海軍下士卒手當金規則、明治二十九年勅令第二十三號(海軍將校生徒及機關生徒手當金前金渡ノ件)及同三十六年勅令第六號(艦船乘組准士官以上候補生及文官還洋ニ航海スルトキ支度手當支給ノ件)廢止 (勅)第六號(一) 一三
○煙草專賣局煙草製造所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件 (勅)第三百五十五號(五) 二〇五	○外國駐在軍軍武官手當支給規則、海軍生徒學生手當金支給細則及海軍下士卒手當金支給細則廢止 (達)海軍第三十一號(三) 一八五
○煙草製造所ノ現業ニ從事スル判任官及雇員ノ勤動手當ニ關スル件 (勅)第三百七十號(六) 二二九	○中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與細則第七條改正 (省)文部第九號(三) 七六
○煙草專賣法ニ依ル鑑定人ノ手當旅費支給方及異議中立人ノ負擔スルキ費用徴收方 (省)大藏第三十二號(七) 二〇八	
○煙草專賣所見習員手當支給規則第六條中削除 (勅)大藏第八號(三) 三三	

○中央氣象臺臨時測候技手月手當給與ニ關スル件 (省)文部第十號(三) 六六	○收入印紙ヲ以テ納ムルキ手當料種目改正 (達)府(第七十三號)二〇一〇四
○明治三十年勅令第四號(臨時輸入賦課手當金ノ件)中改正 (勅)農商務第十二號(一〇) 三三三	○收入印紙ヲ以テ納ムルキ手當料種目中改正追加 (達)府(第八十九號)二二一四九
○在外國郵便局長ニ臨時手當支給ノ件 (勅)第三百十二號(四) 一六四	○内地移出米検査手當料 (告)臺灣總督府第六六號(八) 二六〇四
○在韓國通信官署官吏戰時若ハ事變ノ際増加在勤手當給與年額表 (省)遞信第三十四號(四) 一四一	○鐵道作業用旅客列車便ニ依ル既送手荷物、小荷物死體貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其取扱手續ヲ定ム 明治三十四年告示第三百三十四號(同件)ヲ廢ス (告)遞信第四百八十八號(三) 三三三
○在韓國通信官署官吏戰時若ハ事變ノ際増加在勤手當給與年額表中追加 (省)遞信第六十一號(九) 二七五	○亞米利加
○明治三十二年勅令第二百十八號(航路標識看守月手當ノ件)中改正 (勅)第三百七十一號(六) 三二九	○日本帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ締結セル郵便爲替交換ニ關スル追加定約 (勅)六月十五日(六) 三三〇
○交通至難ノ場所ニ在勤スル航路標識看守月手當金給與細則中改正 (省)遞信第四十六號(六) 二〇五	○英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第三百三十八號(五) 一八五
○私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手當料徴收ノ件 (勅)第三百九號(四) 一六二	○英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第三百二十九號(二) 三二八
○私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手當料 (省)大藏第十號(四) 一一二	○北米合衆國及ニユーファウンドランド宛電報ニ關スル件 (告)遞信第三百九號(三) 六八六
○收入印紙ヲ以テ納ムルキ手當料種目中追加 (省)大藏第三十四號(七) 二二〇	○北米合衆國及ニユーファウンドランド電信局名ノ附號計算方適用ニ關スル件 (告)遞信第二百五十號(四) 九六七
○收入印紙ヲ以テ納ムルキ手當料種目中追加 (達)府(第三十六號)四七	○パナマ地峽運河地帯ニ發着スル通商郵便物取扱方 (告)遞信第四百二十號(九) 一六七五

〔阿片〕

○海軍阿片令施行規則中改正加除 (省)第三十九號四 五〇

サノ部

〔參謀〕

○軍事參議院議事規則 (省)海軍第四號(一) 一一

〔參謀〕

○陸軍參謀及高等官術副官補職ニ關スル件 (勅)第九十九號四 一五〇

〔產物〕

○明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物ノ贈與契約ニ依ル賣拂ニ關スル件)中追加 (勅)第十八號(三) 六〇

○明治三十二年勅令第三百八十四號(國有林野及產物賣拂代金延納ノ件)改正 (勅)第四百四十六號(五) 一九一

○國有林野及產物賣拂代金延納規則改正 (省)農商務第十一號(六) 一九七

○國有林野產物ノ贈與契約ニ依リ辨受クルコトヲ得ル重要製産品ノ製造業者及木材業者ノ資格 (省)農商務第三號(三) 八

○森林、原野及產物ノ賣渡シ又ハ賣渡シニ關シ細長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件 (省)農務第十五號(三) 一五

〔造船〕

○海軍軍醫學生、海軍學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則書式改正 (省)海軍第九號(三) 七

○造兵造船職工臨時給與規則改正 (省)海軍第六號(二) 二

○造船工務規程廢止 (省)海軍第十號(一) 四三

○海軍造兵生徒規則書式改正 (省)海軍第十號(三) 七

○海軍軍醫學生、海軍學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則書式改正 (省)海軍第九號(三) 七

○造兵造船職工臨時給與規則改正 (省)海軍第六號(二) 二

○造船工務規程廢止 (省)海軍第十號(一) 四三

○海軍工廠(需品庫)ノ修繕ノ海軍造兵廠下烟火藥製造所及海軍修理工場執務時間並職工服業時間規定中加除 (省)海軍第二十二號(三) 八〇

○造船工務規程廢止 (省)海軍第七十一號(四) 二六九

○造船工務規程廢止 (省)海軍第七十一號(四) 二六九

○造船工務規程廢止 (省)海軍第七十一號(四) 二六九

○兵器造修試驗檢査規則中改正加除 (省)海軍第二百二十七號(一〇) 四三

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第五十一號(三) 三三八

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○海軍兵器造修供給規則廢止 (省)海軍第九號(七) 七七一

○東京地方裁判所管内八王子區裁判所水川出張所登記事務停止ノ件 (省)司法第七號(三) 二七六

○東京地方裁判所管内八王子區裁判所水川出張所保存ノ登記簿等焼失ノ件 (省)司法第十二號(三) 五七五

○東京地方裁判所管内八王子區裁判所水川出張所保存ノ確定日附簿焼失ノ件 (省)司法第十三號(三) 五七六

○横濱地方裁判所管内管轄區登記簿焼失中改正 (省)司法第十六號(八) 二四二

○横濱地方裁判所管内管轄區登記簿焼失中改正 (省)司法第十六號(八) 二四二

○新瀉地方裁判所管内新瀉田支部姑ク豫許事務ヲ取扱ハス (省)司法第十七號(八) 二四二

○新瀉地方裁判所管内柏崎區裁判所中里出張所移轉改稱 (省)司法第二十二號(二) 二九九

○浦和地方裁判所管内越ヶ谷區裁判所船塢出張所保存ノ不動產登記簿焼失ノ件 (省)司法第一號(一) 七

○京都地方裁判所管内管轄區登記簿焼失中改正 (省)司法第二十九號(五) 一〇〇四

○大阪地方裁判所管内池田區裁判所東郷出張所移轉改稱 (省)司法第二十三號(三) 三三〇

○神戸地方裁判所管内管轄區登記簿焼失中改正 (省)司法第四號(三) 三四

- 神戶地方裁判所管内商業登記事務取扱部ノ件 (省)司法第五號(三) 三六
- 神戶地方裁判所管内豐岡區裁判所和田山出張所移轉 (省)司法第十三號(六) 一九四
- 神戶地方裁判所及同區裁判所移轉 (省)司法第二十一號(三) 五八六
- 神戶地方裁判所管内神戶區裁判所兵庫出張所開辦 (省)司法第四十三號(七) 二四〇七
- 德島地方裁判所管内高岡區裁判所小湊出張所改稱 (省)司法第七號(三) 三六
- 岡山地方裁判所管内勝山裁判所神湯出張所改稱 (省)司法第十四號(六) 一九四
- 岡山地方裁判所管内岡山區裁判所上田出張所及高梁區裁判所東成羽出張所改稱 (省)司法第二十四號(三) 三三〇
- 富山地方裁判所管内杉木新區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第二十七號(五) 一〇〇三
- 富山地方裁判所管内高岡區裁判所永見出張所保存ノ登記簿滅失ノ件 (省)司法第三十七號(六) 二一九
- 佐賀地方裁判所管内伊萬里區裁判所相久出張所保存ノ登記簿滅失ノ件 (省)司法第三十九號(六) 二二〇
- 佐賀地方裁判所管内武雄區裁判所小田出張所保存ノ登記簿滅失ノ件 (省)司法第四十五號(八) 二四八三
- 福岡地方裁判所管内小倉區裁判所折尾出張所設置及登記簿滅失ノ件 (省)司法第十五號(七) 三二五
- 熊本地方裁判所管内高嶺區裁判所長洲出張所保存ノ登記簿滅失ノ件 (省)司法第四十六號(八) 二四八四
- 大分地方裁判所管内竹田區裁判所市場出張所改稱 (省)司法第一號(二) 一六
- 大分地方裁判所管内中津區裁判所大島出張所保存ノ不動產登記申請書類紛失ノ件 (省)司法第十五號(三) 五七七
- 大分地方裁判所管内中津區裁判所四日市出張所保存ノ登記簿類紛失ノ件 (省)司法第三十六號(六) 二二七
- 名古屋地方裁判所管内岡崎區裁判所大沼出張所保存ノ登記簿滅失ノ件 (省)司法第二十八號(五) 一〇〇四
- 根室地方裁判所管内帶廣區裁判所保存ノ訴訟記録類焼失ノ件 (省)司法第十八號(三) 五八三
- 根室地方裁判所管内帶廣區裁判所保存ノ登記簿類焼失ノ件 (省)司法第十九號(三) 五八五
- 根室地方裁判所管内帶廣區裁判所保存ノ確定日附簿焼失ノ件 (省)司法第二十號(三) 五八六
- 仙臺地方裁判所管内古川支部姑ノ民事刑事第一審事務ノ取扱ハス (省)司法第十號(四) 二二九
- 仙臺地方裁判所管内仙臺區裁判所登子出張所保存ノ公證簿滅失ノ件 (省)司法第五十五號(三) 三〇六七
- 福島地方裁判所管内田島區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第二十五號(四) 七三六
- 山形地方裁判所管内北井區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第二十六號(四) 七三六

- 盛岡地方裁判所管内盛岡區裁判所沼宮内出張所保存ノ登記簿類焼失ノ件 (省)司法第三十八號(六) 二二〇
- 秋田地方裁判所管内花輪區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第二十三號(四) 七三五
- 秋田地方裁判所管内能代區裁判所澤目出張所保存ノ登記簿類焼失ノ件 (省)司法第三十二號(六) 二二四
- 秋田地方裁判所管内能代區裁判所澤目出張所保存ノ登記簿類焼失ノ件 (省)司法第三十五號(六) 二二四
- 松江地方裁判所管内西郷支部姑ノ裁判事務ノ取扱ハス (省)司法第六號(三) 三六
- 松江地方裁判所管内西郷區裁判所美田出張所改稱 (省)司法第八號(三) 七四
- 松江地方裁判所管内益田區裁判所落合出張所移轉改稱 (省)司法第二十號(九) 二六七
- 明治三十七年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一
- 明治三十七年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 三
- 明治三十七年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充ノ得ルノ數額 (勅)第百二號(四) 一五三
- 非常特別稅法ニ依ル歳入歳出豫算明細規程 (達)會計検査院第四號(八) 四〇六
- 明治三十七年度歳入科目表 (訓)内務第八號(四) 七七
- 明治三十七年度歳出科目表 (訓)内務第九號(四) 七六
- 明治三十六年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第一號(二) 一
- 明治三十六年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四號(三) 二八
- 明治三十七年度歳入科目表 (訓)大藏第十一號(三) 五八
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第十二號(四) 七九
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十三號(四) 九三
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十七號(四) 九四
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十九號(四) 九五
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十號(七) 一四一
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十四號(八) 一四九
- 明治三十七年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十五號(九) 一五三
- 煙草專賣局作業歳入ノ納付種類ニ關スル件 (省)大藏第二十一號(六) 一八七
- 收入官吏歳入歳出外現金出納ノ職務兼掌ノ件 (訓)大藏第三號(二) 二